

民生病院常任委員会

日 時 令和3年12月17日(金)午前10時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(10件)

- (1) 議案第65号 令和3年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第66号 令和3年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第67号 令和3年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第70号 令和3年度射水市病院事業会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第72号 射水市国民健康保険条例の一部改正について
- (6) 議案第73号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第77号 不動産の処分について
- (8) 議案第78号 指定管理者の指定について(射水市陶房「匠の里」)
- (9) 議案第79号 指定管理者の指定について(射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館)
- (10) 議案第80号 指定管理者の指定について(射水市新湊交流会館)

2 報告事項（9件）

- (1) 第2次射水市男女共同参画基本計画の見直しについて
(市民生活部 地域振興・文化課 資料1)
- (2) 市内文化施設における公共施設予約管理システムの導入について
(市民生活部 地域振興・文化課 資料2)
- (3) 休日窓口の見直しについて(案)
(市民生活部 市民課 資料1)
- (4) 越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想(素案)の概要について
(市民生活部 生活安全課 資料1)
- (5) 第2次射水市一般廃棄物処理基本計画見直しについて
(市民生活部 環境課 資料1)
- (6) 新湊東地域包括支援センターの運営法人の変更について
(福祉保健部 地域福祉課 資料1)
- (7) 射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業のスケジュール変更について
(福祉保健部 地域福祉課 資料2)
- (8) 市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について
(福祉保健部 保健センター 資料1)
- (9) 新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況について
(福祉保健部 保健センター 資料2)

3 その他

第2次射水市男女共同参画基本計画の見直しについて

1 計画見直しの背景

第2次射水市男女共同参画基本計画の策定から5年が経過するに当たり、その間、国では第5次男女共同参画基本計画が策定され、県では富山県民男女共同参画基本計画(第4次)が策定された。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)では、市町村における基本計画策定が努力義務化されている。

2 これまでの経過

年月日	内容
令和2年8月27日 ～9月23日	第2次射水市男女共同参画基本計画見直しに係る市民意識調査の実施
令和3年2月25日	令和2年度第1回射水市男女共同参画審議会(市民意識調査の集計結果報告)
令和3年8月3日 ～11月9日	射水市男女共同参画庁内推進会議幹事会において素案の検討

3 計画見直しのポイント

(1) ジェンダー平等の実現

・SDGsの5つ目の目標として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられた。

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消

・国の第5次男女共同参画基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や男性の家事・育児・介護参画の促進、防災における男女共同参画の視点への対応が重要な取組事項とされた。

(3) LGB T Q等への理解促進

・性的指向・性自認(性同一性)等への理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりが重要とされている。

(4) 射水市DV防止基本計画としての位置付け

・DV防止法第2条の3第3項では、「市町村基本計画」を定めるよう努めるものとしている。

(5) 数値の見直し

・第2次射水市男女共同参画基本計画策定から5年経過したことにより、市の現状(人口、世帯構成、少子・高齢化に関する状況、就業状況) 市民意識調査の数値の修正を行う。

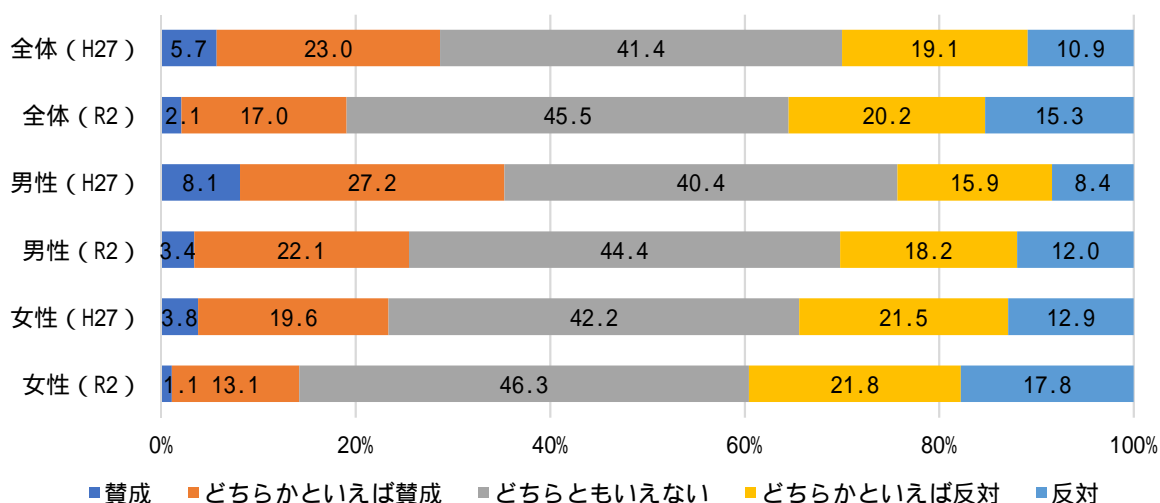
4 主な見直し箇所

(1) 令和2年度の市民意識調査結果の反映

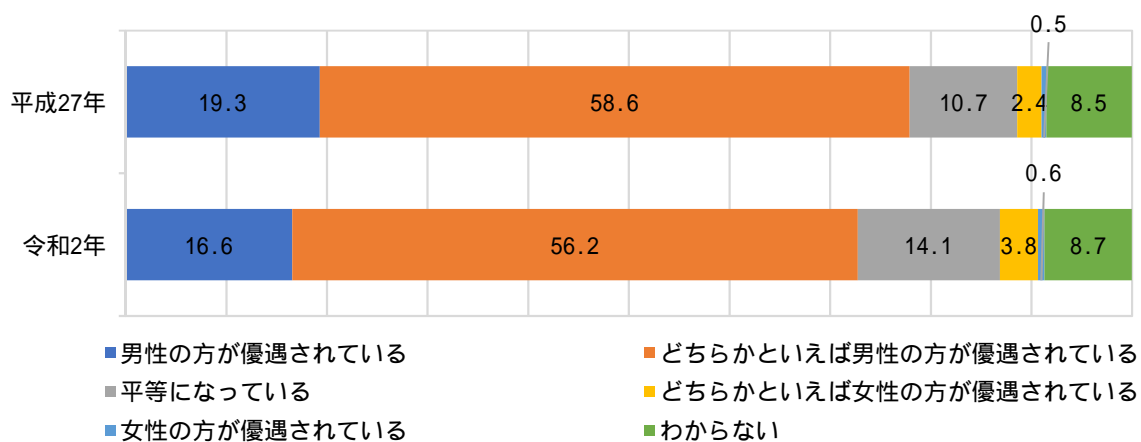
市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」といった考え方については、反対の割合が多くなっているものの、まだまだ社会全体では性別による固定的な役割分担意識は根強く存在していることが分かり、引き続き男女共同参画に関する意識調査や教育・学習の推進を図っていく。

【素案P11～14、P22、P25、P31、P34～35に該当部掲載】

「男は仕事、女は家庭」という考え方



< 社会全体では >



(2) 射水市DV防止計画の位置付け

DV防止法第2条の3第3項では、「市町村基本計画」を定めるよう努めるものとしており、見直しに当たって本計画を射水市DV防止計画として位置付けることとする。

【素案P17、P20、P24～26に該当部掲載】

(3) お互いの性の尊重

国際的なジェンダー平等への動きや、国での多様性を尊重する環境づくりに伴い、施策の方向として、お互いの性の尊重の項目を新たに追加する。

【素案P20、P23～24に該当部掲載】

(4) 防災における女性の参画推進

防災における男女共同参画の視点を取り入れるため、具体的施策として、女性防災士の増員や避難所運営における性別によるニーズの違いを配慮した環境整備、男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練を追加する。【素案P30に該当部掲載】

(5) 仕事と生活の調和のとれた社会の推進

雇用環境の整備に向け、具体的施策として、性別にかかわらず、豊かな生活を送ることができるよう、働きやすい職場環境づくりの啓発についての取組を追加する。

【素案P33に該当部掲載】

5 今後のスケジュール

年 月	内 容
令和3年11月	第1回射水市男女共同参画審議会（素案の検討）
12月	12月市議会定例会にて素案の説明 パブリックコメントの実施（12月1日～12月21日）
令和4年 2月	第2回射水市男女共同参画審議会（第1回審議会、パブリックコメントの意見を反映した見直し案の検討）
3月	3月市議会定例会にて説明 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）の策定

第2次射水市男女共同参画基本計画改訂版

(素案)

下線部は今回の見直しで追記・修正する箇所です。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、国際社会の取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野で依然として残っており、そのことが様々な場面で、一人ひとりの個性と能力を発揮することや活動の広がりを妨げる要因となります。

また、少子・高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、高度情報化等の社会経済情勢の急激な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力のある社会を築いていく上においても、男女が性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮でき、共に社会を支えていく男女共同参画の実現が求められています。

平成17年11月、1市3町1村の合併により誕生した本市では、男女共同参画社会の形成に向けた旧市町村の取組を踏まえ、平成18年12月に「射水市男女共同参画推進条例」を公布し、男女共同参画社会の実現に向けての市の基本姿勢を定めました。

この「射水市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、平成19年4月には、「射水市男女共同参画基本計画」、平成29年4月には「第2次射水市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的かつ長期的に男女共同参画に関する施策を推進してきました。

本市の男女共同参画は、現行計画を基に進めてきましたが、「第2次射水市男女共同参画基本計画」の策定から5年経過したことを受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づく市町村計画を一体的に策定するとともに、社会情勢の変化に対応するため計画内容の見直しを行い、計画最終年度に当たる令和8年度までの取組を定めました。

第2章 計画策定の背景

1 前基本計画策定後の主な動き

(1) 世界の動き

年	取組内容	備考
2010年 (平成22年)	「北京 + 15 記念会合」の開催	1995年(平成7年)の第4回世界女性会議から15年目の節目を記念し、「北京宣言及び行動綱領」など、これまでの取組の評価や今後の一層の取組強化について、宣言と決議が採択された。
2011年 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」の発足	世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合することを目的として発足
<u>2015年 (平成27年)</u>	<u>「北京 + 20」記念会合の開催</u>	<u>1995年(平成7年)の第4回世界女性会議から20年目の節目を記念し、「北京宣言及び行動綱領」など、これまでの取組の評価や今後の一層の取組強化について、宣言と決議が採択された。</u>
	<u>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択</u>	<u>「誰一人取り残さない」社会を目指し、持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標の5つ目に「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられた。</u>

(2) 国内の動き

国の動き

年	取組内容	備考
平成18年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」の改正	性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれた。
平成19年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定	
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の改正	市町村における基本計画策定が努力義務化され、市町村の役割の明確化、対応の強化が求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれた。
平成20年	「女性の参画加速プログラム」が決定	仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実及び意識改革の3つの取組を一体的に進めることが示された。
	「次世代育成支援対策推進法」の改正	一般事業主行動計画策定の義務付け対象が、労働者数101人以上の企業に拡大された。
平成21年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の改正	子の看護休暇制度の拡充や、パパ・ママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の取得可能期間の延長)など、様々な施策が盛り込まれた。
平成22年	「第3次男女共同参画基本計画」の策定	<p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設 ・実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定 ・2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進 ・女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調
平成25年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正	生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)相手からの暴力及びその被害者についても、同

		法が準用されることになった。
平成27年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立	国・地方公共団体、301人以上労働者を雇用する民間企業は、当該団体の女性の活躍に関する状況把握・課題分析や行動計画の策定・公表などを行うことが義務付けられた。
	「第4次男女共同参画基本計画」の策定	<p>< 強調している視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる分野における女性の活躍 安全・安心な暮らしの実現 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 推進体制の整備・強化
平成28年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	介護休業の分割取得や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント）対策の事業主への義務付けなどが盛り込まれた。
平成30年	<u>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布</u>	<u>時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得及び正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されることになった。</u>
	<u>「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の公布</u>	<u>国や地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされた。</u>
令和元年	<u>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正</u>	<u>令和4年4月から一般事業主行動計画の策定及び情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されることになった。</u>
	<u>「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正</u>	<u>事業主に対し、職場におけるパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられた。パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報等について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することも挙げられている。</u>

	<u>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正</u>	<u>児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力被害者の保護対策を強化するため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。</u>
<u>令和2年</u>	<u>「第5次男女共同参画基本計画」の策定</u>	<u><目指すべき社会></u> <u>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会</u> <u>男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</u> <u>仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</u> <u>あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と強調する社会</u>
<u>令和3年</u>	<u>「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の公布</u>	<u>政党等への取組項目の例示として、セクハラ・マタハラ等への対策などの明記のほか、国・地方公共団体へは、施策の強化として、家庭生活との両立支援のための体制整備や、セクハラ・マタハラ等への対応などが明記された。</u>

県の動き

年	取組内容	備考
平成21年	「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（子育て支援・少子化対策条例）」の策定	
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）（富山県DV対策基本計画）」の策定	市町村の主体的な取組促進や若年層に対する予防啓発の強化などが強調された。

平成22年	「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン～子どもの笑顔輝く未来へ～」の策定	
平成24年	「富山県民男女共同参画計画（第3次）」の策定	女性の活躍の促進による経済社会の活性化や仕事と生活の調和、子ども・子育て支援施策との連携などが特に重要視された。
平成27年	「かがやけ とやまっ子 みらいプラン～みんなの希望がかない 子どもの笑顔あふれる未来へ～」の策定	
平成28年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）（富山県DV対策基本計画）」の策定	DV防止法の改正や、配偶者からの暴力被害の現状を踏まえ、第3次計画を策定
平成30年	<u>「富山県男女共同参画計画（第4次）」の策定</u>	<u>あらゆる分野における女性の活躍や、安全・安心な暮らしの実現などが特に重要視された。</u>
令和元年	<u>「富山県農山漁村女性活躍プラン」の策定</u>	
令和2年	<u>「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直し</u>	<u>新たな人権課題として「性的指向、性自認」が重要課題に追加された。</u>
令和3年	<u>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）（富山県DV対策基本計画）」の策定</u>	<u>DV防止法の改正やDV被害者の現状などを踏まえ、第4次計画を策定</u>

2 射水市の現状

(1) 射水市の取組

射水市では、平成 19 年に射水市男女共同参画基本計画（男女きらめきプラン）、平成 29 年には、第 2 次射水市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、計画に掲げた施策を着実に推進してきました。

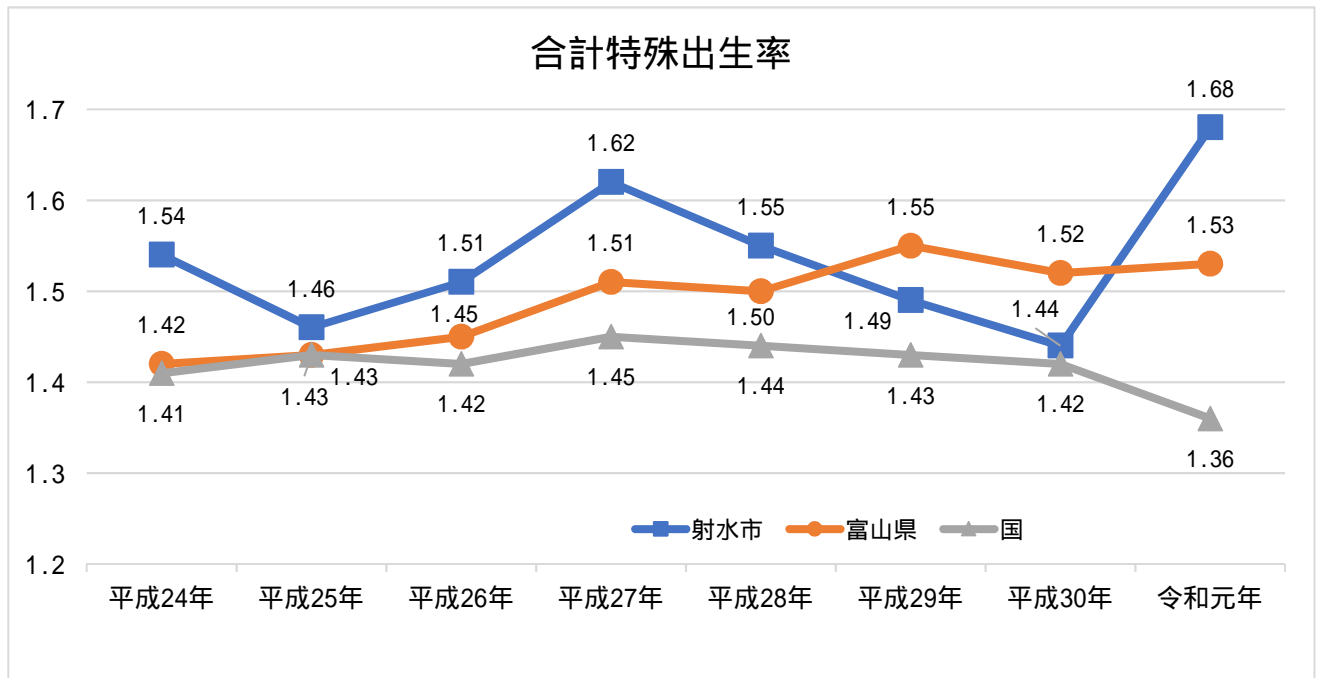
また、平成 28 年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）を踏まえ、射水市に勤務する女性職員の活躍等を実現するための取組をまとめた、「射水市特定事業主行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定しました。

さらに令和元年の女性活躍推進法の一部改正を踏まえ、令和 2 年に行動計画を見直しました。

(2) 射水市の現状

出生の動向

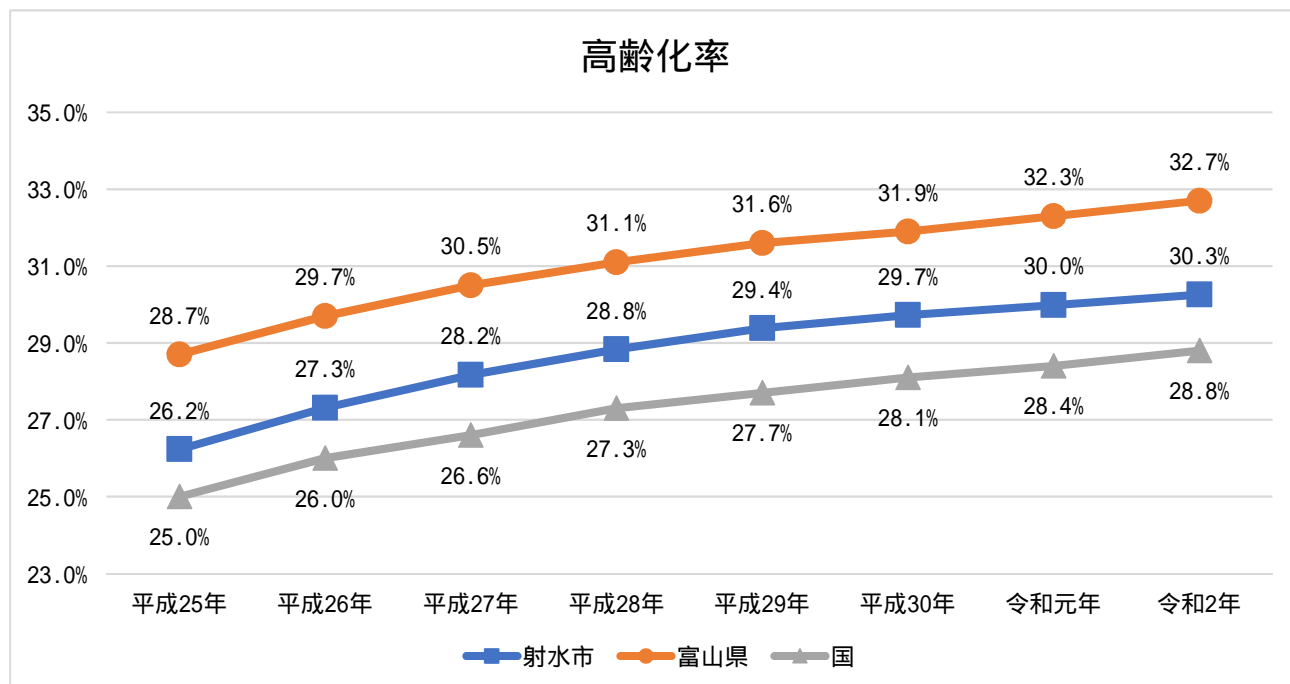
女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、国や県よりも高い数値で推移してきました。平成 29 年、平成 30 年には県の数値を下回りましたが、令和元年には 1.68 と県の数値を上回りました。



（参考：人口動態統計）

少子・高齢化の進行

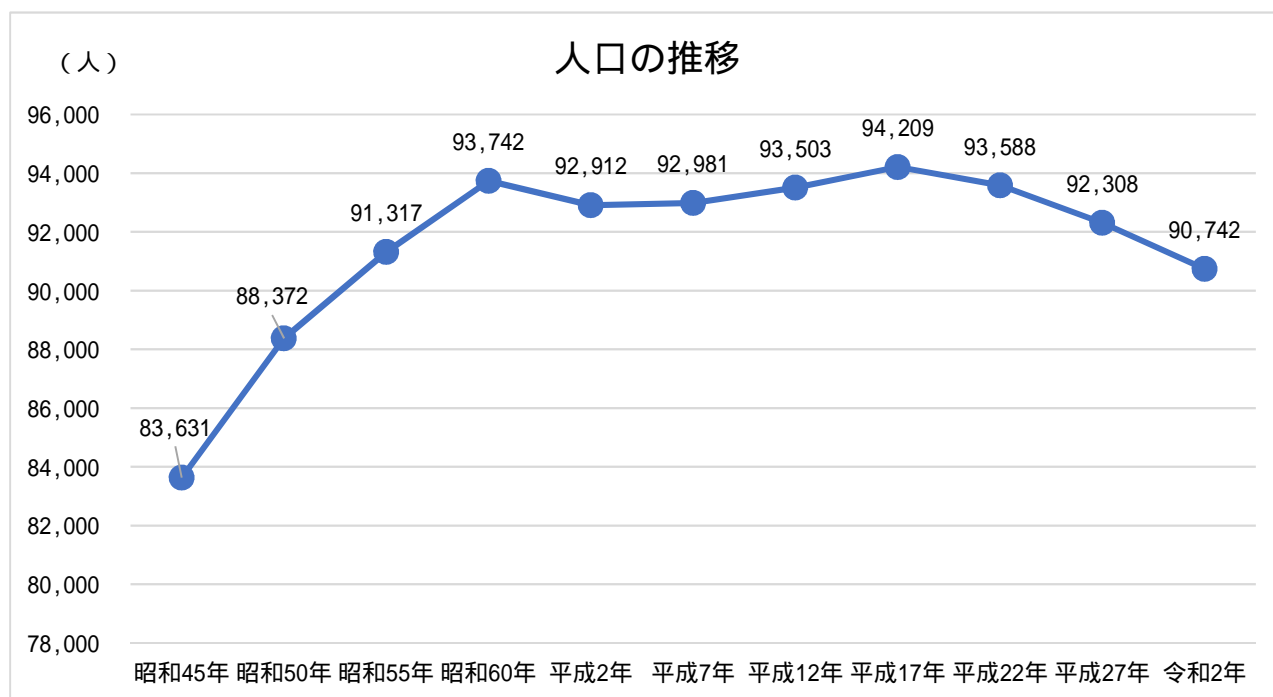
少子化等の影響により、人口に占める高齢者の割合が年々増加しており、射水市の高齢化率（65歳以上）は30.3%（令和2年10月1日現在）と、国や県と同様、高い数値で推移しています。



（資料：総務省統計局人口推計、県人口移動調査、住民基本台帳登録人口）

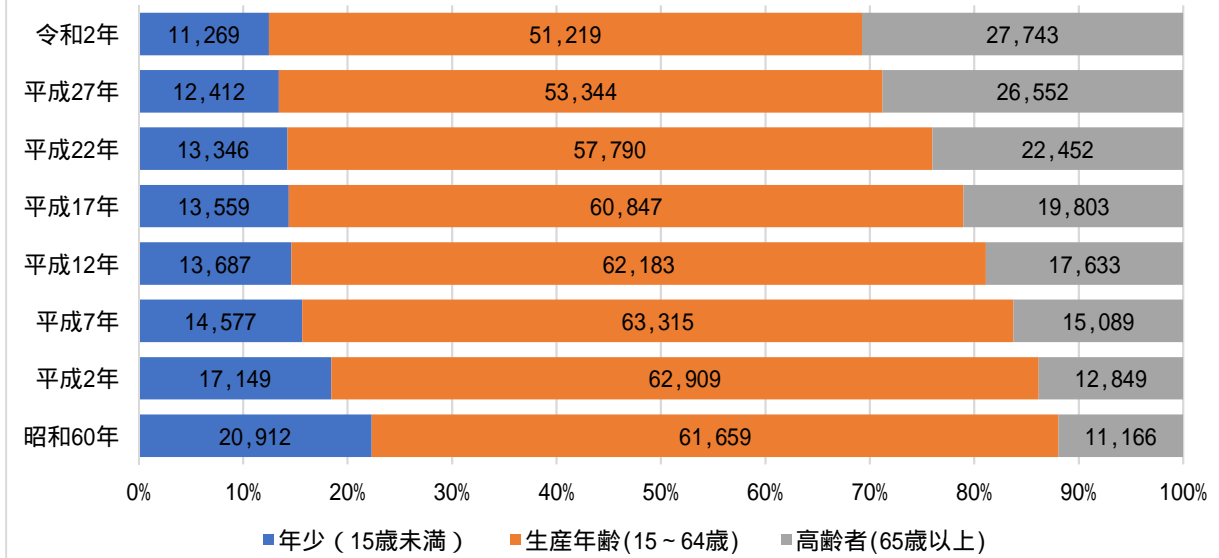
人口の減少

射水市の総人口（令和2年国勢調査）は、90,742人となっており、前回調査（平成27年国勢調査）より1,566人減少しました。



（資料：国勢調査）

年齢3区分別人口

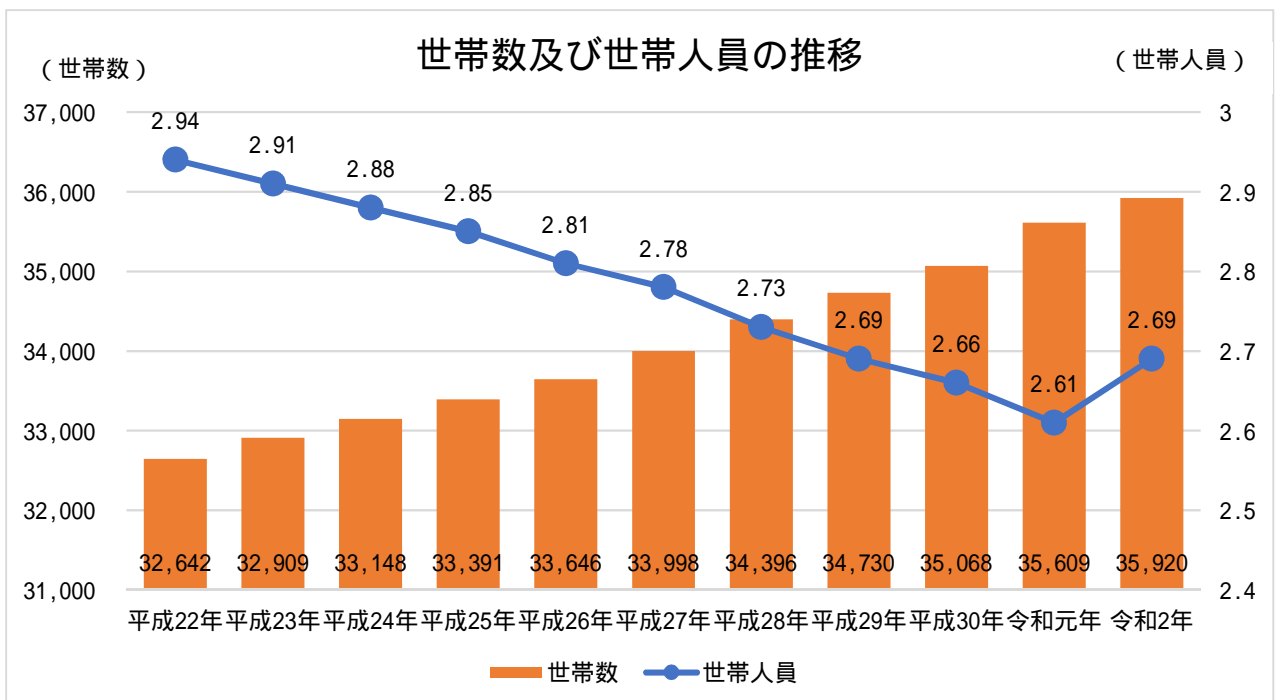


(資料:国勢調査)

世帯構成

世帯数は年々増加傾向にあります。1世帯当たりの世帯人員は令和2年には、0.08人増加したものの、平成22年と比較すると0.25人減少しています。

世帯の家族類型が小規模化していること背景には、ひとり親世帯や単身世帯の増加等、家族形態の変化が影響しています。

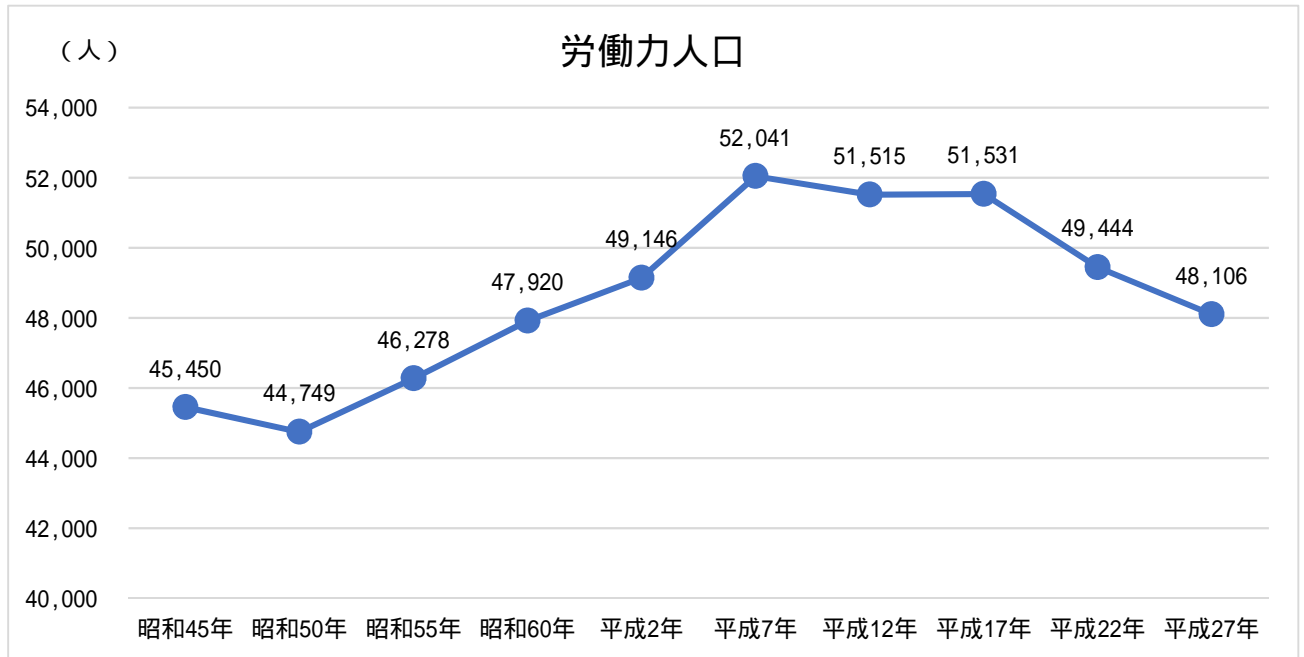


(資料:住民基本台帳登録人口)

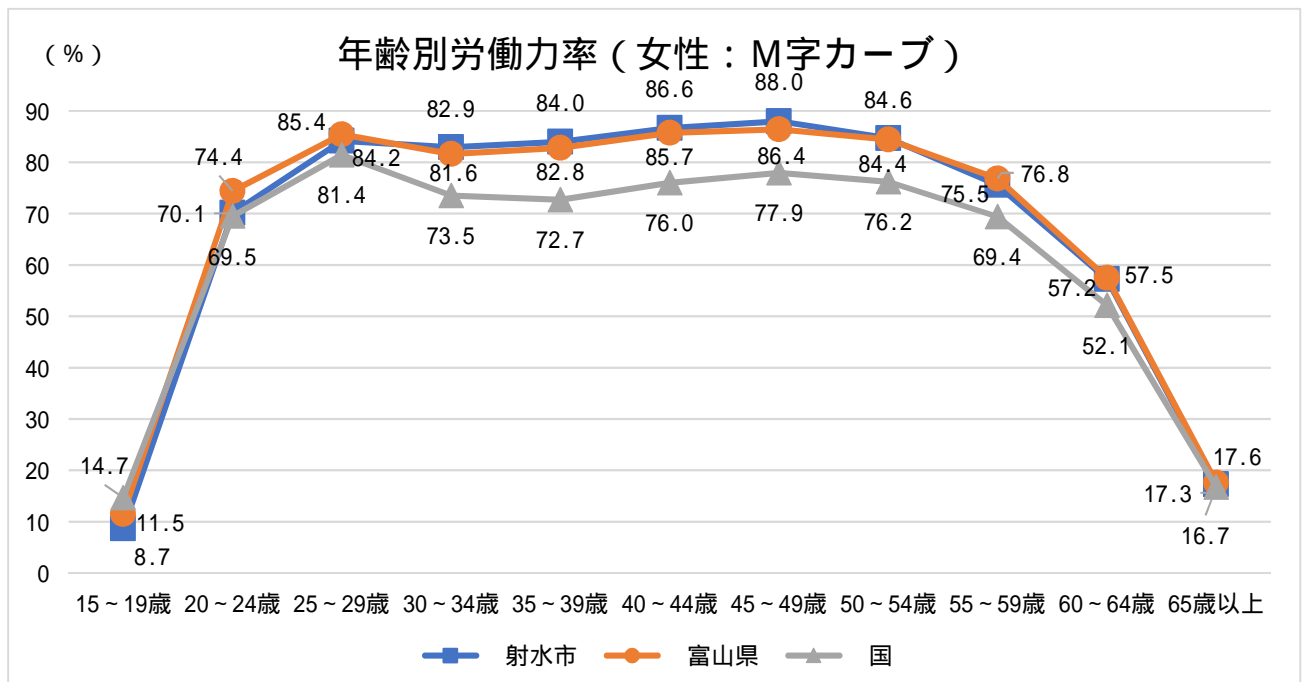
就業状況

射水市の労働力人口（15歳以上）は平成7年をピークに減少に転じ、その後横ばい状態で推移していましたが、平成27年国勢調査では、前回調査より 1,338人減少しました。

日本における女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し年齢別労働力率はM字型の曲線になりますが、射水市の調査結果は富山県の調査結果と同様に、国に比べてM字のくぼみが小さくなっています。



(資料：国勢調査)



(資料：平成27年国勢調査)

3 市民意識調査

(1) 意識調査の概要

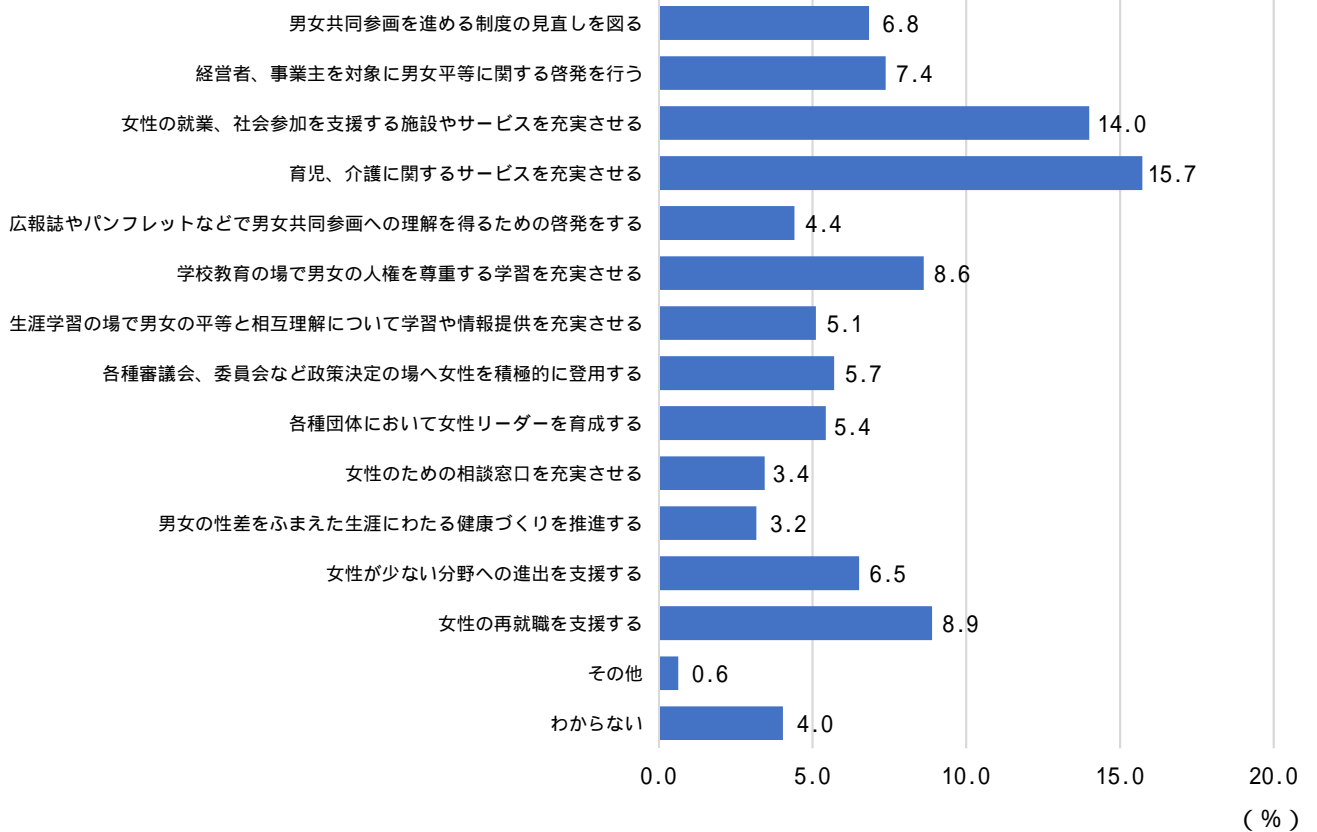
調査地域	射水市全域
調査対象	射水市に居住する 18 歳以上の住民合計 2,000 人
調査期間	<u>令和 2 年 8 月 27 日 ~ 9 月 23 日</u>
回収数 (率)	<u>841 人</u> (回収率 <u>42.1%</u>)

集計にあたっては、それぞれの設問に対して回答がなされている票数を母数としています。集計表の構成比は四捨五入した結果を表示しているため、合計が100にならない場合があります。

男女共同参画の推進のために行政が力を入れるべきこと

男女共同参画を推進していくために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと考えますか。あてはまるものを3つまで選んでください。

「育児、介護に関するサービスを充実させる」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる」について、それぞれ 15.7%、14.0%と多くの人が回答しました。



男女平等意識

あなたは次の各分野で男女の地位は平等になっていると考えますか。

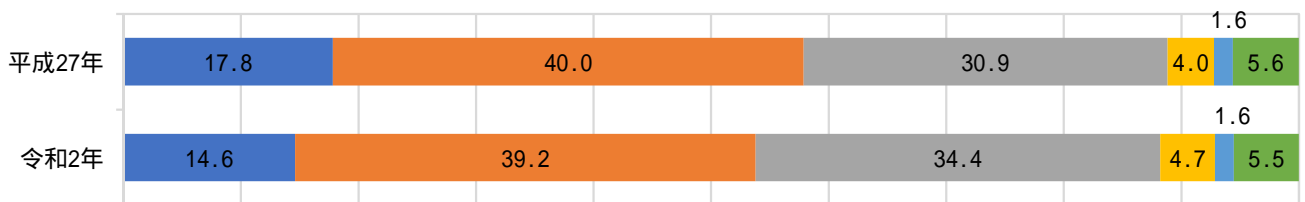
男女の地位の平等意識について家庭や職場など7つの分野ごとに聞いたところ、「平等になっている」と答えた人の割合は、「家庭」で 34.4%、「職場」で 27.6%、「学校教育の場」で 49.7%、「地域活動の場」で 28.0%、「法律や制度」で 32.4%、「政治の場」で 10.8%、「慣習・しきたり」で 10.3%となっています。7つの分野の他に「社会全体」としての男女の平等を感じていると答えた人の割合は、14.1%でした。

これにより、「学校教育の場」など、一部で男女平等が進んでいることがわかりますが、社会全体的には男性が優遇されていると感じている人が多いことが認識できます。

- 男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- 女性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

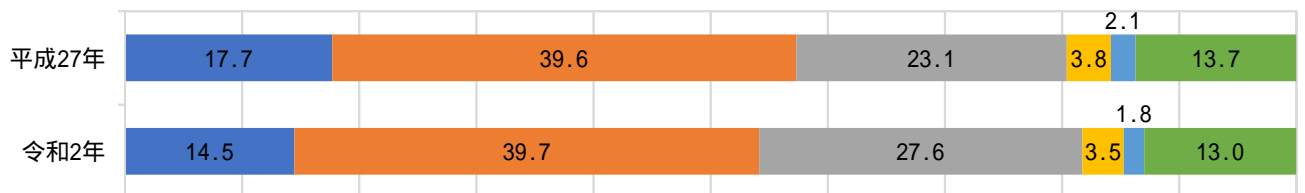
<家庭で>

(%)



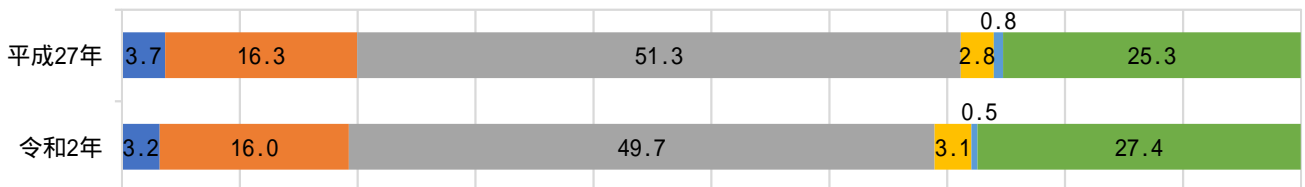
<職場で>

(%)



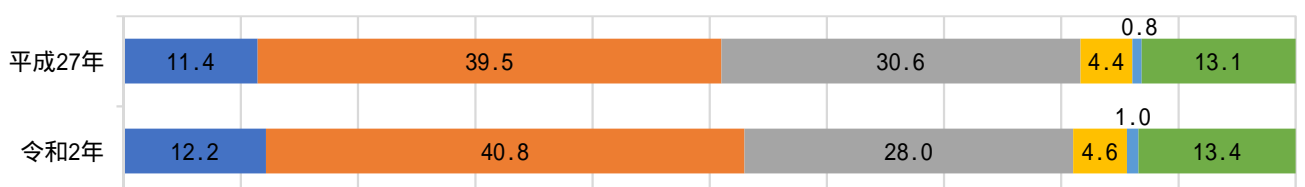
<学校教育の場で>

(%)



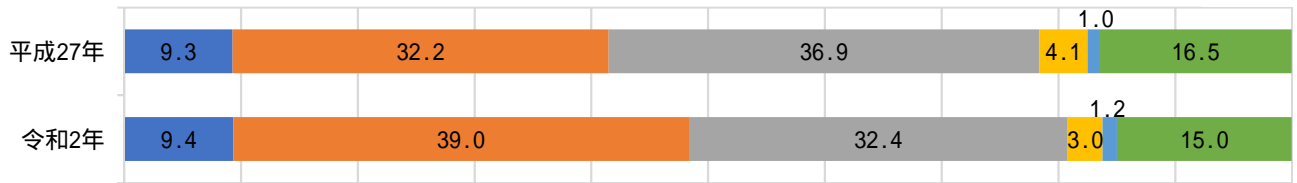
<地域活動の場で>

(%)



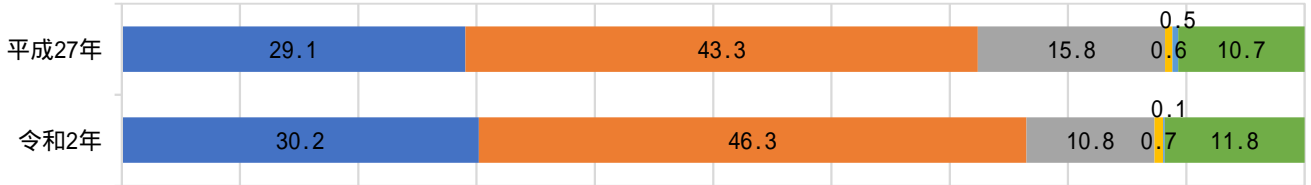
< 法律や制度上では >

(%)



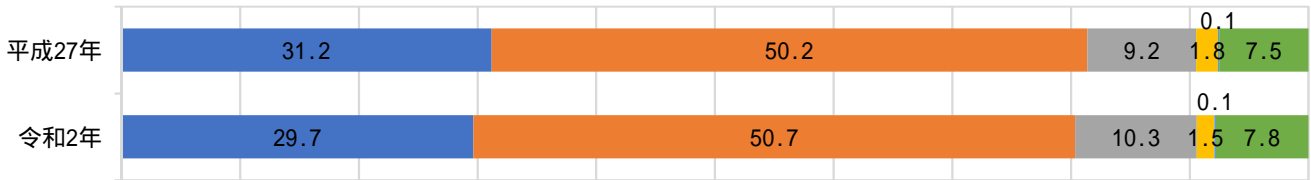
< 政治の場では >

(%)



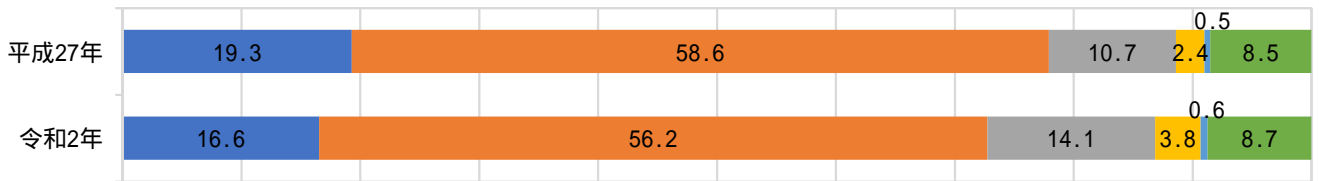
< 慣習・しきたりでは >

(%)



< 社会全体では >

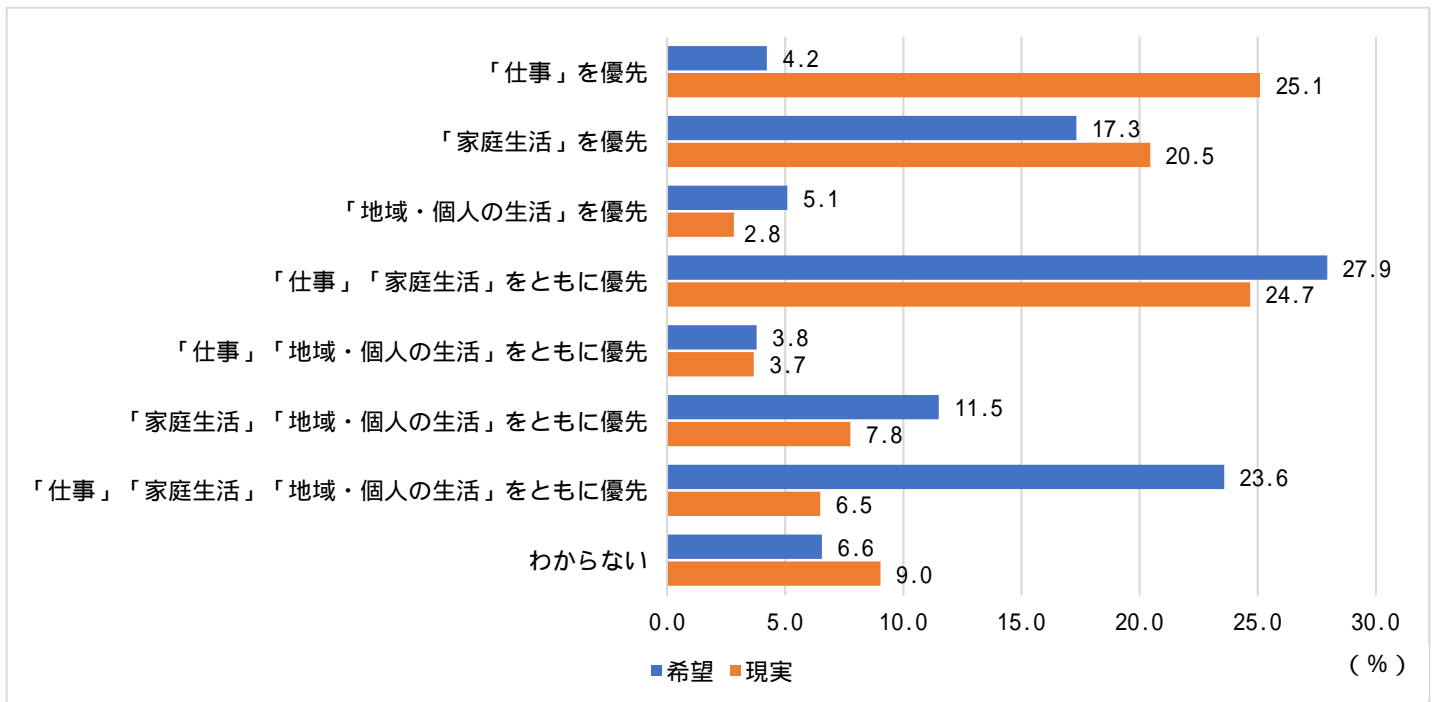
(%)



ワーク・ライフ・バランス

生活の中で、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望に最も近いもの、あなたの現実(現状)に最も近いものを、それぞれ一つ選んでください。

「仕事」を優先と答えた人の割合は、『希望』では 4.2% となっていますが、『現実』では 25.1% と最も高くなっています。一方、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先と答えた人の割合は、『希望』では 23.6% と高くなっていますが、『現実』では 6.5% にとどまっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画は、「射水市男女共同参画推進条例」に基づいて、次の6つの理念を掲げています。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と就労を含む社会活動との両立

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。

(6) 国際社会との協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

<人権を尊重した男女共同参画の意識づくり>

男女共同参画社会の形成には、男性も女性も性別にとらわれず、一人ひとりかけがえない存在として尊重され、自分らしさを大切にしたい生き方ができることが重要です。

私たちの意識や慣行に見られる男女の固定的な性別役割分担意識や人権侵害となる社会のあらゆる暴力の問題は、男女共同参画社会の形成を妨げるものです。

このようなことから、人権の尊重を基盤に男女が互いに認め合い、尊重し合う意識を育むことが大切であり、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる分野で男女共同参画意識の醸成を図ります。

<あらゆる分野への男女共同参画の促進>

豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が社会の対等なパートナーとして、その個性と能力をまちづくりや社会活動に生かすことが大切です。

とりわけ、政策方針決定の場への女性の登用は、新たな視点での問題提起が期待されることなど、国際的な側面からも重要視されていることから、積極的に働きかけていきます。また、雇用や就労においては、平成27年度に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にのっとり、均等な機会と待遇の確保を図り、女性にとっても男性にとっても働きやすい労働条件、就業支援を進めます。

さらに、国際社会との協調の観点からも国際理解や国際交流を深め、在住外国人にも男女共同参画社会形成への理解を深めていきます。

<健康でいきいきと暮らせる環境整備>

一人ひとりが能力を発揮し、あらゆる分野において活躍し、その社会的責任を果たしていくためには、心身ともに健康であることが前提となります。特に、女性は妊娠・出産をする可能性があることから、男性と異なる健康上の問題に直面します。

こうした問題を踏まえ、女性のライフサイクルに応じた健康支援の充実を図ります。

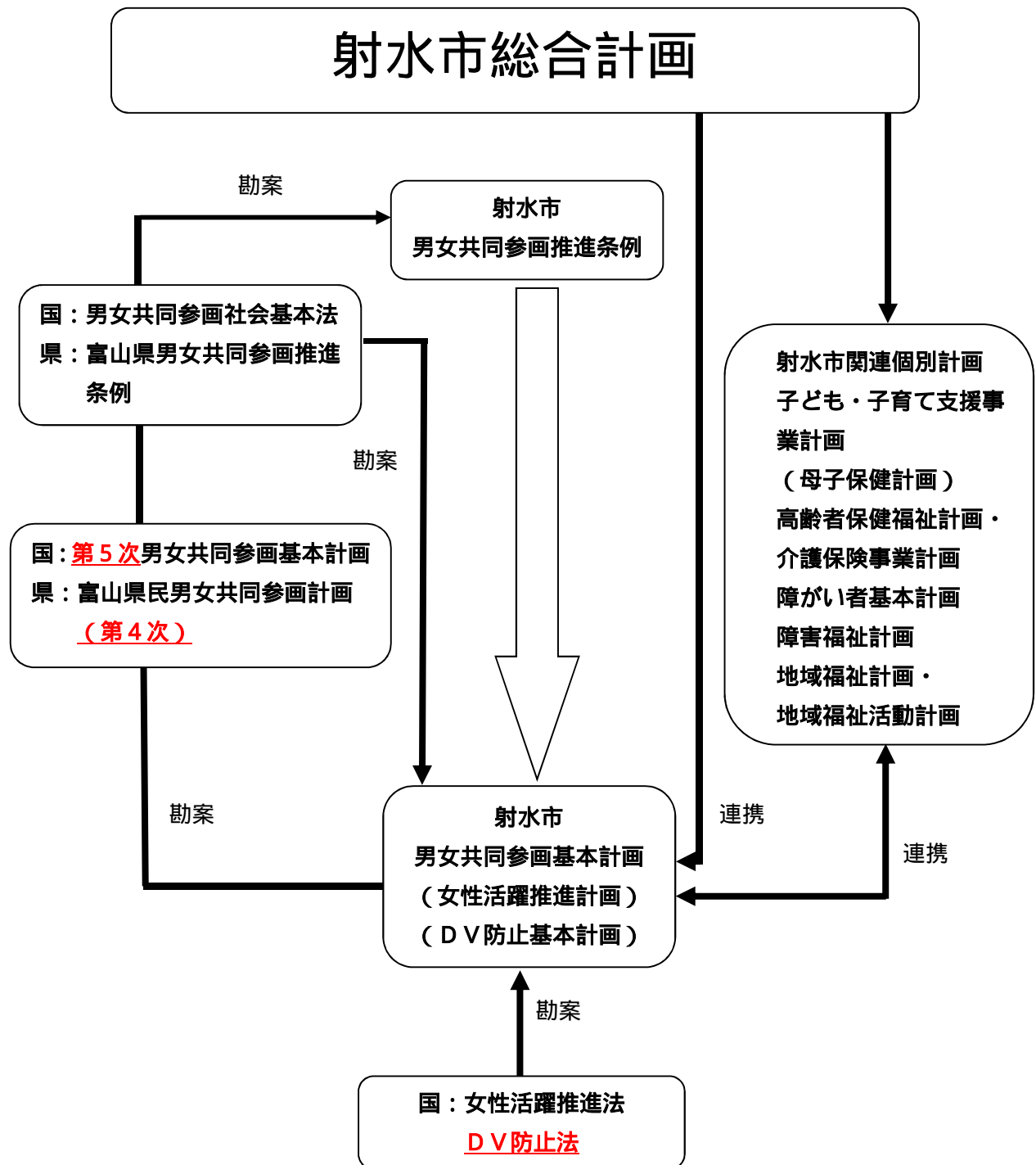
少子・高齢化が進展する中、行政が男女共同参画社会の形成に向けて取り組まなければいけないことは、育児・介護に関するサービスの充実です。男女が家庭生活と社会活動の両立を図る上でも、育児・介護に関して家庭や地域で支え合うことはもちろんのこと、社会的支援の充実にも努めます。

また、高齢期の男女がいきいきと暮らすことができるよう、介護予防の視点を取り入れた生きがい対策を講じるほか、障がいのある方に対して、社会参加を促す自立支援策を実施するなど、市民一人ひとりが元気に過ごせる環境づくりに努めます。

3 計画の位置付け

この計画は、条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ長期的に実施するための基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けています。

あわせて、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」及び DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。



4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
ただし、社会情勢の変化や法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の目指す姿

男女共同参画社会は、計画の基本理念に基づき、市、市民、事業者等が主体的にその役割を理解し、協働して取り組むことで実現するものです。

そこで、男女が家庭、職場、学校、地域等の社会のあらゆる分野で、それぞれの個性や能力を十分に発揮して、喜びと責任を担いながら、いきいきと暮らしている社会の姿を描き、男女共同参画を推進します。

<家庭では>

- ・仕事と家庭が両立し、家事、育児、介護等を男性も女性も家族みんなが分担し、喜びも責任も分かち合っています。
- ・男女という性別にとらわれず、「その人らしさ」を大切にしながら、個性を重視した家庭が営まれています。
- ・家庭内で暴力のない明るい家庭が営まれています。

<職場では>

- ・募集・採用や昇進・配置、賃金等で男女格差が解消され、個性、能力、意欲等が、十分に発揮されています。
- ・家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間が確保され、男女がゆとりと充実感を持って働いています。
- ・母性保護をはじめ男女の健康管理が配慮されています。

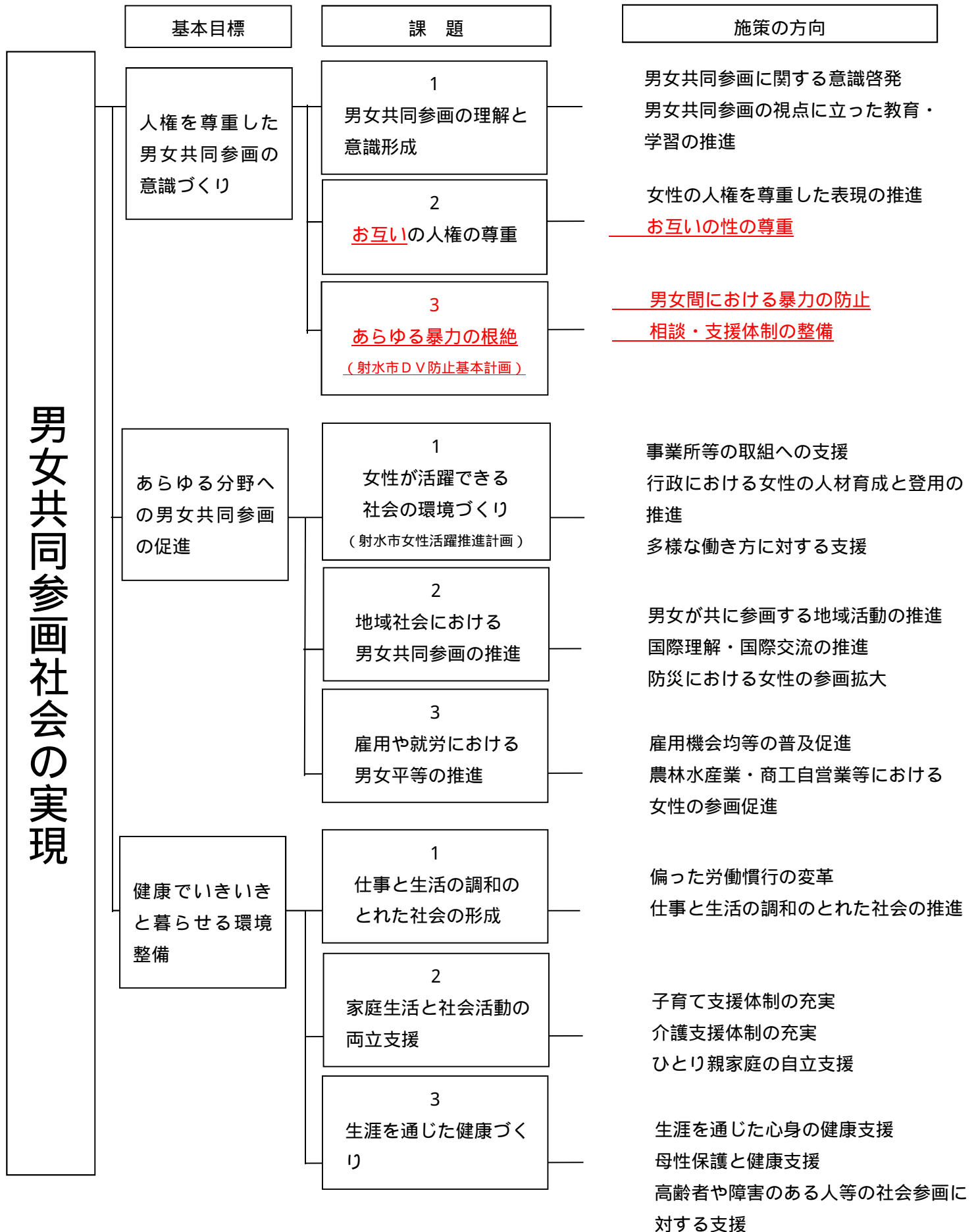
<学校では>

- ・男女という性別にとらわれず、個性と思いやりのある子どもたちが育っています。
- ・進学や就職等、個人の適性を尊重した指導がなされています。

<地域では>

- ・地域における様々な企画や方針決定の場に女性の参画が進み、男女ともに豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・地域における性別による固定的な役割分担に基づく、慣習やしきたりが見直され、男性も女性もそれぞれの行動や考え方が尊重されています。
- ・男女が、ボランティアやサークル活動、NPO活動等地域活動に積極的に参画しています。
- ・子育てや介護等の社会的支援が充実し、女性が社会参画しやすい環境になっています。
- ・高齢者も知識や経験を生かし、積極的に地域の社会活動や文化活動に参画しています。
- ・災害時に備え、防災・復興に関する意思決定の場に女性もリーダーとして参画しています。

第4章 計画の体系



男女共同参画社会の実現

第5章 計画の内容

基本目標 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

【課題1 男女共同参画の理解と意識形成】

<現状と課題>

男女が互いに認め合い、尊重し合うことのできる社会を実現するためには、多様な個性を認め、性別による固定的な役割分担意識を改める等、人権の尊重を基盤とした男女平等意識を育むことが大切です。

令和2年8月に実施した「第2次射水市男女共同参画基本計画見直しに係る市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、平成27年度の調査と比較すると、反対の割合が多くなっています。

家庭・職場など様々な場における男女の地位の平等意識でも、「平等になっている」と答えた人の割合は、平成27年度の調査と比較すると家庭において3.5ポイント、職場において4.5ポイント上昇しているなど、少しずつ平等意識が上昇していることが分かりました。

それに対し、地域では「平等になっている」と答えた人の割合は2.6ポイント減少、政治の場では5.0ポイント減少しており、男女の地位の不平等感が未だ根強く存在していることが分かります。

このような意識の結果は、社会における活動の中で、女性の主体的な生き方や多様な選択を阻み、その能力を発揮する機会も妨げるなど、社会の活力を阻害する要因にもなります。

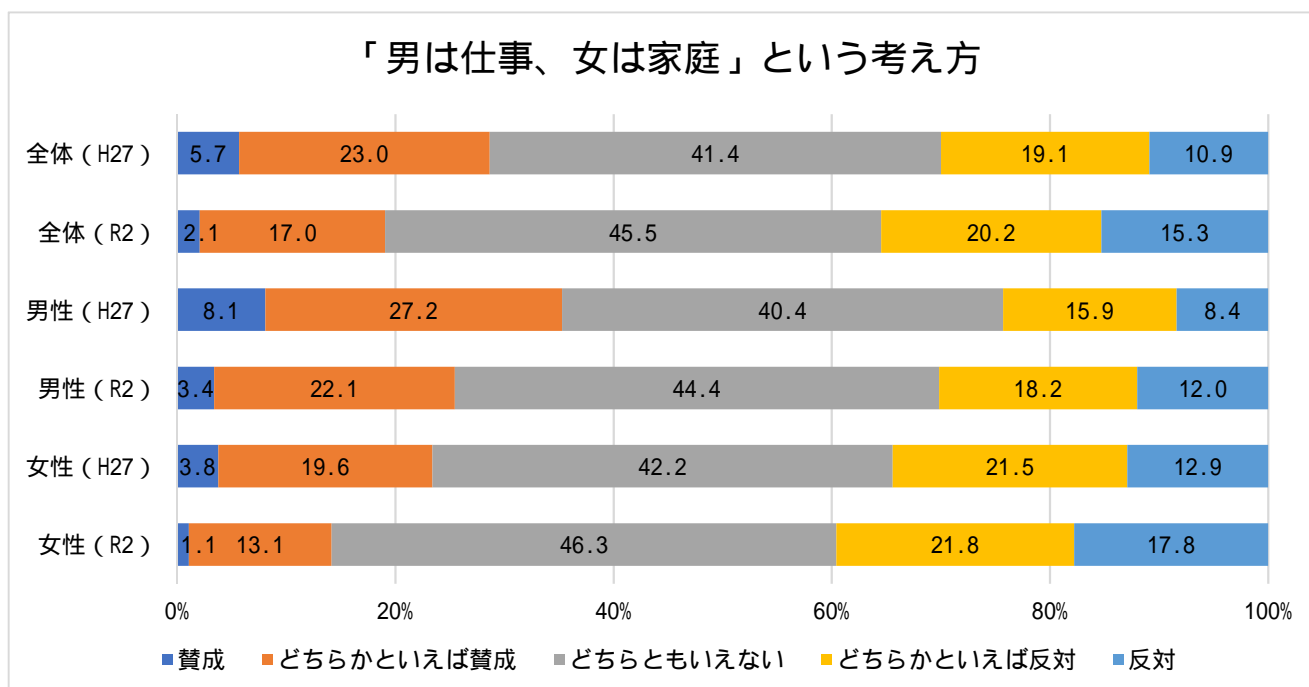
男女が性別による固定的な役割分担やジェンダーにとらわれず、あらゆる分野に参画できるよう、社会の制度や慣行について社会的な合意を得ながら見直すとともに、男女共同参画の視点に立った意識の醸成を図るための広報・啓発活動が大切です。

また、人としての多様な価値観や意識等の人格形成は、幼児期からの家庭、学校、地域社会とのかかわりの中で形成されます。そのため、家庭・学校・地域等の社会のあらゆる分野で、人権の尊重と男女平等に関する教育・学習の果たす役割は非常に重要です。

家庭は、子どもの成長にとって最も重要な基盤であり、親の愛情やしつけ、生活習慣等を通じて、大きな影響を与えます。そのため、家族が家庭生活の役割を共に協力して担う男女平等意識を育むことが大切です。

学校教育では、教育活動全般を通じて、人権の尊重、男女平等、豊かな人間性を育む教育を推進していますが、引き続き、児童・生徒の発達段階に応じた教育指導の充実が重要となります。

社会情勢の変化に伴い、生きがいとしての趣味や自己の能力を高める教養等の学習意欲の高まりなど、心の豊かさを求める生涯学習の重要性が増しています。その中で、男女共同参画に関する理解と認識を深める学習機会の提供を推進することが大切です。



<施策の方向>

1 男女共同参画に関する意識啓発

男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指して、男女共同参画に関する広報や啓発を行います。

また、性別による固定的役割分担意識による制度、慣行を見直すことや男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。

広報、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、射水市男女共同参画推進条例や計画の広報・啓発を図ります。

男女共同参画の意識を高めるための講演会、出前講座の充実を図ります。

男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）における啓発活動を図ります。

性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行を見直し、男女が対等な立場で意思決定や責任を担う意識啓発を図ります。

国・県等の取組に関する情報の収集と提供を図ります。

定期的に男女共同参画に関する市民意識調査の実施を図ります。

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

教育活動を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育の充実を図ります。あわせて、教職員等の指導の充実を図ります。

家庭や地域において男女共同参画意識の醸成を図るため、市民活動と生涯学習体制との連携を図りながら講座や学級活動を推進します。

学校教育活動を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育と職員研修を通じた指導の充実を図ります。

男女共修の技術・家庭科教育を通じて、男女共同参画の意識の醸成を図ります。

幼稚園、保育園、小・中学校の実情に応じた混合名簿の活用を図ります。

幼稚園、保育園、学校関係職員（幼稚園教諭、保育士、教職員、保健師）の資質の向上を図る研修等において、人権の尊重等、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。

家族のふれあいと絆を深める「家庭の日」を推奨し、家庭における男女共同参画を推進します。

家庭教育アドバイザーと連携した学習機会の充実を図ります。

自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンター活動を充実する上で、各世代の男女が共に企画・立案する学級・講座、サークル活動等を推進します。

男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座の充実を図ります。

子どもの人権が尊重されるための規範となる「射水市子ども条例」を遵守し、健やかな子どもの成長を育むまちづくりを推進します。

【課題2 お互いの人権の尊重】

<現状と課題>

平成 27 年に国連で採択されたSDGsの目標のひとつには「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性への暴力をなくし、性別にかかわらずだれもが生きやすい社会の実現が求められています。

しかし、情報化社会が進展する中、映像や活字媒体等のメディアからもたらされる情報の中には、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現、性の商品化や暴力を無批判で表現されている場合があります。表現の自由について尊重しつつ、人権に配慮した表現についてメディアの自主的な取組を促すことが必要です。

情報を受け入れる側も、主体的に正しく読み取る能力（メディア・リテラシー）を持つことが、情報化時代にあって必要となっています。

また、性別による固定的な役割分担意識が根強くある中、LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング）等の性的少数者は、性的指向や性自認などを理由として生きづらさを感じている人々が多くいることから、全ての人が安心して暮らせるまちを目指し、多様な性のあり方について、理解を深めていく必要があります。

<施策の方向>

1 女性の人権を尊重した表現の推進

公衆に表示・提供する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすことから、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現には配慮が必要となります。また、女性の人権、青少年の健全育成の視点からも性の商品化や暴力を助長する有害図書、広告物の浄化を図ります。

市の広報・出版物について、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。

情報を主体的に収集・判断できる能力の育成に努めます。

有害図書等自動販売機の追放運動を推進します。

有害広告物の撤去を図ります。

2 お互いの性の尊重

全ての人々が互いの人権を尊重し、自分らしく暮らすことのできる社会に向けた教育・啓発活動を推進します。

性的少数者に対する理解を深めるため、啓発活動や人権教育を推進します。

事業者に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図ります。

市職員の理解促進に向けて、研修の実施等に取り組みます。

NPO、PTA、市民団体、事業者等との連携を図り、多方面から施策を推進します。

【課題3 あらゆる暴力の根絶】

<現状と課題>

配偶者や恋人等からの暴力（以下「DV」という。）や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、決して許されないものです。

市民意識調査の結果では、配偶者や恋人からの暴力を受けたことのある人は、女性では17.1%、男性では4.2%と、その被害者の多くは女性です。

配偶者や恋人といった親密な関係にある男性から女性に対する暴力では、大きな社会的問題であるにもかかわらず、「家庭内の問題」、「プライベートな問題」として処理され、被害が表面化しない現実があります。特に、家庭内における配偶者からの暴力の問題は、子どもの健やかな成長にも大きな影響を与えます。

平成19年に改正されたDV防止法では、市町村の役割の明確化、対応の強化などが求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれ、国、県及び関係機関と連携を図って

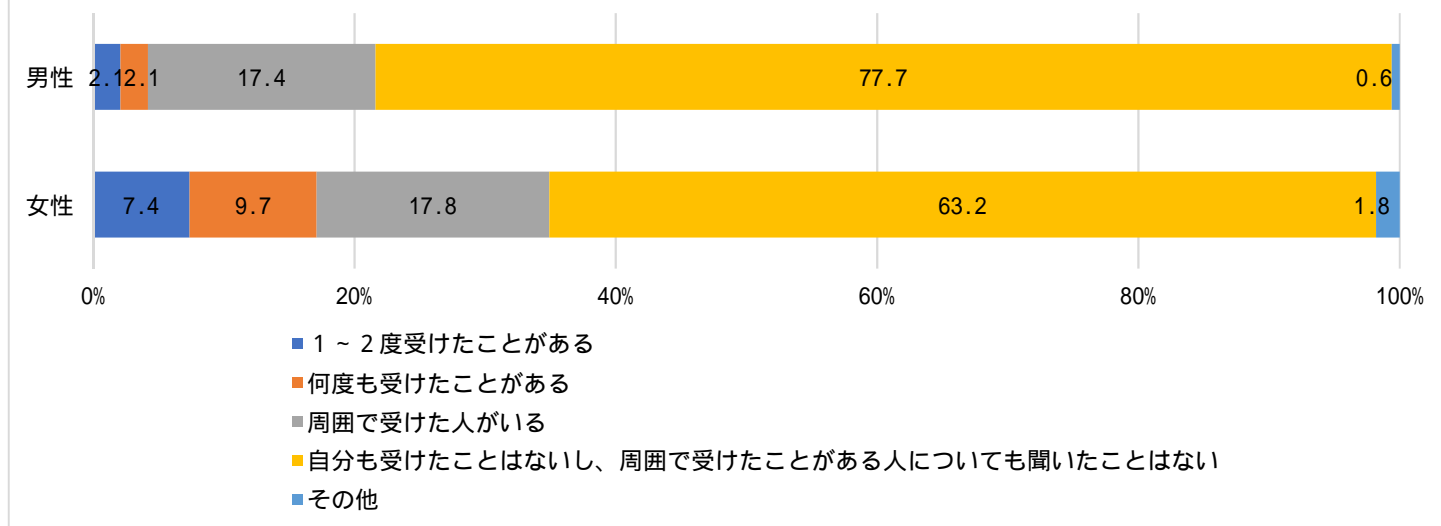
いくことが重要となっています。

DVは、人権の侵害のみならず被害者個人の能力を発揮することも妨げるものであり、その防止に向けて、情報の提供や研修の推進、被害者に対する相談体制の充実を図る必要があります。

また、インターネットの普及やSNSの広がり等により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象としてとらえた表現の氾濫や若年女性が性被害に遭うケースもあることから、若年層に対する相談・支援の在り方が課題となっています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深め、人権意識を高めることを目指して、様々な機会をとらえて暴力の防止啓発に努めます。

配偶者や恋人から身体的暴力や精神的暴力、性的暴力、経済的暴力を受けたり、見聞きしたことがある人の割合



(資料：市民意識調査)

< 施策の方向 >

1 男女間における暴力の防止

男女の人権を尊重し、暴力を許さない社会づくりに向けた啓発を図ります。

DVは犯罪であるという認識を深めるための啓発を図ります。

「女性に対する暴力をなくす運動」や「人権週間」を通じて、暴力根絶に向けて効果的な広報・啓発を図ります。

DV防止法などの関係法令について、市民への周知に努めます。

デートDVの予防やDVの被害者にも加害者にもなることのないよう若年層への教育・啓発を図ります。

2 相談・支援体制の整備

D V等を受けた被害者が安心して暮らしができるよう、相談・支援体制の整備を図るとともに、職員の資質の向上に努めます。また、女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であることから、各種相談窓口の連携・協力を図ります。

広報・ホームページ等を活用して、各種相談窓口を周知します。

県の女性相談センターをはじめ、関係機関との連携強化を図ります。

民生委員・児童委員、人権擁護委員等に被害者の発見、通報等への協力を働き掛けます。

D V被害者に寄り添った支援ができるよう、市職員に対する研修の充実を図ります。

【課題1 女性が活躍できる社会の環境づくり】

<現状と課題>

「女性が活躍できる環境」とは、個性と能力を十分に発揮できる場のことです。政策方針決定の場における女性の活躍は、女性ならではの意見が反映されるという大きな意義を有します。

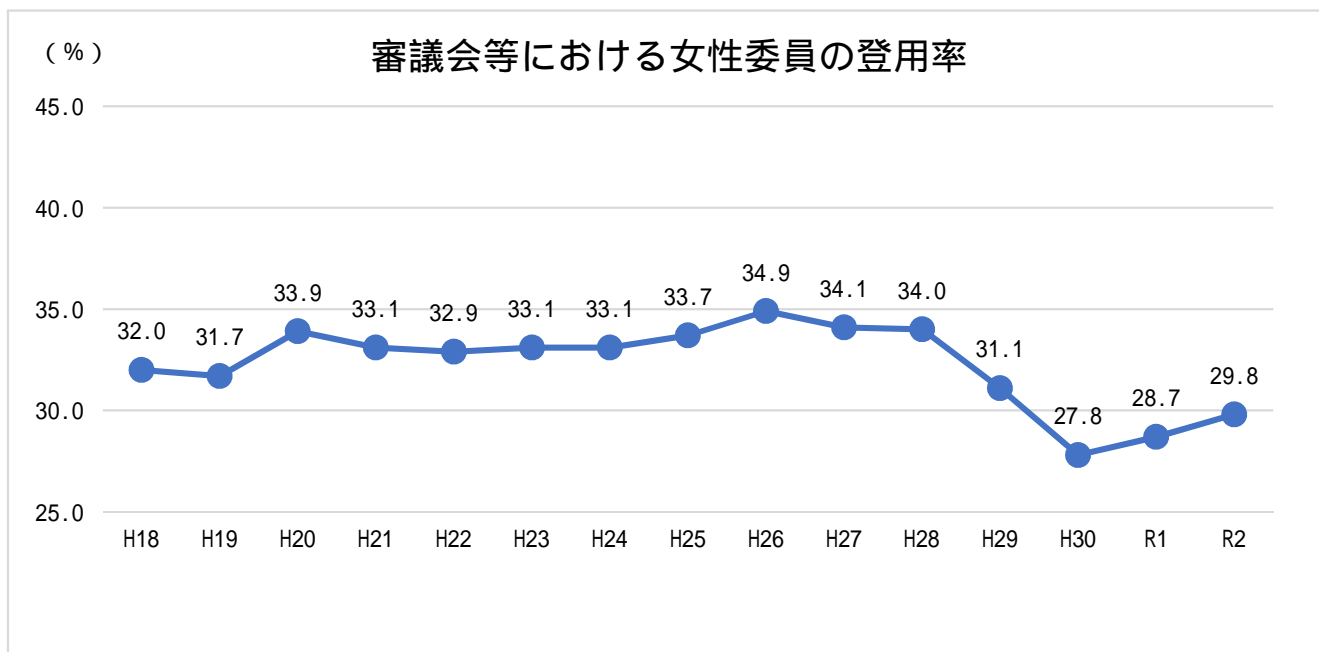
我が国の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、国際的に見て非常に遅れています。男女が、互いの個性と能力を発揮して、活力ある社会を築くためにも、女性が男性とともに社会の対等なパートナーとして、行政、職場、地域等のあらゆる分野で、政策・方針決定過程に参画し、女性の意見を反映できることが必要です。

本市では、平成29年度から女性人材リストを作成し、審議会等への女性委員の登用を積極的に推進していますが、本市の審議会等における女性委員の登用率は29.8%（令和3年3月31日現在）となっています。

また、同一の女性委員が複数の審議会等に所属する等の側面もあることから、より一層幅広い分野からの人材の確保や育成に取り組む必要があります。

事業所においても、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画策定の取組を促進し、全ての職場において女性の活躍が推進されることを目指します。

また、子育て等によりいったん女性が退職しても、希望すれば再就職（再チャレンジ）しやすい社会づくりを進めていくことも必要です。



<施策の方向>

1 事業所等の取組への支援

事業所に対し、一般事業主行動計画策定に向けた啓発に努めるとともに、計画策定に向けた事業主の取組への支援を行い、女性の活躍推進に向けた取組を促進します。

2 行政における女性の人材育成と登用の推進

市職員の資質と能力向上のための研修を推進します。また、市の政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図ります。

市の審議会、委員会等において積極的に女性委員の登用を図ります。

幅広い分野からの女性の人材発掘等を図り、事業所等における女性の管理職登用についても啓発に努めます。

能力のある市女性職員を積極的に管理職に登用します。

市職員の能力や資質が向上するよう、研修の充実を図ります。

社会教育団体の支援と女性リーダーの育成を図ります。

3 多様な働き方に対する支援

結婚・出産・育児・介護等でいったん退職した女性の再就職（再チャレンジ）を支援する講座や再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。また、起業に関する情報や創業者支援資金融資制度等の周知を図ります。

再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。

就業支援に関する講座等の開催を図ります。

女性労働者が多いパートタイマーの労働条件の向上を図るため、パートタイム労働法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。

起業に関する情報や市の創業者支援資金融資制度の周知を図ります。

中小企業や個人事業主（起業）で、福利厚生が行えない場合の互助制度等の支援を図ります。

短時間正社員制度等の新しい就業形態についての情報の収集や提供を図ります。

【課題2 地域社会における男女共同参画の推進】

<現状と課題>

安心して暮らしやすい地域づくりを進めていく上で、環境、福祉、教育等のあらゆる分野において、地域社会の果たす役割が増大しています。

こうした中、幅広い年代層の男女が、積極的に地域づくりに参画できる環境を整備するとともに、男女とも家庭・職場・地域との調和のとれたライフスタイルを実現することが必要です。

男女が共に個性と能力を発揮して、一人ひとりが自立した生活を送ることは、男女共同参画の基盤づくりの視点からも重要です。

また、地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進員をはじめとする各種団体等との連携・協力による地域づくりが重要となっています。

とりわけ、地域の防災における男女共同参画の推進が、国の第5次男女共同参画基本計画の重点分野の一つに位置付けられており、本市においても、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が重要となっています。

一方、国際化の時代にあって、政治、経済、環境、文化等のあらゆる分野で各国が相互依存（協力）関係にあることを認識するとともに、諸外国の生活や異文化を理解、尊重すること、自国の文化や歴史・伝統を大切にすることを育むことなどは、男女共同参画社会の実現を目指す上でも重要です。

外国人の定住化が進む中、国際化に対応したまちづくりを進めるためにも、在住外国人も地域社会を担う一員として、日本の文化や慣習に理解を深めることが求められており、多言語の情報提供や相談業務の重要性が増しています。

<施策の方向>

1 男女が共に参画する地域活動の推進

男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくために地域における自治組織、PTA、ボランティア活動等への積極的な男女の参画を推進します。

地域で主体的な男女共同参画の推進を図る男女共同参画推進員の育成や自治組織、各種団体等の活動に対し、連携や情報提供等の支援を図ります。

自治組織やPTAなど、地域活動におけるリーダーとしての女性の積極的な参画を図ります。

ボランティア活動への参画を推進するため、情報の提供やボランティアの育成を図ります。

NPO法人の設立を支援します。

男女共同参画推進員や自治組織、各種団体等の連携や情報の提供を図ります。

地域コミュニティの醸成と自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンターの充実を図ります。

市が主催する講演会等で、必要に応じて託児室を開設し、地域活動の参加促進を図ります。

2 国際理解・国際交流の推進

国際化の時代にあって、異文化に対する理解と交流を図り、国際化に対応したまちづくりを推進します。

小・中学校において、児童・生徒が国際理解を深める学習環境の充実を図ります。

射水市民国際交流協会の活動の支援を図ります。

在住外国人が市民生活を営む上で必要な情報の提供や相談体制の整備を図ります。

在住外国人との共生に向けた安全で快適なまちづくりを関係機関と連携を図り推進します。

外国語による公共表示の整備を図ります。

国際社会の課題や動向の理解を促進します。

3 防災における女性の参画拡大

地域住民による自主防災組織への女性の参画を促し、女性の視点から地域の実情に合った自主防災体制を推進します。

女性消防吏員や女性防災士の増員を図り、防災の現場における女性の参画拡大を目指します。

避難所運営においては、男女双方の参画を推進し、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。

防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を取り入れた内容となるよう工夫します。

【課題3 雇用や就労における男女平等の推進】

<現状と課題>

就労は日々の生活の経済的基盤を形成するものであり、生きがいをもって働くための雇用環境、就業環境が向上することは大切なことです。

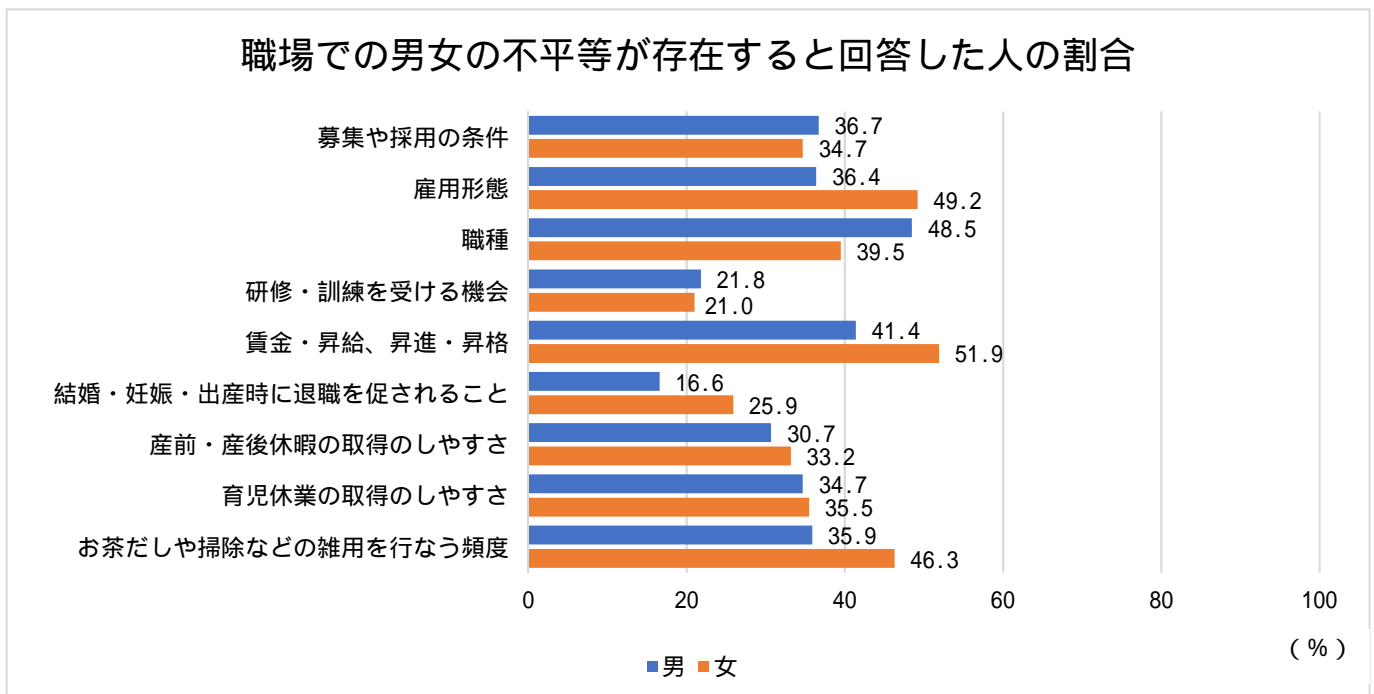
しかしながら、市民意識調査では「職場での男女平等」について、「賃金・昇給、昇進・昇格」「職種」等において不平等が存在すると回答した割合が高く、女性の能力を最大限発揮できる環境とはいえない状況です。

職場で働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性の意思が尊重されつつ、

その能力を十分発揮できる労働環境を整備していくためにも、関係機関と連携を図り、「男女雇用機会均等法」や労働法規の周知を図り、雇用機会はもとより、実質的な男女平等を推進していくことが重要です。特に、「市民意識調査」に表れている女性の就業意欲に対して、結婚・出産・育児等でいったん離職した女性の再就職（再チャレンジ）が容易にできるための講座や就業情報の収集・提供が必要となっています。

また、農林水産業、商工自営業等の家族従事者における女性の役割は、その事業活動を行う上で、大きな役割を担っていますが、事業と生活の場が密接であることから、事業活動と家事労働に対する評価が不十分な場合があります。

そのためには、働きに応じた報酬の確保や資産の形成を図るための家族間相互のルールづくり（家族経営協定）の普及、適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備を図っていくことが必要です。



（資料：市民意識調査）

<施策の方向>

1 雇用機会均等の普及促進

男女平等な就労・雇用環境の整備に向けて、関係機関と連携を図り、就業に関する情報の収集・提供と「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の関係法令の広報・啓発を図ります。

国・県等の関係機関と連携し、就業に関する情報の収集と提供を図ります。

男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、広報・啓発を通じて、男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。

市として、仕事と家庭の両立支援のための特定事業主行動計画を推進します。

県の男女共同参画チーフ・オフィサー制度の普及啓発を図ります。

2 農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進

農林水産業者や商工自営業者等に対し、男女共同参画意識の普及と意思決定の場への参画促進、労働条件改善等の啓発に努めます。

家族経営協定の周知と締結の促進を図ります。

農村女性グループ育成支援を図ります。

農業の担い手となる女性農業者の育成を図ります。

【課題1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成】

<現状と課題>

性別に関わりなく、男女が各々のライフスタイルに応じた生活を送るため、仕事と生活の調和を図ることが重要です。しかし、市民意識調査の結果によると、「『仕事』、『家庭生活』、『地域・個人の生活』をともに優先したい」という希望が多いものの、現実としては「『仕事』を優先する」との回答が多くなっており、ワーク・ライフ・バランスを達成する上で、「働き方」の問題が大きいことが分かります。

ワーク・ライフ・バランスは、女性の働き方だけでなく男性の働き方にも影響します。現在、女性の育児休業取得者と比べて男性の育児休業取得者が非常に少ない状況にあり、このことが女性の働きづらさにもつながっていると考えられます。

男女の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、M字カーブ問題の解消や政策方針決定過程への女性の参画の拡大を進めるためにも大変重要なことです。

<施策の方向>

1 偏った労働慣行の変革

長時間勤務等の偏った勤務形態を前提とする労働慣行を見直し、育児や介護と両立しつつ能力を十分に発揮したい女性の活躍を促します。

男女が共に育児・介護休暇の取得と職場復帰しやすい環境整備を図るため、育児・介護休業法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。

男女が仕事と家庭の両立ができるよう、労働時間の短縮等、労働基準法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。

育児・介護休暇制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

2 仕事と生活の調和のとれた社会の推進

一人ひとりが充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活等でも自分らしく生きることができるよう啓発していきます。

子育てや親の介護など個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を求めています。

健康で豊かな生活のための時間が確保できるよう、働き方の見直しを促します。

性別にかかわらず、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、非正規労働者の処遇改善など、事業者に対し働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

【課題2 家庭生活と社会活動の両立支援】

<現状と課題>

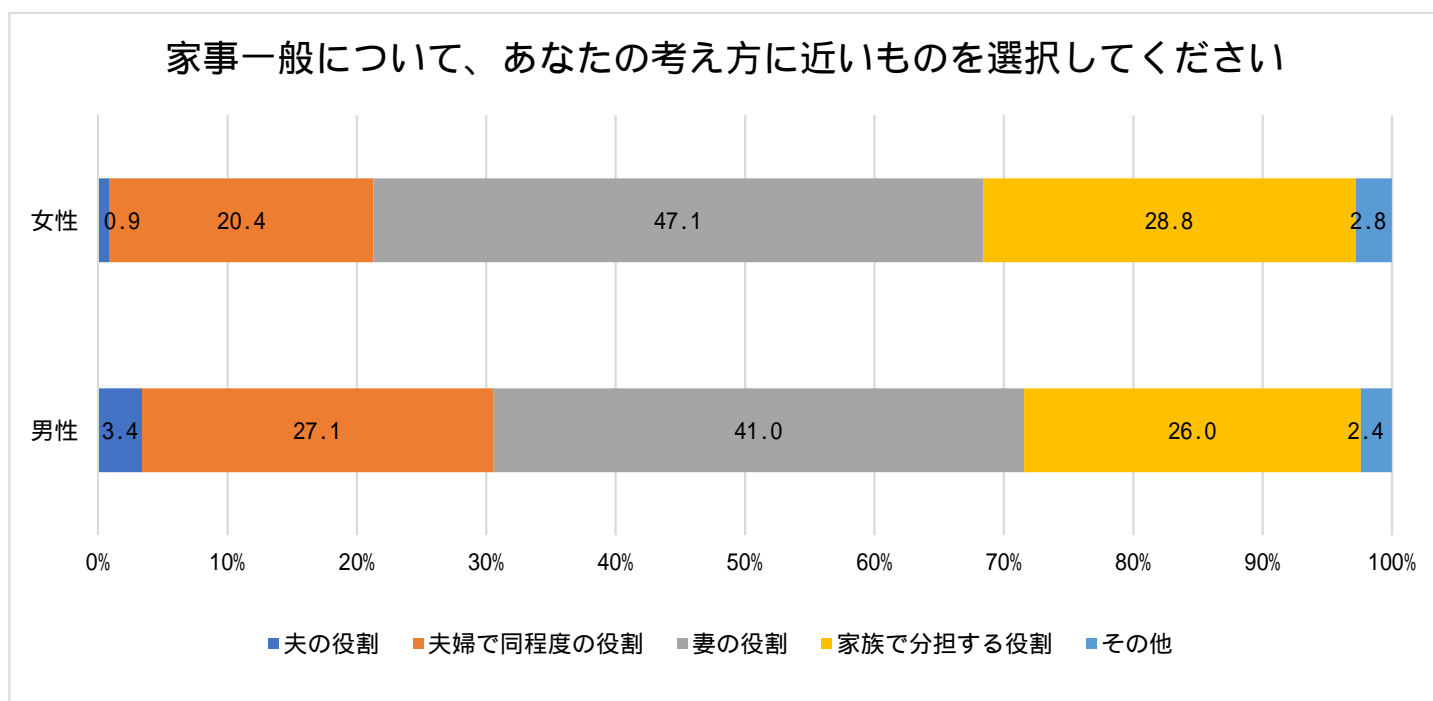
少子・高齢化が進展する中で、安心して産み育てやすい環境や高齢者等の介護の問題は、男女が共に責任を分かち合って担うことはもちろんのこと、社会的支援の充実が求められています。

市民意識調査の結果では、女性が働き続ける上での障害として、家事・育児・介護による夫の協力がいないことの割合が最も高く、家事、育児、介護の負担はまだまだ女性が多く担っています。

男性も女性も、家庭生活と他の活動の両立ができるような環境をつくるためには、働き方を見直すための意識啓発や育児・介護休暇を取りやすい職場環境、社会環境の整備が必要です。

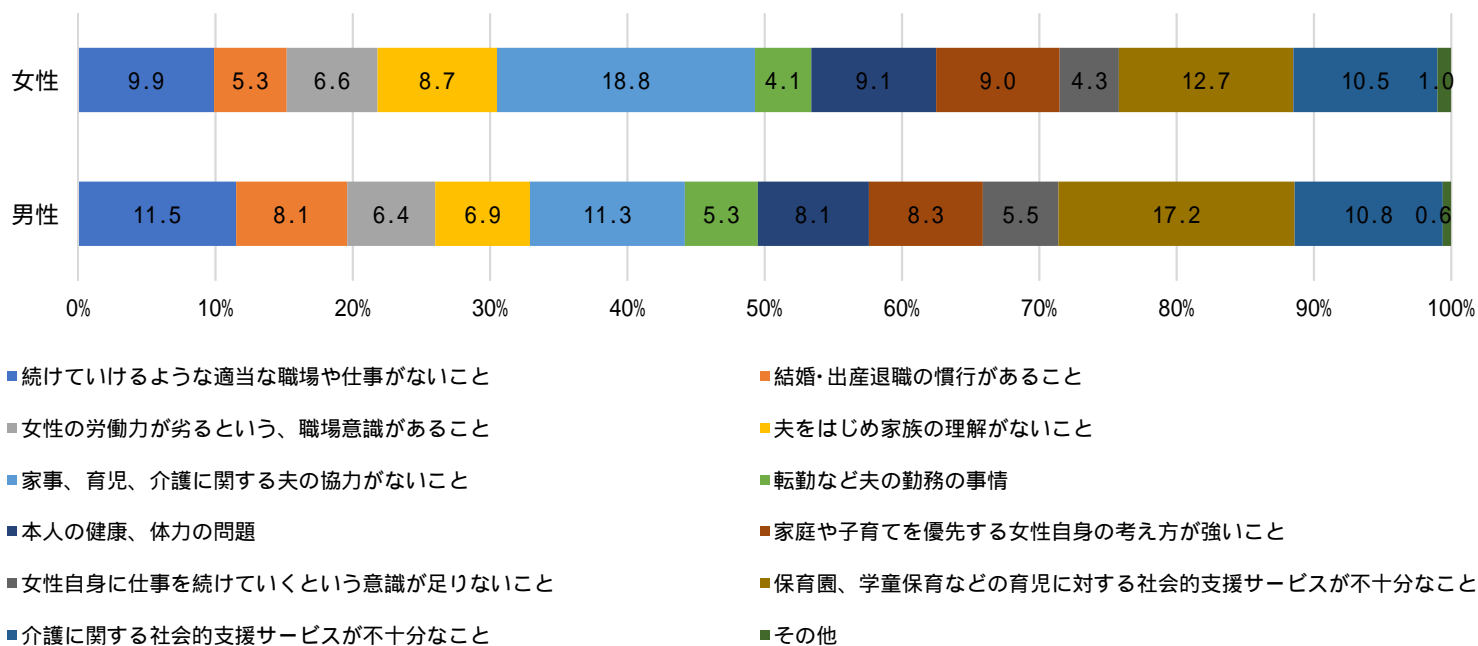
このようなことから、就業形態に対応した多様な保育サービスの充実や介護支援を図るとともに、事業所等に対しても労働時間の短縮等や育児・介護休業制度の定着を促進する必要があります。

さらに、ひとり親家庭は、仕事、家事、育児を母親か父親のいずれかが全てを担う必要があり、経済・教育・健康面等の不安や負担を抱えることから、生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談や自立支援への取組が必要となります。



(資料：市民意識調査)

女性が働き続ける上での障害はなんだと思いますか（複数回答可）



（資料：市民意識調査）

<施策の方向>

1 子育て支援体制の充実

家庭生活と社会活動の両立支援を、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービスや地域における子育て支援サービスの施策体系を踏まえ推進します。

延長保育や一時預かり等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。

放課後児童クラブやファミリーサポート等、学童期に入っても安心して子育てができる支援体制を図ります。

子育て支援アプリ「ちやいる.com」やLINE、メールマガジン、ケーブルテレビなど様々な媒体を通じて、子育て支援に関する総合的な情報提供を図ります。

育児不安軽減のための相談体制の充実を図ります。

子育て体験や父親の育児参加を促すパパ・ママ教室を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図ります。

多様な幼児教育・保育ニーズに対応するため、幼児教育・保育環境の整備を図ります。

2 介護支援体制の充実

育児・介護休業法の周知に努めるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく、在宅サービス支援の施策体系を踏まえ、介護支援体制の充実を図ります。

育児・介護休業制度等の周知と両立支援に関する広報・啓発を図ります。

在宅高齢者等の介護者の負担の軽減を図るため、介護サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）の充実を図ります。

高齢者の総合相談支援や地域の関係機関との連携による包括的・継続的なケア体制を推進します。

地域包括支援センターの機能強化と地域包括ケアシステムの取組を推進します。

3 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談体制や自立支援の取組を図ります。

ひとり親家庭の自立と安定した生活が送れるように、情報の提供と母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。

経済的な負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や就学等の援助を図ります。

【課題3 生涯を通じた健康づくり】

<現状と課題>

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。そのためには、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、全ての人が主体的に健康管理を行える支援が必要となります。

とりわけ、妊娠や出産をする可能性のある女性は、ライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進しながら、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点を踏まえ、正しい知識を普及する必要があります。

情報化社会にあって、性に関する情報が氾濫する今日、互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、HIV/エイズや性感染症に関する正しい知識の普及や発達段階に応じた適切な性教育等の取組の重要性が増しています。

また、高齢期の男女や障がいのある男女が社会へ参画する機会を持ち、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境を整え、活力ある社会を築くことは重要なことです。

市の高齢化率（65歳以上）は、令和2年10月1日現在 30.3%となっていますが、高齢

者等の介護の負担が要介護の家族、とりわけ女性に集中することのないように、社会全体で支える介護保険制度の充実はもちろんのこと、高齢期の男女が単に支えられる立場ではなく、他の世代とともに社会（まちづくり）を支える役割も担っていることから、働きたい高齢者への雇用の機会の提供や介護予防の観点からの生きがいと健康づくりの支援が必要となります。

このことは、障がいのある人も同様に、地域の中で自立した生活を送り、社会参加していくために、生活に必要な技能を身に付けることや社会基盤の整備、必要とされる福祉サービスなど、ノーマライゼーションの一層の推進が必要となります。

<施策の方向>

1 生涯を通じた心身の健康支援

乳幼児から高齢者まで、全ての人が主体的に健康管理できる支援や生涯スポーツの推進を図ります。

健康に関する市民講演会の開催やケーブルテレビを活用した「保健センターだより」、8つの行動目標「Let's トライ！IMIZUSHI 健康8」を普及し、健康づくりの啓発・推進を図ります。

未熟児対象の相談会を実施するなど、乳幼児の健康診査、教室を通じて心身ともに健やかな成長を支援します。

児童・生徒の発達段階に応じた性教育や性感染症、HIV/エイズ等、正しい知識の周知と防止対策を推進します。

健康的な食生活習慣の確立や生活習慣病予防を重視した健康診査、各種がん検診、健康教育、健康相談の充実を図ります。

飲酒、喫煙等の健康被害等の正しい情報の提供や受動喫煙防止を推進します。

総合型地域スポーツクラブの支援をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめる多様なスポーツ実践活動を推進します。

自殺予防の観点から相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

2 母性保護と健康支援

女性はライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進します。

女性の思春期、妊娠、出産期、育児期、更年期、高齢期等に応じた健康づくりの支援を図ります。

妊産婦の健康診査や妊娠、出産に伴う心身の健康上の問題に対する支援と職場や地域への啓発を図ります。

不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介や不妊治療に要する経済的な支

援を図ります。

女性のがんの罹患率第1位である乳がんについて、がん検診の受診率の向上を図り、早期発見に努めます。

女性の抱える悩みに対する相談体制の充実を図ります。

出産後の心身ともに不安定な時期における母子の健康を守るための支援に取り組みます。

3 高齢者や障がいのある人等の社会参画に対する支援

高齢者が長い間に培ってきた豊かな知識と経験を生かし、単に支えられている立場ではなく、他の世代と共に社会を支える役割を担い、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。また、障がいのある人も同様に社会に参画する支援を図ります。

高齢者の健康や介護予防、生きがい対策等の施策を推進します。

高齢者の豊かな知識と経験を生かした、ボランティア活動や地域づくり等の社会参加を推進します。

高齢者の働く喜びと社会参加を促進するシルバー人材センターの活動の支援を図ります。

障がいのある人に対する理解の促進と普及啓発を図ります。

障がいのある人への自立支援を推進するため、職業能力開発の支援や相談体制の充実を図ります。

高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人々が、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、公共的施設等の利用上の障壁の除去や円滑な移動環境の整備（バリアフリー化）を図ります。

射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標値一覧

目標	課題	指標	策定時 (H27年度)	現状 (R2年度)	目標値 (R8年度)
人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の理解と意識形成	男女の地位の平等感	家庭 31.1% 職場 23.5% 慣習等 9.2%	家庭 34.4% 職場 27.6% 慣習等 10.3%	家庭 43% 職場 35% 慣習等 21%
		生涯学習講座の年間延べ受講者数	36,765人	15,233人	43,000人
		「自分には、よいところがあると思う」児童・生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 79.0%	小学校 82.5% 中学校 79.0%	100%
	3 あらゆる暴力の根絶	DV被害にあった際に相談しなかった割合	67.7%	58.2%	50%
		DV被害にあった際、どこに相談したらよいかわからなかった人の割合	20.6%	26.8%	0
あらゆる分野への男女共同参画の促進	1 女性が活躍できる社会の環境づくり	審議会等における女性委員の登用率	34.1%	29.8%	37.5%
		女性委員のいない審議会等数	1	3	0
		管理職に占める女性の割合	20.7%	17.6%	20%
		女性人材リスト登録者数	-	18人	50人
	2 地域社会における男女共同参画の推進	自主防災組織の組織率	98.6%	98.5%	100%
		NPO法人認証数	34団体	35団体	45団体
		福祉ボランティア登録者数	-	2,150人	2,140人
		アダプト・プログラム参加団体数	61団体	57団体	70団体
	3 雇用や就労における男女平等の推進	女性消防団員数	39人	30人	40人
		新規採用職員に占める女性割合	62%	70.6%	50%
		ゆとりライフ互助会加入者数	862人	833人	900人
		女性の農業経営への参画	15人	11人	15人

健康でいきいきと暮らせる環境整備	仕事と生活の調和のとれた社会の形成	一般事業主行動計画策定率	-	84.4%	100%
		職員一人あたりの年次休暇取得数	6.4日	8.0日	12日
	2 家庭生活と社会活動の両立支援	延長保育、休日保育実施保育園数	延長保育 23 園 休日保育 8 園	延長保育 26 園 休日保育 8 園	延長保育 26 園 休日保育 10 園
		放課後児童クラブ（学童保育）数	20 クラブ	22 クラブ	24 クラブ
		住民型サービス提供団体数	-	26 団体	27 団体
		父親の育児参加率	88.5%	93.5%	100%
	3 生涯を通じた健康づくり	総合型地域スポーツクラブの会員加入率	4.4%	4.1%	5%
		子宮がん、乳がん検診の受診率	乳がん 32.7% 子宮がん 34.3%	乳がん 33.6% 子宮がん 42.2%	乳がん 50% 子宮がん 50%
		健康な高齢者の割合	81.5%	81.6%	78.0%

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

エンパワーメント

力をつけることです。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことです。

セクシュアル・ハラスメント

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうるものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、地方公共団体が策定した行動計画をいいます。

協働

行政と住民が対等の立場で協力し合い、地域づくりを担うことをいいます。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体をいいます。

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度以降毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

LGBTQ

L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（心と体の性に不一致を感じる人）、Q：性のあり方が自分でもわからない人（クエスチョニング）の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉のひとつです。

このほかにも、こころの性が男性でも女性でもないと感じる（Xジェンダー）、恋愛感情や性愛がどの性にも向かない人（Aセクシュアル）等、様々な性のあり方があります。

性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性で、性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれます。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいます。

性自認

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。性自認が生物学的な性別と一致しない人をトランスジェンダー、一致する人をシスジェンダーと呼び、「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」などの認識を持つ人もいます。

ドメスティック・バイオレンス

「ドメスティック・バイオレンス」は英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」を呼ばれることもあります。配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されます。

女性に対する暴力をなくす運動

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることを国民に周知するため、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの間、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化しています。

人権週間

世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、毎年 12 月 4 日から 12 月 10 日までを「人権週間」と定め、全国各地においてシンポジウム、講演会、座談会、映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っています。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

ファミリー・サポート（センター）

子育てを応援したい人と、仕事や家事の都合で子育てを応援してほしい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織をいいます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口 / 開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続

けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のことをいいます。

ノーマライゼーション

障がいのある人や適応力の乏しい高齢者等に対して、全ての人を持つ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めることをいいます。

バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方をいいます。

女性人材リスト

政策及び方針決定過程の場をはじめとするあらゆる場への女性の参画を促進することを目的として、多方面にわたる人材をリストに登録し、女性の人材の情報提供を行うことをいいます。

アダプト・プログラム

市等が管理する道路、公園等の公共空間を、場所を決めて市民、事業者にボランティアで清掃・美化活動をしてもらい、市はその活動の支援を行う制度です。

市内文化施設における公共施設予約管理システムの導入について

1 概要

施設利用者の利便性向上を図るため、公共施設予約管理システムを導入する。

2 システムの機能

- ・空き状況の照会（利用者、管理者）
 - ・予約（利用者、管理者）
 - ・登録団体、使用料及び使用実績の管理（管理者）
- スマホ対応可能

施設	導入前	導入後
会議室等 (利用6か月前から)	電話または窓口で空き状況を照会、予約	インターネットで空き状況を照会、予約（電話または窓口での予約も可能）
ホール (利用12か月前から)		インターネットで空き状況を照会、電話または窓口で予約

附属設備・備品の使用等のため、スタッフと詳細な打ち合わせが必要になる施設については、空き状況の照会のみとする

3 対象施設

- ・高周波文化ホール
(新湊中央文化会館)
- ・アイザック小杉文化ホール
(小杉文化ホール)
- ・大門総合会館
体育施設においても導入する

4 今後のスケジュール

- 令和4年1月 仮運用開始
(利用者ID登録)
- 3月 本運用開始
(4月1日以降の空き状況照会及び予約受付)

大門総合会館 ご利用の際は、事前申込（前日まで）が必要です。会館までご連絡ください。

▲注意事項
原則として（使用料・団体費を別途お支払いいただき、後払いとなります。後払いの場合は窓口・電話での予約受付は行いません。各半期より2か月前（使用料は2か月前の締め日）に使用料の通知は行います。使用料の滞りや未納の場合は、予約をキャンセルさせていただきます。

	2021年11月	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
入ホール	342人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
こぶしホール	188人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
101会議室	24人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
102会議室	12人	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
展示室	-	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
視聴覚室	30人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いこいの館 和室	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	2021年11月	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
視聴覚室	-	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
401会議室	30人	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
402会議室	40人	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

メニュー < 前に戻る > 次へ進む

利用者画面イメージ

休日窓口の見直しについて（案）

1 休日窓口の状況

年 度	証明書発行	マイナンバー カード交付
平成30年度	2,528件	68件
令和元年度	1,600件	328件
令和2年度	979件	1,130件
令和3年度（10月まで）	327件	1,020件

2 証明書のコンビニ交付状況

年 度	証明書発行
平成30年度	1,528件
令和元年度	2,741件
令和2年度	6,715件
令和3年度（10月まで）	7,834件

3 第4次行財政改革集中改革プラン

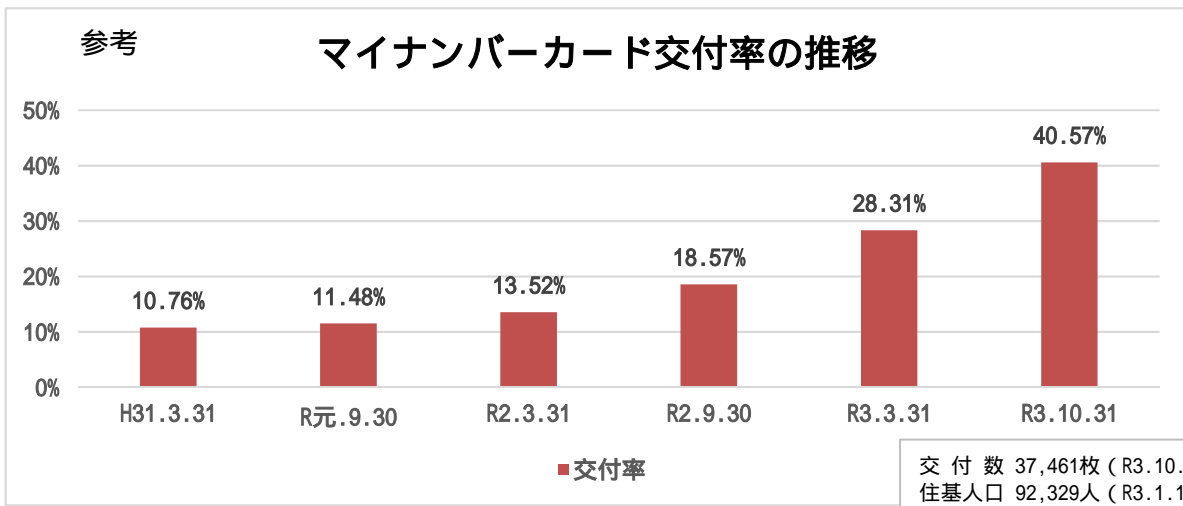
取組名「窓口時間延長の在り方についての検討」として、行政サービスの効率化を図る観点から、休日窓口を令和3年度末までに廃止し、マイナンバーカード交付事務については、交付率等の状況を見ながら廃止について検討することとしている。

4 令和4年度以降における休日窓口等体制（案）

マイナンバーカード交付の増加に伴い、証明書の取得が窓口からコンビニに移行している。また、休日窓口で発行する証明書は、コンビニ交付によるものと同様であり、費用対効果の観点から廃止とする。一方、マイナンバーカードの交付については、デジタル行政の推進のため国が強く促進しており、交付事務を継続する必要がある。

【休日窓口等】

区分	証明書発行窓口		マイナンバーカード交付窓口	
	現行	改正（案）	現行	改正（案）
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
実施日時	原則第2日曜日（月1回） 8：30～12：30	廃止	原則第2日曜日（月1回） 8：30～12：30 原則第4週平日延長（月～金5日間） 17：30～19：30【予約制】	継続
取扱業務	住民票の写し 印鑑登録証明書 戸籍証明書 戸籍の附票の写し 所得証明書 所得課税証明書 印鑑登録申請	廃止	マイナンバーカードの交付	継続



越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）の概要について

1 目的

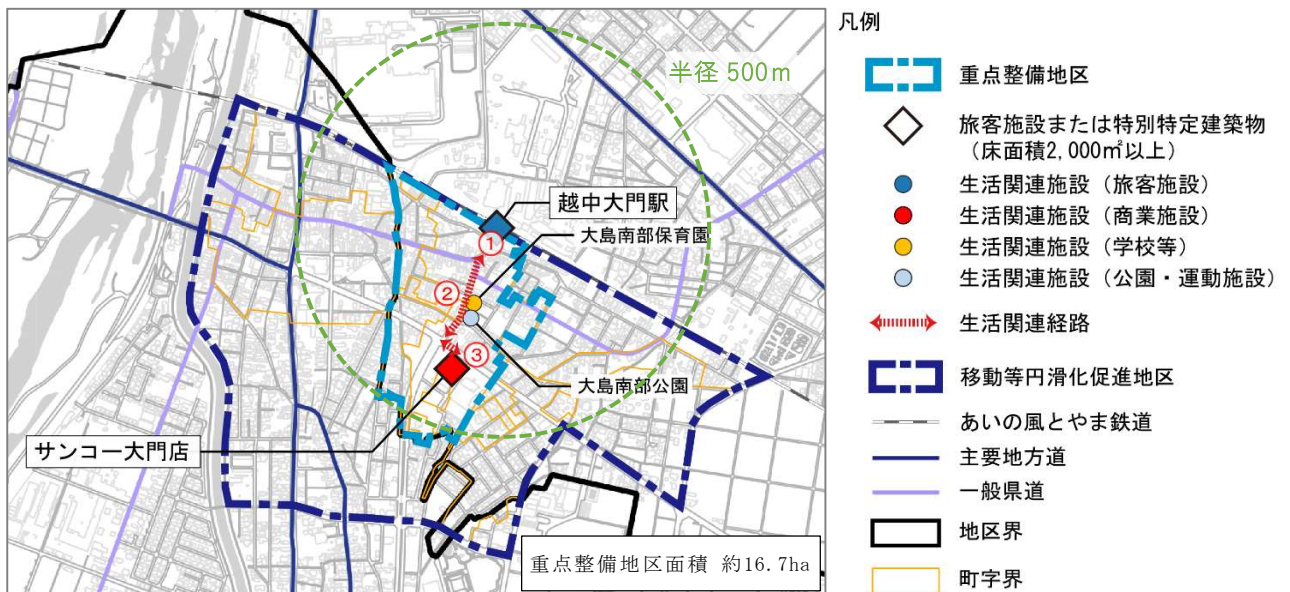
射水市バリアフリーマスタープラン（令和 2 年 3 月策定）では、移動等円滑化促進地区の一つとして大門・大島地区を位置付け、あいの風とやま鉄道越中大門駅周辺の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示しました。

越中大門駅周辺におけるバリアフリー化に向けた事業を具体化し、重点的かつ一体的に推進するため、越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定します。

2 基本構想の期間

本基本構想の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間としますが、必要があると認めるときは、本基本構想を見直すものとします。

3 重点整備地区等の設定



生活関連施設

施設類型	施設名称
旅客施設	あいの風とやま鉄道 越中大門駅
商業施設	サンコー大門店 ※
学校等	大島南部保育園
公園・運動施設	大島南部公園

生活関連経路

	路線名称
①	市道新町 10 号線 ※駅前広場
②	市道新町 1 号線（都市計画道路駅前線） （一部、一般県道八町大門線と重複）
③	市道大門針原線（都市計画道路東老田高岡線）

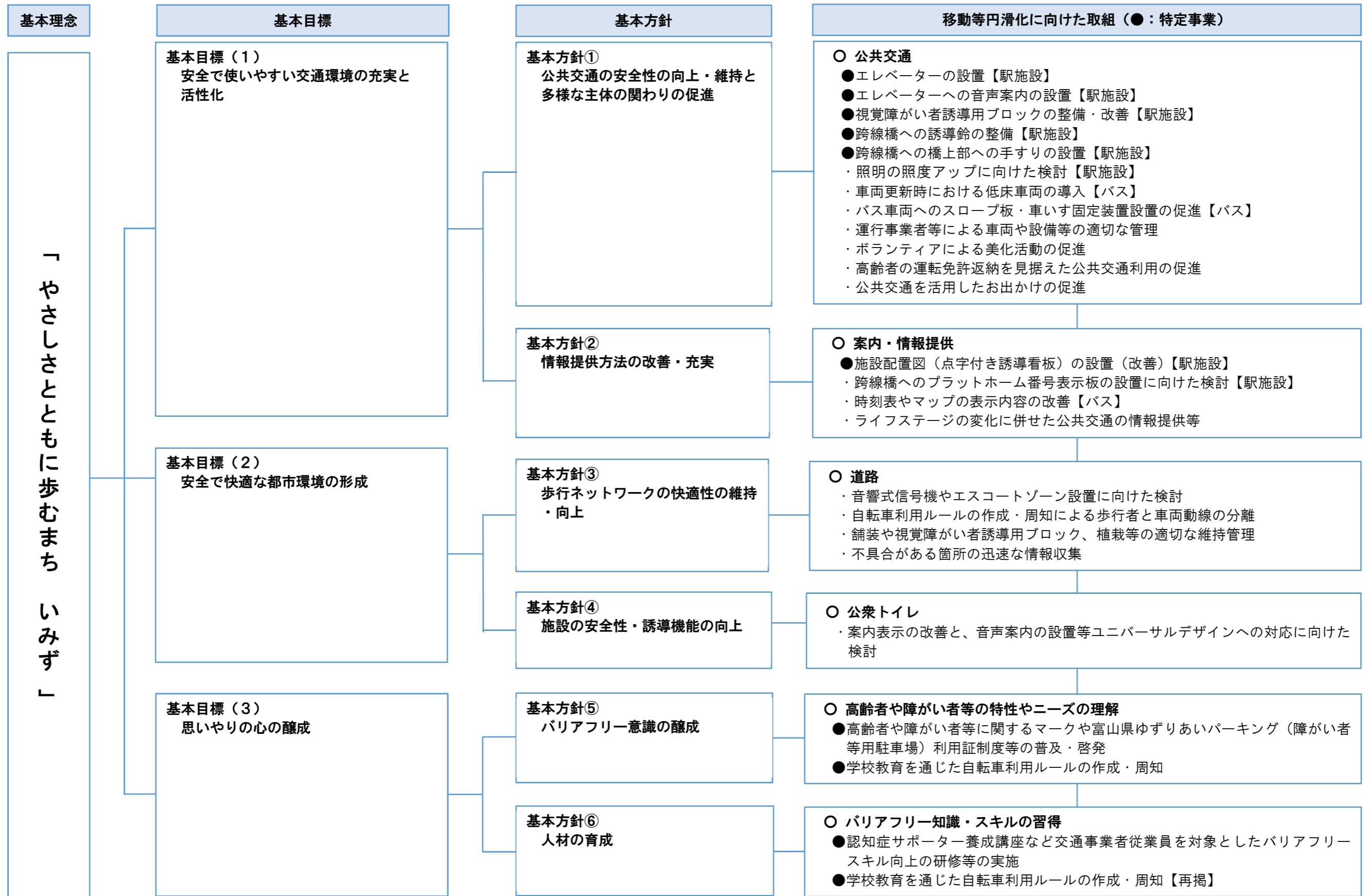
※床面積が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物

4 重点整備地区におけるバリアフリー化の課題

主な生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー状況やまち歩き点検（令和3年10月11日に、高齢者や障がい者等の移動制約者や施設管理者等が参加。）、過年度に実施した関係者ヒアリングを踏まえ、越中大門駅周辺地区におけるバリアフリー化の課題を以下に整理しました。

	まち歩き	ヒアリング
(1) 駅施設・公衆トイレ		
・車いす動線の確保（エレベーターの設置）【駅施設】	●	●
・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【駅施設】	●	●
・バリアフリー設備の充実（手すり、誘導鈴、音声案内等）【駅施設・公衆トイレ】	●	
・施設内の照度の確保【駅施設】	●	
(2) 公共交通		
・車いす利用者等への配慮（低床車両、スロープ板等）【バス】	●	
・交通サービスの維持（運行事業者やボランティアによる機能維持）【鉄道・バス】		●
・越中大門駅を拠点とした公共交通の利用促進と周辺地域の活性化【鉄道・バス】	●	
(3) 歩道・駅前広場		
・歩行者と自転車利用者、自動車の動線の分離【歩道、駅前広場】	●	●
・路面の平坦性や滑りにくさ、視認性の維持【歩道】	●	●
・音響式信号機やエスコートゾーンの充実【横断歩道】	●	●
(4) 案内・情報提供		
・駅施設の案内表示の充実（施設案内図、案内サイン等）【駅施設・公衆トイレ】	●	●
・分かりやすい公共交通案内の提供（誰もが見やすく分かりやすい時刻表やマップの改善等）【駅施設・バス停】	●	●
(5) 市民意識		
・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進（健常者のモラルの向上）	●	●
・交通マナーや施設利用マナーの啓発	●	
(6) 人材		
・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上	●	●
・教育活動を通じた意識啓発	●	●

5 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針及び取組



6 重点的に実施すべき特定事業

越中大門駅周辺地区における移動等円滑化に向けた取組の中でも、基本理念の実現に向けて、以下の特定事業を重点的に実施します。

(1) 公共交通特定事業

事業箇所	事業内容	実施予定時期	実施主体
越中大門駅	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置（ホーム） 音声案内の設置（エレベーター） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（ホーム） 誘導鈴や手すりの整備（跨線橋への） 施設配置図（点字付き誘導看板）の設置（改善） 	令和4年度～令和7年度	あいの風とやま鉄道株式会社
事業実施に際して配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 越中大門駅のエレベーター等の整備については、多額の費用を要するため、国等の支援を受けられることが必要となる。 		

(2) 教育啓発特定事業

事業箇所	事業内容	実施予定時期	実施主体
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発 	継続的に実施	市
大門・大島地区の学校及び市民	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー教育の一環としての自転車利用ルールの作成・交通マナーの啓発 	継続的に実施	市
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座など交通事業者従業員を対象としたバリアフリースキル向上の研修等 	継続的に実施	市、コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業者
事業実施に際して配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 大門・大島地区の学校での自転車ルールの作成等の実施に際しては、事前に関係機関と相談した上で対象となる学校を特定する。実施に当たっては、実施主体（射水市）が教職員への負担軽減のために必要な配慮を行う。 		

越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想 (素案)

目次

第1章 策定の背景及び位置づけ	1
1-1 策定の背景及び目的	1
1-2 本基本構想の期間	1
1-3 本基本構想の位置づけ	1
第2章 射水市及び越中大門駅周辺の概況	2
2-1 射水市の概況	2
(1) 位置及び地勢	2
(2) 人口	3
(3) 障がい者数	4
2-2 越中大門駅周辺の状況	5
(1) 越中大門駅周辺の概要	5
(2) 人口	6
(3) 公共交通	7
(4) 道路	9
2-3 上位・関連計画における越中大門駅周辺・バリアフリー施策の位置づけ	11
(1) 第2次射水市総合計画（平成26年6月）	11
(2) 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月改訂）	12
(3) 射水市都市計画マスタープラン（令和2年6月）	12
(4) 射水市地域公共交通網形成計画（令和2年3月）	13
(5) 射水市バリアフリーマスタープラン（令和2年3月）	13
第3章 重点整備地区等の設定	14
3-1 設定の考え方	14
(1) 生活関連施設	14
(2) 生活関連経路	15
(3) 重点整備地区	16
3-2 重点整備地区等の設定	18
(1) 生活関連施設	18
(2) 生活関連経路	18
(3) 重点整備地区	19
(4) 重点整備地区の特性	20

第4章 重点整備地区におけるバリアフリー化の現状と課題	21
4-1 まち歩き点検	21
(1) 目的	21
(2) 概要	21
4-2 バリアフリー化の課題	22
第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針	23
5-1 基本理念	23
5-2 基本目標・基本方針	23
5-3 移動等円滑化に向けた取組	24
(1) 基本方針①に基づく取組【公共交通】	24
(2) 基本方針②に基づく取組【案内・情報提供】	24
(3) 基本方針③に基づく取組【道路】	25
(4) 基本方針④に基づく取組【公衆トイレ】	25
(5) 基本方針⑤に基づく取組【高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解】	25
(6) 基本方針⑥に基づく取組【バリアフリー知識・スキルの習得】	25
第6章 重点的に実施すべき特定事業	26
6-1 公共交通特定事業	26
6-2 教育啓発特定事業	26
第7章 基本構想の推進と進捗管理	27
参考資料	1
1 射水市バリアフリー推進協議会 設置要綱	1
2 射水市バリアフリー推進協議会 委員名簿	3

第1章 策定の背景及び位置づけ

1-1 策定の背景及び目的

本市では、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、令和元年度に射水市バリアフリーマスタープラン（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）を策定しました。バリアフリーマスタープランでは、移動等円滑化促進地区の一つとして大門・大島地区を位置づけ、あいの風とやま鉄道越中大門駅周辺の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示したところです。

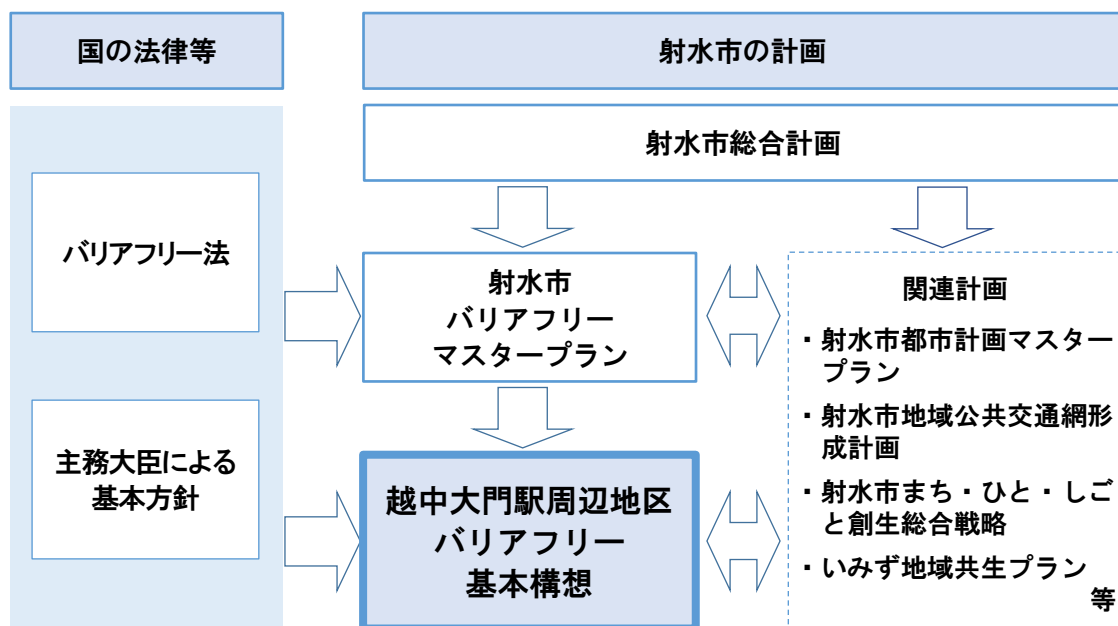
越中大門駅周辺においては、越中大門駅をはじめとするバリアフリー化に向けた事業を具体化し、越中大門駅周辺地区におけるバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定します。

1-2 本基本構想の期間

本基本構想の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

1-3 本基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定します。また、策定に当たっては、射水市総合計画やバリアフリーマスタープランをはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



第2章 射水市及び越中大門駅周辺の概況

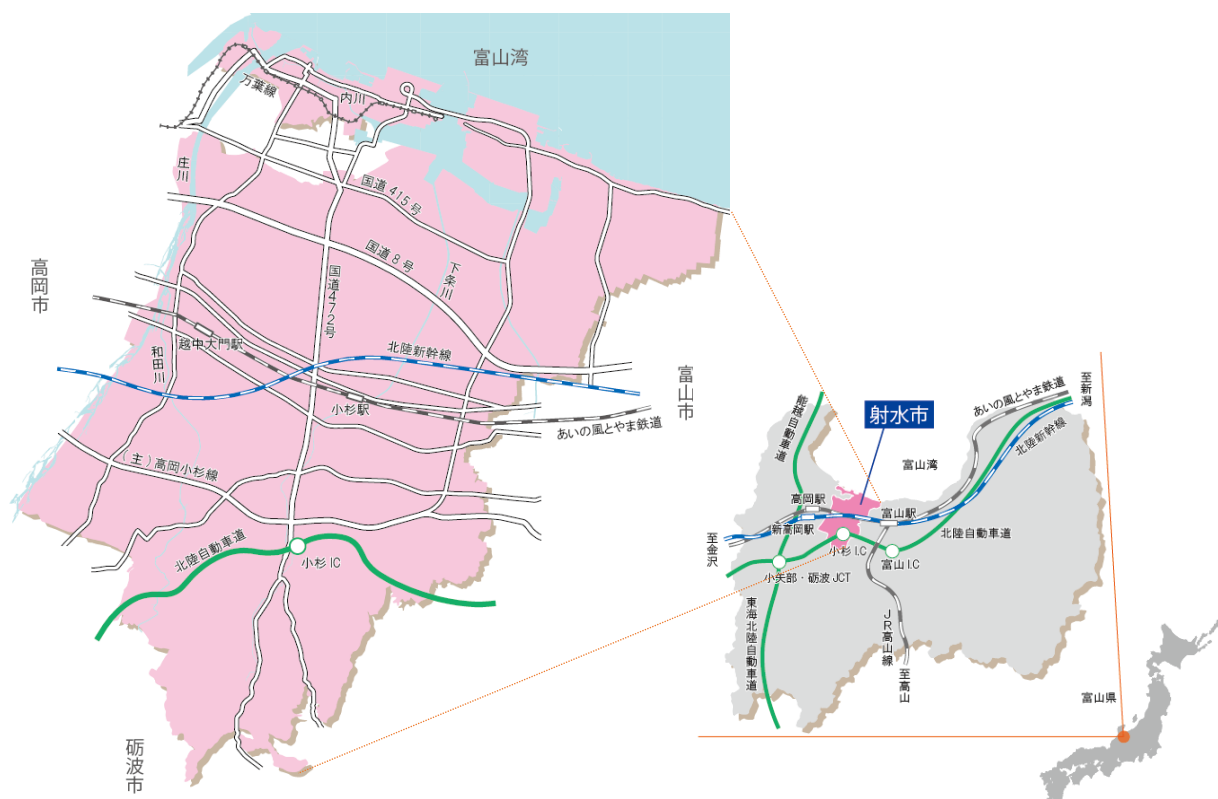
2-1 射水市の概況

(1) 位置及び地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。市域は、東西10.9 km、南北16.6 kmで、総面積は109.44 km²となっており、県土面積の約2.6%を占めています。

地形は庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な平野部と南部の丘陵部で構成されています。標高は海拔0 mから140.2 mで、四季折々において彩り豊かな自然が見られます。

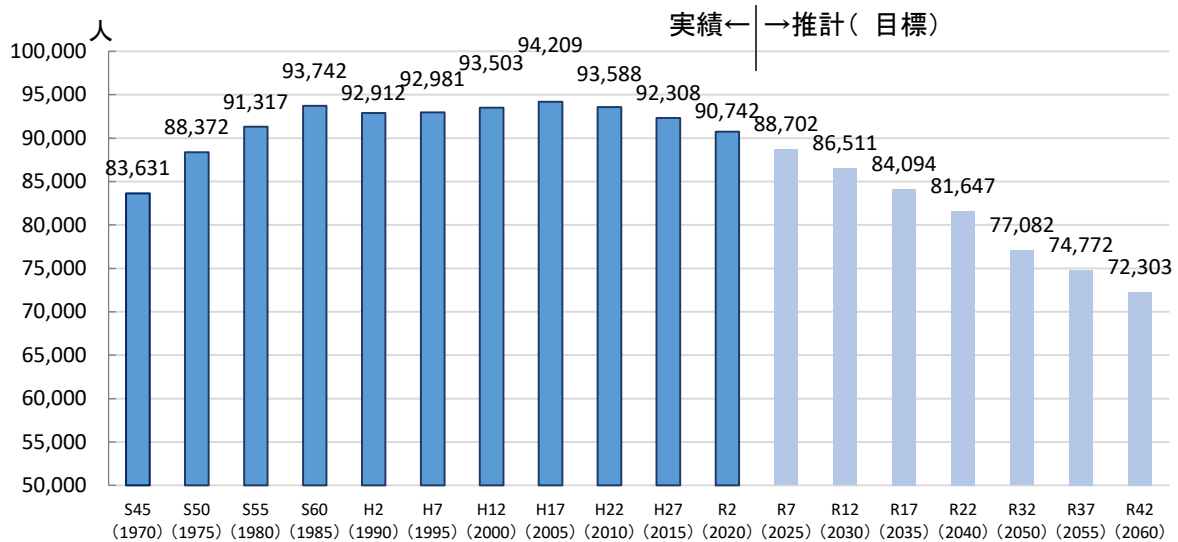
また、日本海側のほぼ中央に位置し、市内に国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）、その後背地に県内最大級の工業団地、さらに内陸部にはあいの風とやま鉄道（小杉駅・越中大門駅）のほか、北陸自動車道小杉インターチェンジ等の道路網があり、環日本海交流の拠点として、いわば360°の交流・連携を可能とする優位性を持っています。



(2) 人口

令和2年(2020年)の人口は9.1万人で、平成17年(2005年)の9.4万人をピークに減少傾向にあり、更なる減少が予想されることから、第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和42年(2060年)の目標人口を72,000人としています。

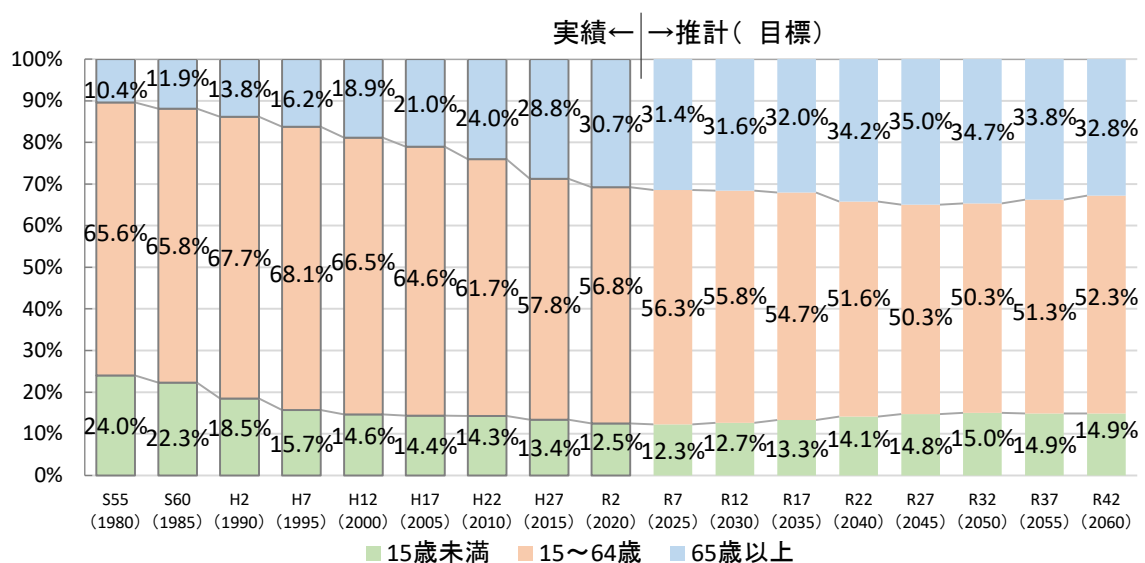
図 人口の実績値と目標(推計値)



資料) 総務省「国勢調査(昭和45年(1970年)～令和2年(2020年))」
 ※昭和45年(1970年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの
 射水市人口ビジョン(令和元年度策定) ※令和7年(2025年)以降は推計値(目標)

年齢3区分別の人口割合では、令和2年(2020年)時に高齢者人口(65歳以上)が30.7%を占め、年少人口(15歳未満)の12.5%の2倍以上となっています。今後の人口推計でも、高齢者人口割合は30%を超え、年少人口は同割合で推移するものと考えられます。

図 年齢3区分別 人口割合の実績値と目標値(推計値)



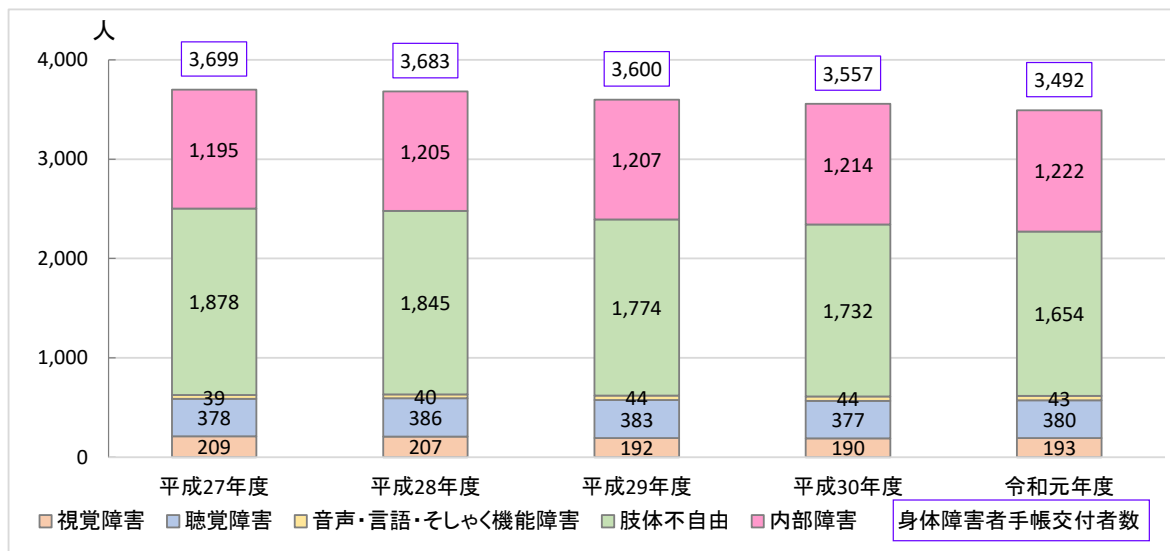
資料) 総務省「国勢調査(昭和55年(1980年)～令和2年(2020年))」※割合は、分母から不詳を除いて算出
 ※昭和55年(1980年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの
 射水市人口ビジョン(令和元年度策定) ※令和7年(2025年)以降は推計値(目標)

(3) 障がい者数

身体障害者手帳交付者数は微減傾向にあり、令和元年度（2019年度）には3,492人となっています。このうち肢体不自由や内部障害を合わせて全体の約8割を占めています。

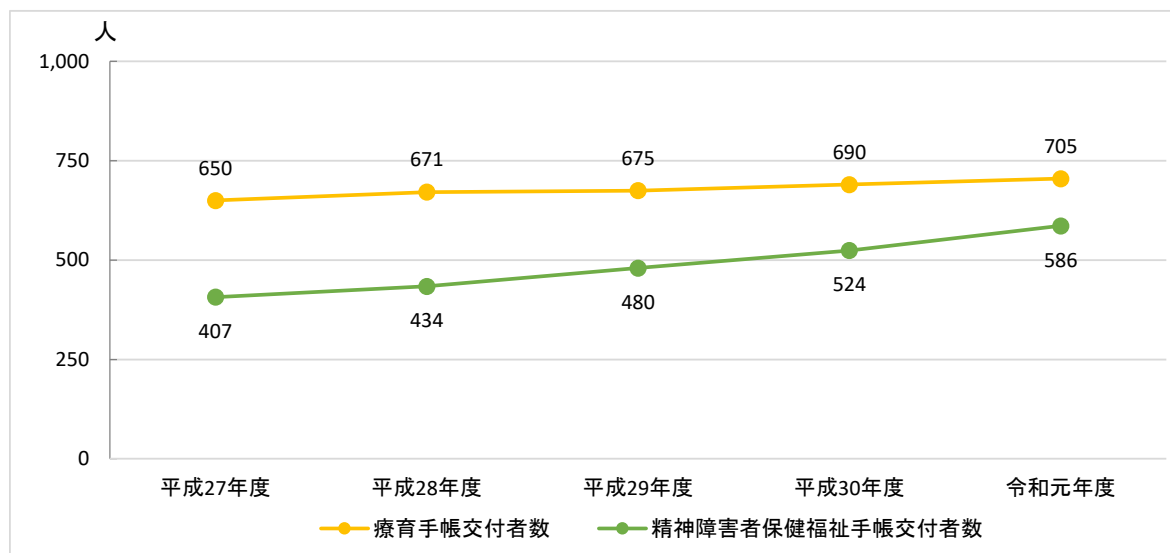
一方、療育手帳交付者数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳交付者数の増加が顕著となっています。

図 身体障害者手帳交付者数の推移



資料) 射水市統計書（令和2年度版）

図 療育手帳交付者数・精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



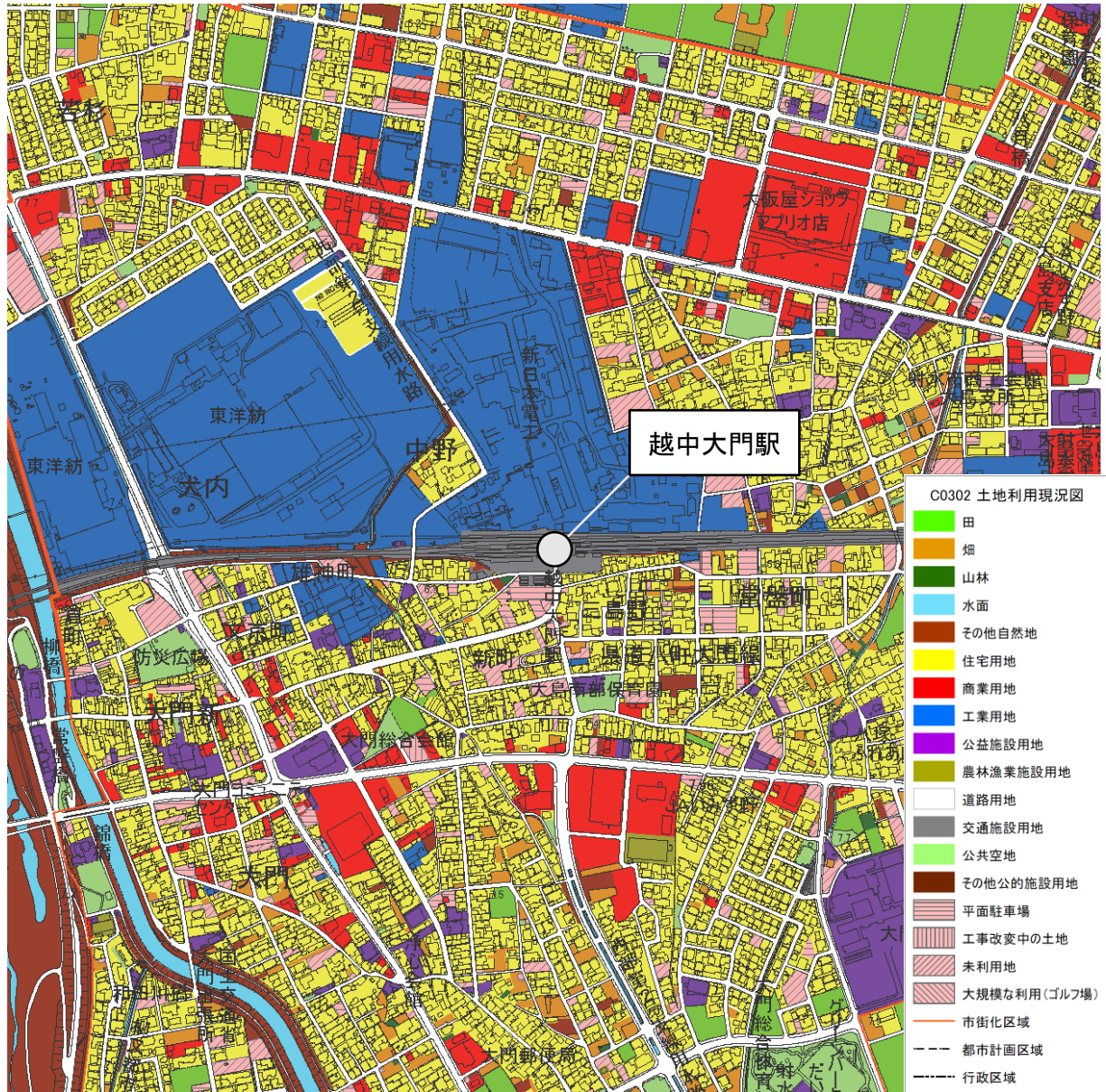
資料) 射水市統計書（令和2年度版）

2-2 越中大門駅周辺の状況

(1) 越中大門駅周辺の概要

あいの風とやま鉄道越中大門駅は本市の中西部に位置し、改札口のある駅南側に住宅を中心とした市街地が形成されているほか、駅北側には大規模工場が立地しています。

図 越中大門駅周辺の土地利用状況

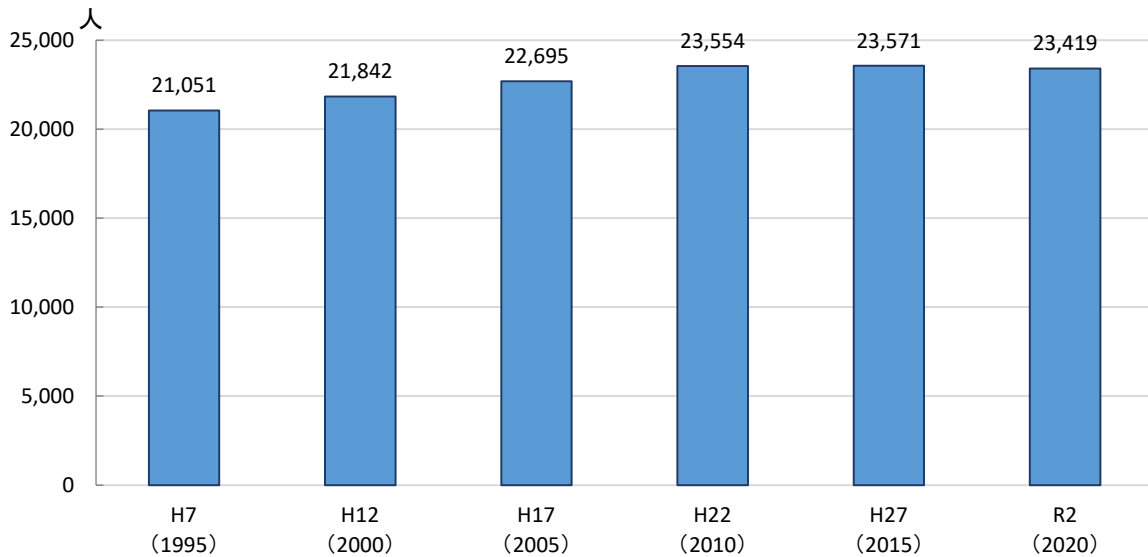


資料) 平成30年 都市計画基礎調査(土地利用現況)

(2) 人口

令和2年(2020年)の大門・大島地区の人口は23,419人で、直近20年間は微増から横ばいで推移しています。

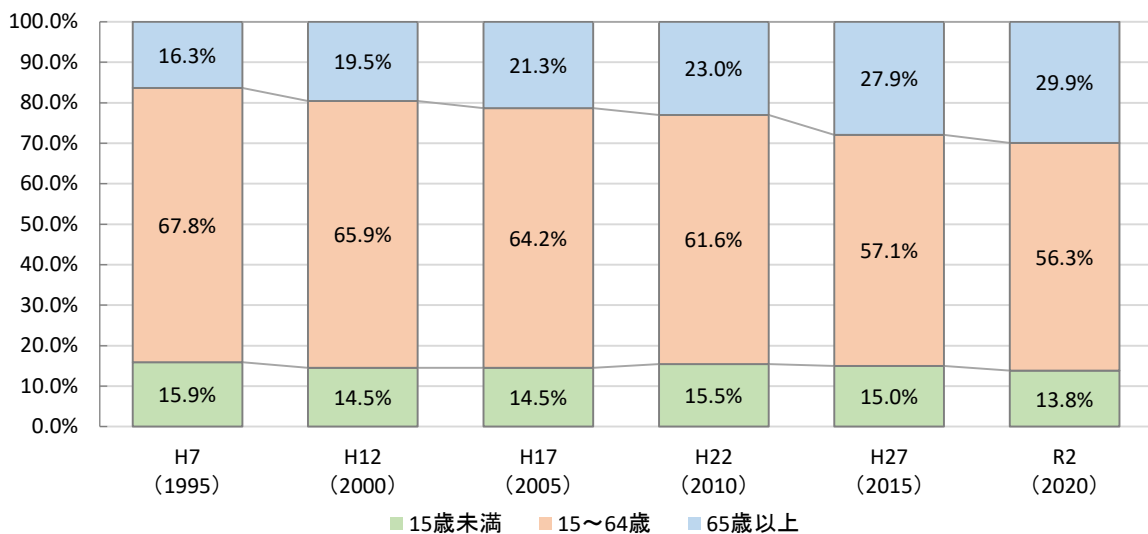
図 人口の実績値(大門・大島地区)



資料) 総務省「国勢調査(昭和45年(1970年)~令和2年(2020年))」
 ※平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値

大門・大島地区の年齢3区分別の人口割合は、令和2年(2020年)時に高齢者人口(65歳以上)が29.9%を占め、年少人口(15歳未満)の13.8%の約2倍強となっています。また、高齢者人口割合の上昇傾向も見られます。これらの傾向は、市全体の傾向との大きな相違は見られません。

図 年齢3区分別 人口割合の実績値(大門・大島地区)



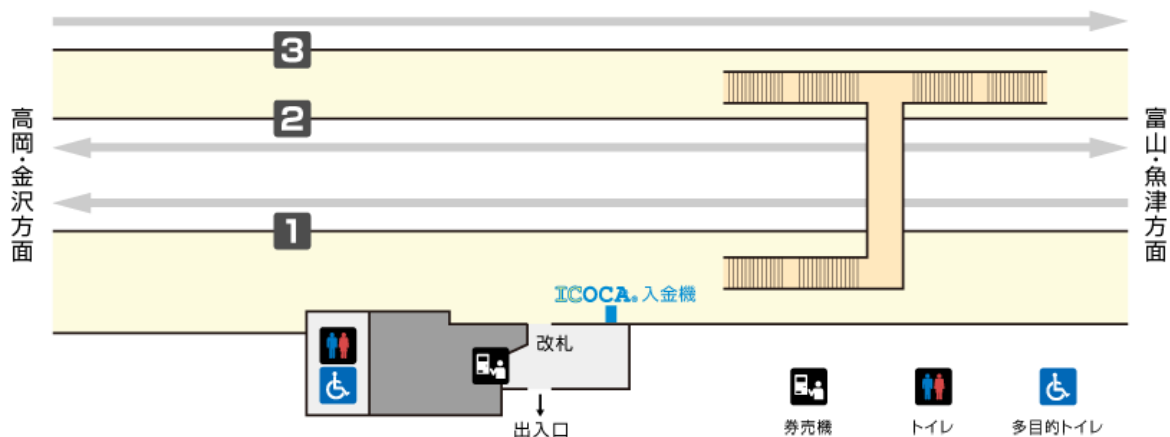
資料) 総務省「国勢調査(昭和45年(1970年)~令和2年(2020年))」
 ※平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値。割合は、分母から不詳を除いて算出している。

(3) 公共交通

① あいの風とやま鉄道（越中大門駅）

越中大門駅の駅構造は、2面3線のホーム構造で、上り下りのホーム間は跨線橋で接続しています。駅舎には多目的トイレが設置されていますが、跨線橋にはエレベーターが設置されていません。

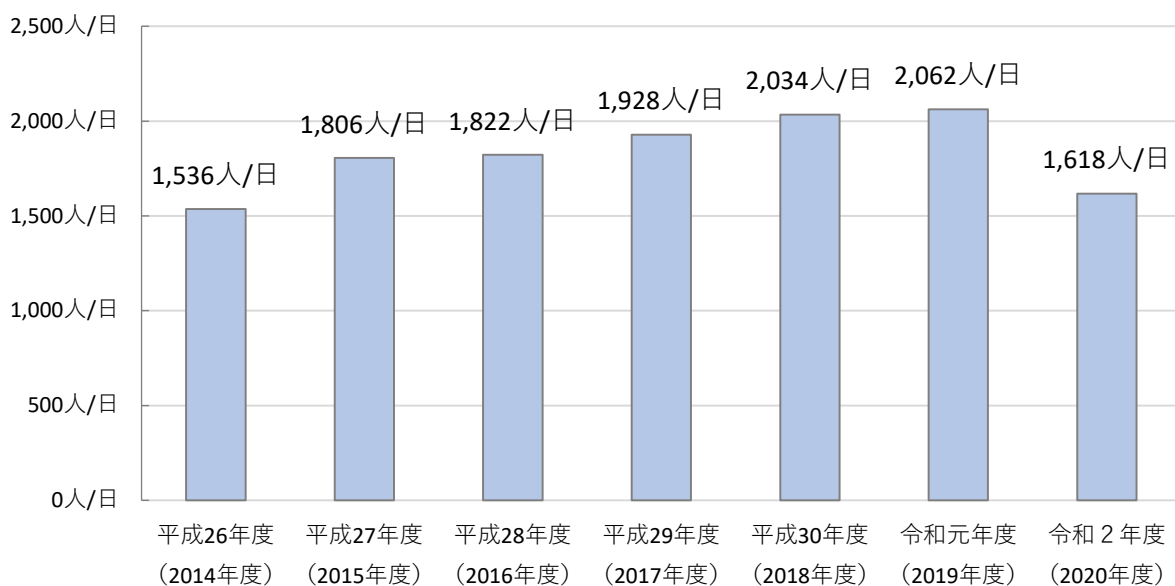
図 施設概要（越中大門駅）



資料) あいの風とやま鉄道HP

越中大門駅の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の1日当たり利用者数は2,000人/日を超える状況となっています。令和2年度（2020年度）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から前年実績を下回る結果となりました。

図 1日当たり利用者数（越中大門駅）



資料) あいの風とやま鉄道利用促進協議会資料

※ 平成26年度は、JR西日本347日運行、あいの風とやま鉄道18日運行
平成27年度以降は、全日あいの風とやま鉄道による運行

② 路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー

越中大門駅周辺には、富山地方鉄道バス及び射水市コミュニティバスのバス停が点在しています。特に、越中大門駅には計5路線（冬季のみ運行する路線を含む。）の射水市コミュニティバス路線が接続しています。

また、越中大門駅周辺にはデマンドタクシーが運行され、下記のバス停に加え大門郵便局やサンコー大門店、医療機関等で乗降することが可能です。

図 系統別 バス停（越中大門駅周辺）

	射水市コミュニティバス					富山地方鉄道バス
	① 新湊・大門線	⑤ 新湊・越中 大門駅線	⑨ 浅井・越中 大門駅線	⑩ 櫛田・越中 大門駅線	⑪ 小杉駅・水戸 田経由大門線	国際大付属 高校線（高 岡ルート）
大門錦町中			○			
大門中町			○			
大門中央		○				
大門総合会館前	○					○
田町公民館前	○	○	○			
越中大門駅	○	○	○	○	○	
大島南部公園前	○	○	○	○		
J A いみず野前	○	○	○	○		

図 バス停位置図



(4) 道路

越中大門駅周辺には、5路線の県道（主要地方道及び一般県道）が位置しています。

越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組としては、主要地方道高岡青井谷線及び市道大門針原線（都市計画道路東老田高岡線）で、歩道と車道との勾配の緩和、段差解消等が完了しています。

また、市道新町10号線における駅前広場整備や市道新町1号線（都市計画道路駅前線）における道路拡幅・歩道新設工事が進められているほか、主要地方道新湊庄川線における歩道において、視覚障がい者用誘導ブロックの設置が進められています。

図 主要幹線道路及びバリアフリー化の取組状況



表 バリアフリー化の取組状況（越中大門駅周辺）

取組状況	事業箇所	主な事業内容	実施(予定)期間	実施主体
完了	①主要地方道 高岡青井谷線 (都市計画道路 東老田高岡線)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道と車道との勾配の緩和 ・段差解消 ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 	—	富山県
	②市道大門針原線 (都市計画道路 東老田高岡線)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道と車道との勾配の緩和 ・段差解消 ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 	—	射水市
	③主要地方道新湊 庄川線(都市計画 道路二口北野線) (大門地内) (歩道部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 	—	富山県
実施中	④越中大門駅前・ 市道新町10号線	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備 (駅前ロータリー整備、 駅前駐車場整備) ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 	令和元年度 ～令和3年度	射水市
	⑤市道新町1号線 (都市計画道路 駅前線)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路拡幅 ・歩道新設 (道路改良工事) ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 	平成30年度 ～令和3年度	射水市
	⑥主要地方道新湊 庄川線(都市計画 道路二口北野線) (二口地内) (歩道部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 (子ども子育て総合支援 センター付近から北に向 かって歩道に点字ブロッ クを敷設) 	平成25年度から 毎年実施 (整備区間延長中)	射水市

2-3 上位・関連計画における越中大門駅周辺・バリアフリー施策の位置づけ

(1) 第2次射水市総合計画（平成26年6月）

第2次射水市総合計画では、障がい者福祉や公共交通、道路、生活環境等の視点から様々なバリアフリー関連施策が位置づけられています。

表 第2次射水市総合計画におけるバリアフリー関連施策の位置づけ

部・章（政策）・節（施策）	施策の内容
第2部 健康でみんなが支え合うまち 第2章 やさしさを支え合うまちづくり 第2節 障がい者福祉の充実	第1 障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現 2 障がい者の社会参加の促進 (3) 生活環境等のバリアフリー化の推進
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第2章 快適で利便性の高いまちづくり 第2節 公共交通網の整備	第2 快適な交通環境の整備 2 移動制約者の利便性向上 (1) 高齢者、障がい者等の利用を促進する環境の整備 ア 公共交通施設のバリアフリー化 イ バス、電車の低床化
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第2章 快適で利便性の高いまちづくり 第3節 地域をつなぐ道路網の整備	第1 機能的で安全・安心な道づくり 1 車から人への道づくり (1) 交通弱者に対応した安全で安心なみちづくり ア 段差や障害物のない歩道空間のバリアフリー化 第2 利便性の高い道路網の整備 1 交通ネットワークを踏まえた道路網の確立 (2) 補助幹線道路の整備 イ 既設補助幹線歩道のバリアフリー化、交差点改良、踏切拡幅改良等、道路空間のゆとり・安全性の向上
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第3章 快適で住みよいまちづくり 第2節 生活環境の充実	第1 生活環境のバリアフリー化の推進 1 みんなにやさしい外出環境の整備 (1) 歩道幅員の確保や段差解消等安全性の確保 (2) 交通安全対策の推進 (3) 地域ぐるみの福祉のまちづくりの推進
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第4章 安心して暮らせるまちづくり 第3節 交通安全・防犯対策の推進	第3 安全環境の整備 2 交通弱者に配慮した道路交通環境の整備 (1) 子ども、高齢者、障がい者等交通弱者の視点に立った道路環境の整備 (2) 音響信号機や点字ブロックの設置

(2) 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月改訂）

第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、交通環境の視点から、バリアフリー関連施策が位置づけられています。

表 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるバリアフリー関連施策の位置づけ

基本目標・施策の基本方向・具体的な施策	施策の内容
基本目標3 市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり (3) 快適な交通環境の整備 2次交通の充実、駅周辺環境整備	・交通結節点等におけるバリアフリー化の推進

(3) 射水市都市計画マスタープラン（令和2年6月）

射水市都市計画マスタープランでは、越中大門駅周辺が「地域居住拠点」に位置づけられています。

また、南部内陸地域のまちづくりの方針として、越中大門駅におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの観点に基づく環境整備や越中大門駅周辺の道路整備が位置づけられています。

表 射水市都市計画マスタープランにおける越中大門駅周辺の位置づけ

拠点	都市機能配置の考え方
地域居住拠点	・都市活動エリアにおける居住を中心とした拠点として太閤山地区ならびに越中大門駅周辺を位置づけ、身近な生活利便サービス機能を確保・維持し、人口の集積を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体の参画・連携に基づく地域共生のまちづくりを推進します。

表 射水市都市計画マスタープランにおける都市整備の方針（南部内陸地域）

	都市整備の方針（南部内陸地域）
(2) 交通 ①道路網 【その他の道路】	・越中大門駅への南北アクセス向上に向け、駅前広場及び（都）駅前線等、駅周辺の道路整備を推進します。
(2) 交通 ②公共交通	・越中大門駅については、鉄道とコミュニティバス等との公共交通の乗継機能の強化を図り、射水市民病院やクロスベイ新湊等とのネットワーク強化を推進します。また、駅南側については、（都）駅前線の道路拡幅や駅前広場の整備によるアクセスや乗入れの向上を図り、駅北側からの利便性向上を検討します。さらには、エレベーター設置を検討するなど、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点に基づく環境整備に努めます。

(4) 射水市地域公共交通網形成計画（令和2年3月）

射水市地域公共交通網形成計画では、越中大門駅におけるバリアフリー化に向けた調査研究（エレベーター設置等）が位置づけられています。

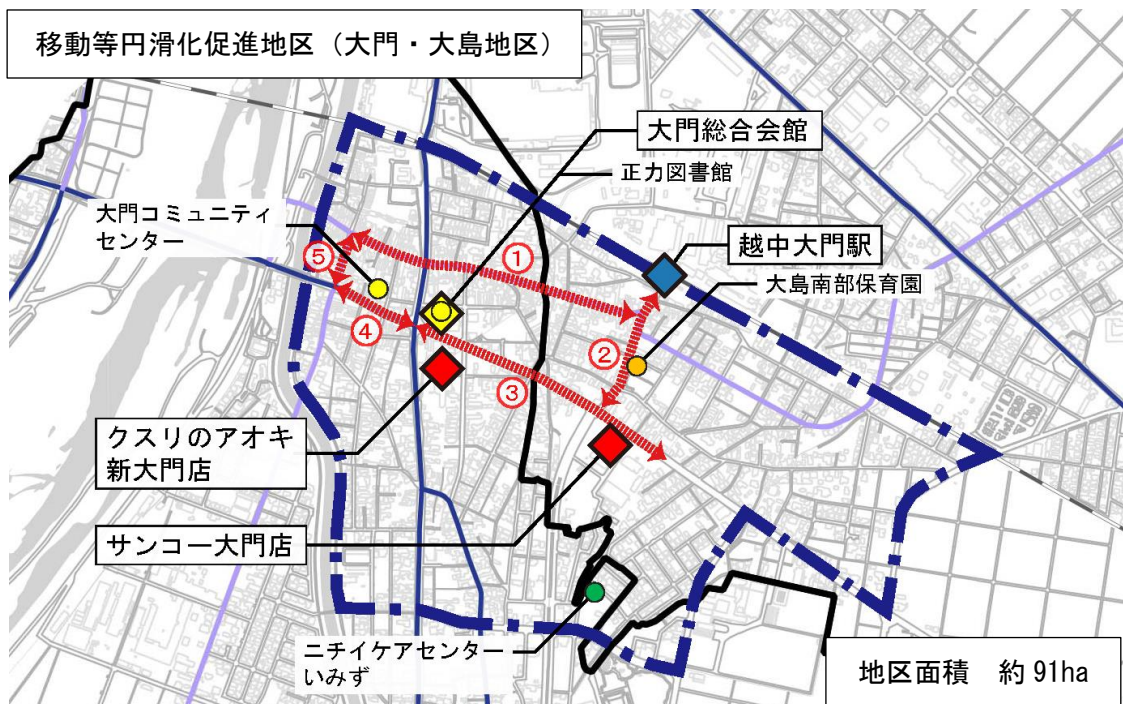
表 射水市地域公共交通網形成計画における越中大門駅の位置づけ

基本方針・目標・施策	具体的施策
基本方針1 まちづくりと連携した公共交通網の整備 (2) 利便性の高い交通結節点づくり ② 鉄道の利便性を高めるための環境整備	○ 鉄道線の老朽化対応・安全対策と、バリアフリー化に関する調査研究 ・ 万葉線の庄川橋梁の架替えに向けた対応や線路の改修（軌道の重軌条化、踏切保安設備、電路設備の更新等）を実施するとともに、あいの風とやま鉄道越中大門駅のエレベーター設置等バリアフリー化に向けた調査研究を行います。

(5) 射水市バリアフリーマスタープラン（令和2年3月）

射水市バリアフリーマスタープランでは、移動等円滑化促進地区の一つとして大門・大島地区が位置づけられています。

図 射水市バリアフリーマスタープランにおける越中大門駅周辺の位置づけ



	道路名称
①	一般県道八町大門線
②	市道新町10号線、市道新町1号線（都市計画道路駅前線）
③	市道大門針原線（都市計画道路東老田高岡線）
④	主要地方道高岡青井谷線（都市計画道路東老田高岡線）
⑤	一般県道広上大門新線

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	旅客施設または特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）
	生活関連施設（旅客施設）
	生活関連施設（福祉施設）
	生活関連施設（文化・交流施設）
	生活関連施設（商業施設）
	生活関連施設（学校等）
	生活関連経路
	あいの風とやま鉄道
	主要地方道
	一般県道
	地区界

第3章 重点整備地区等の設定

3-1 設定の考え方

(1) 生活関連施設

① バリアフリー法における位置づけ（法第2条第23号イ）

・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう

② 基本方針における位置づけ（抜粋）

・生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定される

③ 本基本構想における設定の考え方

本基本構想では、バリアフリー法及び基本方針における位置づけやバリアフリーマスタープラン等を踏まえ、主要旅客施設を中心に以下に該当する施設を生活関連施設に設定します。

	施設例
(A) 旅客施設	駅
(B) 官公庁施設	市庁舎、地区センター
(C) 福祉施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、子育て支援施設等
(D) 病院	病院
(E) 文化・交流施設	文化・教養施設、図書館、コミュニティセンター・公民館、交流施設
(F) 商業施設	大規模小売店舗
(G) 学校等	保育園・幼稚園、小学校、中学校
(H) 公園・運動施設	公園・緑地、運動施設
(I) その他施設	観光施設

(2) 生活関連経路

① バリアフリー法における位置づけ（法第2条第23号ロ）

- ・生活関連施設相互間の経路をいう

② ガイドラインにおける位置づけ（抜粋）

- ・生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります
- ・生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です

③ 本基本構想における設定の考え方

本基本構想では、バリアフリー法及びガイドラインにおける位置づけやバリアフリーマスタープラン等を踏まえ、以下のような考え方にに基づき生活関連経路を設定します。

設定の視点	設定の考え方
(A) より多くの人々が利用する経路を設定	・生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定
(B) 生活関連施設相互のネットワークを構成できる経路を設定	・旅客施設から概ね半径500m以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定
(C) 関連計画と整合した経路を設定	・バリアフリーマスタープランやまちづくり整備事業等と整合した経路を設定

(3) 重点整備地区

① バリアフリー法における位置づけ（法第2条第24号）

	要件
要件－1	・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
要件－2	・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設※について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること
要件－3	・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

※ 生活関連経路を構成する一般交通用施設
道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

② ガイドラインにおける位置づけ（抜粋）

	位置づけ
要件－1 関連	・生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である
要件－2 関連	・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である
要件－3 関連	・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である
留意事項	・重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である

③ 本基本構想における設定の考え方

本基本構想では、バリアフリー法及びガイドラインにおける位置づけやバリアフリーマスタープラン等を踏まえ、以下のような考え方に基づき重点整備地区を設定します。なお、境界は道路等の地形地物等により区分します。

設定の考え方
(A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区 ・ 射水市都市計画マスタープランにおける「地域居住拠点」 ・ 射水市バリアフリーマスタープランにおける「移動等円滑化促進地区」
(B) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 ・ 生活関連施設がおおむね3施設以上所在する地区 ・ 生活関連施設の立地が旅客施設から概ね半径500m圏内にある地区
(C) 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区 ・ バリアフリー化事業を含む諸事業が上位・関連計画に位置づけられ、かつ、これらの事業が連続的に実施されることが見込まれる地区

3-2 重点整備地区等の設定

(1) 生活関連施設

施設類型	施設名称
旅客施設	・ あいの風とやま鉄道 越中大門駅
商業施設	・ サンコー大門店 ※
学校等	・ 大島南部保育園
公園・運動施設	・ 大島南部公園

※ 床面積が 2,000 m²以上の特別特定建築物

(2) 生活関連経路

	路線名称
①	・ 市道新町 10 号線 ※駅前広場
②	・ 市道新町 1 号線 (都市計画道路駅前線) (一部、一般県道八町大門線と重複)
③	・ 市道大門針原線 (都市計画道路東老田高岡線)

(3) 重点整備地区



(4) 重点整備地区の特性

設定の考え方	重点整備地区の特性
(A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域居住拠点」の位置づけ（射水市都市計画マスタープラン） ・「移動等円滑化促進地区」の位置づけ（射水市バリアフリーマスタープラン）
(B) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に4施設の生活関連施設が立地 ・4施設の生活関連施設は、越中大門駅（旅客施設）から概ね半径500m圏内に立地
(C) 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区	<ul style="list-style-type: none"> ・越中大門駅へのエレベーター設置に関する施策の位置づけ（射水市地域公共交通網形成計画） ・駅前広場の整備の位置づけ（射水市都市計画マスタープラン）かつ事業実施中 ・都市計画道路駅前線の整備の位置づけ（射水市都市計画マスタープラン）かつ事業実施中 ・上記の3事業は、位置・整備スケジュールが連続

第4章 重点整備地区におけるバリアフリー化の現状と課題

4-1 まち歩き点検

(1) 目的

本基本構想の策定に際し、想定される生活関連施設（案）や生活関連経路（案）の現地調査を実施することで、これらの具体的な問題点を明確化するとともに移動制約者や施設管理者などによる問題点の共有を図ることを目的に、まち歩き点検を実施しました。

(2) 概要

令和3年10月11日（月）に、高齢者や障がい者などの移動制約者や施設管理者など15名で生活関連施設（案）や生活関連経路（案）の現地調査を実施しました。



市道新町1号線（都市計画道路駅前線）



市道新町1号線（都市計画道路駅前線）



越中大門駅



越中大門駅



越中大門駅



意見交換

4-2 バリアフリー化の課題

主な生活関連施設及び交通網のバリアフリー状況やまち歩き点検、過年度に実施した関係者ヒアリングを踏まえ、越中大門駅周辺地区におけるバリアフリー化の課題を以下に整理しました。

	まち歩き	ヒアリング
(1) 駅施設・公衆トイレ		
・車いす動線の確保（エレベーターの設置）【駅施設】	●	●
・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【駅施設】	●	●
・バリアフリー設備の充実（手すり、誘導鈴、音声案内等）【駅施設・公衆トイレ】	●	
・施設内の照度の確保【駅施設】	●	
(2) 公共交通		
・車いす利用者等への配慮（低床車両、スロープ板等）【バス】	●	
・交通サービスの維持（運行事業者やボランティアによる機能維持）【鉄道・バス】		●
・越中大門駅を拠点とした公共交通の利用促進と周辺地域の活性化【鉄道・バス】	●	
(3) 歩道・駅前広場		
・歩行者と自転車利用者、自動車の動線の分離【歩道、駅前広場】	●	●
・路面の平坦性や滑りにくさ、視認性の維持【歩道】	●	●
・音響式信号機やエスコートゾーンの充実【横断歩道】	●	●
(4) 案内・情報提供		
・駅施設の案内表示の充実（施設案内図、案内サイン等）【駅施設・公衆トイレ】	●	●
・分かりやすい公共交通案内の提供（誰もが見やすく分かりやすい時刻表やマップの改善等）【駅施設・バス停】	●	●
(5) 市民意識		
・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進（健常者のモラルの向上）	●	●
・交通マナーや施設利用マナーの啓発	●	
(6) 人材		
・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上	●	●
・教育活動を通じた意識啓発	●	●

第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針

5-1 基本理念

「やさしさとともに歩むまち いみず」

～ 誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進します ～

本基本構想では、バリアフリーマスタープランで掲げた基本理念の実現を目指し、越中大門駅周辺地区で具体的な取組を進めていきます。

5-2 基本目標・基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本目標と6つの基本方針を掲げ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

基本目標（1）安全で使いやすい交通環境の充実と活性化

まちの玄関口として公共交通や情報面でのバリアを解消することが重要であるため、駅施設や車両とともに情報面でのバリアフリー化を進めるほか、公共交通への多様な主体の関わりを促しながら、安全で使いやすい交通環境を充実し公共交通の活性化を図ることを目指します。

基本方針① 公共交通の安全性の向上・維持と多様な主体の関わりの促進

基本方針② 情報提供方法の改善・充実

基本目標（2）安全で快適な都市環境の形成

公共交通の充実とともに「まち」全体の物理的なバリアを解消することも重要であるため、生活関連施設等と生活関連経路との一体的なバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者をはじめとする全ての人々が、安全で快適に利用できる都市環境を形成することを目指します。

基本方針③ 歩行ネットワークの快適性の維持・向上

基本方針④ 施設の安全性・誘導機能の向上

基本目標（3）思いやりの心の醸成

前述のハード面の取組に加え、市民や事業者、行政それぞれが、バリアを感じている人の立場で考え行動を起こすこと（心のバリアフリー）も重要となります。このため、啓発活動や教育活動などを通じて高齢者や障がい者等の特性やニーズに関する市民等の理解を深めるとともに、事業者等のバリアフリースキルの向上を図りながら、様々な人々の立場に応じた思いやりの心を醸成することを目指します。

基本方針⑤ バリアフリー意識の醸成

基本方針⑥ 人材の育成

5-3 移動等円滑化に向けた取組

関係者間の意識共有のもとに以下のような取組を進め、旅客施設や道路、商業施設等を含め、一体的・計画的にバリアフリー化に向けた整備・機能維持を推進します。

(1) 基本方針①に基づく取組【公共交通】

○ 駅施設に関する取組

- ・エレベーターの設置
- ・エレベーターへの音声案内の設置
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・跨線橋への誘導鈴や手すりの整備
- ・照明の照度アップに向けた検討



図 エレベーターの設置 イメージ

○ バスに関する取組

- ・車両更新時における低床車両の導入促進
- ・バス車両へのスロープ板・車いす固定装置設置の促進
- ・高齢者の運転免許返納を見据えた公共交通利用の促進



図 低床バス イメージ 資料) 海王交通株

○ 横断的な取組

- ・運行事業者による車両や設備等の適切な管理
- ・ボランティアによる美化活動の促進
- ・公共交通を活用したお出かけの促進

(2) 基本方針②に基づく取組【案内・情報提供】

○ 駅施設に関する取組

- ・施設配置図（点字付き誘導看板）の設置（改善）
- ・跨線橋へのプラットホーム番号表示板の設置に向けた検討
- ・ライフステージの変化に併せた公共交通の情報提供等

○ バスに関する取組

- ・時刻表やマップの表示内容の改善（コミュニティバス駅前のりばの案内板の改善、表示内容の見やすさや設置高さの調整、車両に関するバリアフリー情報の明示等）
- ・ライフステージの変化に併せた公共交通の情報提供等【再掲】

(3) 基本方針③に基づく取組【道路】

- ・音響式信号機やエスコートゾーン設置に向けた検討
- ・自転車利用ルール作成・周知による歩行者と車両動線の分離
- ・舗装や視覚障がい者誘導用ブロック、植栽等の適切な維持管理
- ・不具合がある箇所の迅速な情報収集



図 音響式信号機設置 イメージ



図 エスコートゾーン設置 イメージ

(4) 基本方針④に基づく取組【公衆トイレ】

- ・案内表示の改善と、音声案内の設置等ユニバーサルデザインへの対応に向けた検討

(5) 基本方針⑤に基づく取組【高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解】

- ・高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発
- ・学校教育を通じた自転車利用ルールの作成や、交通マナーの啓発

(6) 基本方針⑥に基づく取組【バリアフリー知識・スキルの習得】

- ・認知症サポーター養成講座など交通事業者従業員を対象としたバリアフリースキル向上の研修等の実施
- ・学校教育を通じた自転車利用ルールの作成や、交通マナーの啓発【再掲】

第6章 重点的に実施すべき特定事業

越中大門駅周辺地区における移動等円滑化に向けた取組の中でも、基本理念の実現に向けて、以下の特定事業を重点的に実施します。

6-1 公共交通特定事業

事業箇所	事業内容	実施予定時期	実施主体
越中大門駅	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置（ホーム） ・音声案内の設置（エレベーター） ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置（ホーム） ・誘導鈴や手すりの整備（跨線橋への） ・施設配置図（点字付き誘導看板）の設置（改善） 	令和4年度 ～令和7年度	あいの風とやま 鉄道株式会社
事業実施に際して配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・越中大門駅のエレベーター等の整備については、多額の費用を要するため、国等の支援を受けられることが必要となる。 		

6-2 教育啓発特定事業

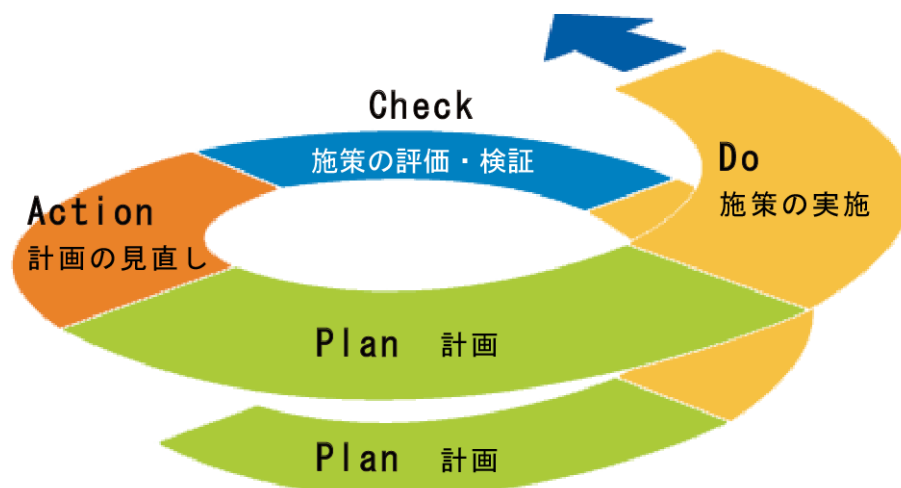
事業箇所	事業内容	実施予定時期	実施主体
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発 	継続的に実施	市
大門・大島地区の学校及び市民	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー教育の一環としての自転車利用ルール作成・交通マナーの啓発 	継続的に実施	市
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座など交通事業者従業員を対象としたバリアフリースキル向上の研修等 	継続的に実施	市、コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業者
事業実施に際して配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大門・大島地区の学校での自転車ルール作成等の実施に際しては、事前に関係機関と相談した上で対象となる学校を特定する。実施に当たっては、実施主体（射水市）が教職員への負担軽減のために必要な配慮を行う。 		

第7章 基本構想の推進と進捗管理

今後は、本基本構想に基づき重点整備地区内のバリアフリー化を推進していくものとし、特に、特定事業については、それぞれの実施主体が関係機関等と協議・調整や合意形成を図りながら特定事業計画を作成して事業を実施していきます。また、その他の事業については、改めて現状を把握した上で、事業の実効性を判断し、必要性や緊急性の高いものから早期に実施するよう努めます。

特定事業及びその他の事業の実施に当たっては、適宜「射水市バリアフリー推進協議会」を開催しながら、事業の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは本基本構想を見直し、重点整備地区におけるバリアフリー化を維持・継続・発展させていきます。

図 PDCAサイクルによるスパイラルアップ（イメージ）



《構想の体系》



参考資料

1 射水市バリアフリー推進協議会 設置要綱

平成30年12月28日

告示第286号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の4第1項及び第26条第1項の規定により、射水市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱され、又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 移動等円滑化促進方針及び基本構想の策定に関する事前調査、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、企画管理部政策推進課、市民生活部生活安全課、福祉保健部地域福祉課及び社会福祉課並びに都市整備部都市計画課及び道路課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第176号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日告示第29号)

この告示は、公表の日から施行する。

2 射水市バリアフリー推進協議会 委員名簿

No	氏名	所属	役職	要綱第3条 第2項	備 考
1	小柳津 英知	富山大学経済学部	教授	第1号関係	学識経験者 (会長)
2	鷹西 恒	富山福祉短期大学国際観光学科	教授	第1号関係	学識経験者 (副会長)
3	中村 弘	射水市老人クラブ連合会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
4	本江 とみ子	射水市中心身障害者連合会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
5	村田 稔	射水市聴覚障害者協会	会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
6	木本 健正	射水市手をつなぐ育成会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
7	福田 聡浩	あいの風とやま鉄道株式会社	企画課長	第3号関係	公共交通 事業者
8	茶山 英義	万葉線株式会社	運輸部軌道課長	第3号関係	公共交通 事業者
9	大野木 貴吉	富山地方鉄道株式会社	運行管理課課長 代理	第3号関係	公共交通 事業者
10	釣谷 隆行	海王交通株式会社	常務取締役	第3号関係	公共交通 事業者
11	門田 晋	社会福祉法人射水市社会福祉協議会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
12	山崎 京子	射水市母親クラブ連絡協議会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
13	砂原 良重	射水商工会議所	事務局長	第4号関係	関係団体の 代表者
14	石黒 勝久	大島地域振興会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
15	小松 美保子	北陸信越運輸局交通政策部	バリアフリー推進 課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
16	長谷部 秀朗	射水警察署	交通課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
17	織田 大祐	富山県高岡土木センター	施設管理課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
18	小塚 悟	射水市	企画管理部長	第6号関係	市職員
19	小見 光子	射水市	福祉保健部長	第6号関係	市職員
20	桜川 正俊	射水市	市民生活部長	第6号関係	市職員
21	島崎 真治	射水市	都市整備部長	第6号関係	市職員

第2次射水市一般廃棄物処理基本計画見直しについて

1 第2次計画見直しの趣旨

本計画は、平成29年3月に策定し、循環型社会形成の実現に向け、ごみの排出抑制や循環的利用及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、ごみの4R行動に取り組んできた。計画策定から5年経過するにあたり、廃棄物を取り巻く状況の変化や実績等を考慮しながら、市廃棄物減量等推進審議会の審議を踏まえ、目標数値等の見直しを行うもの。

2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、射水市総合計画や射水市環境基本計画、富山県廃棄物処理計画などを上位計画とし、廃棄物行政の総合的な指針となるもの。

3 対象地域及び対象廃棄物

本計画の対象地域は本市全域とし、対象廃棄物のごみ及び生活排水とする。

4 計画期間

平成29年度から令和8年度までの10年間のうち、令和4年度から令和8年度までの後期5年間の見直しを行う。

5 これまでの経過及び今後のスケジュール

令和3年4月～	処理状況の調査分析、課題の把握
11月	市廃棄物減量等推進審議会
令和4年1月～2月	パブリックコメントの実施、集約
2月	市廃棄物減量等推進審議会
3月議会	第2次射水市一般廃棄物処理基本計画（改訂案）報告
4月	市ホームページで等で公表、周知

6 ごみ処理の現状及び計画目標

計 画 目 標	実 績		目 標	
	平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和8年度
	当初の最終実績	基準	参考：前期目標	後期目標
人 口	94,147人	92,130人	- (91,386人)	90,022人 (89,228人)
減量化目標 【一般廃棄物の年間排出量】	38,503t	35,855t	- (35,500t)	32,700t (32,800t)
資源化目標 【再生利用率】	30.9%	20.9%	- (33.5%以上)	23.0%以上 (36.0%以上)
埋立量の削減目標 【年間最終処分量】	1,729t	3,341t	- (1,540t以下)	2,960t以下 (1,390t以下)

※令和3年度及び8年度について、上段「見直した目標値」、下段「当初目標値」を示す。

7 主な課題

(1) ごみの減量化・資源化

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、基準年度の平成27年度と比較して増加している。本市では資源ごみが年々減少している一方で、燃えるごみや燃えないごみは微増傾向となっている。また、類似自治体の平均値と比較しても、本市の資源ごみ量は少なく、燃えるごみや燃えないごみは多い傾向がみられる。集団回収量が年々減少している実態もあり、資源ごみを排出しやすい環境作りに努めるなど、より一層ごみ減量・資源化の促進につながる更なる取組が必要である。

(2) 収集・運搬、中間処理、最終処分

燃えるごみには資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙類の混入が考えられ、その実態を調査・把握するとともに、市民や排出事業者に対し引き続き分別排出の協力を要請する必要がある。

8 内容 別冊第2次射水市一般廃棄物処理基本計画改訂（素案）のとおり

9 ごみ処理基本計画の施策体系

基本理念 限りある資源を大切に 協働で創る循環型社会のまち いみず	基本方針1 発生源からはじめるごみ減量の推進 ～ 発生回避・発生抑制・再使用 ～
	(1) 環境教育と啓発活動による意識改革の推進 【拡大・新規施策4件を追加】
	(2) ごみを作らない・出さない行動の推進
	ア 家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進 【拡大・新規施策3件を追加】
	イ 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進 【拡大・新規施策2件を追加】
	ウ 市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進 【拡大・新規施策1件を追加】
	基本方針2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 ～ 分別・再生利用 ～
	(1) 家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底 【拡大・新規施策3件を追加】
	(2) 事業系ごみの排出管理の徹底 【拡大・新規施策2件を追加】
	(3) 品目別の資源化の推進 【拡大・新規施策5件を追加】
	(4) 循環型ビジネスへの支援 【拡大・新規施策1件を追加】
	基本方針3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 ～ 適正処理・処分 ～
	(1) 適正な収集運搬体制の維持 【拡大・新規施策2件を追加】
	(2) 適正な処理体制の維持 【拡大・新規施策1件を追加】
	(3) 災害廃棄物への対応
	基本方針4 計画の実現に向けた体制整備 ～ 体制・しくみづくり ～
(1) 協働を促進するための情報共有 【拡大・新規施策1件を追加】	
(2) 環境美化・生活環境保全の推進 【拡大・新規施策1件を追加】	
(3) 連携・協働の促進	

10 生活排水処理形態別人口の現況及び計画目標

計画目標	実績		目標	
	平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和8年度
	当初の最終実績	基準	参考：前期目標	後期目標
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	99.2%	99.3%	- (99.8%)	99.9% (99.9%)
水洗化・生活雑排水処理率	92.5%	94.5%	- (93.1%)	95.6% (93.2%)

※令和3年度及び8年度について、上段「見直した目標値」、下段「当初目標値」を示す。

第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂
(素案)

令和4年3月

射 水 市

目 次

第1章 はじめに

1. 1 第2次計画改訂の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	2
1. 4 対象廃棄物	2
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	3
1. 7 計画の構成	4

第2章 地域概況

2. 1 自然的概況	5
2. 2 気候	6
2. 3 人口	7
2. 4 市街地・集落の状況	10
2. 5 土地利用の状況	11
2. 6 産業の動向	13
2. 7 観光	14
2. 8 将来計画	15

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみ処理の現状と課題	17
(1) ごみ排出量の推移	17
(2) ごみ処理体制の状況	22
(3) ごみの減量化・資源化の状況	25
(4) 収集・運搬の状況	28
(5) 処理・処分の状況	32
(6) ごみ処理費用の状況	37
(7) 循環型社会形成に向けての進捗状況	38
(8) 課題の整理	48
3. 2 ごみ処理基本計画	50
(1) 基本理念	50
(2) 基本方針	50
(3) 計画目標（数値目標）の設定	52
(4) 基本方針に基づく施策の展開	54

第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現状と課題	75
(1) 水環境に関する状況	75
(2) 生活排水処理施設の種類	78
(3) 生活排水処理の必要性	80
(4) 生活排水処理の現況	81
(5) 射水市衛生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥処理の現況	95
(6) 課題の整理	102
4. 2 生活排水処理基本計画	103
(1) 基本理念	104
(2) 基本方針	105
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	105
(4) 生活排水の処理体系	105
(5) 生活排水の処理計画	105
(6) し尿・汚泥の処理計画	111

第1章 はじめに

1.1 第2次計画改訂の趣旨



射水市（以下「本市」という。）では、平成29年3月に射水市一般廃棄物処理基本計画書(H29～R8)（以降「第2次計画」という。）を策定し、今年度に前期計画(H29～R3)の最終年度を迎えます。

その間、本市では、循環型社会形成の実現に向け、ごみの排出抑制や循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、ごみの4R行動（リフューズ＝発生回避、リデュース＝減らす、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組んできました。

しかしながら、第2次計画策定当時の経年推移をみると、一般廃棄物の年間総排出量は38,503 t (H27)から35,855 t (R2)に減少しましたが、資源ごみを除いた家庭系1人1日あたり排出量（原単位）は537g/人・日から561g/人・日に増加しており、ごみの減量化が計画どおりには進んでいない状況です。

また、集団回収量や分別収集による資源ごみ量、事業者間で行われている事業系資源化量については、年間量や原単位がいずれも減少していることに加え、クリーンピア射水の溶融スラグ製造休止等も影響して、リサイクル率（再生利用率）は31%から21%に減少、最終処分率（排出量に占める埋立処分量の割合）が5%から10%に増加する等、循環型社会を形成していく上での課題が残されています。

また、廃棄物を取り巻く状況も変化しており、国において平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面に加え、新たに経済的側面及び社会的側面の総合的向上が掲げられ、それを踏まえた「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、市民生活にも感染拡大防止対策として、外出自粛やテレワークが実施される等、ワーク・ライフスタイルともに大きな変化が生じてきています。

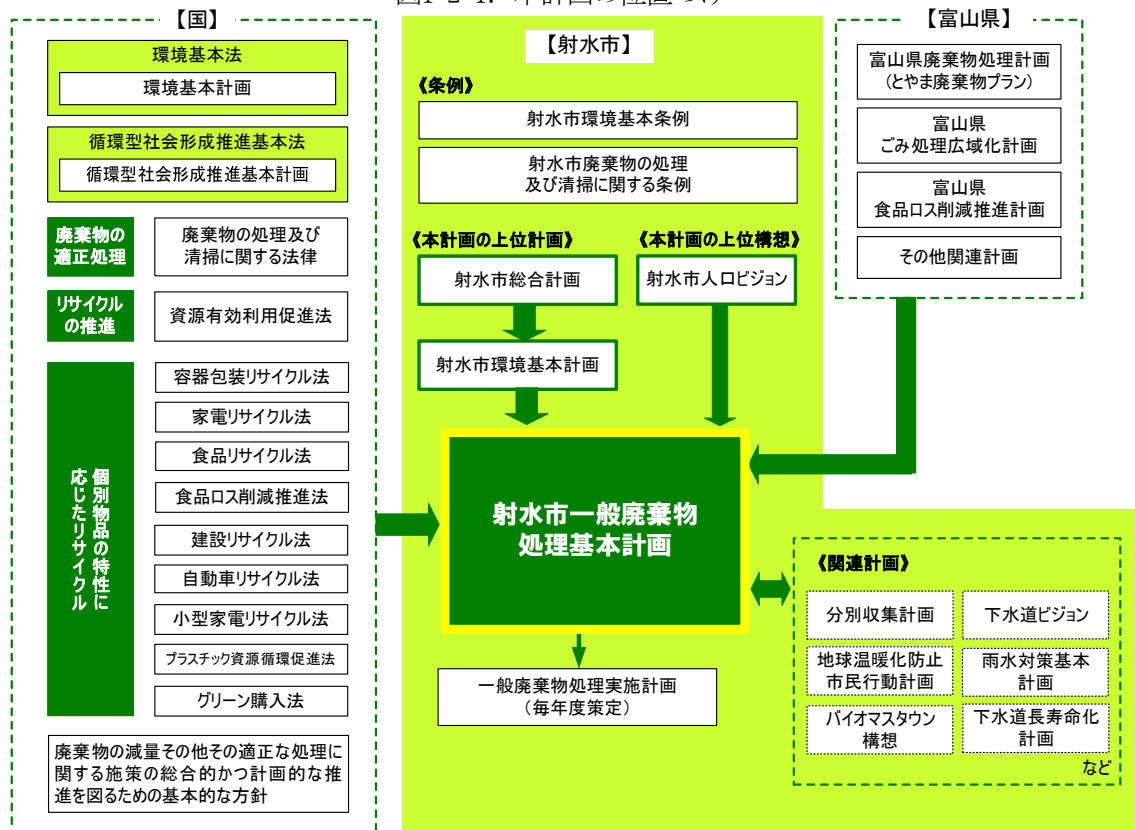
このような状況を踏まえ、第2次計画の後期計画（令和4～8年度）の見直しを図り、ごみ排出抑制や循環的利用及び適正処理に適切に対応していくことで、今後も市民・事業者・行政等が一体となって循環型社会づくりに向けた取組を進めていきます。

1.2 計画の位置づけ

第2次計画の後期計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づいて、同法の目的である廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

図1-2-1. 本計画の位置づけ



1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.4 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1.5 計画の期間

平成29年3月に策定した第2次計画の計画期間を表1-5-1に示します。

このうち、前期計画は令和3年度に満了を迎えることから、後期計画（本計画）の計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、当初計画を見直すものです。

また、本計画の目標年度は令和8年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけの見直しを行います。

なお、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画を柔軟に見直すものとします。

表1-5-1. 本計画の計画期間と目標年度

項目	平成29年度 (2017年度)	…	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	…	令和8年度 (2026年度)
一般廃棄物 処理基本計画 (第2次計画)	← 前期計画 (期間満了) →			← 後期計画 (本計画) →		

1.6 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、第2次計画策定時の推計方法と同様に、住民基本台帳人口を基に、「射水市人口ビジョン※」の将来人口（国勢調査）の増減率を用いて設定します。

これによると、目標年度における将来人口は、減少傾向となることが見込まれています。

※ 出典：「射水市人口ビジョン 令和2年3月 射水市」

表1-6-1. 将来指標（将来人口）

出典	実績	将来見込み
		後期目標年度
	令和2年度	令和8年度
国勢調査 出典：富山県HP「令和2年度国勢調査 富山県市町村別人口及び世帯数 (速報結果)」	90,807	88,264
本計画 出典：住民基本台帳人口 (各年度3月末日現在)	<u>92,130</u>	<u>90,022</u>

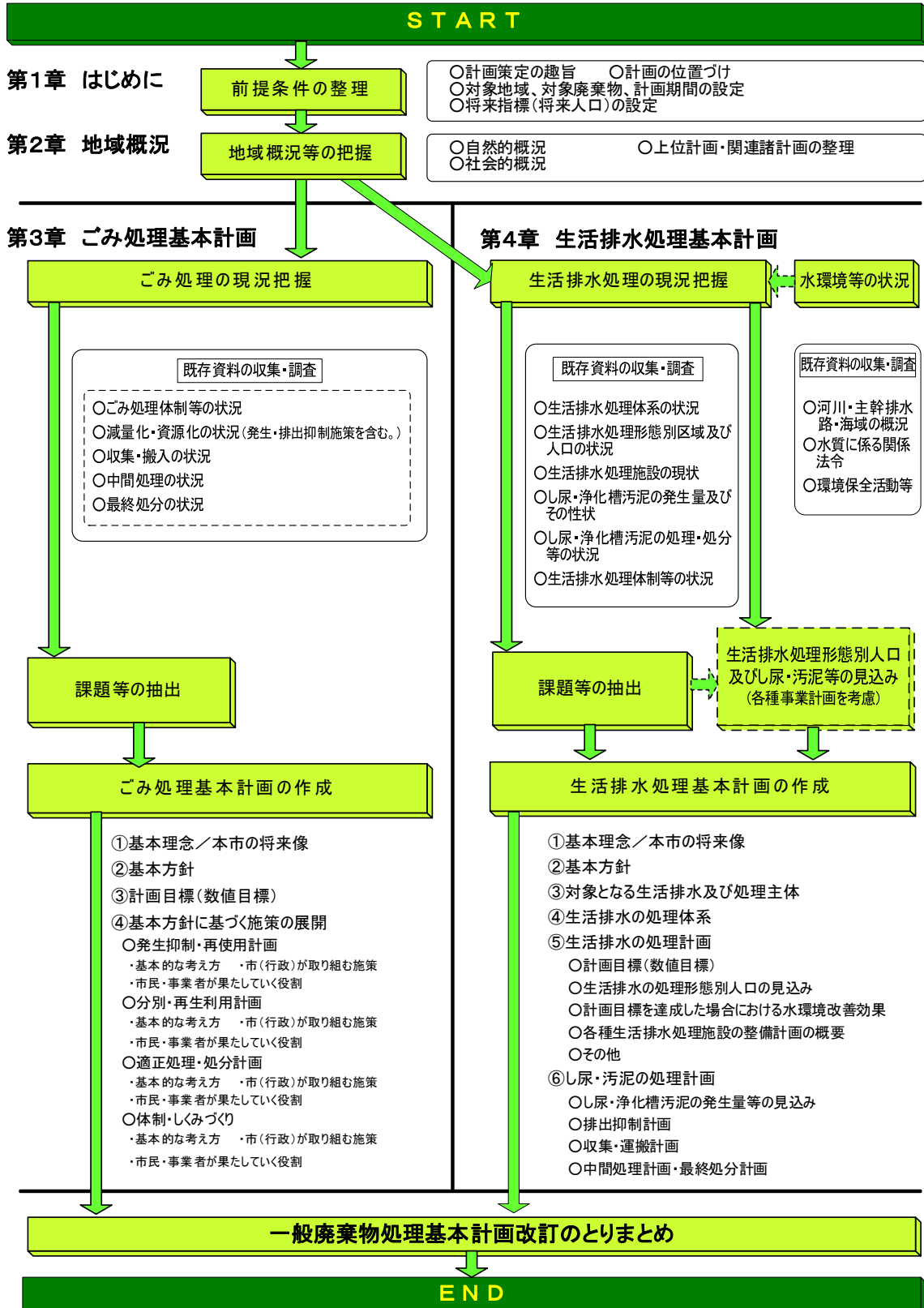
注記1) 射水市人口ビジョンの令和2年度実績値は、国勢調査の速報値。

注記2) 将来見込みは、「射水市人口ビジョン」に示された令和7年度(88,702人)、令和12年度(86,511人)の人口将来見込み値を基に推定した。

1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。

図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順



第2章 地域概況

2.1 自然的概況



本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、富山県のほぼ中央に位置し、北は富山湾、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。また、本市は、富山県を代表する一級河川の神通川と庄川との間に広がる射水平野の大部分を占めており、県内有数の肥沃な農地となっています。

市内では、陸上の交通面として北陸自動車道小杉インターチェンジが、海上の交通面として国際拠点港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）が整備されており、陸・海の両面にわたる交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。

図2-1-1. 本市の位置図



2.2 気候



本市は、海に面していることから、比較的温かな気候となっていますが、冬季は全国的にみても日照時間が少なく、雪の日が多くなっています。

気温は、夏季が高温、冬季が低温となっています。特に3月下旬から5月上旬にかけて乾燥した温かい南風が卓越する際には、フェーン現象によって急激に気温が高くなり、農作物等の生育への影響が懸念されることもあります。

本市に最も近い伏木特別地域気象観測所（高岡市伏木古国府地内）の令和2年における気象概況を表2-2-1に示します。

表2-2-1. 伏木特別地域気象観測所の気象概況 [令和2年]

月	降水量(mm)			気温(°C)		
	合計	最大		平均 日平均	最高	最低
		日	1時間			
令和2年1月	241.5	38.5	7.5	6.0	14.6	-1.0
2月	139.5	21.5	6.5	5.4	17.3	-5.0
3月	143.5	22.0	5.5	8.3	24.0	-0.7
4月	139.0	36.0	8.5	10.5	24.9	3.4
5月	36.0	12.0	6.5	17.7	30.0	8.7
6月	180.5	57.5	19.0	22.3	31.7	16.1
7月	369.0	70.0	26.5	23.6	32.9	19.4
8月	82.5	29.5	29.5	28.3	38.0	22.6
9月	221.5	49.5	39.5	24.3	37.3	15.4
10月	76.5	26.0	8.0	16.9	25.9	7.1
11月	136.0	24.0	5.5	12.2	27.2	3.6
12月	299.5	32.5	8.5	5.6	15.2	-2.4

月	風向・風速(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm) 降雪 合計	大気現象 雪日数
	平均 風速	最大風速 風速			
	令和2年1月	2.8	11.9	63.3	--
2月	2.6	9.7	96.9	22	15)
3月	3.2	11.4	166.7	--	5
4月	3.3	11.4	181.2	--	0
5月	2.7	9.7	207.2	--	0)
6月	2.6	8.1	200.4	--	0)
7月	2.2	8.4	63.0	--	0)
8月	2.3	7.4	247.7	--	0
9月	2.5	12.1	160.1	--	0
10月	2.5	10.9	141.8	--	0
11月	2.5	9.5	140.7	--	0
12月	2.6	10.8	53.4	65	13)

注記 「)」値は、統計上の対象資料が許容範囲で欠けているが、正常値と同等に扱う準正常値であることを示す。

出典：気象庁ホームページ／伏木特別地域気象観測所の2020年（月ごとの値）主要要素

2.3 人口



(1) 人口の経年推移

住民基本台帳による本市の人口等の経年推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

令和2年度における人口は92,130人、世帯数は36,125世帯、1世帯あたりの人数は2.55人となっています。

また、平成23年度から令和2年度までの過去10年間の経年推移をみると、人口は4%の減少、世帯数は10%の増加、1世帯あたりの人口は12%の減少となっています。

表2-3-1. 本市の人口等の経年推移〔住民基本台帳〕

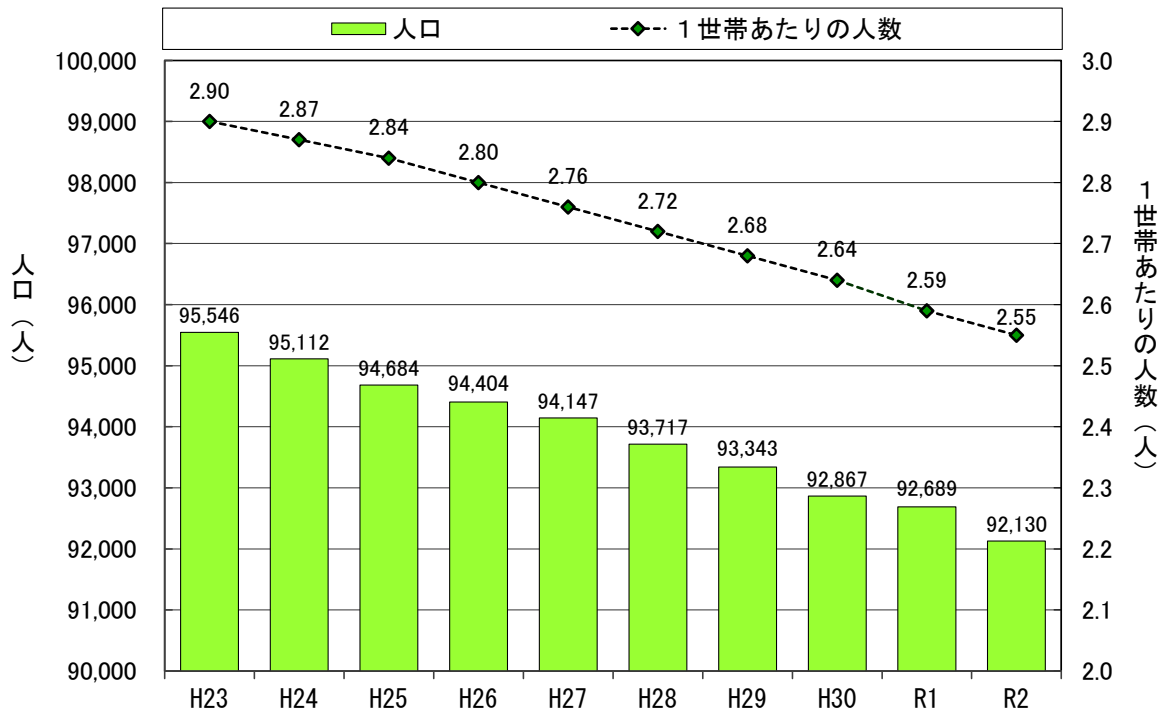
項目	単位	年 度										
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
人口	射水市	人	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
	H23を「100」としたときの割合	—	100	100	99	99	99	98	98	97	97	96
世帯数	射水市	世帯	32,975	33,186	33,390	33,764	34,077	34,462	34,768	35,225	35,809	36,125
	H23を「100」としたときの割合	—	100	101	101	102	103	105	105	107	109	110
1世帯あたりの人数	射水市	人	2.90	2.87	2.84	2.80	2.76	2.72	2.68	2.64	2.59	2.55
	H23を「100」としたときの割合	—	100	99	98	97	95	94	92	91	89	88

注記1) 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値。

注記2) 人口には外国人を含む。

出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在。）射水市市民生活部市民課

図2-3-1. 本市の人口等の経年推移〔住民基本台帳〕



(2) 人口動態及び分布

住民基本台帳による年齢3区分の内訳を表2-3-2及び図2-3-2に示します。

人口構成の内訳をみると、令和2年度における若年人口の割合は12.3%、労働人口の割合は57.3%、高齢人口の割合は30.4%となっています。

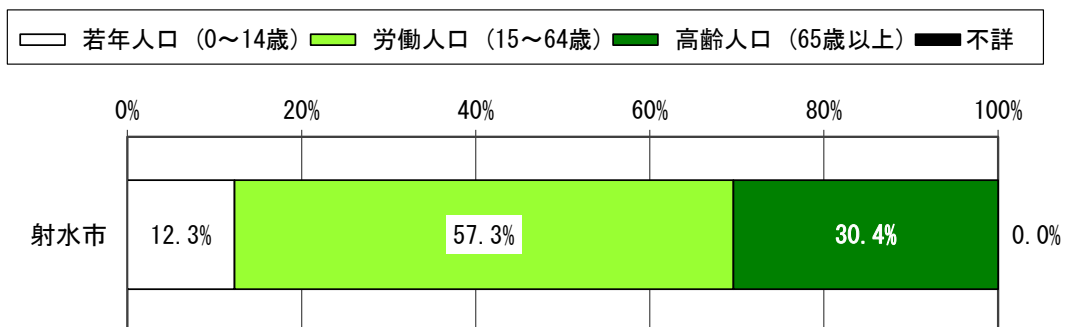
表2-3-2. 年齢3区分の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕

項目	人口(人)	全人口に占める割合(%)
若年人口 0～14歳	11,371	12.3%
労働人口 15～64歳	52,780	57.3%
高齢人口 65歳以上	27,979	30.4%
不詳	0	0.0%
全人口	92,130	100.0%

注 人口には外国人を含む。

出典：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）射水市オープンデータ

図2-3-2. 年齢3区分の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕



住民基本台帳による年齢階級別人口の内訳を表2-3-3及び図2-3-3に示します。

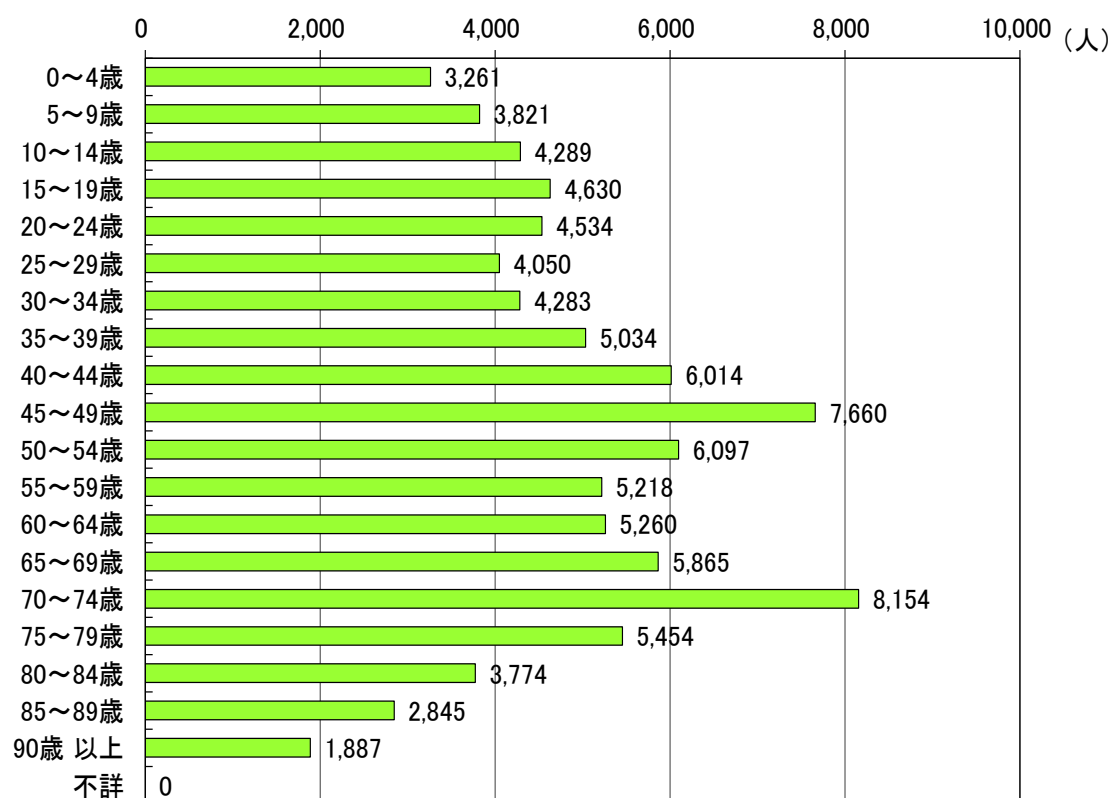
本市の人口を年齢階級別にみると、70～74歳の年齢階級が8.9%と最も多く、次いで45～49歳の8.3%、50～54歳の6.6%、40～44歳の6.5%、65～69歳の6.4%が多くなっています。

表2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕

項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)	項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)
若年人口	0～4歳	3,261	3.5%	高齢人口	65～69歳	5,865	6.4%
	5～9歳	3,821	4.1%		70～74歳	8,154	8.9%
	10～14歳	4,289	4.7%		75～79歳	5,454	5.9%
労働人口	15～19歳	4,630	5.0%		80～84歳	3,774	4.1%
	20～24歳	4,534	4.9%		85～89歳	2,845	3.1%
	25～29歳	4,050	4.4%		90歳以上	1,887	2.0%
	30～34歳	4,283	4.6%				
	35～39歳	5,034	5.5%				
	40～44歳	6,014	6.5%				
	45～49歳	7,660	8.3%				
	50～54歳	6,097	6.6%				
	55～59歳	5,218	5.7%				
	60～64歳	5,260	5.7%				
				不詳	0	0.0%	
				計	92,130	100.0%	

出典：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）射水市オープンデータ

図2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕



2.4 市街地・集落の状況

住民基本台帳による本市の地区別の人口・世帯数を表2-4-1に示します。

本市は313町内で構成されています。このうち、新湊地域には91町内（29.1%）、小杉地域には130町内（41.5%）、大門地域には60町内（19.2%）、下地域には8町内（2.6%）、大島地域には24町内（7.7%）があります。

一方、人口を地区別にみると、新湊地域放生津・新湊・庄西地区の人口が11,268人（12.2%）と最も多く、次いで大島地域大島地区の11,151人（12.1%）、小杉地域戸破地区の9,455人（10.3%）が多くなっています。

表2-4-1. 本市の地区別の人口・世帯数 [令和3年3月31日現在]

地区名	町内数		人 口				世帯数		
	町内数 (件)	構成比	男 (人)	女 (人)	計 (人)	計の 構成比	世帯数 (世帯)	構成比	
新湊地域	① 放生津・新湊・庄西地区	22	7.0%	5,335	5,933	11,268	12.2%	5,042	14.0%
	② 塚原地区	7	2.2%	1,505	1,585	3,090	3.4%	1,141	3.2%
	③ 作道地区	13	4.2%	2,879	2,830	5,709	6.2%	2,151	6.0%
	④ 片口地区	12	3.8%	1,997	1,776	3,773	4.1%	1,486	4.1%
	⑤ 堀岡地区	9	2.9%	1,274	1,318	2,592	2.8%	1,033	2.9%
	⑥ 海老江地区	10	3.2%	1,310	1,410	2,720	3.0%	1,098	3.0%
	⑦ 本江地区	15	4.8%	913	952	1,865	2.0%	694	1.9%
	⑧ 七美地区	3	1.0%	665	708	1,373	1.5%	540	1.5%
	小計	91	29.1%	15,878	16,512	32,390	35.2%	13,185	36.5%
小杉地域	⑨ 三ヶ地区	22	7.0%	2,384	2,545	4,929	5.4%	2,142	5.9%
	⑩ 戸破地区	29	9.3%	4,608	4,847	9,455	10.3%	3,786	10.5%
	⑪ 橋下条地区	7	2.2%	1,100	1,103	2,203	2.4%	704	1.9%
	⑫ 金山地区	6	1.9%	694	728	1,422	1.5%	515	1.4%
	⑬ 大江地区	5	1.6%	1,019	1,077	2,096	2.3%	778	2.2%
	⑭ 黒河地区	10	3.2%	1,593	1,571	3,164	3.4%	1,175	3.3%
	⑮ 池多地区	5	1.6%	431	497	928	1.0%	363	1.0%
	⑯ 太閤山地区	15	4.8%	1,669	1,678	3,347	3.6%	1,480	4.1%
	⑰ 中太閤山地区	16	5.1%	1,520	1,719	3,239	3.5%	1,344	3.7%
	⑱ 南太閤山地区	15	4.8%	1,595	1,585	3,180	3.5%	1,287	3.6%
小計	130	41.5%	16,613	17,350	33,963	36.9%	13,574	37.6%	
大門地域	⑲ 浅井地区	10	3.2%	1,473	1,499	2,972	3.2%	1,016	2.8%
	⑳ 榊田地区	14	4.5%	842	893	1,735	1.9%	598	1.7%
	㉑ 水戸田地区	9	2.9%	660	747	1,407	1.5%	495	1.4%
	㉒ 二口地区	11	3.5%	2,102	2,218	4,320	4.7%	1,492	4.1%
	㉓ 大門地区	16	5.1%	1,173	1,219	2,392	2.6%	989	2.7%
	小計	60	19.2%	6,250	6,576	12,826	13.9%	4,590	12.7%
下地域	㉔ 下地区	8	2.6%	870	930	1,800	2.0%	653	1.8%
大島地域	㉕ 大島地区	24	7.7%	5,345	5,806	11,151	12.1%	4,123	11.4%
計	313	100.0%	44,956	47,174	92,130	100.0%	36,125	100.0%	

出典：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）射水市オープンデータ

2.5 土地利用の状況



(1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用面積を表2-5-1及び図2-5-1に示します。

地目別土地利用面積のうち、最も大きな割合を占めるのが公有地の33.5%、次いで田の32.2%、宅地の21.6%が大きくなっています。

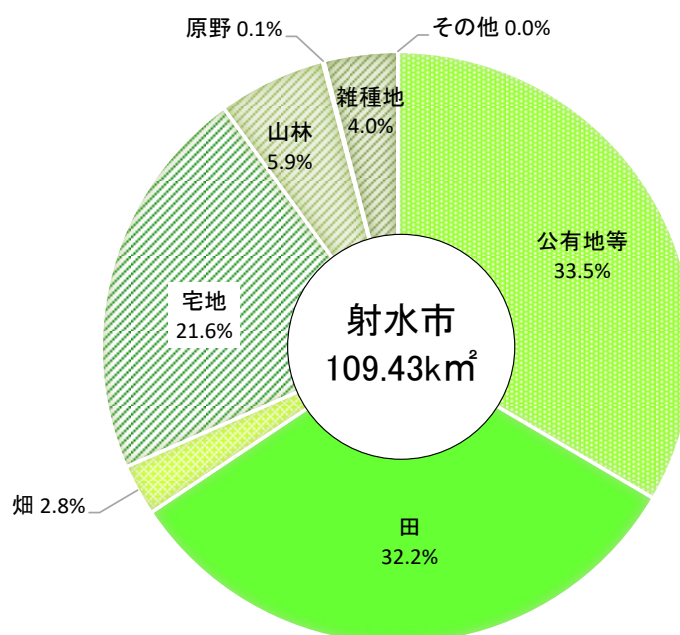
表2-5-1. 地目別土地利用面積 [令和2年1月現在]

項目	面積 [km ²]	総面積に占める 割合 [%]	
総面積	109.43	100.0%	
うち、公有地等	36.67	33.5%	
うち、民有地	田	35.18	32.2%
	畑	3.08	2.8%
	宅地	23.60	21.6%
	山林	6.44	5.9%
	原野	0.08	0.1%
	雑種地	4.37	4.0%
	その他	0.01	0.0%
	計	72.76	66.5%

注記 民有地には、固定資産税の非課税地積を含まない。

出典：「富山県勢要覧 令和2年版 富山県」

図2-5-1. 地目別土地利用面積 [令和2年1月現在]



(2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表2-5-2に示します。

都市計画区域面積は99.58km²となり、総面積109.43km²の約91%を占めています。

このうち、用途地域の総面積は27.09km²であり、最も大きな面積を占めるのが「第1種住居地域」の6.04km² (22.3%)、次いで「準工業地域」の5.26km² (19.4%)、「第1種中高層住居専用地域」の4.81km² (17.8%)が大きくなっています。

表2-5-2. 都市計画区域及び用途地域の状況〔令和2年3月31日現在〕

区 分		射水市 面 積
		[k m ²]
総 面 積		109.43
都市計画区域	都 市 計 画 区 域 面 積	99.58
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	1.28 (4.7%)
	第2種低層住居専用地域	—
	第1種中高層住居専用地域	4.81 (17.8%)
	第2種中高層住居専用地域	0.36 (1.3%)
	第1種住居地域	6.04 (22.3%)
	第2種住居地域	0.16 (0.6%)
	準住居地域	0.28 (1.0%)
	近隣商業地域	1.14 (4.2%)
	商業地域	0.30 (1.1%)
	準工業地域	5.26 (19.4%)
	工業地域	2.89 (10.7%)
	工業専用地域	4.58 (16.9%)
		計

出典：「富山県勢要覧 令和2年版 富山県」

2.6 産業の動向

本市の産業大分類別事業所数・従業者数を図2-6-1に示します。

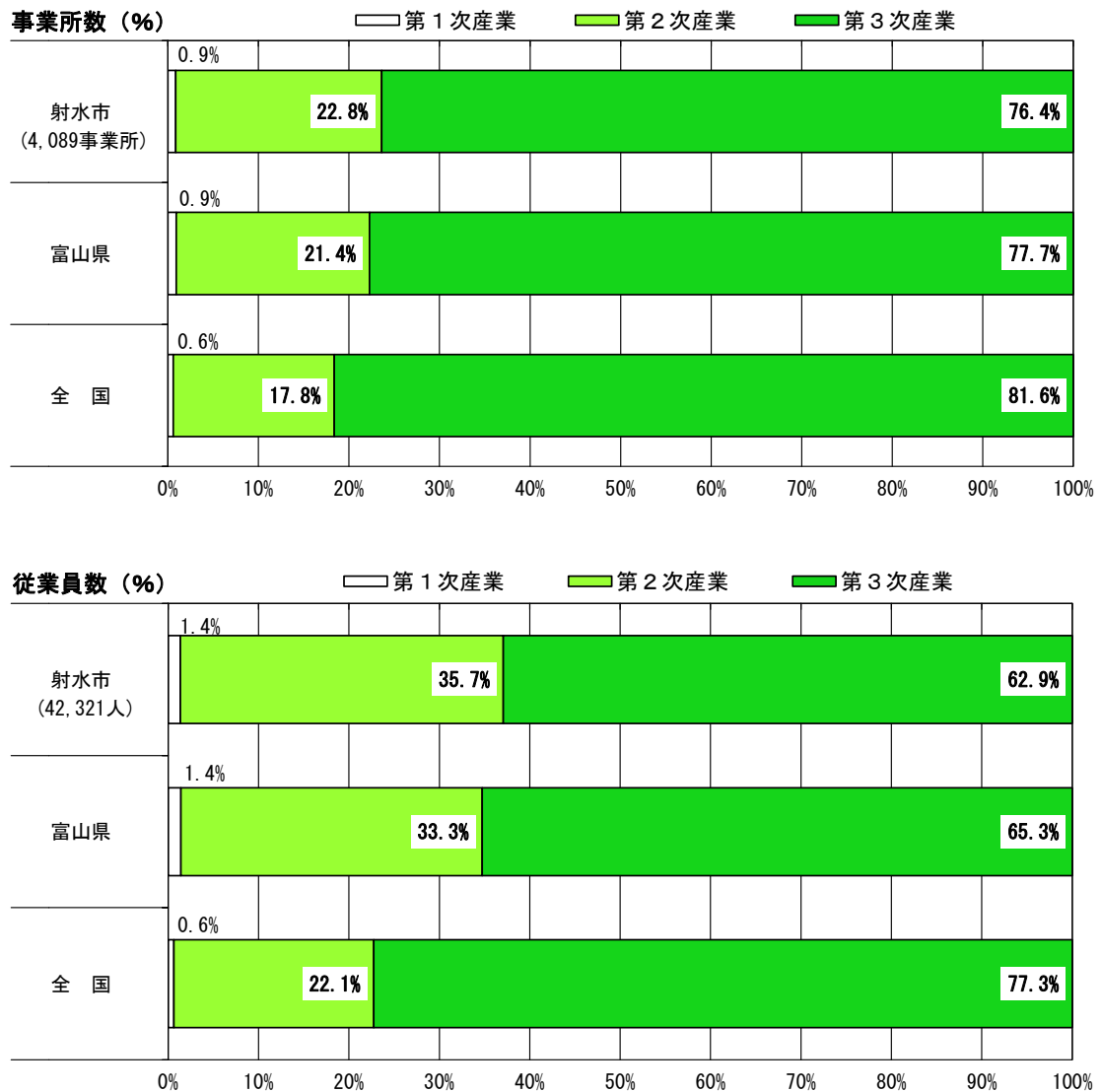
平成28年における事業所数は4,089事業所*となっています。その内訳は、第1次産業が35事業所（0.9%）、第2次産業が931事業所（22.8%）、第3次産業が3,123事業所（76.4%）となっています。

また、従業者数*は42,321人となっています。その内訳は、第1次産業が575人（1.4%）、第2次産業が15,115人（35.7%）、第3次産業が26,631人（62.9%）となっています。

なお、産業大分類の割合を富山県や全国と比較すると、射水市では第2次産業の割合が若干高い傾向がみられます。

*国及び地方公共団体の事業所数及び従業者数を除く。

図2-6-1. 本市の産業大分類別事業所数・従業者数〔平成28年〕



注① 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

出典：「経済センサスー活動調査（平成28年6月28日現在）総務省統計局・経済産業省」

2.7 観光



本市の観光者の入込客数を表2-7-1及び図2-7-1に示します。

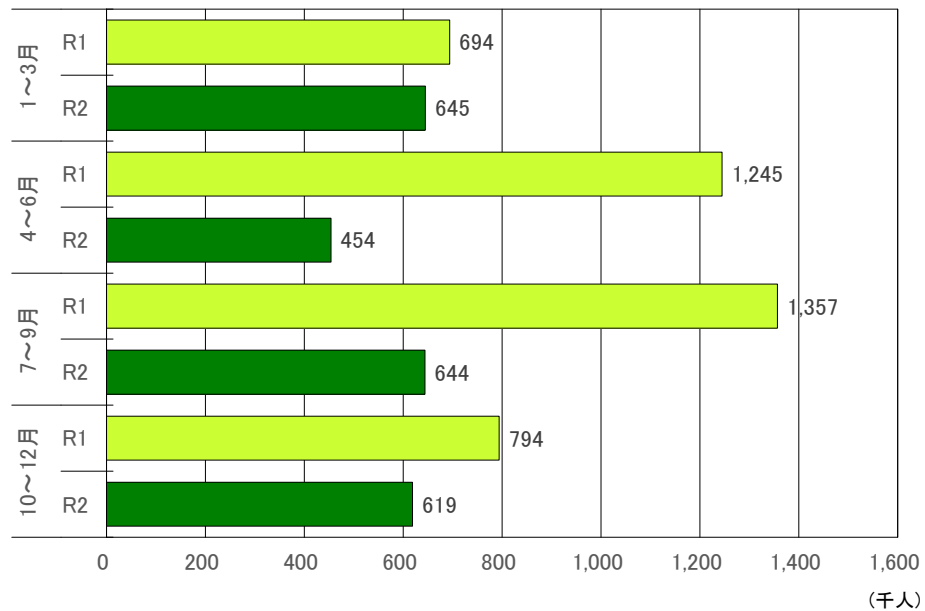
令和2年の観光者の入込客数は年間で約236万人となり、対前年度比42.2%の減少となりました。

観光客数が大きく減少した理由は、新型コロナウイルス感染症拡大による移動の制限や旅行控えの動き等によるものと推察されます。

表2-7-1. 観光者の入込客数

四半期別	令和元		令和2		対前年比 増減
	総数 (千人)	割合	総数 (千人)	割合	
1～3月	694	17.0%	645	27.3%	▲7.1%
4～6月	1,245	30.4%	454	19.2%	▲63.5%
7～9月	1,357	33.2%	644	27.3%	▲52.5%
10～12月	794	19.4%	619	26.2%	▲22.0%
総数	4,090	100.0%	2,362	100.0%	▲42.2%

図2-7-1. 観光者の入込客数



出典：「令和2年富山県観光客入込数等 富山県地方創生局観光振興室（公社）とやま観光推進機構」

2.8 将来計画

(1) 総合計画

本市の総合計画の概要を図2-8-1に示します。

図2-8-1. 総合計画の概要



出典：「第2次射水市総合計画－概要版－ 射水市」（平成27年3月発行）

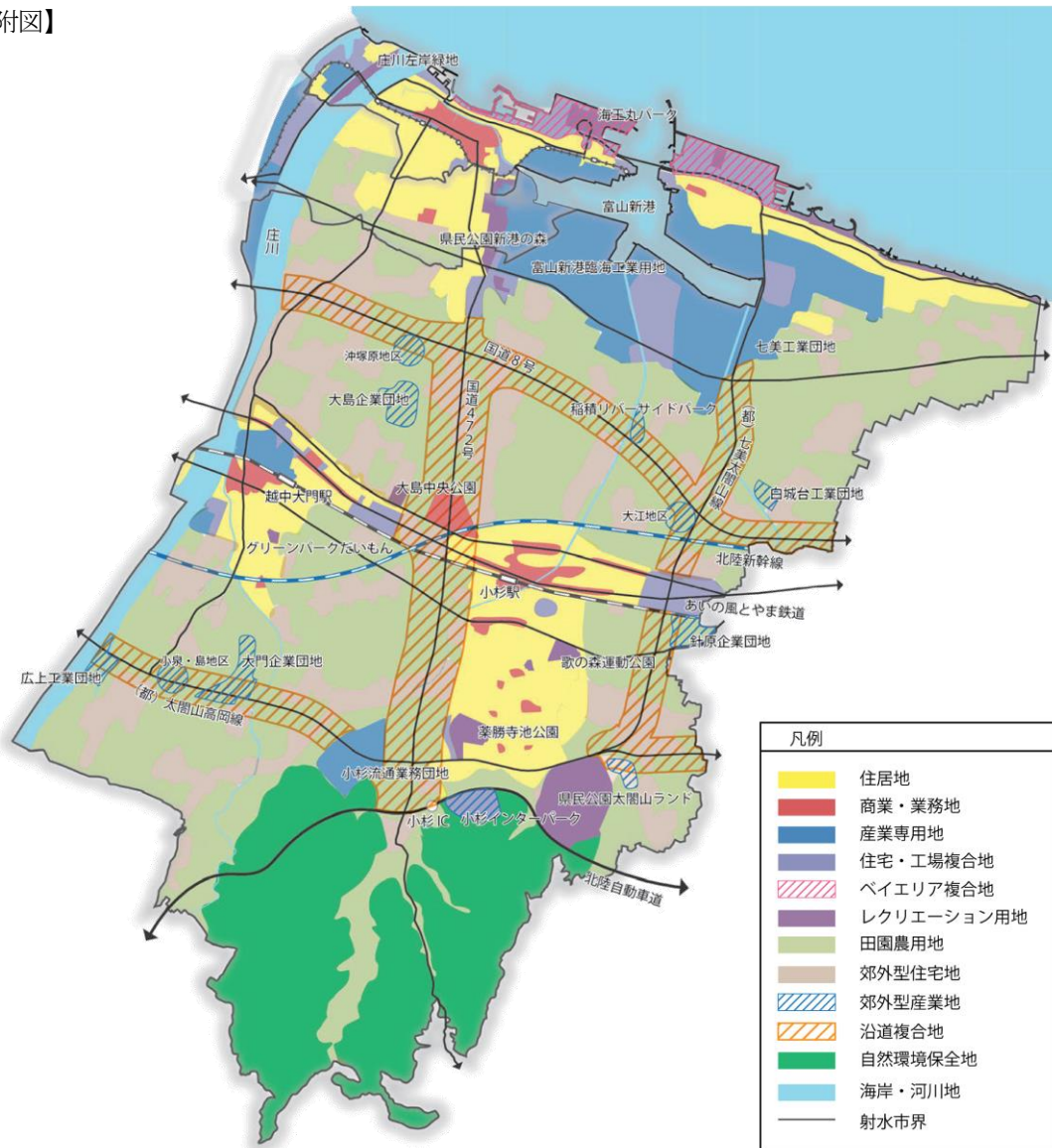
(2) 都市計画マスタープラン

本市の都市計画マスタープランの概要を図2-8-2に示します。

図2-8-2. 都市計画マスタープランの概要

項目	内容
計画期間	中長期的な観点に立ち、まちの姿を見据えるため、令和2年度(2020年度)から令和21年度(2039年度)までを目標期間とします。
計画の対象区域	本市全域でのまちづくりの方向性を定めるため、行政区全域を対象区域とします。
基本理念	<p>『豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水』</p> <p>射水市はコンパクトな市域に、港湾、工業地、商業地、高等教育機関など、様々な機能を持つ魅力ある資源が集中し、さらに「海、川、野、そして里山」という豊かな自然を有しています。こうした地理的特性を活かしながら、全ての市民にとって住みやすく、安心して生活できるまちづくりを進めます。さらには、活力に満ち、将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、そして、いきいきと輝く「射水市」を創造します。</p>

【附図】



出典：「射水市都市計画マスタープラン 令和2年6月 射水市都市整備部都市計画課」

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題



(1) ごみ排出量の推移

① 一般廃棄物の年間排出量(=家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+資源集団回収量)の推移

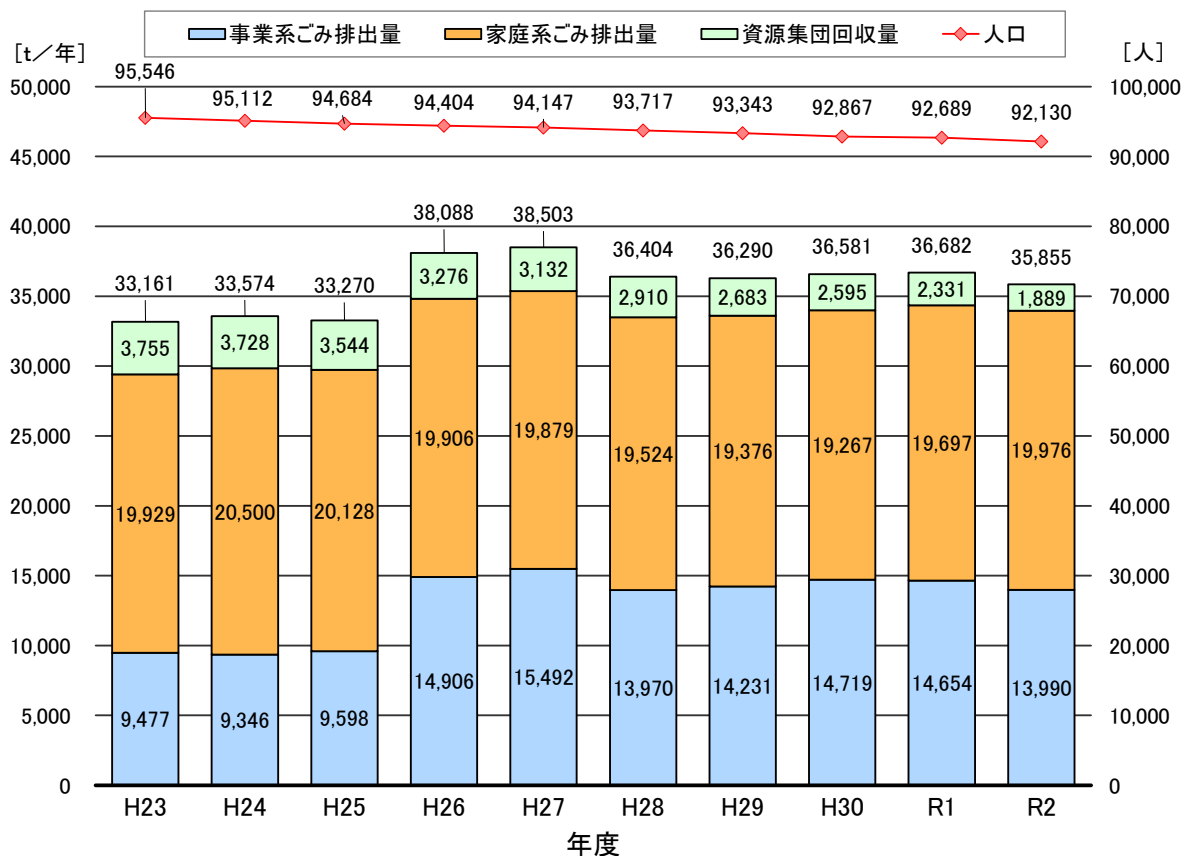
人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図3-1-1に示します。

事業者間で資源化されている事業系資源ごみ量*を新たに把握した平成26年度以降、一般廃棄物の年間排出量は減少傾向にあります。

令和2年度における一般廃棄物の年間排出量は35,855 tであり、その内訳は、資源集団回収量が1,889 t（構成比約5%）、家庭系ごみ排出量が19,976 t（同比約56%）、事業系ごみ排出量が13,990 t（同比39%）となっています。

*事業系資源ごみの種類は、堆肥化や飼料化、燃料化となるごみの他、粗大ごみを指す。詳細はP.24を参照。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
資源集団回収量	11.3%	11.1%	10.7%	8.6%	8.1%	8.0%	7.4%	7.1%	6.4%	5.3%
家庭系ごみ排出量	60.1%	61.1%	60.5%	52.3%	51.6%	53.6%	53.4%	52.7%	53.7%	55.7%
事業系ごみ排出量	28.6%	27.8%	28.8%	39.1%	40.2%	38.4%	39.2%	40.2%	39.9%	39.0%

注記1) 人口の出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在）射水市市民生活部市民課

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記3) 平成26年度以降の事業系ごみ排出量には、事業系資源ごみ量を含む。

② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を、図3-1-2に示します。

ア. 一般廃棄物の排出量

事業系資源ごみを新たに把握した平成26年度以降、一般廃棄物の1人1日平均排出量は、平成28年度を底値に微増傾向がみられていましたが、令和2年度には減少に転じました。令和2年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は1,066g/人・日となっています。

イ. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの1人1日平均排出量は、平成30年度までは減少傾向でしたが、令和元年度より増加に転じており、平成23年度から令和2年度までの9年間で約4%増加しました。

令和2年度における家庭系ごみの1人1日平均排出量は594g/人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

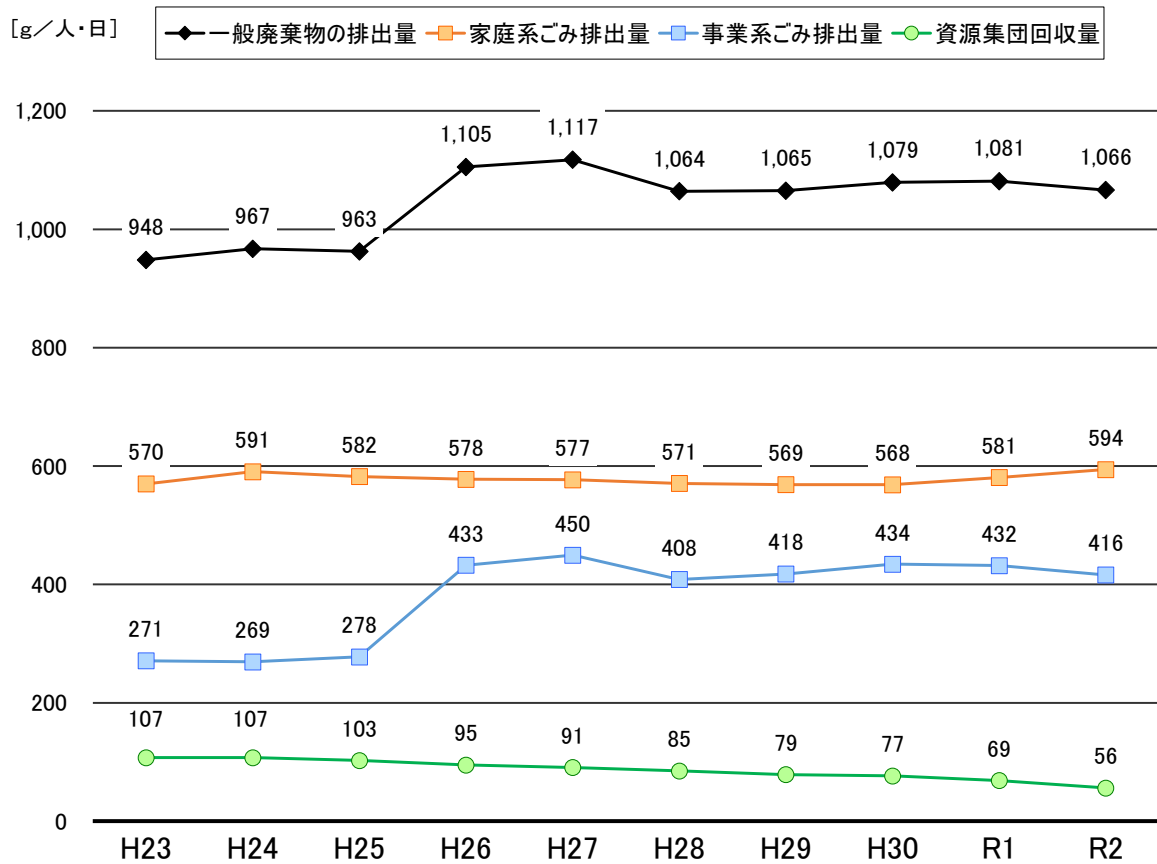
事業系資源ごみを新たに把握した平成26年度以降、事業系ごみの1人1日平均排出量は、平成28年度を底値に微増傾向がみられていましたが、令和元年度には減少に転じました。令和2年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は、416g/人・日となっています。

エ. 資源集団回収量

資源集団回収の1人1日平均回収量は、年々減少しており、平成23年度から令和2年度までの9年間で約48%減少しました。

令和2年度における資源集団回収の1人1日平均回収量は56g/人・日となっています。

図3-1-2. 1人1日平均排出量の経年推移



注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) 1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

③ ごみ・資源ごみの内訳

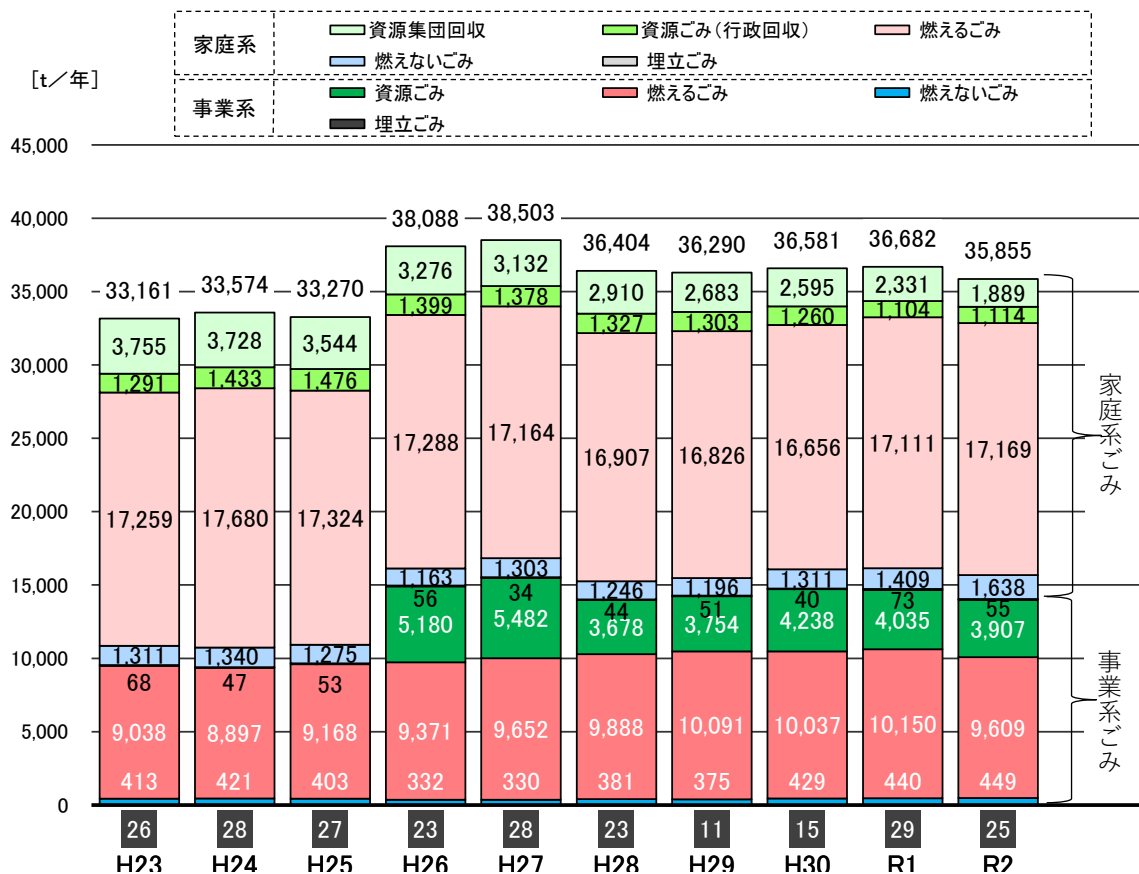
ごみ・資源ごみの内訳の経年推移を、図3-1-3（次頁）に示します。

過去10年間におけるごみ・資源ごみの構成割合の推移は、以下のとおりです。

- ・資源集団回収は、年々減少しています。（H23比でR2は概ね半減）
- ・資源ごみ（家庭系）は、減少傾向にあります。（H23比でR2は約14%減少）
- ・資源ごみ（事業系）は、減少傾向にあります。（H26比でR2は約25%減少）
- ・燃えるごみ（家庭系）は、概ね横ばいにあります。（H23比でR2は約0.5%減少）
- ・燃えるごみ（事業系）は、増加傾向にあります。（H23比でR1は約12%増加、R2は6%増加）
- ・燃えないごみ（家庭系）は、増加傾向にあります。（H23比でR2は25%増加）
- ・燃えないごみ（事業系）は、増加傾向にあります。（H23比でR2は9%増加）

令和2年度における主なごみ・資源ごみの構成割合は、資源集団回収が約5%、家庭系資源ごみ(行政回収)が約3%、家庭系燃えるごみが約48%、家庭系燃えないごみが約5%、事業系資源ごみが約11%、事業系燃えるごみが約27%、事業系燃えないごみが約1%となっています。

図3-1-3. ごみ・資源ごみの内訳の経年推移（年間量）



ごみ・資源ごみの内訳【構成割合】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ	71.4%	72.2%	71.2%	60.9%	59.8%	61.6%	60.8%	59.8%	60.1%	61.0%
資源ごみ	15.2%	15.4%	15.1%	12.3%	11.7%	11.6%	11.0%	10.5%	9.4%	8.4%
資源集団回収	11.3%	11.1%	10.7%	8.6%	8.1%	8.0%	7.4%	7.1%	6.4%	5.3%
資源ごみ(行政回収)	3.9%	4.3%	4.4%	3.7%	3.6%	3.6%	3.6%	3.4%	3.0%	3.1%
燃えるごみ	52.0%	52.7%	52.1%	45.4%	44.6%	46.4%	46.4%	45.5%	46.6%	47.9%
燃えないごみ	4.0%	4.0%	3.8%	3.1%	3.4%	3.4%	3.3%	3.6%	3.8%	4.6%
埋立ごみ	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
事業系ごみ	28.6%	27.8%	28.8%	39.1%	40.2%	38.4%	39.2%	40.2%	39.9%	39.0%
資源ごみ	—	—	—	13.6%	14.2%	10.1%	10.3%	11.6%	11.0%	10.9%
燃えるごみ	27.3%	26.5%	27.6%	24.6%	25.1%	27.2%	27.8%	27.4%	27.7%	26.8%
燃えないごみ	1.2%	1.3%	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	1.3%
埋立ごみ	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

(2) ごみ処理体制の状況

令和2年度におけるごみの流れを、図3-1-4（次頁）に示します。

本市では、一般家庭から排出されるごみの分別区分を、[1]燃えるごみ(①)、及び[2]燃えないごみ(②)、[3]資源ごみ（③その他紙製包装容器、④ペットボトル、⑤その他プラ製包装容器、⑥スチール缶、⑦アルミ缶、⑧無色透明ガラスびん、⑨茶色ガラスびん、⑩その他ガラスびん、⑪飲料用紙製容器、⑫段ボール、⑬古紙類（新聞紙・チラシ等）、⑭古紙類（雑誌）、⑮使用済小型家電、⑯パソコン、⑰白色トレイ、⑱古布）の3種18分別と定めており、市民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めています。

また、この他に、埋立ごみや処理困難物（廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器）^{※1}、小動物の死体^{※2}の受入も行っています。

一方で、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受入としています。

なお、分別排出された資源ごみは、「ミライクル館」で選別処理するか、民間業者に処理委託しています。

燃えるごみは、「クリーンピア射水」で焼却処理しています。

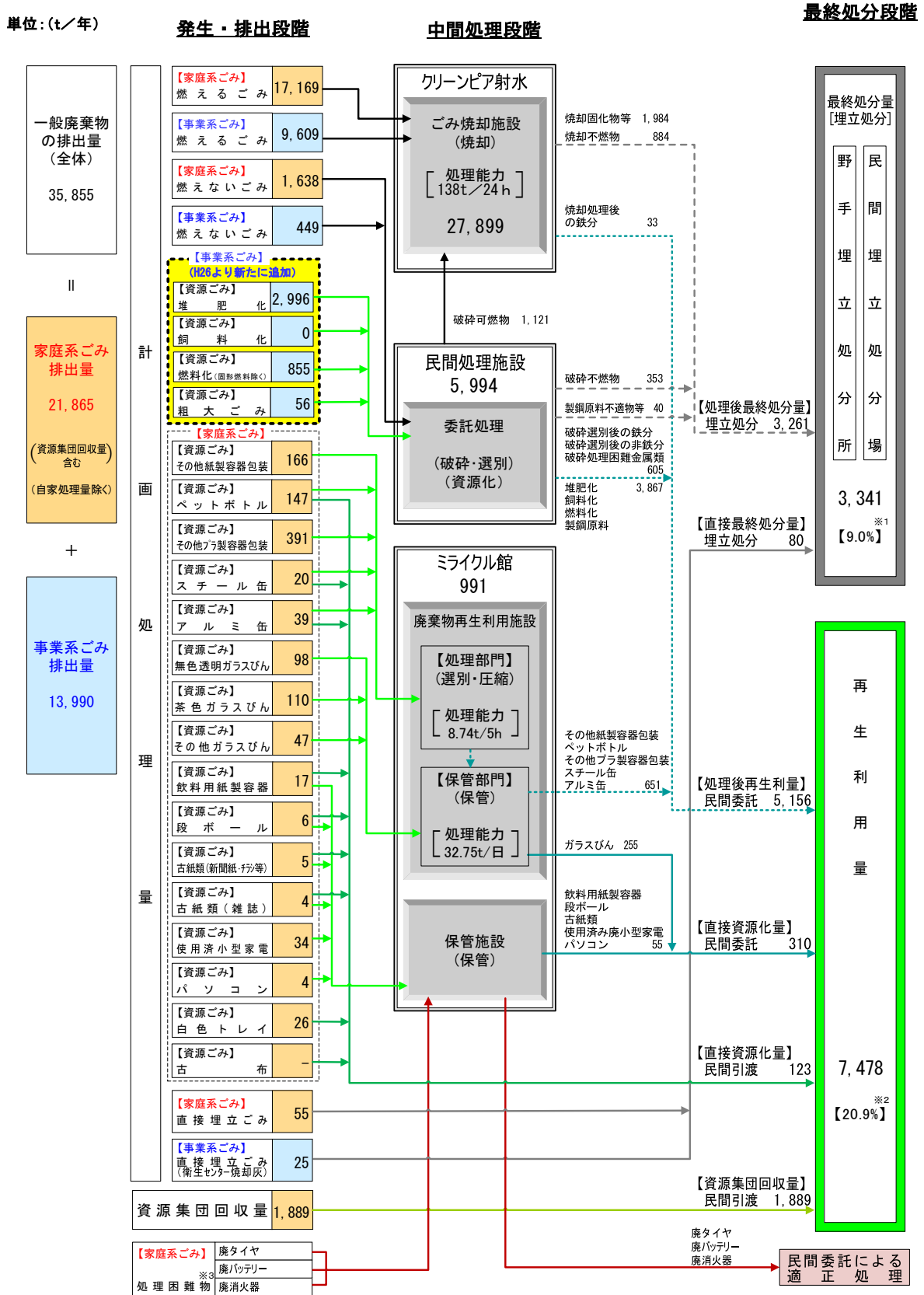
燃えないごみは、民間中間処理施設に処理委託（破碎・選別）しています。

埋立物（直接ごみや処理残渣物）は、「野手埋立処分所」または民間埋立処分場で埋立処分しています。

^{※1}処理困難物（廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器）は、「ミライクル館」で保管後、民間業者委託による適正処理を行っている。なお、ごみ量には計上していない。

^{※2}小動物の死体は、「クリーンピア射水」で処理している。なお、ごみ量には計上していない。

図3-1-4. ごみの流れ (令和2年度)



※1 最終処分量 = 最終処分量 / 計画処理量
※2 再生利用率 = 再生利用量 / 一般廃棄物の排出量

注記) 一般廃棄物の排出量 = 資源集団回収量 + ごみ排出量 (家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量)

※処理困難物 (廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器) は、重量集計を行っていない。



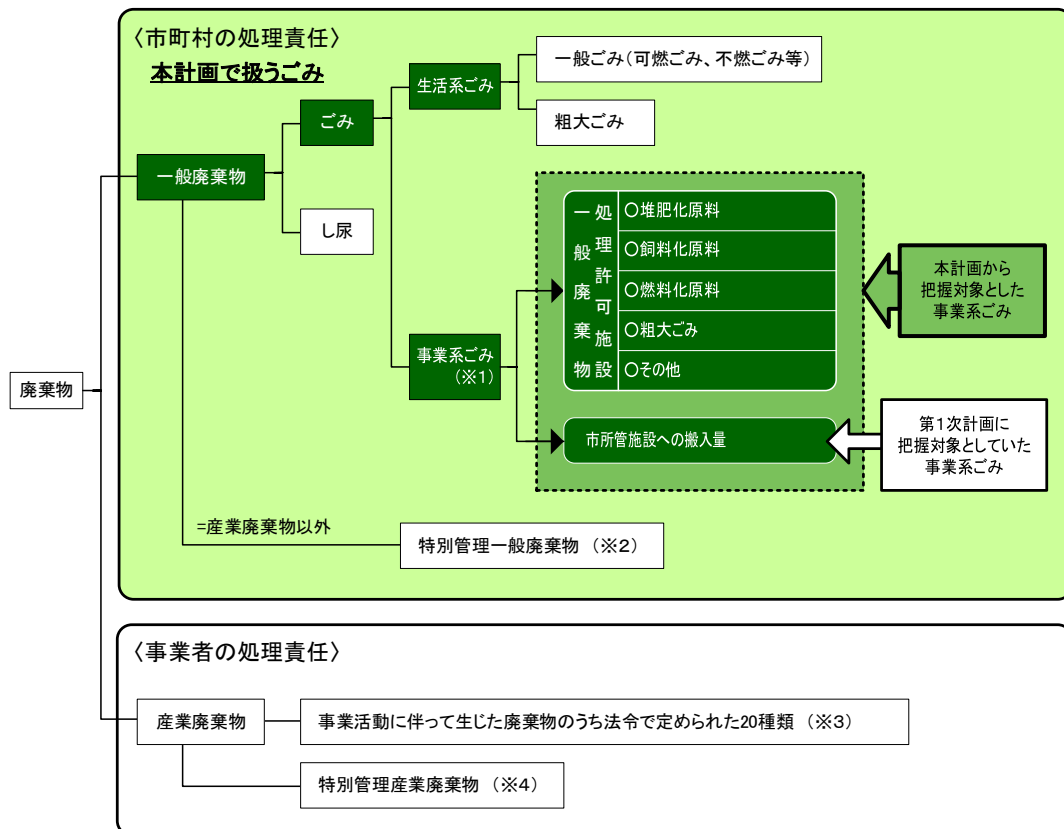
事業系ごみの取扱いについて

これまで本市の事業系ごみは、市所管の「クリーンピア射水」や「ミライクル館」、「野手埋立処分所」で処理・処分されているごみのみを扱ってきました。

しかしながら、近年、民間活力による資源化が進められてきており、これまでは資源化が困難で焼却処理や埋立処分をせざるを得なかったものが、資源物として再生利用できるようになっています。そこで、本市としては、資源化を実施する事業所を積極的に奨励していくことから、事業所における資源化の状況を量的に把握することで、これまで焼却処理や埋立処分してきたごみの削減をより一層推進していくこととしています。

そのため、本計画からは、民間から民間へ流れている資源化量を事業系資源ごみ量として、事業系ごみに反映することとします。（なお、ごみ量としてカウントするのは、把握し始めた平成26年度以降とします。）

また、ごみの分類について整理したものを、以下に示します。



※1: 事業系古紙(有価物)は除く

※2: 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※3: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※4: 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 廃棄物の区分は、「平成28年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」を元に整理したものである。

(3) ごみの減量化・資源化の状況

表3-1-1. ごみの減量化・資源化の状況

(1/3)

項 目	取 組 内 容
周知・普及啓発、 指 導 活 動	<p>【家庭系】</p> <p>(1) ごみの減量化・資源化教育の推進</p> <p>①環境学習、環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校4年生(10歳)を対象とした「いみず環境チャレンジ10」を射水市全ての小学校で実施 ○環境学習の拠点としたミライクル館(プラザ棟)の活用 ○市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催 <p>②ごみ処理関連施設見学会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間を通して、個人や団体を問わず受け入れている。[随時] ○毎年小学校4年生がごみ処理とリサイクルの見学に来ており、ビデオや施設説明で啓発教育している。[随時] <p>③ミライクル館等で開設している「おもちゃの病院」(NPO法人)の開催に向けた支援</p> <p>(2) PR・啓発活動の推進</p> <p>①パンフレットや広報、ホームページ等を利用した意識啓発、情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の主催する出前講座メニュー等で啓発、情報発信している。 <p>②講習会・講演会・シンポジウム、啓発イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市が主管し、住民が参加する「いみず環境とくらしフェア」でごみ減量、再利用の周知・啓発等を行っている。[年1回] ・フリーマーケット ・エコ商品の紹介・展示 ・地産地消販売 ・手作りマイバッグコンテスト ・再生品活用 ・標語やポスター展示及び講演会等 <ul style="list-style-type: none"> ○市民全員参加イベント「射水市一斉クリーン大作戦」等による、よりよい環境づくりの推進 ○事業者や福祉団体と連携したフードドライブ事業*の実施 <p>③普及啓発冊子の充実や効果的な情報媒体の活用</p> <p>④標語やポスターの募集</p> <p>(3) 市民に対する再生品使用のPR</p>
	<p>【事業系】</p> <p>(1) ごみの分別、減量、資源化の推進</p> <p>事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導</p> <p>(2) ごみ搬入管理の強化</p> <p>(3) 事業者に対する再生品使用のPR</p> <p>(4) 市内の商店や量販店に対する再生原料を用いた商品等販売への協力要請</p>

*フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている福祉団体や子ども食堂などに寄付する活動である。

項 目	取 組 内 容
経 済 的 インセンティブ を与える手段	(1)家庭系燃えるごみの有料化制度の継続 (2)事業所ごみ（直接搬入ごみ）の処理手数料の適正な徴収
資 源 ご み 拠点回収事業	(1)概 要：資源ごみを排出しやすい環境づくりとして、収集日以外にも資源ごみの受け入れを実施している。 (2)開設場所：市内2箇所 ①クリーンピア射水（射水市西高木1150） ②ミライクル館（射水市西高木1150） (3)開設日時：①受入日は土・日曜及び年末年始以外、受入時間帯は8:30～15:30 ②受入日は火曜及び年末年始以外、受入時間帯は8:30～15:30 (4)対象品目：金属缶（スチール、アルミ）、ガラスびん（無色透明、茶、その他飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラ製容器包装、古紙類（新聞紙、雑誌）、使用済小型家電、パソコン、使用済年賀状【13品目】
交付金制度による 経済的な支援	【家庭系】 (1)資源再利用推進報奨金交付制度による資源集団回収の実施 ①回収品目：飲料用紙製容器（牛乳等のパック）、段ボール、アルミ缶、古紙類（新聞紙、雑誌）古布（繊維類）[※団体によって回収品目が違う] ②報奨対象団体：自治会、婦人会、児童クラブ、PTA等営利を目的としない市内の公共的団体等 ③報奨金額：3円/kg ④令和2年度回収実績：1,859t*（報償金額 5,577,375円[実施団体分]） *実際に報償金が支払われた量（全回収量ではないため、他頁の実績値とは一致しない。） (2)一般廃棄物ステーション設置費補助金交付制度の実施 （補助対象施設及び設置場所は、一定の要件を備える必要あり。） ①補助率：1/2 ②補助限度額：【大型集積場】100,000円 【ごみ集積ボックス】35,000円 【防鳥ネット】 5,000円 【施設補修】 15,000円 ③令和2年度補助実績：57件（補助金額 937,988円） 【家庭系・事業系】 (1)ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の実施 ①補助金の交付：一般家庭等で発生するごみを自ら処理することを目的として自家処理機材を購入した者に対し、その購入に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 ②補助対象者：本市に居住する個人及び本市に所在がある事業所又は営業所（詳細な要件は省略）

(3/3)

項 目	取 組 内 容
<p>交付金制度による 経済的な支援</p>	<p>③補助基数及び補助額： 【家庭用】電気式生ごみ処理機 [1世帯につき1基] ⇒購入に要した経費×1/3 (上限：15,000円) 【事業所用】事業系食品廃棄物処理機 [1事業所につき1基] ⇒購入に要した経費×3/10 (上限：300,000円) ④令和2年度補助実績：【家庭用】 15件 (補助金額 172,300円)</p> <p>(2)射水市廃棄物不法投棄防止に関する制度の実施</p> <p>①目的：廃棄物の不法投棄を未然に防止することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。</p> <p>②対策：○廃棄物不法投棄監視員制度の設置 ○防止のための立看板の設置 ○定期的な巡視 ○広報誌等を用いた市民への協力要請 (不法投棄の通報等) ○県の調査要請に対する対応等</p> <p>③監視員：市の環境美化に理解があり、奉仕的精神を有し、かつ、行動力のある者の中から、関係自治会の推薦に基づき、市長が25人以内で委嘱する。</p> <p>④監視員の任期：2年</p> <p>⑤監視員に対する報奨：予算の範囲内で報償費を支払う。</p> <p>⑥平成2年度件数：不法投棄件数 120件 廃棄物不法投棄監視員による巡視回数 2回/週・25人</p>
<p>廃棄物減量等 推進審議会等 の 運 営</p>	<p>(1)廃棄物減量等推進審議会の開催</p> <p>①組織：市民、事業者、見識を有する者、関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。</p> <p>②任期：2年 (補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。)</p> <p>(2)射水市環境衛生協議会との連携と活動の支援</p>
<p>環 境 保 全 に 係 る 条 例 等 の 運 用 等</p>	<p>(1)射水市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例の運用により、快適な生活環境を確保し、清潔で美しい町づくりに寄与していく。</p> <p>(2)射水市アダプト・プログラム (里親制度) 実施要綱の実施により、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民等と市が一体となった地域活動を推進していく。</p>

(4) 収集・運搬の状況

① 分別収集の概要

本市では、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの分別収集を実施しています。
資源ごみに係る本市の取組については、以下に示したとおりです。

- ・平成元年度：資源再利用推進活動に関する要綱の制定（対象：古紙、ぼろ布、空き缶、ビン類、くず鉄類）
- ・平成3年度：資源回収団体活動に対する補助制度の実施
- ・平成5年度：金属缶とガラスびん（一部で生きびん）のモデル地区での分別収集の実施
- ・平成7年度：プラスチック類（もしくは廃棄プラスチック類）の分別収集の実施
- ・平成9年度：容器包装リサイクル法の本格施行に伴った、段ボール、飲料用紙製容器、雑誌、新聞紙、古布の分別収集の実施
- ・平成10年度：ペットボトルの拠点回収の実施
- ・平成11年度：ペットボトルの分別収集の実施
- ・平成14年度：平成12年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴った、その他紙製容器包装のモデル地区での分別収集の実施
- ・平成15年度：その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施（全市での容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施に至る。）
- ・平成22年度：使用済小型家電の拠点回収（ミライクル館）の実施
- ・平成27年度：パソコンの拠点回収（クリーンピア射水、ミライクル館）の実施

なお、平成7年4月から指定ごみ袋制度を開始（平成4年度には指定袋のモデル事業を30週間実施済み）しており、平成15年4からは有料化を実施しています。

② 収集・運搬システムの概要

収集・運搬システムの概要を表3-1-2（次頁）に示します。

本市では、前述したとおり、資源化事業に伴った分別収集を順次実施してきており、令和2年度現在では3種18分別を基本としています。

また、多様化している市民のライフスタイルに対応すべく、ごみの分別排出の休日対応やステーション方式以外の収集方式（拠点回収）等を検討し、ごみを排出しやすい環境づくりに努めています。

表3-1-2. 収集・運搬システムの概要 [令和3年4月時点]

(1/2)

項 目	収 集 方 法						処理・処分方法		
	ステーション方式			拠点回収		※1 資源 集団 回収			
	収集 主体	収集 回数	収集 (箇所)	市 所 管 施 設	ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト				
燃えるごみ※2	委託	週2回	2,053	—	—	—	・クリーン射水で焼却処理 ⇒有価物は民間施設へ処理委託(資源化) ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分		
燃えないごみ※2 (金属類、粗大ごみ、ガラス・陶器等)	委託	月2回	1,294	—	—	—	・民間施設で破砕・選別処理 ⇒有価物は民間施設へ処理委託(資源化) ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分 ⇒可燃物はクリーン射水にて焼却処理		
資 源 ご み	容 器 包 装 廃 棄 物	ガラスびん (無色透明、茶、その他)	委託	月1回	908	○	—	—	・リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
		金属缶 (スチール缶、アルミ缶)	委託	月1回	908	○	—	○ (アルミ缶)	
		その他紙製 容器包装	委託	月2回	908	○	—	—	・リサイクル館で選別・圧縮・保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
		ペットボトル	委託	月1回	908	○	○ ^{※4}	—	・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
		その他プラ製 容器包装	委託	月2回	908	○	—	—	
		飲料用紙製容器 (紙パック)	—	—	—	○	○ ^{※4}	○	・一部リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
		段ボール	—	—	—	○	—	○	・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
		白色トレイ	—	—	—	—	○ ^{※4}	—	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)
古紙類 (新聞紙、雑誌)	—	—	—	○	—	○	・一部リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化) ・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)		
古布	—	—	—	—	—	○	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)		
使用済 小型家電	—	—	—	○	—	—	・リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)		
パソコン※3	—	—	—	○	—	—			
使用済年賀状	—	—	—	○	—	—	・直接民間施設へ処理委託(資源化)		

※1 収集主体である資源回収団体が「資源集団スケジュール(収集場所、回収日等必要事項が記載してある)」に基づいて行う。回収品目は、射水市指定業者(射水リサイクル協会会員[回収業者])へ引取(資源化)を依頼する。

※2 直接持ち込み(有料)は可能

※3 原則はメーカー回収を利用すること(有料)

※4 回収は随時受け付けている。

(2/2)

項 目	収集・運搬システム	処理・処分方法
埋立ごみ	直接持込[有料]	・野手埋立処分所で埋立処分
犬、猫等の小動物の死体	直接持込[有料]	・クリーンア射水で焼却処理 ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分
処 理 困 難 物	廃タイヤ 廃バッテリー	直接持込[有料]
	廃消火器	直接持込[有料]
		指定引取場所、特定窓口へ相談[有料]
	上記以外	業者依頼、ミライ館へ相談
家電リサイクル対象品	指定引取場所へ直接持込、購入店へ相談 [有料]	・ミライ館で保管後、 ⇒民間施設へ処理委託(適正処理)

(5) 処理・処分の状況

① 行政施設

本市の所管処理・処分施設は、「クリーンピア射水(ごみ焼却施設)」と「ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)」、「ストックヤード」、「野手埋立処分所(最終処分場)」である。

クリーンピア射水(ごみ焼却施設)の概要を表3-1-3に、ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)の概要を表3-1-4(次頁)に、ストックヤードの概要を表3-1-5(次頁)に、野手埋立処分所(最終処分場)の概要を表3-1-6(P.34)に示す。

表3-1-3. クリーンピア射水(ごみ焼却施設)

項目	内容		
施設名	クリーンピア射水		
施設所管	射水市		
処理対象市町村名	射水市		
処理する廃棄物	燃えるごみ		
処理能力	138 t / 24 h		
所在地	富山県射水市西高木1150番地		
竣工年月	平成15年3月		
敷地面積	32,945m ²		
建物面積	4,755m ²		
施設の概要	処理型式	神戸製鋼所式 流動床式焼却炉 全連続燃焼方式	
	基数	138 t / 日 (46 t / 24 h × 3 炉)	
	通風設備	平衡通風	
	煙突	高さ : 59.5m、頂上口径 : 0.7m × 3 本	
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	
	トラックスケールの秤量	30 t × 2 基	
	ごみピットの容量	2,851m ³	
	灰ピットの容量	スラグバンカ 19m ³	
	助燃装置	ロータリーバーナー 3 基 (灯油)	
	排水処理設備	凝集沈殿	
	余熱利用設備	給湯、冷暖房、発電	
	附帯設備	発電設備	: 1,470 kW
		プラズマ灰溶融施設	: 12 t / 日 (12 t / 日 × 1 炉) (平成30年4月休止)

表3-1-4. ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)

項目	内容		
施設名	ミライクル館(処理棟)		
施設所管	射水市		
処理対象市町村名	射水市		
所在地	富山県射水市西高木1150番地		
竣工年月	平成15年3月		
敷地面積	4,377m ²		
建物面積	1,324m ²		
施設の概要	処理部門	処理する廃棄物	金属缶(スチール缶、アルミ缶)、ペットボトル、その他プラ製容器包装、その他紙製容器包装
		処理能力	8.74 t / 5 h 金属缶 : 2.22t / 5 h ペットボトル : 0.33t / 5 h その他プラ製容器包装、その他紙製容器包装 : 6.19t / 5 h
		主要機器	圧縮機(3基)、破砕機(1基)、電磁選別機(2基)
	保管部門	保管する廃棄物	・圧縮成形品〔上記5品目〕 ・飲料用紙製容器、段ボール、ガラスびん、(無色透明・茶・その他)、古紙、古布
		保管能力	32.75 t / 日
プラザ棟	多目的研修室、情報学習コーナー、多目的オープンスペース		
施設の概要	保管する廃棄物	ガラスびん、使用済小型家電、溶融スラグ、廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器等	

表3-1-5. スtockヤード

種別	品目	保管施設の寸法 [高さ×奥行き×幅] (m)	保管可能容積 (m ³)	設置年月 ^{※1}
ガラスびん ストックヤード	無色透明色ガラスびん 茶色ガラスびん その他色ガラスびん	2.85×6.0×7.0	搬入業者の 保管コンテナ	平成6年4月
使用済小型家電 ストックヤード	使用済小型家電	7.5×14.5×13.0	1,414	平成22年10月
溶融スラグ ストックヤード	溶融スラグ	7.2×15.5×33.6	3,750	平成24年4月 (平成30年4月休止)
処理困難物 ストックヤード	廃タイヤ	2.7×7.0×7.3	138	平成13年5月移設 (平成6年4月)
	廃バッテリー			平成13年5月移設 (平成6年4月)
	廃消火器			平成13年5月移設 (平成6年4月)
	その他	1.2×6.0×9.7	70	平成7年10月 (昭和56年3月)
燃えないごみ ストックヤード	燃えないごみ	1.2×6.0×9.7	70	平成27年4月 (昭和56年3月)
粗大ごみ ストックヤード	粗大ごみ (ソファ、ベッド等)	廃止施設建物 ^{※2} を 利用	—	平成27年4月

※1設置年月の欄の()は保管場所(野ざらし保管を含む)を設置した年月。なお、「移設」はクリーンピア射水建設に伴い、保管スペースを移動させたことを示す。

※2平成27年度に供用停止したミライクル館の粗大不燃物処理施設を指す。

表3-1-6. 野手埋立処分所(最終処分場)

項目	内 容				
施設名	野手埋立処分所				
施設所管	射水市				
処理対象市町村名	射水市				
処理する廃棄物	不燃物、焼却固化物				
所在地	富山県射水市入会地字東笹鎌野90番地				
竣工年月	昭和57年3月				
施設の概要	総面積	71,000m ²			
	埋立面積・容積	面積：22,900m ² 、容積：280,000m ³			
	残余容量	37,702m ³ (令和3年3月末現在)			
	埋立期間	開始	昭和57年3月		
		終了	令和10年3月(見込み)		
	埋立方式	セル埋立工法による準好気性埋立			
	トラックスケールの有無	有			
	埋立処分地の施設内容	コンクリート堰堤(控え壁式擁壁)高さ：12.5m、長さ：45.5m 鉛直遮水工：549m 表面遮水シート：4,980m ² 浸出水調整槽：4,000m ³			
	浸出水処理施設の内容	処理能力	100m ³ /日		
		汚水処理方式	浸出水調整槽⇒凝集沈殿処理⇒逆浸透(RO)膜処理⇒中和・消毒処理⇒放流		
		汚泥処理方式	濃縮処理⇒乾燥固化処理		
		設計条件及び運転データ	原水の想定水質	処理水	
			処分所の汚水	鎌谷川へ放流する排水	
		放流水質	BOD	50mg/L	5mg/L以下
COD			100mg/L	5mg/L以下	
SS			150mg/L	1mg/L以下	
T-N	100mg/L		5mg/L以下		
Ca	1000mg/L		30mg/L以下		
大腸菌群数	—		3000個/cm ³ 以下		

② 一般廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可業者

ア. 家庭系

表3-1-7. 家庭系ごみ収集運搬業務委託業者名〔令和2年度末時点〕

地区区分	ごみの種類	委託業者名
新湊地区	燃えるごみ	株式会社 荒木運輸
		株式会社 アースクリーン21
	燃えないごみ	北陸ポートサービス 株式会社
	資源ごみ	株式会社 アースクリーン21
小杉地区 大門地区 大島地区 下地区	燃えるごみ	新高清掃 株式会社
	燃えないごみ	
	資源ごみ	
	資源ごみ	

注記 現行の体制を、当面の間継続する。

イ. 事業系

表3-1-8. 一般廃棄物収集運搬業許可業者（40社）〔令和2年度末時点〕

業者名	業者名
株式会社 アイザック・トランスポート	株式会社 アイカワ
株式会社 アースクリーン21	株式会社 アース・コーポレーション
株式会社 アルト	株式会社 荒木運輸
株式会社 石橋	和泉産業 株式会社
射水運輸 株式会社	有限会社 大浜商店
金原開発 株式会社	金岡造園
木村産業 株式会社	クレハ運送 株式会社
クリーン産業 株式会社	有限会社 肥田建設
株式会社 小西商事	坂吉 株式会社
株式会社 シマキュウ	新高清掃 株式会社
株式会社 高岡市衛生公社	有限会社 高岡クリーン環境
株式会社 タカセキ富山	塚原造園土木 株式会社
株式会社 富山環境整備	西野進樹園 株式会社
日本海ミール 株式会社	ハリタ金属 株式会社
原田 敬良	株式会社 ヒヨシ
北陸ポートサービス 株式会社	有限会社 ホープ研
株式会社 分家商店	株式会社 北源
株式会社 森田商店	有限会社 盛田造園
三友商事 有限会社	株式会社 やの園
有限会社 山住商店	株式会社 ヨシダ

表3-1-9. 一般廃棄物処分業許可業者（7社）〔令和2年度末時点〕

業 者 名	処理している一般廃棄物の種類
株式会社 アース・コーポレーション	射水市衛生センターから排出される汚泥に限る
クレハ運送 株式会社	木くず
株式会社 小西商事	〃
株式会社 分家商店	廃プラスチック、紙くず
ハリタ金属 株式会社	ガラス陶磁器、使用済小型家電、プラスチック類、資源ごみ粗大ごみ、木質系廃棄物、廃棄二輪自動車
北陸ポートサービス 株式会社	木質系廃棄物及び焼却灰
株式会社 ヨシダ	木くず

(6) ごみ処理費用の状況

本市におけるごみ処理費用の経年推移を図3-1-5に、項目別の年間ごみ処理費用の経年推移を表3-1-10に示します。

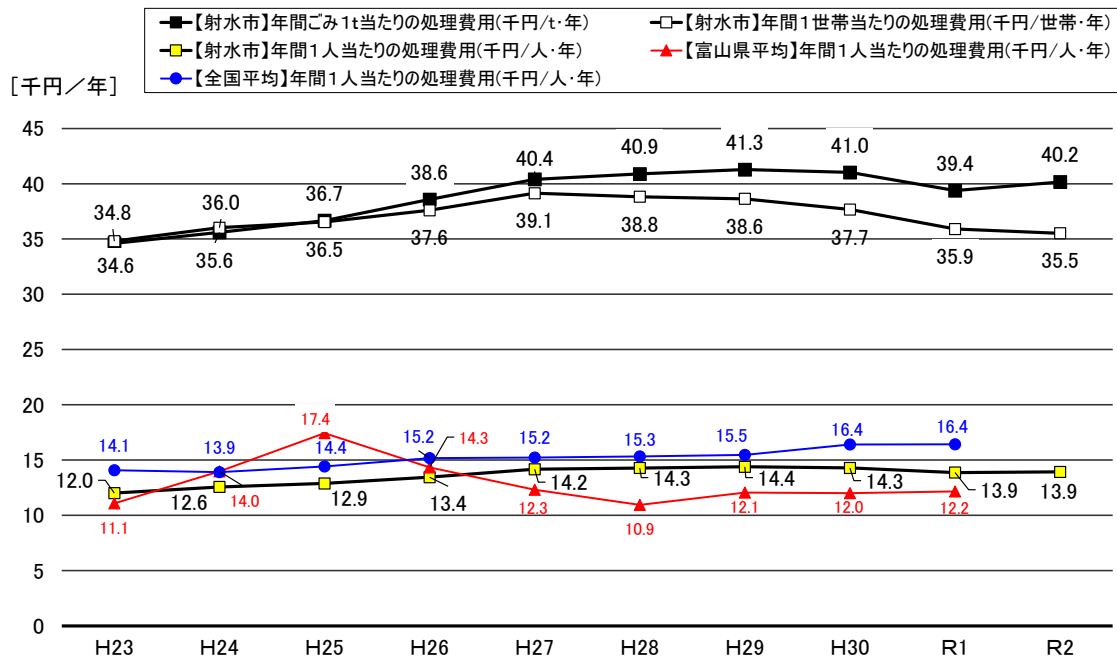
令和2年度における年間ごみ1 t当たりの処理費用^{*}は約40,200円/t・年、年間1人当たりの処理費用は約13,900円/人・年、年間1世帯当たりの処理費用は約35,500円/世帯・年となっています。

施設運営等に係る過去10年間（平成23年から令和2年度）の経緯は以下のとおりです。

- ・平成26年度：野手埋立処分所運転業務等の長期包括運營業務委託の開始[最終処分費]
- ・平成27年度：燃えないごみの民間中間処理施設への処理委託の開始[中間処理費]
- ・平成30年度：クリーンピア射水での溶融スラグ製造休止[最終処分費]
- ・令和元年度：野手埋立処分所にある浸出水処理施設の汚泥濃縮装置整備[最終処分費]

処理費用の増加は、このような施設の運営体制の変更や整備によるものです。

図3-1-5. ごみ処理費用の経年推移



注記1) 富山県平均及び全国平均の費用には、組合分担金を含んでいない（組合分担金とは、一部事務組合を構成する市町村の一部事務組合に対する負担金であり、一部事務組合の処理事業経費に充てられるため）。

表3-1-10. 年間ごみ1 t 当たり処理費用の経年推移

単位: 円/t・年

項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
[1] 収集経費	7,043	7,361	7,605	8,047	9,025	9,076	9,142	10,369	10,358	10,679
[2] 中間処理費	25,777	25,892	26,368	27,436	28,407	28,892	29,345	27,757	24,901	26,075
[3] 最終処分費	1,139	1,684	1,956	2,462	2,476	2,445	2,407	2,482	3,779	3,105
[4] その他ごみ関係経費	655	670	739	628	488	474	388	418	343	298
計	34,613	35,607	36,668	38,572	40,395	40,886	41,281	41,025	39,382	40,158

注記2) 年間ごみ1 t 当たりの処理費用の算出に用いた年間ごみ量には、事業者間による事業系資源ごみ量は含んでいない。

注記3) 費用は税込価格とした。(平成25年度までは5%、平成26年度以降から令和元年9月までは8%、令和元年10月以降は10%)

(7) 循環型社会形成に向けての進捗状況

平成29年3月に策定した第2次計画では、前期計画の目標年度を令和3年度、後期計画の目標年度の令和8年度と定め、それぞれの目標年度における目標値（以下「当初目標値」という。）を定めています。

ここでは、この当初目標値と平成27年度（第2次計画策定当時の最終実績年度）から令和2年度までの実績推移を比較することで、循環型社会形成に向けての進捗を把握しました。

① ごみ排出量

ごみ排出量の経年推移を図3-1-6（次頁）に、1人1日あたりのごみ排出量の経年推移を図3-1-7（次頁）に示します。

平成27年度から令和2年度までの5年間で、年間ごみ排出量を約7%減量することができました。

また、1人1日排出量（原単位ベース）についても約5%の減量ことができました。このうち、家庭系ごみ（集団回収量を含む）の減量化率は約3%にとどまりましたが、事業系ごみの減量化率は約8%になっています。但し、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染拡大防止対策として、外出自粛やテレワークが実施される等、社会経済活動や生活スタイルが大きく変化した年でもあることから、コロナ禍の影響がごみの減量化の要因になっていることも考えられます。（事業系ごみの原単位ベースは、底値になった平成28年度以降、令和元年度まで増加傾向にありました。）

令和2年度実績比で見ると、令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、年間ごみ排出量については300t以上の減量化が必要になりますが、1人1日排出量については目標値を概ね満足できる状況です。

一方、令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、年間ごみ排出量については3,000t以上（年間平均ベースで500t以上ずつ）、1人1日排出量については約60g（年間平均ベースで約10gずつ）の減量化が今後必要になります。

なお、本市の1人1日排出量は、富山県平均や全国平均を上回っていることから、今後一層ごみの減量化に努める必要があります。

図3-1-6. ごみ排出量の経年推移

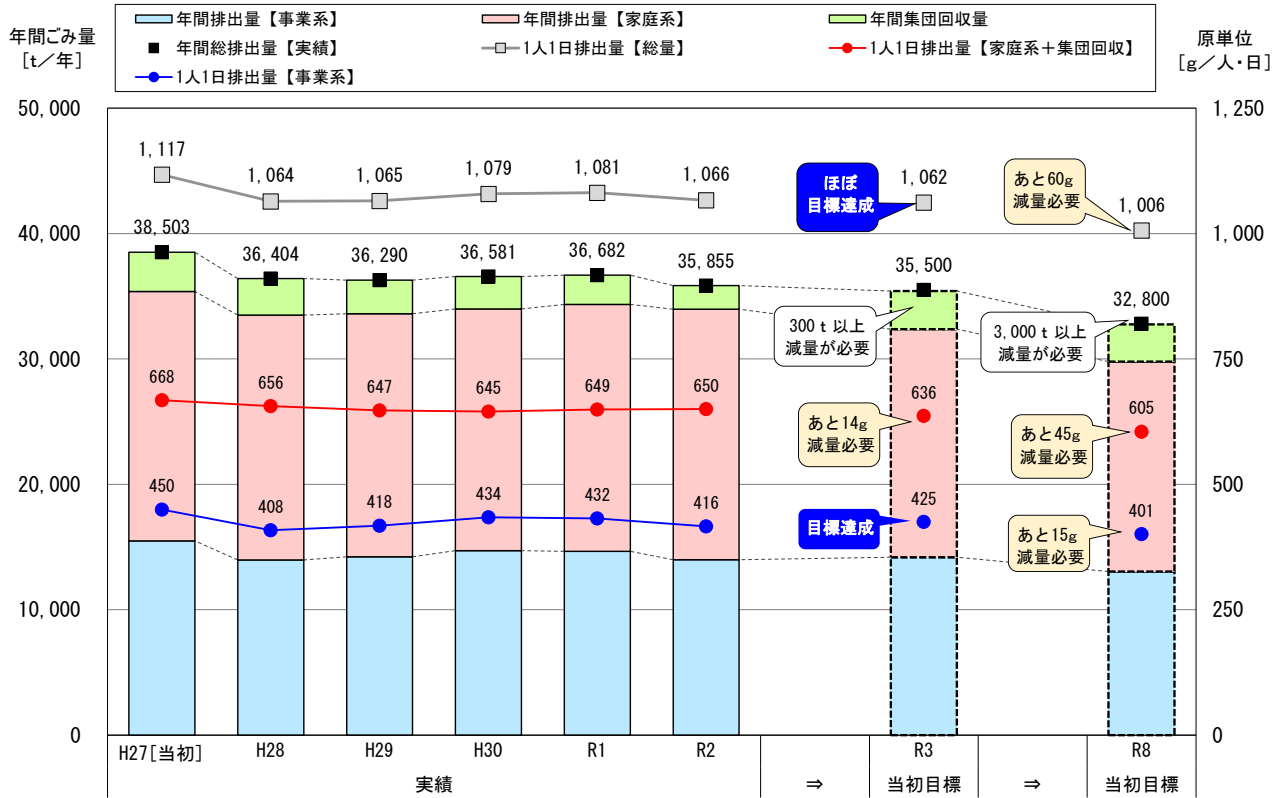
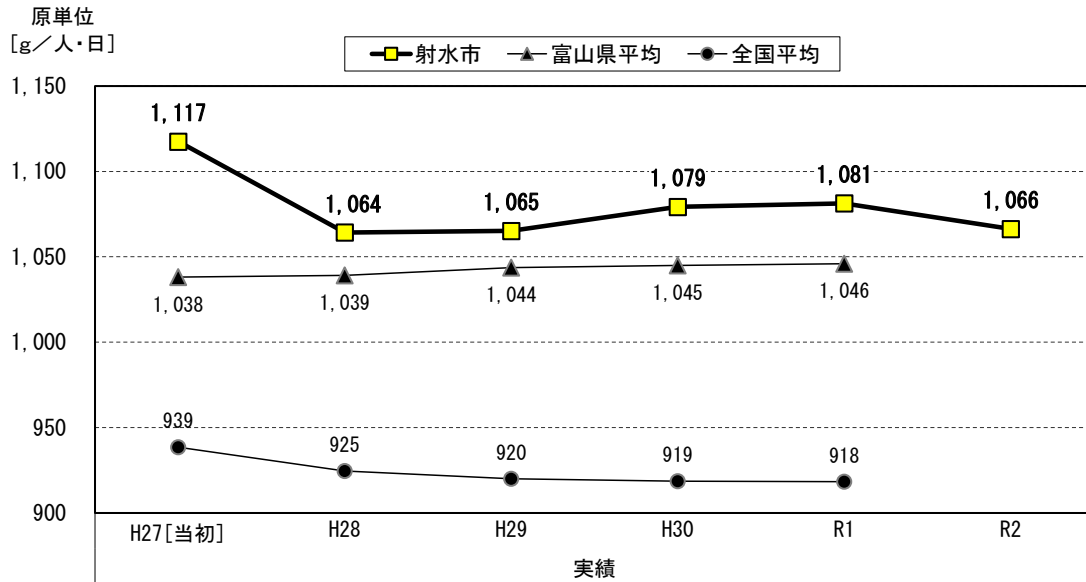


図3-1-7. 1人1日あたりのごみ排出量の経年推移（全国、富山県、射水市）



注記1) 平成27年度は、第2次計画策定当時（平成29年3月）に把握した実績の最終年度になる。

注記2) 第2次計画では、前期計画の目標年度を令和3年度、後期計画の目標年度を令和8年度としている。

注記3) 「当初目標」は、第2次計画策定当時（平成29年3月）に設定した目標値である。

② 再生利用率

再生利用量の経年推移を図3-1-8（次頁）に、再生利用率の経年推移を図3-1-9（次頁）に示します。

再生利用率は、平成27年度以降に下降の一途を辿っており、令和2年度までの5年間で10ポイント（年間再生利用量：約4,400 t）の減少がありました。

減少した主な要因は、以下のとおりです。

- ・クリーンピア射水での熔融スラグ製造休止（平成30年度以降）に伴って、中間処理後の再生利用量が減少した。（H27からH29までの年間平均値：約1,560 tの減少）
- ・事業者間で行われている事業系資源物量が平成27年度から平成28年度にかけて急激に減少（主に燃料化）し、その後横ばいで推移している。（H27からR2までの5年間で約1,600 tの減少）
- ・資源集団回収量（主に古紙類）が年々減少している。（H27からR2までの5年間で約1,200 tの減少）
- ・上記の計として、平成27年度から令和2年度までの間に再生利用量は約4,400 t（年間平均ベースで約880 t）減少している。

令和2年度実績比で見ると、令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、再生利用率を12ポイント以上、年間再生利用量を約4,400 t増加させる必要があり、当初目標値の達成は厳しい状況です。

また、令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、再生利用率を15ポイント以上（年間平均ベースで2.5ポイントずつ）、年間再生利用量を約4,300 t（年間平均ベースで約720 tずつ）増加させる必要がありますが、ごみ処理体制を大規模に見直さない限り、当初目標値を達成できる可能性は低いことから、実績等を踏まえ、令和8年度（後期計画目標年度）の目標値を見直す必要があります。

なお、本市の再生利用率を富山県平均や全国平均と比較すると、全国平均よりは高水準で推移していますが、富山県平均はクリーンピア射水で熔融スラグの製造を休止した平成30年度以降は下回っている状況にあります。

図3-1-8. 再生利用量の経年推移

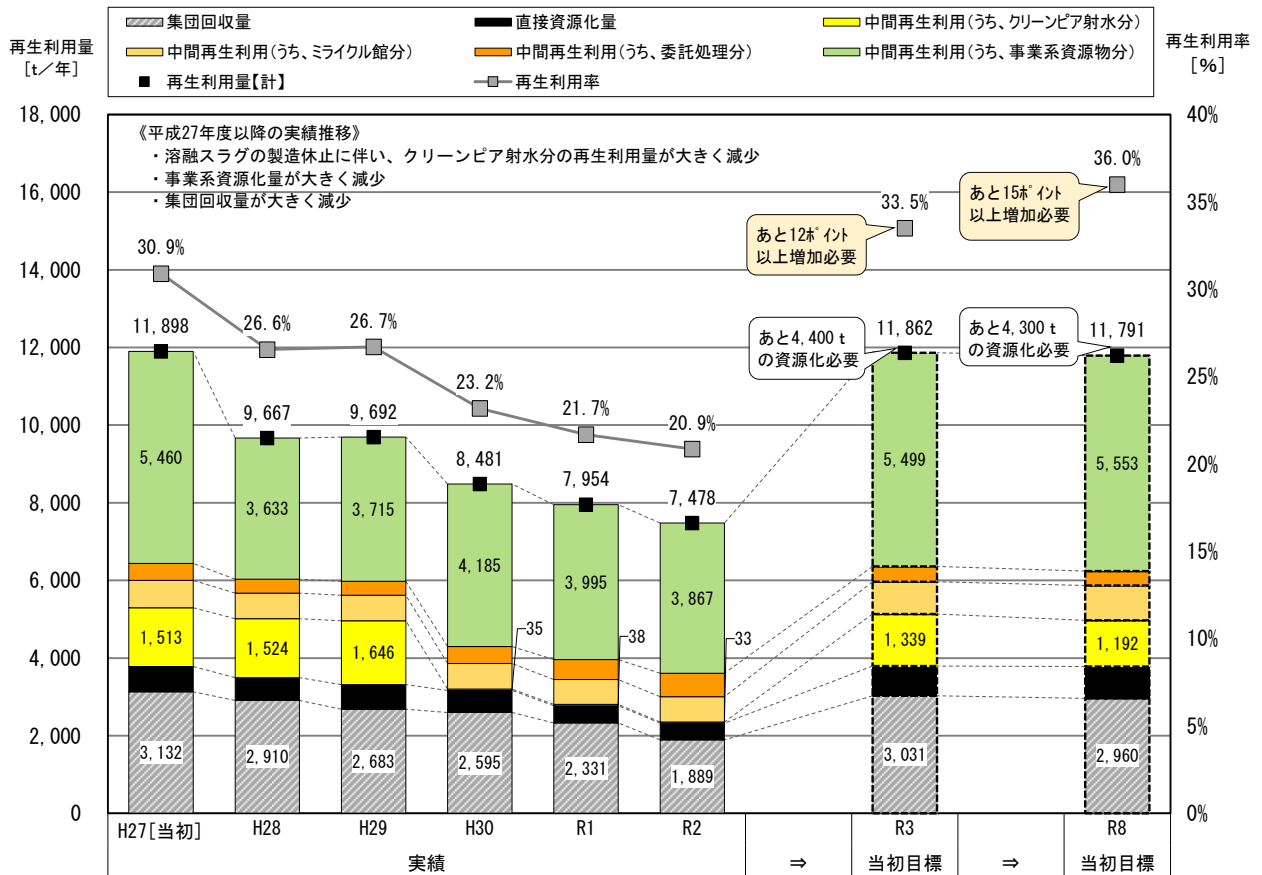
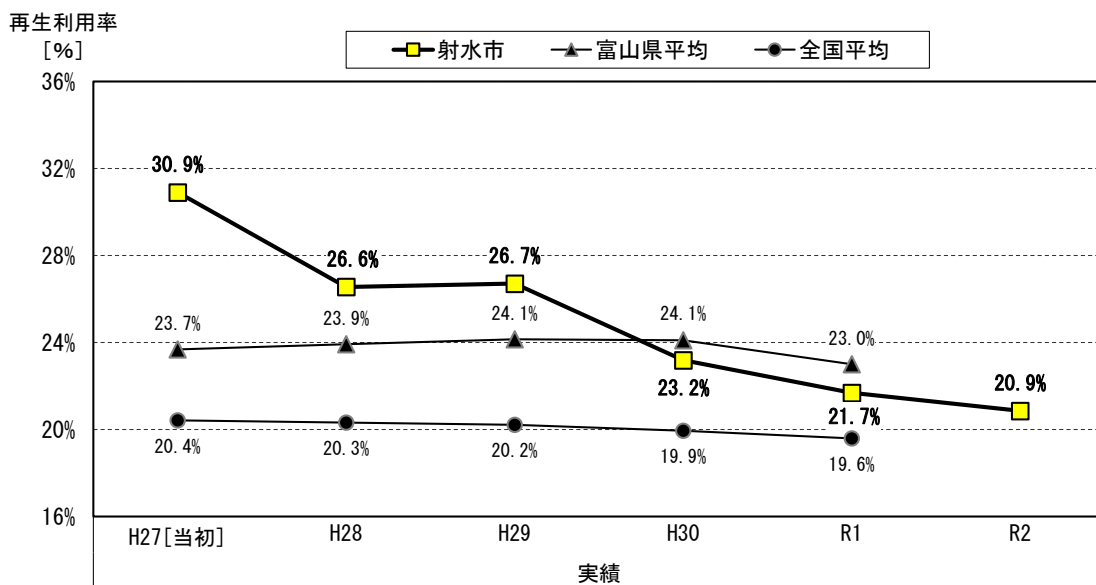


図3-1-9. 再生利用率の経年推移 (全国、富山県、射水市)



注記1) ~注記3) は、P. 39と同様である。

注記4) 図3-1-8にある「中間再生利用」は、中間処理後の再生利用量の略称である。

③ 最終処分量

最終処分量の経年推移を図3-1-10（次頁）に、1人1日あたりの最終処分量の経年推移を図3-1-11（次頁）に示します。

平成27年度を底値とし、最終処分量は増加傾向にあります。特にクリーンピア射水で熔融スラグの製造を休止した平成30年度の最終処分量は、平成27年度比で約2倍の増加となっており、増加の程度が顕著となっています。

令和2年度実績比で見ると、令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、最終処分率を5ポイント、年間最終処分量を約1,800 t 削減させる必要があり、当初目標値の達成は厳しい状況です。

また、令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、最終処分率を5ポイント以上、年間最終処分量を約2,000 t（年間平均ベースで約330 t ずつ）削減させる必要がありますが、ごみ処理体制を大規模に見直さない限り、当初目標値を達成できる可能性は低いことから、実績等を踏まえ、令和8年度（後期計画目標年度）の目標値を見直す必要があります。

なお、本市の1人1日最終処分量を富山県平均や全国平均と比較すると、クリーンピア射水で熔融スラグの製造を休止した平成30年度以降は、富山県平均や全国平均を上回る状況にあります。

図3-1-10. 最終処分量の経年推移

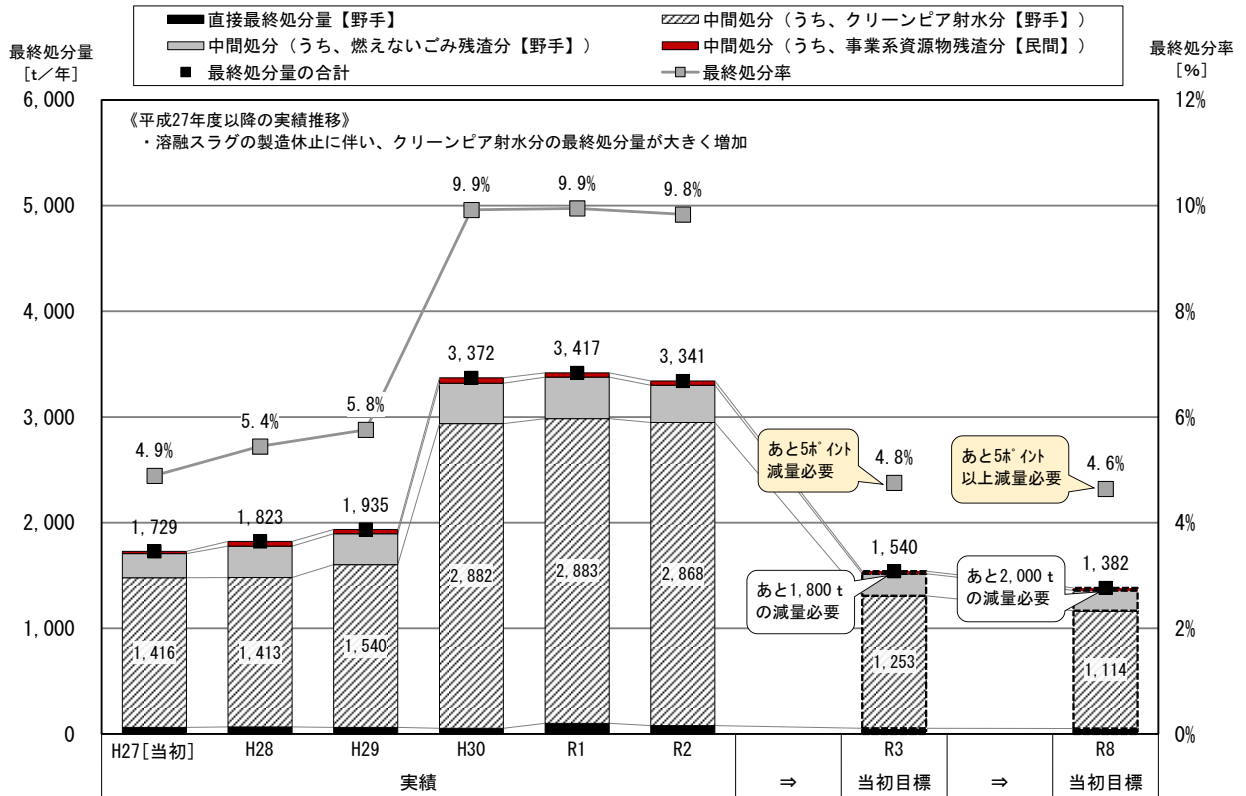
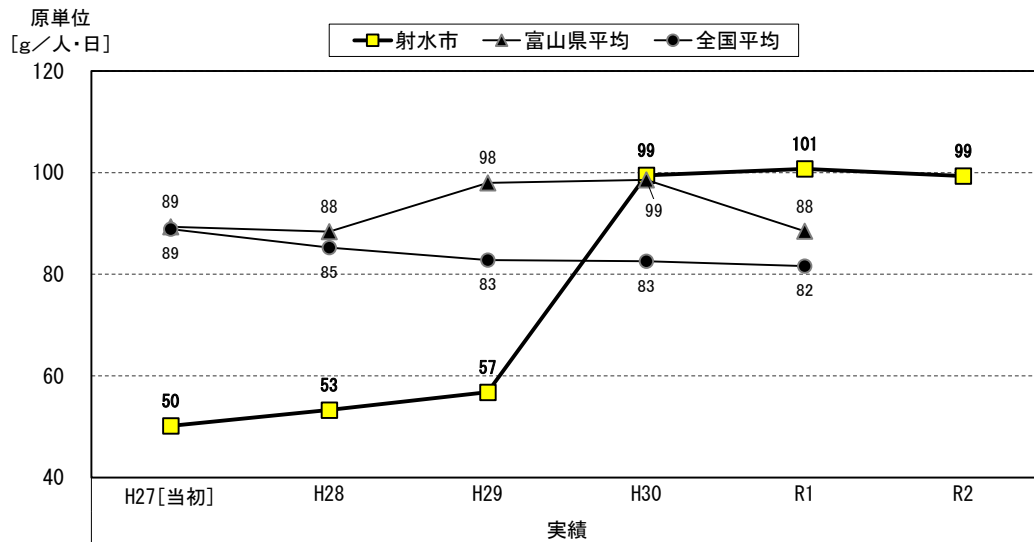


図3-1-11. 1人1日あたりの最終処分量の経年推移 (全国、富山県、射水市)



注記1) ~注記3) は、P. 39と同様である。

注記4) 図3-1-10にある「中間処分」は、中間処理後の最終処分量の略称である。

④ システム分析による類似都市との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表する”ことが定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール※（以下、「支援ツール」という。）」を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とすることで、循環型社会形成の構築に向けた本市の課題を整理します。

※環境省のホームページ内 https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html

注記) 支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績には、全国の市町村から都道府県を通じて環境省に報告される「一般廃棄物処理実態調査（令和元年度実績）」が用いられている。このため、P.46,47の図表（図3-1-12）にある本市の各実績値は、「支援ツール」の出力結果をそのまま用いているため、これまでの頁で整理した実績値と異なることに留意する。

ア. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表3-1-11に示します。

表3-1-11. 類似自治体の概要

支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した支援ツールは、平成26年度版である。（令和3年11月1日時点での最新版で、令和元年度実績が用いられている。）
都市形態	<ul style="list-style-type: none"> ・都市形態は、「都市」と自動選択される。（都市形態は、政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村から自動で分類される。） ・都市形態を「考慮する」を選択する。
人口区分	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口は、92,942人（自動設定） ・人口区分は、自動設定で「Ⅱ」となる。 ・人口の幅は、自動設定で「50,000人～100,000人未満」となる。
産業構造	<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造は、自動設定で「3」となる。（産業構造は、第2次産業人口と第3次産業人口の比率から自動で分類される。） ・本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率：97.6%（自動計算） ・本市の第3次産業の人口比率 66.2%（自動計算）
類似自治体数	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の設定条件により選定された類似自治体数は「95」自治体である。

イ. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（95自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図3-1-12（次頁, P. 47）に示します。

なお、システム分析結果の評価は、次のとおりです。

(ア) 人口1人1日当たりごみ総排出量【標準的な指標】

本市は1,078g/人・日であり、類似自治体の平均値882g/人・日に対し22%以上上回っていることから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

a. 1人1日あたり生活系排出量【補足指標】

本市は580g/人・日であり、類似自治体の平均値610g/人・日よりも5%程度ごみの減量化が進んでいます。

b. 集団回収・資源ごみを除く1人1日あたり生活系排出量【補足指標】

本市は547g/人・日（aに占める割合は94%）であり、残りの33g/人・日（同割合は6%）が分別排出された資源ごみ量になります。

類似自治体の平均値は520g/人・日（同割合は85%）であり、残りの90g/人・日（同割合は15%）が分別排出された資源ごみ量になります。

以上より、本市の資源ごみ量は、類似自治体の平均値の1/3程度にとどまっています。また、資源ごみ量を除くごみ（燃えるごみや燃えないごみ）量が5%程度多い状況です。このため、生活系ごみの分別排出に努めることで、資源ごみ量の底上げを行うとともに、燃えるごみや燃えないごみの減量化を推進することが求められます。

c. 1人1日あたり事業系排出量【補足指標】

本市は429g/人・日であり、類似自治体の平均値234g/人・日に比べて2倍程度多いことから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

(イ) 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)【標準的な指標】

本市は21.8%であり、類似自治体の平均値18.1%を3.7ポイント上回っていることから、資源化が進んでいる状況です。

(ウ) 廃棄物のうち最終処分される割合(最終処分率)【標準的な指標】

本市は1.3%であり、類似自治体の平均値8.7%を7.4ポイント下回っていることから、最終処分量が少ない状況です。

(エ) 人口一人当たり年間処理経費【標準的な指標】

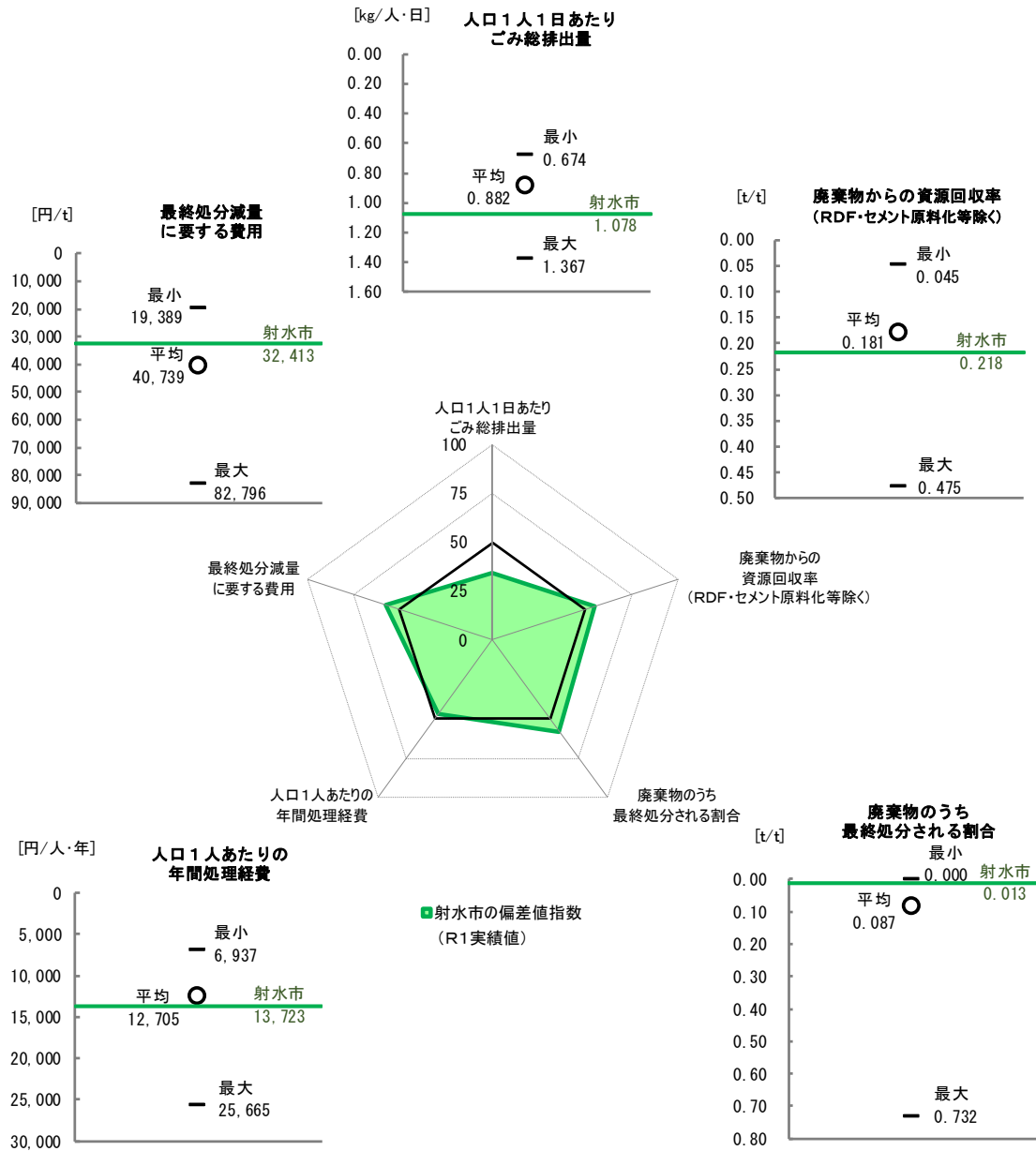
本市は13,723円/人・年であり、類似自治体の平均値12,705円/人・年に比べて8%程度多いことから、処理経費の削減が求められます。

(オ) 最終処分の減量に要する費用【標準的な指標】

本市の収集運搬から中間処理までに要した経費は32,413円/tであり、類似自治体の平均値40,739円/tに比べて約20%以上少ないことから、処理経費の削減が進んでいる状況です。

図3-1-12(1). 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

【標準的な指標】

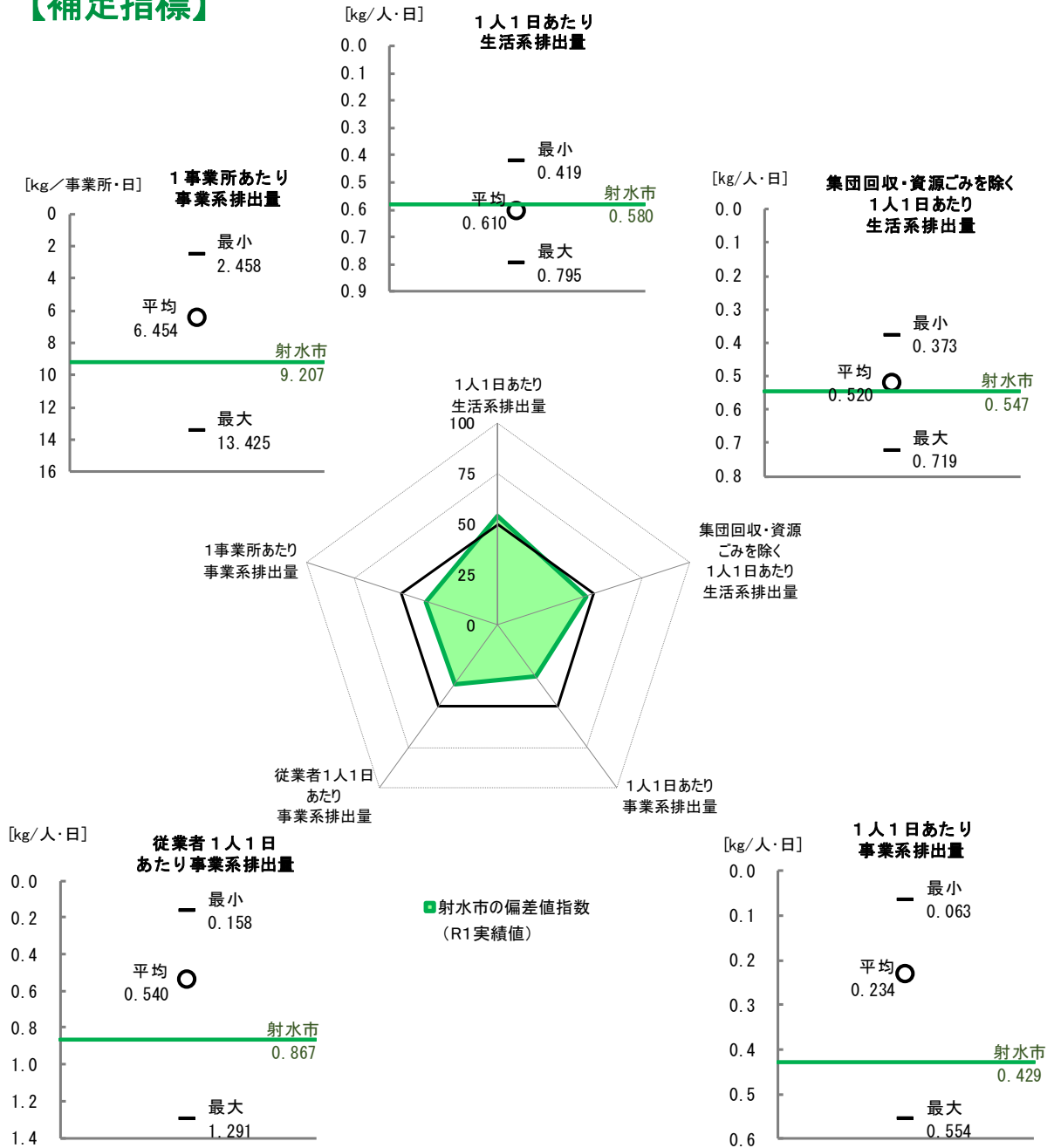


標準的な指標	人口1人1日あたりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口1人あたりの年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
射水市	R1実績値	1.078	0.218	13,723	32,413
	偏差値指数	34.3	55.2	46.7	57.4
類似都市	平均	0.882	0.181	12,705	40,739
	最大	1.367	0.475	25,665	82,796
	最小	0.674	0.045	6,937	19,389
	標準偏差	0.125	0.071	3,042	11,266

注記) 偏差値指数は、値が大きいほど良好な状態を示す(「50」が平均)。例えば、人口一人一日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-12(2). 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

【補足指標】



補足指標	排出形態別単位排出量					
	1人1日あたり生活系排出量 (kg/人・日)	集団回収・資源ごみを除く1人1日あたり生活系排出量 (kg/人・日)	1人1日あたり事業系排出量 (kg/人・日)	従業員1人1日あたり事業系排出量 (kg/人・日)	1事業所あたり事業系排出量 (kg/事業所・日)	
射水市	R1実績値	0.580	0.547	0.429	0.867	9.207
	偏差値指数	54.3	46.2	31.6	36.4	37.8
類似都市	平均	0.610	0.520	0.234	0.540	6.454
	最大	0.795	0.719	0.554	1.291	13.425
	最小	0.419	0.373	0.063	0.158	2.458
	標準偏差	0.069	0.071	0.106	0.240	2.265

(8) 課題の整理

本市のごみ処理に係る課題を表3-1-12に示します。

表3-1-12. 課題の整理

(1/2)

項目	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度（第2次計画策定当時の最終実績年度）から令和2年度までの経年推移をみると、1人1日ごみ排出量の減量化は進んではいるものの、全国平均や富山県平均よりも高値であることから、今後も引き続きごみの減量化が必要である。 ・1人1日集団回収量は、令和2年度に56gとなり、平成27年度（91g）から約40%減少した。特に落ち込みが激しい品目は、総量の約76%を占める古紙類であった。過去の実績推移（H23の107g、H18の129g）からみても集団回収量の減少傾向は顕著であり、少子・超高齢社会や生活スタイルの変化に伴って、今後も同様の傾向がみられることが考えられる。 ・1人1日家庭系ごみ量は、令和2年度に594gとなり、平成27年度（577g）から約3%増加した。その内訳をみると、資源ごみは年々減少しているのに対し、燃えるごみや燃えないごみは微増傾向にある。類似自治体の平均値と比較しても、本市の資源ごみ量は少なく、燃えるごみや燃えないごみが多い傾向がみられることから、家庭系ごみの分別排出に努めることで、資源ごみ量の底上げを行うとともに、燃えるごみや燃えないごみの減量化を推進する必要がある。 ・事業系燃えるごみ量は、平成27年度以降、増加傾向がみられることから、焼却処理量の削減につながるごみの減量施策を講じていく必要がある。・平成26年度以降、事業者間による事業系資源ごみ量の把握を開始したように、市以外の者が処理する一般廃棄物の実態把握に努める必要がある。
収集・運搬 中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理量の80%以上が焼却処理量で占められることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要がある。 ・家庭系燃えるごみには、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙類の混入が考えられることから、その潜在量を実態調査するとともに、市民に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールを協力要請する必要がある。 ・事業系燃えるごみには、産業廃棄物である廃プラスチック類や資源化が可能な古紙等の混入が考えられることから、その潜在量の実態把握に努めるとともに、排出事業者及び収集運搬業者に対し、行政指導の強化策を講じていく必要がある。 ・焼却処理量に占める割合が大きい「食品ロス・食品廃棄物（生ごみ）」の潜在量の実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な資源化・減量化対策を検討する必要がある。 ・燃えるごみや燃えないごみに混入している廃プラスチック類の効率的かつ効果的な資源化対策を検討する必要がある。

(2/2)

項目	主な課題
最終処分	・クリーンピア射水からの処理残渣物（焼却固化物、焼却不燃物等）の有効活用方策を引き続き検討する必要がある。

3.2 ごみ処理基本計画



(1) 基本理念

本計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、第1次後期計画の基本理念を継続していきます。

限りある資源を大切に

協働で創る循環型社会のまち いみず

「循環型社会」の実現には、私たちのライフスタイルを見直しながら、天然資源の消費を減らし（リフューズ・リデュース）、ものを長く大切に使う（リユース）、使用済みとなったものを循環利用（リサイクル）していくことで、廃棄されるものをできるかぎり少なくすることが求められます。

本市では、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、ごみを出さないライフスタイルやごみの適切な分別排出による資源化が浸透してきており、「循環型社会」の実現に向けた歩みを着実に進めてきています。

今後もこの歩みを止めることなく、私たち一人ひとりが「人・もの・自然」を大切にする豊かなライフスタイルの構築に向け、市民や事業者においては、排出者としての責任を自覚し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことが必要です。そして、これまで以上に環境負荷を減らす観点から、まずはリサイクルに先立ち、3R（リデュース・リユース・リサイクル）をできる限り推進していくことが重要です。

また、市では、4R行動に繋げるためのしくみづくりや、ごみ処理・処分体系の見直しを適宜行いながら、排出される廃棄物を安全かつ安定的に適正処理し、リサイクルを推進していくことにより、本市の「循環型社会」を構築していきます。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位[※]に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させる必要があります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針は、次のとおりとします。

[※]廃棄物処理の優先順位については、次頁のコラム参照。

基本方針1	発生源からはじめるごみ減量の推進 — 発生回避・発生抑制・再使用 —
基本方針2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 — 分別・再生利用 —
基本方針3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 — 適正処理・処分 —
基本方針4	計画の実現に向けた体制整備 — 体制・しくみづくり —

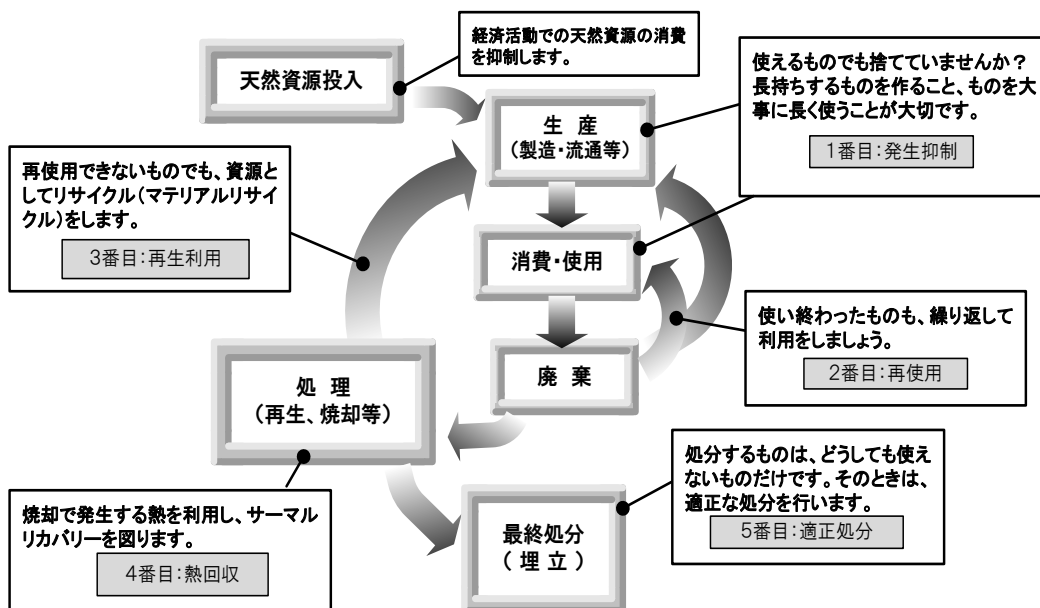
なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.54以降)に示しています。



「循環型社会」を実現するための優先順位について

『循環型社会形成推進基本法』は、製品等が廃棄物等になる場合やなった場合の「循環型社会」の実現に向けた優先順位^{*}について、我が国で初めて法定化したものである。

その優先順位^{*}は、第1に発生抑制(リフューズ・リデュース)、第2に再使用(リユース)、第3に再生利用(リサイクル)、第4に熱回収、最後に適正処分となっている。



^{*}この優先順位の基本原則は、天然資源の消費を抑制して環境負荷をできる限り低減するという趣旨から定められたものであり、この順位に従わない方が環境負荷の低減に有効な場合には、この順位に従う必要はないとされている。

参考：「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

(3) 計画目標(数値目標)の設定

① 目標年度及び基準年度について

後期計画の期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、目標年度を令和8年度に設定します。また、基準年度は、平成27年度から令和2年度に見直します。

② 目標の設定

本市のごみ処理の現況や課題を踏まえ、本計画の目標を以下のとおり見直します。

計 画 目 標		実 績		目 標	
		平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度 (前期)	令和8年度 (後期)
		実績	基準	【参考】目標	目標
人 口		94,147人	92,130人 100として	— (91,386人) — (99)	90,022人 (89,228人) 98 (97)
減 量 化 目 標	一般廃棄物の 年間排出量	38,503 t	35,855 t 100として	— (35,500 t) —	32,700 t (32,800 t) 91以下
資 源 化 目 標	再生利用率	30.9%	20.9%	— (33.5%以上)	23%以上 (36.0%以上)
埋立量の 削減目標	年 間 最終処分量	1,729 t	3,341 t 100として	— (1,540t以下) —	2,960t以下 (1,390t以下) 88

注② 令和8年度の上段数値(ゴシック体)は今回見直した目標値を、下段数値(括弧値)は当初目標値を示す。

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減 量 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日ごみ排出量(次頁の活動指標③-1参照)は、平成27年度比で令和2年度までに約5%の減量を達成した。 見直し後の令和8年度目標値は、1人1日ごみ排出量を現状の減量化率から3%上乘せし約8%(令和2年度比)減量することを目指し、年間ごみ排出量約9%の減量化を図ることを目標とする。 	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資 源 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> クリーンピア射水での溶融スラグ製造休止に伴う再生利用量が見込めなくなったことに加え、事業系資源ごみや資源集団回収量が大きく減少したことで、令和2年度の再生利用率は約21%となり、平成27年度から10ポイントの減少となった。 再生利用率は、全国平均では20%前後、富山県平均では23~24%とほぼ横ばいで推移している。本市では、当面の間現行のごみ処理体制を継続しながら再生利用率の上昇を目指すことから、令和8年度目標を富山県平均の再生利用率と同程度の23%以上とする。 	基本方針2の達成状況を把握するための目標
埋立量の 削減目標	<ul style="list-style-type: none"> クリーンピア射水での溶融スラグ製造休止に伴い焼却残渣物が増加したことにより、年間最終処分量は平成27年度と比較し大幅に増加した。 本市の1人1日最終処分量(次頁の活動指標③-2参照)は、富山県平均よりも多いことから、富山県平均レベルまでに削減することを目指し、年間最終処分量の令和8年度目標値を約12%以上とする。 	基本方針1~3の達成状況を把握するための目標

なお、前頁に掲げた目標の達成状況を確認するための活動指標を次のとおり定めます。

活動指標			単位	実績		目標	
				平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度 (前期)	令和8年度 (後期)
				実績	基準	【参考】目標	目標
① 家庭系	①-1	市民1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを含まない。)	g/人・日	537	561	— (497)	510 (461)
	①-2	市民1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	668	650	— (636)	600 (605)
	①-3	市民1人1日あたり 家庭系焼却処理量	g/人・日	498	511	— (460)	471 (426)
② 事業系	②-1	事業系ごみ 年間排出量	t/年	15,492	13,990	— (14,200以下)	12,900以下 (13,100以下)
	②-2	事業系ごみ 年間焼却処理量	t/年	9,652	9,609	— (8,400以下)	7,900以下 (7,200以下)
③ 家庭系 + 事業系	③-1	市民1人1日あたり ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	1,117	1,066 100として	— (1,062) —	983 (1,006) 92
	③-2	市民1人1日あたり 最終処分量	g/人・日	50	99	— (46)	90 (42)

注② 令和8年度の上段数値(ゴシック体)は今回見直した目標値を、下段数値(括弧値)は当初目標値を示す。

(4) 基本方針に基づく施策の展開

計画目標（数値目標）を達成するために、市（行政）が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項目	主な施策
<p>1 発生源からはじめるごみ減量の推進 【発生回避・発生抑制・再使用】</p>	<p>環境教育と啓発活動による意識改革の推進</p> <p>ごみを作らない・出さない行動の推進</p> <p>家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進</p> <p>事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進</p> <p>市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進</p>	<p>①環境教育・環境学習の推進</p> <p>②ごみ減量化のためのPR・啓発活動の展開</p> <p>①資源集団回収の推進に向けた啓発・支援</p> <p>②生ごみの減量化を促進するための啓発・支援</p> <p>③容器包装類の削減のための周知・啓発</p> <p>④不用品等の再使用促進のための啓発・支援</p> <p>⑤家庭系ごみ減量化方策の調査・研究</p> <p>①事業所の自主的な取り組みの啓発・支援</p> <p>②事業系ごみ減量化方策の調査・研究</p> <p>①市庁舎等の行政施設における4Rの推進</p> <p>②市主催の催事場等における4Rの推進</p>
<p>2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】</p>	<p>家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底</p> <p>事業系ごみの排出管理の徹底</p> <p>品目別の資源化の推進</p> <p>循環型ビジネスへの支援</p>	<p>①分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底</p> <p>②違反ごみ等への対応</p> <p>①ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底</p> <p>②新たな資源化促進制度導入の検討</p> <p>①容器包装類の資源化事業の推進</p> <p>②古紙類の資源化事業の推進</p> <p>③生ごみの資源化事業の推進</p> <p>④剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進</p> <p>⑤その他資源化事業の推進</p> <p>①民間施設の活用と施設整備に係る支援</p> <p>②資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供</p>

基本方針	項目	主な施策
<p>3 安心な適正処分の推進 環境への負荷が小さい安全で 【適正処理・処分】</p>	<p>適正な収集運搬体制の維持</p>	<p>①効率的な収集・運搬体制の整備 ②市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援</p>
	<p>適正な処理体制の維持</p>	<p>①市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 ②民間活用の促進による事業の効率化の推進 ③中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究</p>
	<p>災害廃棄物への対応</p>	<p>①「災害廃棄物処理計画」の推進</p>
<p>4 計画の実現に向けた体制整備 【体制・しくみづくり】</p>	<p>協働を促進するための情報共有</p>	<p>①情報管理・情報開示システムの充実 ②事業評価の実施</p>
	<p>環境美化・生活環境保全の推進</p>	<p>①まちの環境美化推進 ②不法投棄の防止対策の推進 ③不適正処理の防止対策の推進</p>
	<p>連携・協働の促進</p>	<p>①市関係部局との連携 ②国・県・県内市町村・警察との連携 ③燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立 ④市民協働のまちづくりの推進 ⑤自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成</p>

1 発生源からはじめるごみ減量の推進

－発生回避・発生抑制・再使用－

【基本的な考え方】

循環型社会の形成をより推進していくには、まず、①不要なものを断る（発生回避：リフューズ）、②ごみを出さない暮らしをする（発生抑制：リデュース）、③ものを大事に繰り返し使う（再使用：リユース）ことに取り組むことが大切です。

そのためには、市民や事業者は、それぞれの立場で出来る、ごみを減らすための工夫や意識をし、自主的・主体的に進めていく必要があります。

市では、今後も、ごみに対する関心を深めてもらうため、「環境教育や啓発活動による意識改革」を推進していくとともに、自主的・主体的に「ごみを作らない・出さない行動」に係る取組みの周知・啓発や支援を行っていきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 環境教育と啓発活動による意識改革の推進

① 環境教育・環境学習の推進

	具体的な施策	継続	拡大 新規
1	小中学生を対象とした副読本「わたしたちの射水」、「ふるさと射水」の配布	○	
2	小学校4年生（10歳）を対象とした「いみず環境チャレンジ10」の実施		○
3	「社会に学ぶ14歳の挑戦 [*] 」の実施	○	
4	公開行事や学校だより等を通じた学校による環境学習の情報発信（情報共有の強化）	○	
5	ごみ処理関連施設の見学会の開催	○	
6	環境学習の拠点としたミライクル館（プラザ棟）の活用	○	

^{*}中学2年生（14歳）が、1週間、学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等（例：公園などの美化活動等）に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身につけることを目的とした活動のこと。市では、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」推進委員会を組織し、活動時期、場所、内容等を検討する。

② ごみ減量化のためのPR・啓発活動の展開

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市HP、公式LINE、ケーブルテレビを活用し、ごみ処理の現状や分別方法などを積極的に周知・啓発		○
2	市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催		○
3	講習会・講演会・シンポジウム等の開催	○	
4	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントによるごみの減量化・資源化事業の周知・啓発	○	
5	地域研修会等によるごみの減量化・資源化事業の周知・啓発	○	
6	ごみの減量化・資源化に係る標語やポスターの募集	○	
7	SNS等を利用した周知・啓発（再生品の利用や、グリーン購入法適合商品購入の推進等）		○
8	事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	

(2) ごみを作らない・出さない行動の推進

(2)-1. 家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進

① 資源集団回収の推進に向けた啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	未登録団体（自治会、婦人会、児童クラブ、PTA等）に対する登録の呼びかけ（PR・啓発）	○	
3	資源物の定期的・安定的供給の観点から、登録団体への実施時期の分散に関する働きかけ	○	
4	新型コロナ感染防止のため中止となった資源集団回収活動再開の支援		○

② 生ごみの減量化を促進するための啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	食べ残しや手付かず食品の削減のための周知・啓発	○	
2	「30・10運動 [*] 」の周知・啓発	○	
3	ごみ自家処理機材（家庭用）購入費補助金交付事業の推進	○	
4	生ごみの水切りに係る周知・啓発	○	

^{*}「30・10運動」とは、会食や宴会の席では、最初の30分間と最後の10分間は全員が自席を立たずに食事をし、食べ残しを極力少なくすることを目的とした運動のこと。

③ 容器包装類の削減のための周知・啓発

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	使い捨て商品の使用自粛等の周知・啓発	○	
2	小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
3	レジ袋の有料化とマイバッグ持参運動の促進	○	

④ 不用品等の再使用促進のための啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントでのリユース（フリーマーケット等）の場の提供	○	
2	不用品交換会やリサイクルショップの活用に係る周知・啓発	○	
3	ミライクル館等で開設している「おもちゃの病院」の開催に向けた支援	○	
4	フードドライブ事業の開催による食品ロスの削減		○

⑤ 家庭系ごみ減量化方策の調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	家庭系燃えるごみの有料化制度の継続と見直し	○	
2	ごみの組成調査による減量化・資源化可能量の把握調査の実施		○
3	環境審議会の定期的な開催	○	
4	廃棄物減量等推進審議会の定期的な開催	○	
5	古着・古布リユース促進への調査・研究	○	

(2) -2. 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 事業所の自主的な取組みの啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
2	研修会の開催（先進的な取組み事例の紹介等）の推進	○	
3	「とやまエコ・ストア制度 [*] 」の周知・啓発		○
4	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
5	【再掲】レジ袋の有料化とマイバッグ持参運動の促進	○	
6	ごみ自家処理機材（事業所用）購入費補助金交付事業の推進	○	
7	【再掲】SNS等を利用した周知・啓発（再生品の利用や、グリーン購入法適合商品購入の推進等）	○	
8	事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	
9	許可業者に対して「排出事業所の名前・所在地・契約収集量」のリストの提出の要請（必要に応じて搬入ごみの内容物検査を実施）		○

^{*}レジ袋無料配布廃止に加え、資源ごみの店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗を登録する制度のこと。

② 事業系ごみ減量化方策の調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	直接搬入ごみの受入基準や料金体系の適宜見直し	○	
2	県内市町村との連携による先進的な取組み事例の調査・研究	○	

(2) -3. 市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 市庁舎等の行政施設における4Rの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「エコアクション21 ^{*1} 」の認証取得	○	
2	グリーン購入法適合商品の率先的な購入と基本方針の作成		○
3	庁舎や学校、公園等によるごみの減量化・分別排出の徹底	○	

^{*1}「エコアクション21ガイドライン^{*2}」に基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度のこと。

^{*2}広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として環境省が策定したもの。

② 市主催の催事場等における4Rの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントでの4Rに関するパネルの展示・啓発	○	

○ 市民・事業者が果たしていく役割

(1/2)

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○エコバスツアーによる施設見学を活用し、ごみ知識の向上に努めましょう。 ○「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベント（フリーマーケット等）に参加しましょう。 ○資源集団回収活動に参加し、ごみの排出抑制に努めましょう。 ○手付かずの食品や食べ残しを減らしましょう。 ○会食や宴会の席での「30・10運動」に参加して、食べ残しを減らしましょう。 ○ごみ自家処理機材を利用し、生ごみの減量化に取り組みましょう。 ○「おもちゃの病院」を活用し、ものを大事にする気持ちを養うとともに、長期間使用する努力をしましょう。 ○購入時には長く使えるものを選びましょう。 ○マイバッグ持参運動に参加し、レジ袋の使用を控えましょう。 ○使い捨て商品を減らし、容器包装ごみを減らしましょう。 ○県が進める“とやまエコライフ・アクト10宣言”等に参加して、ごみの減量化等に取り組みましょう。 ○グリーン購入法適合商品を購入しましょう。
----	--

事業者

- 市が開催する研修会に参加し、社員への環境教育を進めましょう。
- 「とやまエコ・ストア」協力店登録制度に登録しましょう。
- 流通包装ごみの抑制を工夫する等して、過剰包装を自粛しましょう。
- ごみ自家処理機材を利用し、生ごみの減量化を図りましょう。
- 販売した商品の修理・保守体制を充実させましょう。
- 「エコアクション21」の認証・登録制度を導入しましょう。
- グリーン購入法適合商品を購入しましょう。
- 食品廃棄物は、「食品リサイクル法」に基づき、食品の購入や調理方法の改善による発生抑制や、生ごみ処理機の活用や水切り等による減量化に取り組みましょう。
- 会食や宴会の席での「30・10運動」に参加して、食べ残しを減らしましょう。



「とやまエコライフ・アクト10宣言」とは

県民による自主的な温暖化対策を推進するため、「チーム・マイナス6%」の6つの取組と、「富山県が行ってきた「とやまオリジナル」の4つの取組」を合わせた10のアクションを県民に呼びかける『とやまエコライフ・アクト10宣言』運動のことです。県民の20人に1人が宣言者登録することを目標に活動を続けています。

- ACT1 冷房の設定温度は28℃、暖房時の室温は20℃にしよう
- ACT2 水道の蛇口はこまめにしめよう
- ACT3 ふんわりアクセル「eスタート」（エコドライブ）をしよう
- ACT4 エコ製品を選んで買おう
- ACT5 無駄なレジ袋は断ろう
- ACT6 電化製品はコンセントからこまめに抜こう
- ACT7 マイカーに乗らずに出かけよう
(月に2回はマイカー利用を控え、公共交通機関を利用しましょう)
- ACT8 自然とふれあい、緑を守り育てよう
(自然観察や庭・ベランダでのガーデニング、森づくりへの参加などにより、温暖化を防ぐ緑に親しみましょう)
- ACT9 資源回収等の地域の環境保全活動に参加しよう
(新聞紙、空缶等の資源回収や美化活動に参加し、みんなの力で美しい地域環境を作りましょう)
- ACT10 とやまの旬の食材を食べよう
(地元でとれた旬の食材をおいしく食べて、食材の輸送やハウス栽培等に必要なエネルギーの削減を図りましょう)

* ACT1～6：チーム・マイナス6%の取組
ACT7～10：とやまオリジナルの取組

資料：環境省資料

2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 ー分別・再生利用

【基本的な考え方】

ごみの減量化を推進しても出てくるごみは、『捨てればゴミ 分ければ資源』の精神のもと、資源として再生利用（リサイクル）を推進させる必要があります。

市民や事業者は、市が定めたごみの分別排出ルールに従ったリサイクルの推進が必要です。

市では、経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすためにごみの分別排出の徹底することで、資源としての循環利用を推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底

① 分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市HP、公式LINE、ケーブルテレビを利用した周知・啓発	○	
2	「ごみ収集カレンダー」の市内全戸配布による分別排出・適正排出の啓発	○	
3	「資源集団回収スケジュール」の市内全戸配布による回収品目と回収日の周知	○	
4	【再掲】市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催	○	
5	共同住宅管理会社との連携による入居者への周知・啓発・排出指導の促進		○
6	高齢者、若年者、外国人に対する分別の啓発及び支援		○
7	地域協力者との連携による周知と分別排出の実態把握の強化	○	
8	巡回指導によるごみステーションの適正管理	○	
9	ウィズコロナの新たな生活スタイルに対応したごみの適正処理及び減量対策の検討		○

② 違反ごみ等への対応

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	違反ごみ等に対する指導体制の強化	○	
2	違反の多いごみステーションへの指導の強化	○	
3	適正処理困難物（廃タイヤ・廃バッテリー・廃消火器等）の受入基準の周知・啓発と適正処理の継続	○	
4	大型物・重量物・堅牢物・有害物・危険物等の処理方法に係る周知・啓発	○	

(2) 事業系ごみの排出管理の徹底

① ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	ごみの組成調査による減量化・資源化・分別排出可能量の把握調査の実施		○
2	【再掲】多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
3	【再掲】研修会の開催（先進的な取組み事例の紹介等）の推進	○	
4	【再掲】事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	
5	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
6	収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
7	排出事業者による資源ごみの共同回収システムの構築に向けた協力要請	○	
8	【再掲】許可業者に対して「排出事業所の名前・所在地・契約収集量」のリストの提出の要請（必要に応じて搬入ごみの内容物検査を実施）		○

② 新たな資源化促進制度導入の検討

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
2	【再掲】県内市町村との連携による先進的な取組み事例の調査・研究	○	

(3) 品目別の資源化の推進

① 容器包装類の資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	新たな拠点回収場所の設置		○
3	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
4	【再掲】収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
5	市内全小学校による牛乳パックリサイクル回収事業の推進	○	

② 古紙類の資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	【再掲】新たな拠点回収場所の設置		○
3	【再掲】収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
4	雑紙に係る効率的な回収方法の検討	○	
5	民間古紙回収業者による回収量の把握		○

③ 生ごみの資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】ごみ自家処理機材（家庭用）購入費補助金交付事業の推進	○	
2	【再掲】ごみ自家処理機材（事業所用）購入費補助金交付事業の推進	○	
3	廃食用油（学校給食）の燃油化事業〈バイオマス事業〉の推進	○	
4	廃食用油（家庭）の燃油化モデル事業〈バイオマス事業〉の推進	○	
5	家庭で取り組める資源化方策の調査・研究（段ボールコンポスト等）	○	
6	【再掲】事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	

④ 剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市の公園や道路から出た剪定枝や刈草等のリサイクルの推進	○	
2	草木類・剪定枝等の堆肥化・炭化・飼料化事業〈バイオマス事業〉の推進	○	

⑤ その他資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	回収方法拡大による使用済小型家電リサイクルの推進		○
2	家電リサイクル法対象品目のリサイクル推進	○	
3	パソコンリサイクルの推進	○	
4	使用済年賀はがきのリサイクルの推進	○	
5	ボタン型電池・充電電池の販売店への店頭回収の協力要請	○	
6	プラスチック資源循環法の施行による対象物の範囲拡大によるプラスチック分別量の増加		○

(4) 循環型ビジネスへの支援

① 民間施設の活用と施設整備に係る支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	民間リサイクル施設の活用	○	
2	射水市中小企業販路拡大支援事業による再生品利用拡大の支援	○	

② 資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「富山県リサイクル認定制度 [*] 」の周知・啓発	○	
2	【再掲】「とやまエコ・ストア制度」の周知・啓発		○
3	事業系一般廃棄物減量等研修会にて配布している減量マニュアルなどで再生品の利用に係る周知・啓発	○	

^{*}廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品及び廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定し、その利用及び取組みの拡大を通じて、循環型社会の形成を促進することを目的とする制度のこと。

○ 市民・事業者が果たしていく役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市民団体、企業が行うリサイクル活動に参加しましょう。 ○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。 ○資源集団回収活動に参加し、資源ごみ回収に努めましょう。 ○拠点回収を活用して、資源ごみ回収に努めましょう。 ○再生商品（トイレットペーパーやノート等のリサイクル品）を利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○「富山県リサイクル認定制度」のエコショップに登録する等し、店頭回収実施店としての取組みを推進しましょう。 ○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間リサイクル施設の活用や、再生品利用の拡大に努めましょう。 ○食品廃棄物の減量化や資源化に努めましょう。

3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 —適正処理・処分—

【基本的な考え方】

ごみの資源化を推進しても、どうしても出てしまうごみに関しては、適正に処分する必要があります。

市では、安定的かつ安全な適正処理を推進するとともに、中間処理から発生する資源ごみの回収を推進します。

また、市で取り扱えない排出禁止物の市民への普及啓発を推進するとともに、違反ごみ排出者に対する指導の徹底に努めていきます。さらに、まちの環境美化や不法投棄の防止対策、不適正処理の防止対策を積極的に推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 適正な収集運搬体制の維持

① 効率的な収集・運搬体制の整備

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	経済性・効率性・合理性を踏まえた収集運搬体制の適宜見直し		○

② 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	一般廃棄物ステーション設置費補助金交付事業の推進	○	
2	多様なライフスタイルへ対応した分別排出の機会の拡大	○	
3	【再掲】プラスチック資源循環法の施行に伴う対象物の範囲拡大によるプラスチック分別量の増加		○

(2) 適正な処理体制の維持

① 市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	環境に優しく安全で適正な運転管理の継続 [クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所]	○	
2	熱エネルギー（発電や余熱利用）の有効利用の継続 [クリーンピア射水]	○	
3	適正な維持管理のため、計画的な補修・改修の実施 [クリーンピア射水、野手埋立処分所]	○	

② 民間活用の促進による事業の効率化の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	長期包括運営業務委託の継続 [クリーンピア射水、野手埋立処分所]	○	
2	燃えないごみ（金属類、粗大ごみ、ガラス・陶器等）からの非鉄金属回収の継続（民間委託）	○	

③ 中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	燃えないごみの内容物の把握と、新たな資源化方策の検討	○	
2	焼却固化物の有効活用方策の検討		○
3	不燃性残渣物の有効活用方策の検討	○	
4	可燃性残渣物の有効活用方策の検討	○	

(3) 災害廃棄物への対応

①「災害廃棄物処理計画」の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	災害時の相互応援体制の推進	○	
2	災害廃棄物処理のシミュレーション（模擬訓練の実施）の推進	○	
3	平常時（災害発生前）における市民等への周知・啓発の推進	○	
4	施設・資材・機材の整備の推進	○	

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。
事業者	○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間リサイクル施設の活用や、再生品利用の拡大に努めましょう。

4 計画の実現に向けた体制整備

—体制・しくみづくり

【基本的な考え方】

「協働で創る循環型社会のまち いみず」の実現のため、4Rと適正処分を着実に実行できる基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 協働を促進するための情報共有

① 情報管理・情報開示システムの充実

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】市HP、公式LINE、ケーブルテレビを利用した周知・啓発		○
2	廃棄物処理にかかる費用の透明化（ホームページでの廃棄物処理費用の公開）	○	
3	マスコミ、各種説明会やイベントを通じた情報発信	○	
4	対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発	○	
5	中小事業所や多量排出事業所への情報発信	○	

② 事業評価の実施

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	廃棄物減量等推進審議会による本計画の適宜見直しと公表	○	
2	廃棄物減量等推進審議会への進捗状況の報告及び公表	○	

(2) 環境美化・生活環境保全の推進

① まちの環境美化推進

具体的な施策		継続	拡大新規
1	市民全員参加による「射水市一斉クリーン大作戦」の実施	○	
2	アダプト・プログラム（里親制度）事業の推進	○	
3	空き缶等のポイ捨て防止事業の推進	○	
4	県や民間団体による海岸清掃事業の推進	○	
5	海岸漂着物やごみ等の適正処理の検討		○

② 不法投棄の防止対策の推進

具体的な施策		継続	拡大新規
1	廃棄物不法投棄監視員との連携による定期的巡視	○	
2	警察・地元市民との連携による合同パトロールの実施	○	
3	立看板の設置	○	
4	除草・草刈りの協力要請	○	

③ 不適正処理の防止対策の推進

具体的な施策		継続	拡大新規
1	排出事業所及び処理業者への立ち入り調査	○	
2	野焼きの防止に係る周知・啓発	○	
3	事業所による野焼きの禁止と、小型焼却炉に係る廃止の指導の徹底	○	

(3) 連携・協働の促進

① 市関係部局との連携

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	ごみ関連施策の円滑な推進に向けた関係部局との連携	○	
2	射水市環境衛生協議会との連携と活動の支援	○	

② 国・県・県内市町村・警察との連携

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	生産・流通・消費に係る発生抑制・再使用の仕組みづくりに向けた国に対する働きかけ	○	
2	富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会への参画	○	
3	警察との連携による不法投棄や燃えないごみ（資源ごみ）の持ち去りの取り締まりの推進	○	

③ 燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	早朝パトロールの推進	○	
2	ごみステーションへの持ち去り防止看板設置の推進	○	
3	警察との連携による燃えないごみ（資源ごみ）の持ち去りの取り締まりの推進	○	

④ 市民協働のまちづくりの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	環境審議会や廃棄物減量等推進審議会の運用	○	
2	パブリックコメントや説明会等を通じた、4Rに関する市民や事業者からの優れた発案の促進	○	

⑤ 自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成

具体的な施策	継続	拡大 新規
1 地域ボランティア（ボランティアの組織化）の育成	○	

○ 市民・事業者が果たしていく役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。 ○「射水市一斉クリーン作戦」や海岸清掃等に取り組みましょう。 ○地域美化活動に参加しましょう。 ○道路・公園・水路・河川等へのポイ捨てはやめましょう。 ○行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。 ○不法投棄はやめましょう。 ○不法投棄を発見した場合は速やかに市や警察等の関係機関に通報しましょう。 ○ごみの野焼き（屋外焼却）はやめましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。 ○地域美化活動に参加しましょう。 ○不法投棄や不適正処理をせず、適正な処理を行いましょう。 ○自動販売機等の設置者は、空き缶等回収容器を設置しましょう。 ○所有する土地の不法投棄防止対策を行いましょう。 ○ごみの野焼き（屋外焼却）はやめましょう。

余 白

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題

(1) 水環境に関する状況

① 水系の概況

市内を流れる代表的な河川として、庄川や下条川等があります。庄川の源流は、岐阜県高山市内にある山中峠の湿原を水源としています。河川の総延長は約110kmで、射水市新湊地区内を流れ富山湾に注いでいます。また、下条川の源流は、射水丘陵を水源としており、河川の総延長は16kmと小さな河川で、射水市小杉地区内の市街地を流れ、射水市新湊地区内で富山湾に注いでいます。

庄川は、上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水等に利用されています。また、下条川は、農業用水に利用されています。

② 水環境の現状

本市では公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工場・事業場排水対策や生活排水対策を推進しています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている環境基準点の水質測定を実施しています。

環境基準点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況（平成23年度～令和2年度）を表4-1-1(次頁)に示します。

これによると、河川ではすべて環境基準を達成しています。一方、海域の一部の環境基準点では、環境基準を僅かに超過する状況となっています。

図4-1-1. 環境基準点の位置図

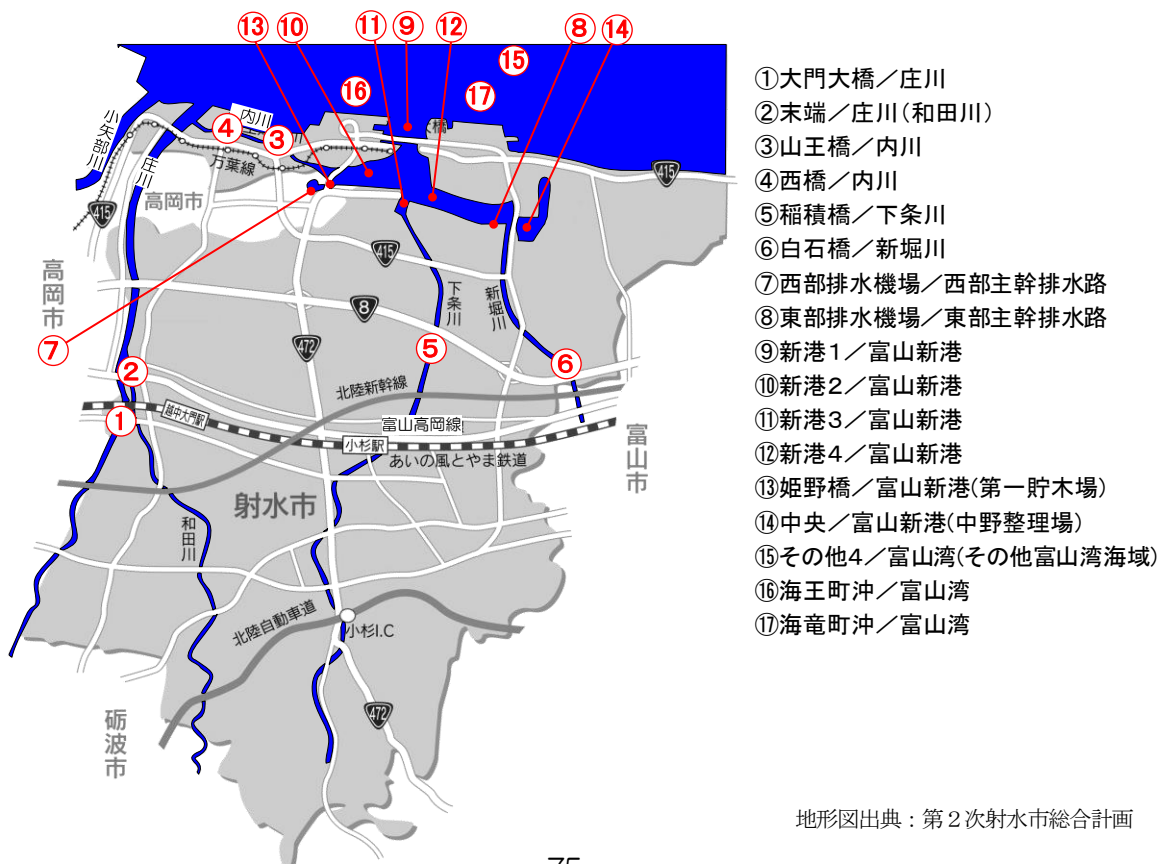
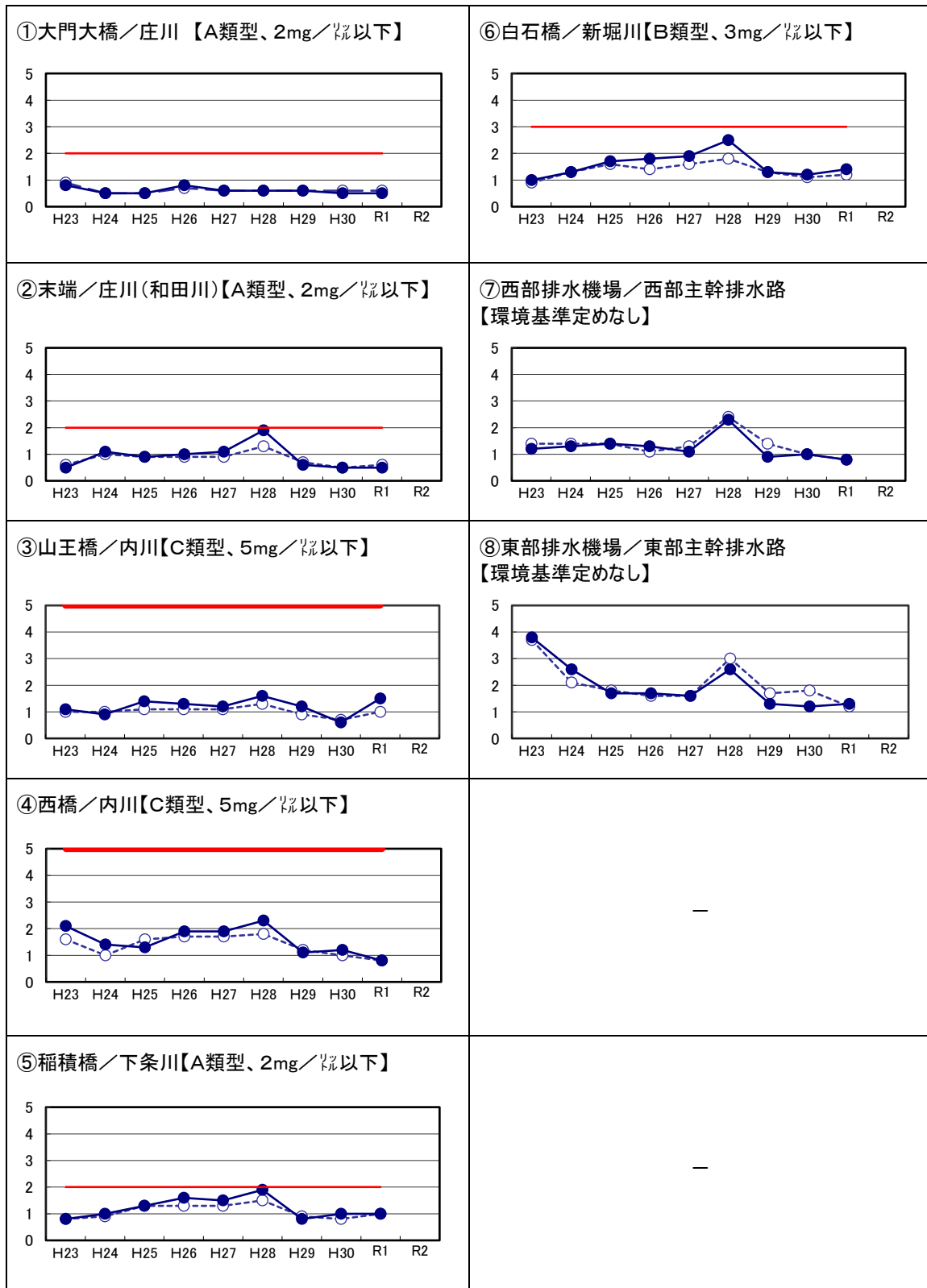
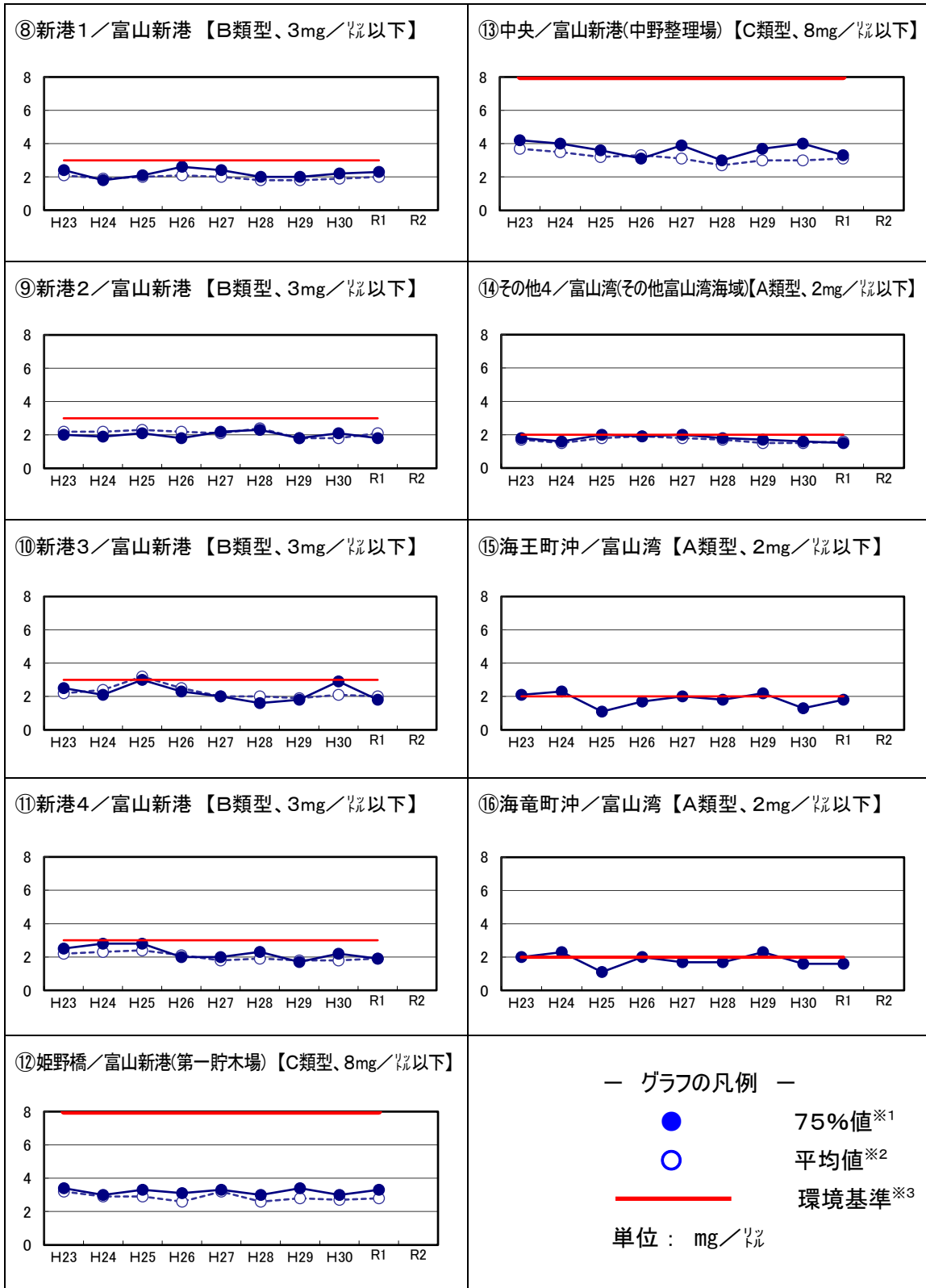


表4-1-1. 環境基準の達成状況〔平成23年度～令和2年度〕【河川、主幹排水路】



【海域】



※1 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値を示す。
（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

※2 「平均値」は、日間平均値の年平均値を示す。

※3 環境基準の達成状況は、河川ではBOD値、海域ではCOD値が適用される。

出典：「水質汚濁の現況（平成23～令和3年度版）平成23～令和2年度実績」富山県、「射水市統計書 平成27、2年度版」射水市
なお、令和2年度実績は、令和3年11月に公表予定です。公表され次第、更新致します。

(2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（汚水衛生処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

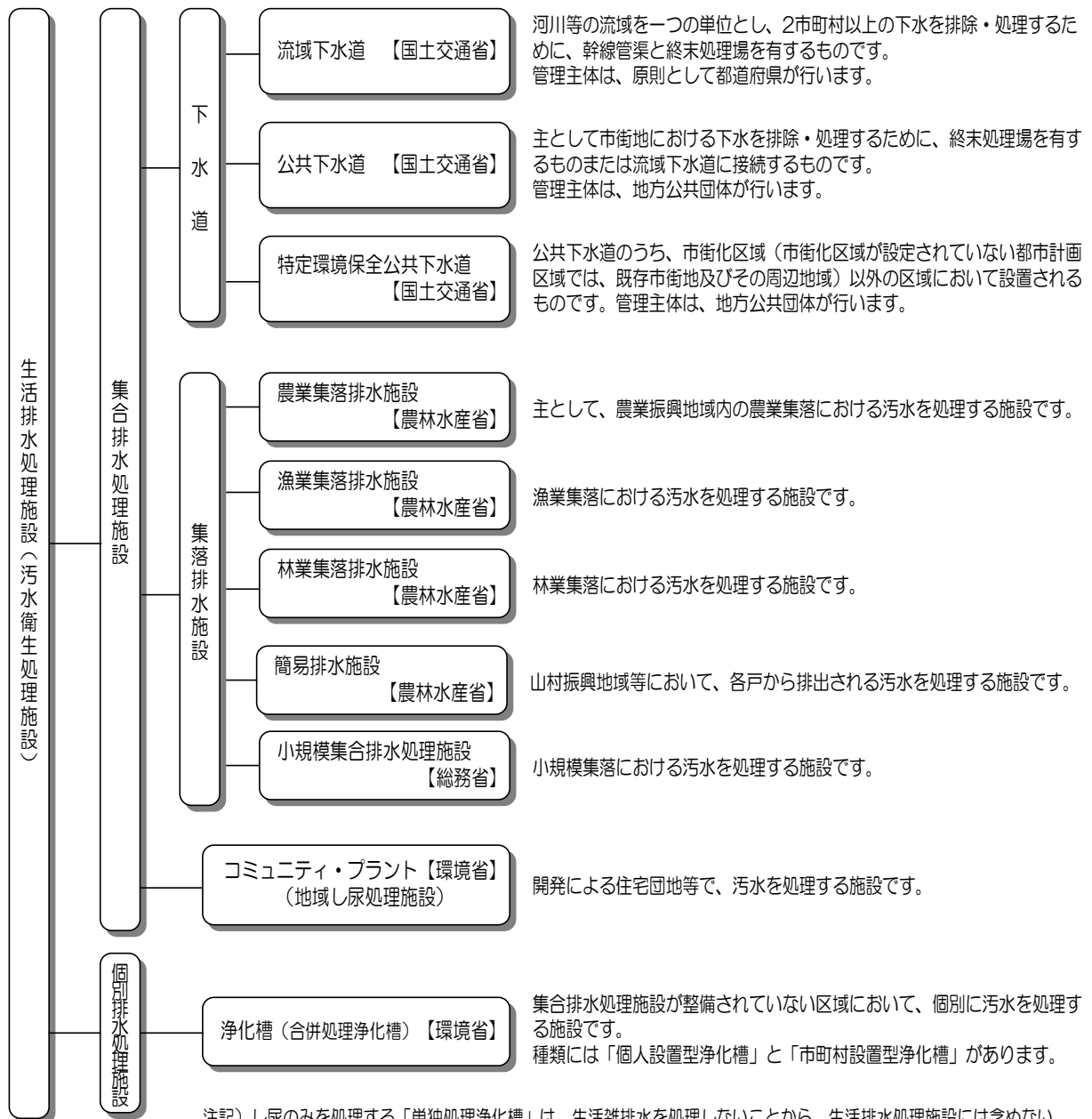
集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2(次頁)に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3(次頁)に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」をあわせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。

図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方



図4-1-3. 生活排水処理施設の種類



(3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法等の施行により、工場や事業所への排水規制措置が行われたことで改善されています。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、他の処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことが伺えます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項 目	生活排水		原単位 (リットル／人・日)		原単位 (mg／リットル)		処理性能 (mg／リットル)		汚濁負荷量 (g／人・日) BOD換算
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	
下 水 道	処理	処理	250		200		15		4
集 落 排 水 施 設	処理	処理	250		200		20		5
コミュニティ・プラント	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	1.57	150	7,800	180	10	—	27

出典：「し尿浄化槽の構造基準・同解説 1996年版」日本建築センター、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」社団法人 全国都市清掃会議、「富山県の下水道 令和3年3月」富山県、「富山県の廃棄物 令和2年度版」

全国・富山県・本市における施設整備率を表4-1-3に示します。

令和2年度における本市の施設整備率は99.3%となり、県の97.4%、国の92.1%と比較すると、施設整備率は高い状況となっています。

表4-1-3. 全国・富山県・本市における施設整備率 [令和2年度末、単位：万人]

区分	施 設 整備率	総人口 [住基]	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下 水 道	集 落 排水施設	コミュニティ ・プラント	合併処理 浄 化 槽
全 国	92.1%	12,631	11,637	10,123	321	19	1,175
富山県	97.4%	104.4	101.7	90.2	8.5	0.1	2.9
射水市	99.3%	9.2 (92,130人)	9.1 (91,475人)	8.2 (81,728人)	0.9 (9,336人)	—	0.1 (411人)

注記1) 施設整備率（汚水処理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

施設整備率 = $\frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区内人口）}}$

注記2) 国と県の値は、「令和2年度末の汚水処理人口普及状況について 令和3年8月31日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜粋値

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [令和3年4月現在]

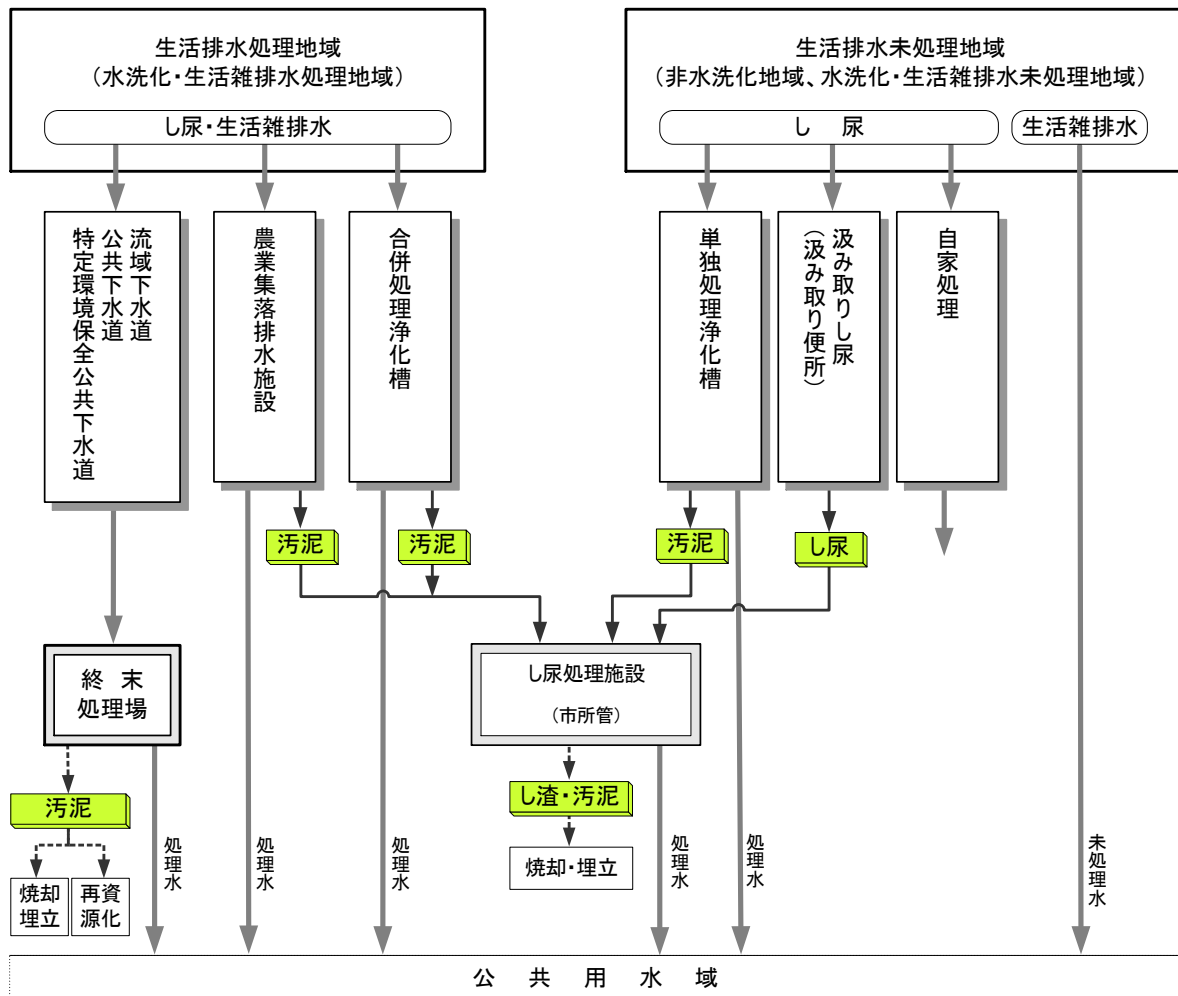
処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	射水市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
し尿処理施設（射水市衛生センター）		し尿及び浄化槽汚泥	射水市

※ 公共下水道（太閤山処理区）については令和3年5月に流域下水道に転換

② 生活排水の処理体系

令和3年4月現在における本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。

図4-1-4. 生活排水の処理体系図 [令和3年4月現在]



③ 生活排水の処理形態別人口の推移

令和2年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5に、過去10年間(平成23年度～令和2年度)における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6及び図4-1-5(次頁)に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置等も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

令和2年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が77,105人、農業集落排水施設が9,198人、合併処理浄化槽が781人となり、総人口92,130人のうち、94.5%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの5.5%の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2(P.80)の計算根拠に基づき、令和2年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量510kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は152(=100+52)kg/日になり、全体の29.8%(=19.6%+10.2%)を占める割合となっています。

表4-1-5. 生活排水の処理形態別人口 [令和2年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人 口	占める割合	負荷量	占める割合
	人	%	kg/日	%
行政区域内人口(住民基本台帳)	92,130	100.0%	510	100.0%
1. 計画処理区域内人口	92,130	100.0%	510	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	87,084	94.5%	358	72.6%
下水道	77,105	83.7%	308	60.4%
農業集落排水施設	9,198	10.0%	46	9.0%
合併処理浄化槽	781	0.8%	4	0.8%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,128	3.4%	100	19.6%
4. 非水洗化人口	1,918	2.1%	52	10.2%
汲み取りし尿	1,918	2.1%	52	10.2%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%
5. 計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	94.5%		—	—

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.80)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

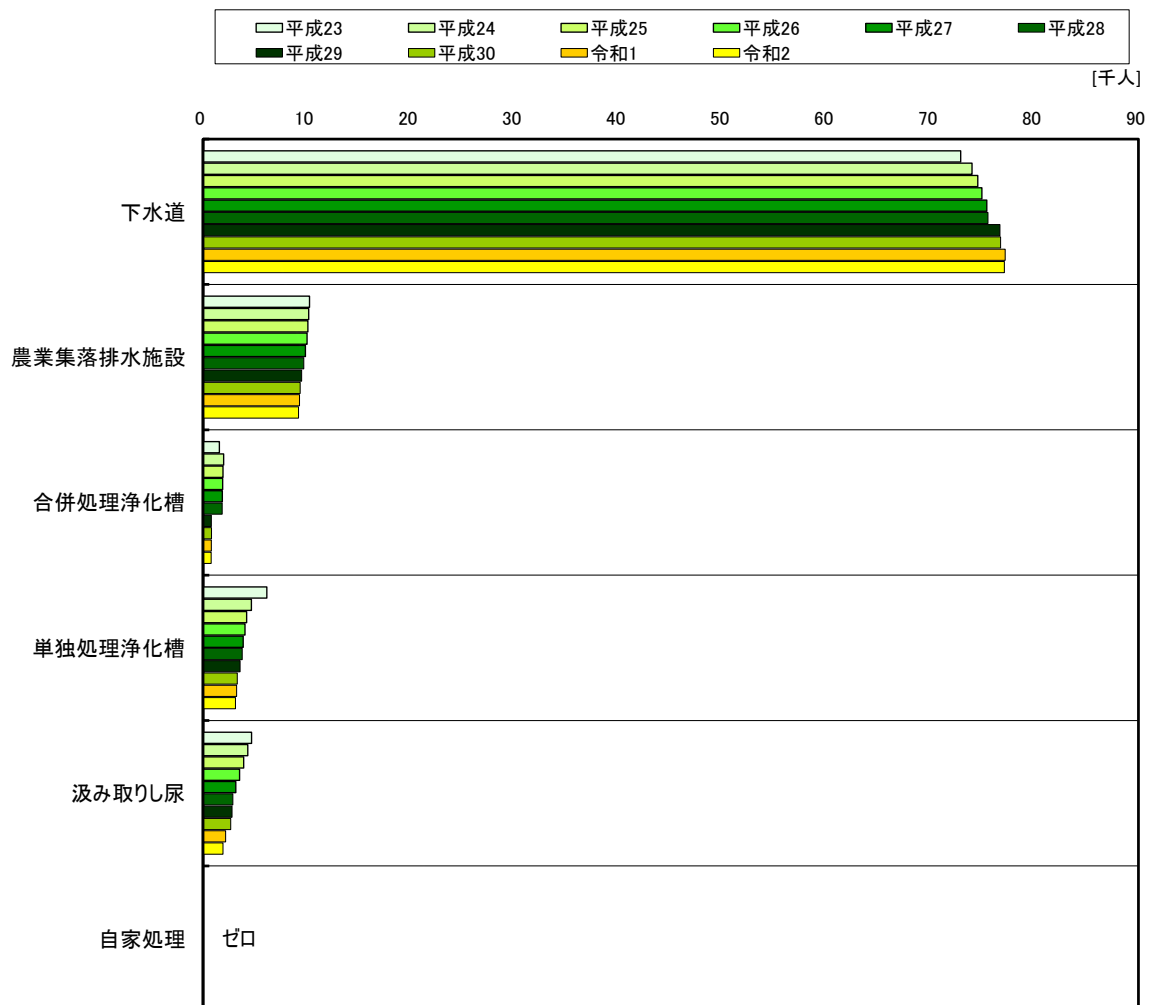
注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、人口や割合%が合わない場合がある。

注記3) 行政区域内人口は、各年度3月31日現在の住民基本台帳(外国人登録人口を含む)の値である。

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成23年度～令和2年度]

処理形態区分	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
行政区域内人口(住民基本台帳)	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
1. 計画処理区域内人口	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	84,720	86,144	86,561	86,840	87,121	87,068	86,968	86,901	87,274	87,084
下水道人口	72,891	73,984	74,535	74,930	75,403	75,526	76,681	76,732	77,178	77,105
農業集落排水施設	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858	9,698	9,488	9,352	9,288	9,198
合併処理浄化槽	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860	1,844	799	817	808	781
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	6,151	4,658	4,206	4,050	3,867	3,781	3,574	3,296	3,236	3,128
4. 非水洗化人口	4,675	4,310	3,917	3,514	3,159	2,868	2,801	2,670	2,179	1,918
汲み取りし尿	4,675	4,310	3,917	3,514	3,159	2,868	2,801	2,670	2,179	1,918
自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	88.7%	90.6%	91.4%	92.0%	92.5%	92.9%	93.2%	93.6%	94.2%	94.5%

図4-1-5. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成23年度～令和2年度]



④ 生活排水の形態別処理施設の概要

ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-6に、施設の概要等を表4-1-8及び表4-1-9(次頁)に示します。

下水道は、都市の浸水防除や市民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設です。

本市では、太閤山処理区と大門東部処理区の2処理区を保有しています。

令和2年度における下水道の整備人口は81,728人となり、下水道普及率(行政区域内人口に対する下水道整備完了地域常住人口の比率)は88.7%となっています。また、水洗化人口は77,105人となり、水洗化率(整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率)は94.3%と高く平成23年度以降は下水道普及率を上回る傾向が続いています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

項目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
行政区域内人口 (住民基本台帳)	人	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
整備人口	人	82,878	82,590	82,191	82,005	81,931	81,718	82,581	82,275	82,198	81,728
水洗化人口	人	72,891	73,984	74,535	74,930	75,403	75,526	76,681	76,732	77,178	77,105
下水道普及率	%	86.7%	86.8%	86.8%	86.9%	87.0%	87.2%	88.5%	88.6%	88.7%	88.7%
水洗化率	%	87.9%	89.6%	90.7%	91.4%	92.0%	92.4%	92.9%	93.3%	93.9%	94.3%

注記1) 下水道普及率=整備人口(下水道を利用できる人数) / 行政区域内人口

注記2) 水洗化率=水洗化人口(下水道を実際に利用している人数) / 整備人口(下水道を利用できる人数)

注記3) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わない場合がある。

図4-1-6. 下水道の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

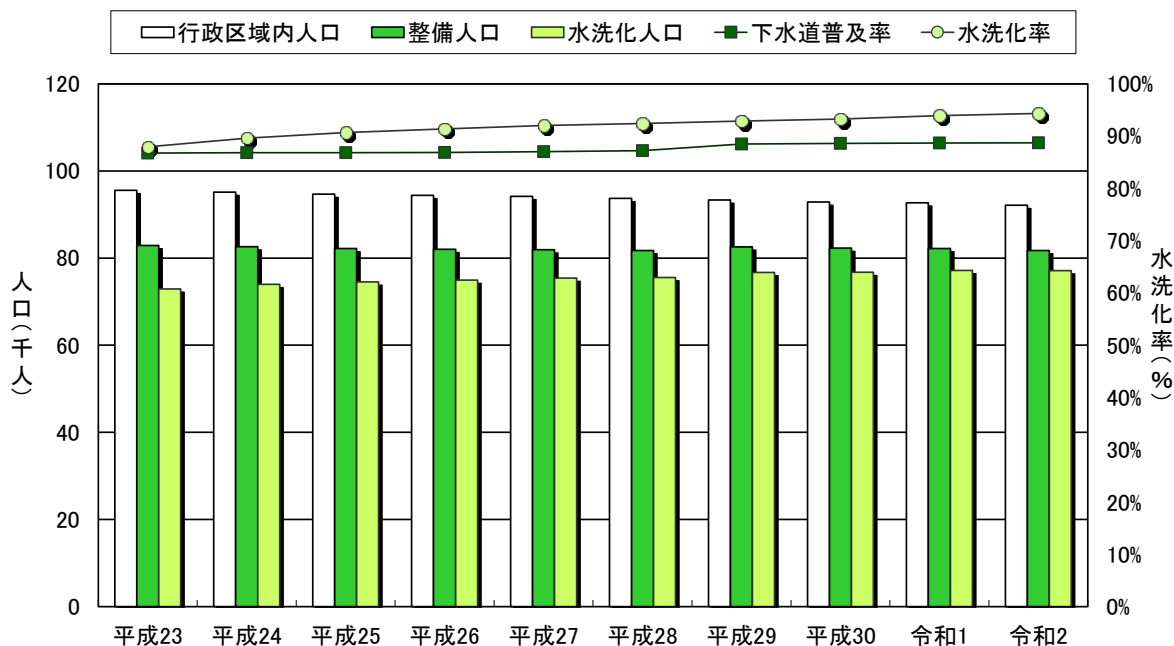


表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況） [令和3年4月現在]

項目		単位	市全域
全市域面積		A ha	10,943
市街地面積		B ha	1,135
整備状況	認可面積	C ha	2,629.17
	整備面積（累計）	D ha	2,399.01
	進捗率 D/C		% 91.2%
	進捗率 D/A		% 21.9%

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	処理区	種別	本計画における種別区分	
			区分	表記
01	太閤山処理区※	単独・公共	公共下水道	公共
02	大門東部処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
03	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
04		流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
05	小矢部川処理区	流関・公共	公共下水道	公共

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

種別の凡例 単独：単独処理区
流関：流域下水道関連
公共：公共下水道
特環：特定環境保全公共下水道

※ 太閤山処理区については令和3年5月に流域下水道に転換

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要

[令和2年9月末]

事業主体	富山県	富山県
処理区名	小矢部川処理区	神通川左岸処理区
下水道事業計画(策定年月日)	H31.04.26	H30.11.15
事業施工期間(事業認可)	旧新湊市(H01~R05)、 旧大門町(H02~R05)	旧新湊市・旧小杉町(H04~R05)、 旧大門町・旧大島町(H05~R05)
施設名称	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
位置	高岡市二上地内	射水市海竜町地内 (富山新港東埋立地内)
排除方式	分流式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法
全体計画の処理能力(日最大)	133,500m ³	102,700m ³
放流先	小矢部川	富山湾等
環境基準	B-イ	A-イ

事業主体	射水市	射水市
処理区名	大門東部処理区	太閤山処理区※
下水道事業計画(策定年月日)	H22.02.08	—
事業施工期間(事業認可)	S63~H26	S43~S59
施設名称	南郷浄化センター	太閤山浄化センター
位置	射水市竹鼻17-1	射水市太閤山10-13
排除方式	分流	分流
処理方式	オキシレーションディッチ法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	800m ³	8,700m ³
放流先	和田川	下条川
環境基準	A-イ	A-ロ

出典：「富山県の下水道 令和3年3月」富山県、「射水市下水道ビジョン 令和2年6月」射水市上下水道部、「小杉公共下水道(太閤山処理区)」射水市上下水道部

※ 太閤山処理区については令和3年5月に流域下水道に転換

1. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設の整備状況を表4-1-11及び図4-1-7に、施設の概要を表4-1-12(次頁)に示します。

農業集落排水施設は農村地域等を対象に、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、令和2年度現在、計16施設を整備しました。

令和2年度における農業集落排水施設の整備人口は9,336人、水洗化人口は9,198人となり、水洗化率は98.5%となっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

項目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
整備人口	人	10,506	10,409	10,319	10,227	10,074	9,888	9,672	9,521	9,441	9,336
水洗化人口	人	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858	9,698	9,488	9,352	9,288	9,198
水洗化率	%	97.5%	97.7%	97.9%	97.9%	97.9%	98.1%	98.1%	98.2%	98.4%	98.5%

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

注① 水洗化率＝水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）

図4-1-7. 農業集落排水施設の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

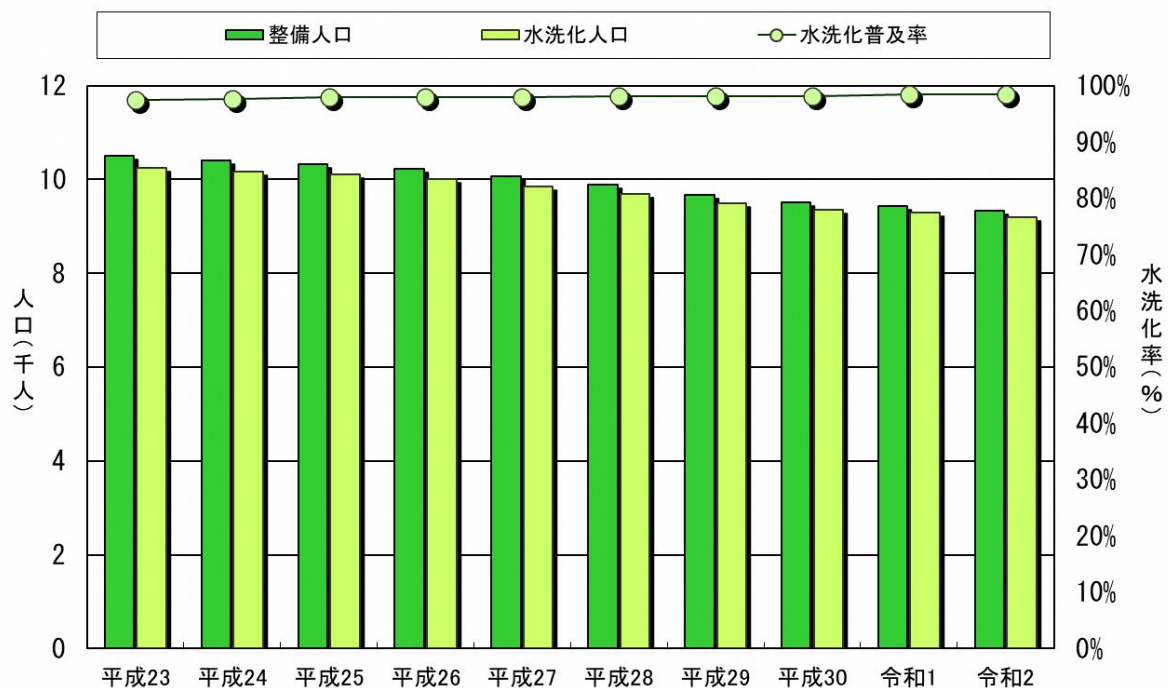


表4-1-12. 農業集落排水施設の概要

[令和3年4月現在]

NO	処理区名	施設区分	事業計画 区域面積	計画人口 (人)	処理方式	供用開始 年 月	放流先
01	七美処理場	農業集落	17.8 ha	810	JARUS-Ⅲ	H03. 11	東部2号排水路
02	塚原南部処理場	農業集落	80.0 ha	1,740	JARUS-Ⅲ	H06. 10	西部9号排水路
03	本江処理場	農業集落	23.8 ha	900	JARUS-Ⅲ	H07. 04	農業排水路
04	青井谷処理場	農業集落	21.0 ha	920	JARUS-Ⅲ	H03. 07	千田排水路
05	太閤山東処理場	農業集落	38.6 ha	960	JARUS-Ⅲ	H06. 10	娶川
06	串田中部処理場	農業集落	45.0 ha	1,340	JARUS-Ⅲ	H元. 05	和田川
07	宮新田処理場	農業集落	5.0 ha	140	沈殿分離接触 ばっ気法(RC)	H02. 11	和田川
08	大門西部処理場	農業集落	50.1 ha	1,960	JARUS-Ⅲ	H05. 07	鴨川
09	大門中部処理場	農業集落	37.1 ha	1,300	JARUS-Ⅲ	H09. 01	和田川
10	大門南部処理場	農業集落	20.5 ha	350	JARUS-Ⅰ	H11. 05	和田川
11	新開発処理場	農業集落	9.2 ha	470	JARUS-Ⅴ	H05. 06	農業排水路
12	今開発処理場	農業集落	11.3 ha	570	JARUS-Ⅲ	H08. 10	農業排水路
13	白城台処理場	農業集落	8.0 ha	460	接触ばっ気方式	H02. 09	農業排水路
14	加茂処理場	農業集落	40.0 ha	1,360	JARUS-Ⅲ	S63. 06	東部3号排水路
15	八講処理場	農業集落	1.0 ha	53	沈殿分離接触 ばっ気法(FRP)	H元. 04	農業排水路
16	白石処理場	農業集落	24.0 ha	780	JSRUS-Ⅲ	H03. 12	新堀川

出典：「射水市農業集落排水処理施設条例 平成17年11月1日 射水市条例第176号（最終改正：令和元年10月1日）」、
「とやまの農業集落排水事業（資料編）平成23年3月」、「射水市下水道整備状況（令和2年度）」

ウ. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿だけしか処理（生活雑排水が処理）できない単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされていました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や ②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-13に示します。

令和2年度における合併処理浄化槽の設置基数は459基となり、設置人口は781人となっています。

表4-1-13. 合併処理浄化槽の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

項目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
合併処理浄化槽 設置基数	基	454	448	450	439	434
合併処理浄化槽 設置人口	人	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	941	1,433	1,430	1,439	1,425
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	643	554	496	459	435

項目	単位	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
合併処理浄化槽 設置基数	基	445	444	451	466	459
合併処理浄化槽 設置人口	人	1,844	799	817	808	781
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	1,408	387	403	414	411
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	436	412	414	394	370

出典：射水市環境課資料

⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

ア. 合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置補助制度の概要は表4-1-14に示すとおりです。

表4-1-14. 合併処理浄化槽設置補助制度の概要 [令和3年4月現在]

補助対象地域	次に掲げる地域を除く地域 (1) 流域下水道事業計画の認可区域 (2) 公共下水道事業計画の認可区域 (3) 農業集落排水事業整備及び計画地域 (4) 地域し尿処理施設又は生活排水処理施設の整備及び計画地域																
補助金交付対象者	(1) 住宅(店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が1/2以上であること) (2) その他市長が特に認めた建築物																
補助対象合併処理浄化槽	(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定に適合し、かつ、BOD除去率が90%以上であって、放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有していること (2) 処理対象人員が50人以下であること (3) 処理対象人員が10人以下のものにおいては、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針*に適合すること																
補助金額	補助の金額は、下表に掲げる金額を最高限度額とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>352,000 円</td> <td>11~20人槽</td> <td>1,002,000 円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>441,000 円</td> <td>21~30人槽</td> <td>1,545,000 円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>588,000 円</td> <td>31~50人槽</td> <td>2,129,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	規 模	補 助 額	規 模	補 助 額	5人槽	352,000 円	11~20人槽	1,002,000 円	6~7人槽	441,000 円	21~30人槽	1,545,000 円	8~10人槽	588,000 円	31~50人槽	2,129,000 円
規 模	補 助 額	規 模	補 助 額														
5人槽	352,000 円	11~20人槽	1,002,000 円														
6~7人槽	441,000 円	21~30人槽	1,545,000 円														
8~10人槽	588,000 円	31~50人槽	2,129,000 円														

出典：「射水市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成17年11月1日 射水市条例第93号」

* 平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備浄化槽対策室長通知

イ. 水洗便所改造等資金貸付制度

水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-15に示すとおりです。

表4-1-15. 水洗便所改造資金融資制度の概要 (1/2) [令和3年4月現在]

融資条件	下水道に接続するために既存の便所を水洗便所に改造する工事(壁の補修及び台所、風呂の排水管の付替等の付帯工事を含む)
融資対象者	下記の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改造工事を行う家屋の所有者又は改造工事について所有者の同意のある家屋の使用者 ・ 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難な方 ・ 市の指定工事店(排水設備指定工事店)で改造工事を行う方 ・ 市税、水道料金及び下水道受益者負担金を滞納していない方 ・ 融資を受けた資金の償還について十分な支払い能力を有している方

(2/2)

融資限度額	1件当たり 10万円以上150万円以下
償還期限	6か月以上60か月以内（元利均等月賦償還）
融資利率	住宅金融支援機構の融資利率に準ずる（保証料は別）
担保及び保証人	無担保無保証人

出典：射水市ホームページ

⑥ 水環境保全のための事業実施状況

本市では公共用水域の水環境保全のため、富山県が策定した水質環境計画（クリーンウォーター計画）にあわせて、生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきています。

本市における水環境保全対策の実施状況を表4-1-16に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-17（次頁）、水環境保全活動団体による水環境保全活動状況を表4-1-18（P.93）に示します。

表4-1-16. 本市における水環境保全対策の実施状況（1/2） [令和2年度]

項	目	主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施	富山湾の水質維持	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者と連携した汚濁の原因となる窒素、りん等の排出抑制（工場・事業場における原材料の転換、有効成分の回収・再利用の工程改善、排水処理の高度化等） ○排水処理施設の適切な維持管理のための人材育成（若手作業者への伝承等） ○富山湾の水質の中長期的な評価のための継続的な水質監視の実施（水質基礎項目や窒素・りん等の調査実施等） ○船舶からの油・廃棄物等流出防止対策（油・有害液体物質及び廃棄物の排出防止対策の推進）
	生活系排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道の整備等の推進（施設の整備促進、下水道への早期接続、窒素・りん等の汚濁負荷の削減強化等） ○その他の生活排水処理施設の整備の促進（農業集落排水施設等の整備の促進等） ○単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進 ○生活排水処理施設の適切な維持管理（下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、及びし尿処理施設の適切な維持管理等） ○浄化槽の法定検査の受検の促進（年1回の定期検査の受検促進等） ○生活雑排水対策（家庭でできる浄化実践活動の推進等）
	産業系排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○排水基準の遵守と排水処理施設の適切な維持管理の指導 ○環境管理の推進（工場・事業場の化学物質管理計画の策定、公共用水域への化学物質の排出削減、公害防止管理体制の整備等） ○事業者による排出水の水質測定に関する規制強化への対応（水質汚濁防止法の特定事業場への立入検査・指導等） ○家畜排せつ物の有効利用及び適正処理の推進（堆肥化等のための施設整備、耕種農家等との連携促進、家畜排せつ物の適正管理等） ○その他（小規模事業場や工事現場の排水管理の徹底等）
	地下水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○地下水汚染の未然防止対策（工場・事業場の施設の構造基準の遵守、定期点検の実施の徹底指導等） ○土壌汚染対策（土壌汚染拡大防止対策の推進等） ○地下水汚染判明時の対応（汚染範囲・原因の特定調査、迅速な公表等）

項 目	主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施 面源からの汚濁負荷への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○農業地域対策(施肥方法の改善、農薬の適正使用・使用量低減等) ○森林地域対策(「水と緑の森づくり税」を活用した里山林の整備、治山事業の推進、技術講習支援、森林の適切な管理の指導・助言等) ○都市地域対策(路面や側溝の堆積物の清掃、雨水貯留・浸透対策、集中豪雨等による影響を抑制するための合流式下水道の改善対策等) ○面源からの汚濁負荷量などの実態把握に向けた基礎研究の推進(汚濁負荷による公共用水域の水質への影響検証、基礎研究等)
水生生物保全環境基準などの新たに導入された水質環境基準項目への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○水生生物保全環境基準の追加項目の類型指定の検討 ○新たな水質環境基準項目〔底層溶存酸素量、沿岸透明度〕の類型指定の検討 ○BOD等の類型指定の見直し
水質汚濁事故対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者等の関係団体と連携した家庭向けの普及啓発の強化(油流出事故防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等) ○事業者等の関係団体と連携した油流出防止装置の普及促進(高齢者世帯での油流出事故防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等) ○工場・事業場における水質汚濁事故の未然防止のための人材育成(講習会の開催等) ○リスク管理の推進(リスク管理体制の整備推進) ○事故時の対応(水質汚濁の拡大防止措置の指導、公共用水域等への影響把握等)
水質の調査及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ○水質常時監視の適切な実施(水質汚濁状況の把握、水環境の把握・評価、常時監視の効率化や重点化等) ○各種調査の実施(公共用水域・地下水の環境基準の達成状況調査、金属類の濃度の定期調査の実施等)

出典：射水市環境課資料、「富山県水質環境計画/クリーンウォーター計画 平成27年3月」富山県

表4-1-17. 水環境関連イベントの実施状況 (1/2) [令和2年度]

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
処理場見学会 「夏休み水の研究室」	神通川左岸浄化センター	(公財)富山県下水道公社	小学生を対象とした下水道施設見学会
環境保全教室	富山湾	伏木海上保安部	小学校4年生に対する海洋環境に関する環境保全教室を実施
海岸漂着ごみ調査	六渡寺海岸	射水市、六渡寺自治会 他	海岸漂着ごみに占めるプラスチックごみの量や組成に関する調査
庄川鮭まつり	庄川 (庄川左岸河川敷)	庄川鮭まつり実行委員会	鮭の遡上見学、つかみ取り
庄川ハゼ釣り大会	庄川	塚原経営友好会	庄川に親しみ、豊かな自然環境を伝えることを目的としてハゼ釣り大会、試食会を実施

(2/2)

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
内川十楽の市	内川 川の駅新湊	NPO法人水辺のまち新湊	内川周辺、放生津は北前船の中継港として栄え、越中の経済、文化の中心地だった。その市場の再生を目指し、地域の活性化を図る。
射水市海岸清掃	海老江、足洗、六渡寺の海岸	射水市他	海岸清掃活動

出典：射水市環境課資料

注記) 新型コロナウイルス感染症のため中止・休止となったものを含む。

表4-1-18. 水環境保全活動団体による水環境保全活動状況 (1/2) [令和2年度]

団体名	構成組織	活動開始年月日	活動場所	活動頻度	活動内容	表彰受賞履歴
六渡寺自治会	六渡寺地域住民	—	射水市内海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	H13 中部運輸局長 H15 県土美化(知事) H20 地域環境美化功績者(環境省) H21 海岸功労者((社)全国海岸協会) H27 緑綬褒状：地域環境美化功績者(環境大臣)
海老江地域振興会	海老江地域住民	昭和50年	同上	2回/年	同上	H11 県土美化 H21 海岸功労者((社)全国海岸協会)
射水市立新湊中学校 (旧新湊西部中学校)	生徒会員	昭和60年	庄川	1回/年	庄川河川敷の清掃活動	H3 一級水系水濁協会会長(建設省) H3 県土美化(県土美化推進県民会議会長) H17 地域環境美化功績者(環境省)
射水市立新湊小学校 (旧中伏木小学校)	6年生児童	—	同上	1回/年	同上	H10 県土美化(県土美化推進県民会議会長)
本江地域振興会	本江地域住民	—	射水市内海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	H15 北陸信越運輸局富山運輸支局長 H16 県土美化(県土美化推進県民会議) H20 県土美化(知事)
富山たばこ販売協同組合高岡支部	組合員	—	同上	3回/年	海岸及び河川の清掃美化活動	H30 県土美化(県土美化推進県民会議会長)
(新湊)山王町自治会	山王町住民	—	同上	—	海岸の清掃美化活動	H10 県土美化(県土美化推進県民会議会長)
(新湊)堀岡小学校PTA(児童クラブ)	堀岡小学校PTA(児童クラブ)	—	同上	1回/年	同上 (浜っこクリーン作戦)	H20 海をきれいにする一般協力者(北陸地方整備局) H29 同(国土交通大臣)

(2/2)

団体名	構成組織	活動開始年月日	活動場所	活動頻度	活動内容	表彰受賞履歴
(新湊) 射水市立東明 小学校	児童全員	平成8年	海老江海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	H20 海をきれいに する一般協力者(北 陸地方整備局) H30 同(国土交通大 臣)
(大門) 射水市立大門 中学校生徒会	生徒会員	昭和60年	庄川	1回/年	庄川河川敷の清 掃活動	H7 県土美化(県土美 化推進県民会議会長) H15 県土美化(知事)
(大門) 射水市立大門 小学校(浅井)	児童、地域 住民など	平成4年	鴨川	通年	・学校付近の河川 等の美化清掃及 び藻刈り等 ・トミヨ・フナ・サケ等の 飼育観察 ・鴨川の水質調査 ・ユ、ササの放流活動	H14 とやま環境賞「ジ ュニア活動賞」(富 山・水・文化の財団) H14 一級水系水濁協 会会長(国交省) H16 環境省水環境部 長
内川を愛する 会	地域住民、 NPO法人	平成28 年	内川	2回/年	内川周辺の清掃 活動	
チーム「うみ」	ボランティ ア	平成29 年	新湊漁港 周辺	1回/月	新湊漁港周辺の 清掃活動	
幸町自治会	地域住民	令和2年	和田川	4回/年	和田川河川敷の 清掃活動	
射北中学校生 徒会	生徒全員	平成8年	射水市内 海岸、港 湾	1回/年	海岸・港湾の清掃 美化活動	R1 海をきれいに する一般協力者 (国土交通大 臣)
シミックCMO(株) 富山工場	社員全員	平成14 年	海老江海 岸	3回/年	海岸の清掃活動	H28県土美化(県土 美化推進県民会 議会長)
北陸電力(株)富 山新港火力発 電所ボランティア グループ	社員全員	平成14 年	海老江海 岸	3回/年	海岸の清掃活動	H29県土美化(県土 美化推進県民会 議会長)
JFEマテリアル (株)	社員全員	平成14 年	庄川	1回/月	河川堤防の清掃 活動	H30県土美化(県土 美化推進県民会 議会長)
夢美野町内会	地域住民	平成18 年	下条川	7回/年	河川堤防の清掃 活動	R1県土美化(県土美 化推進県民会 議会長)

出典：射水市環境課資料

注記) 新型コロナウイルス感染症のため中止・休止となったものを含む。

(5) 射水市衛生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥処理の現状

各家庭等から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理区域は、行政区域全域を対象としています。

① 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿では委託業者2社で、浄化槽汚泥では委託業者3社でそれぞれ行っています。

収集・運搬車両の状況を表4-1-19に示します。

表4-1-19. 収集・運搬車両の状況 [令和3年4月現在]

最大積載可能量		～2 k l	～4 k l	～8 k l	～10 k l	計
車両 台数	計	2 台	12 台	2 台	3 台	19 台
	し 尿	1 台	7 台	1 台	1 台	10 台
	浄化槽汚泥	1 台	5 台	1 台	2 台	9 台

出典：射水市環境課資料

② 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、市が所管するし尿処理施設「射水市衛生センター」において適正処理しています。

施設の概要を表4-1-20に示します。

表4-1-20. し尿処理施設の施設概要 [令和3年4月現在]

項 目		内 容	
施 設 名		射水市衛生センター	
処 理 対 象 物		し尿・浄化槽汚泥	
所 在 地		射水市寺塚原904番地	
竣 工 年 月		昭和62年9月30日	
公 称 処 理 能 力		116 k l / 日 (し尿 100 k l / 日、浄化槽汚泥 16 k l / 日)	
設 計 放 流 水 質		B O D 10mg / l 以下	
処 理 方 式		栗田式 低希釈二段活性汚泥処理方式	
希 積 水	種 類	地下水	
	倍 率	10倍	
放 流 先	河 川 名	庄川 (環境基準 A 類型)	
	水濁法上乘基準	B O D 10ppm	
脱 臭 設 備		酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着	
余 剰 汚 泥 処 理 ^{※1}		脱水、乾燥、焼却 (焼却灰は埋立処分)	
し 渣 ^{※2}		脱水、焼却 (焼却灰は埋立処分)	

出典：「富山県の廃棄物 令和2年度版」富山県、射水市環境課資料

※1 余剰汚泥とは生物処理工程や凝集沈殿工程等から発生する汚泥のうち、余分となった汚泥のこと。

※2 し渣とは、収集し尿や浄化槽汚泥に混入しているポリエチレン等のプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類等の夾雑(きょうざつ)物のこと。

ア. 搬入量の状況

射水市衛生センターへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を表4-1-21及び図4-1-8(次頁)に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿の年間搬入量は漸減傾向にあります。また、浄化槽汚泥の年間搬入量は平成27年度に増加に転じましたがその後は漸減傾向にあります。

搬入量全体では平成23年度から令和2年度にかけて約36%減少し、内訳はし尿が約59%減少し、浄化槽汚泥が約30%減少しました。

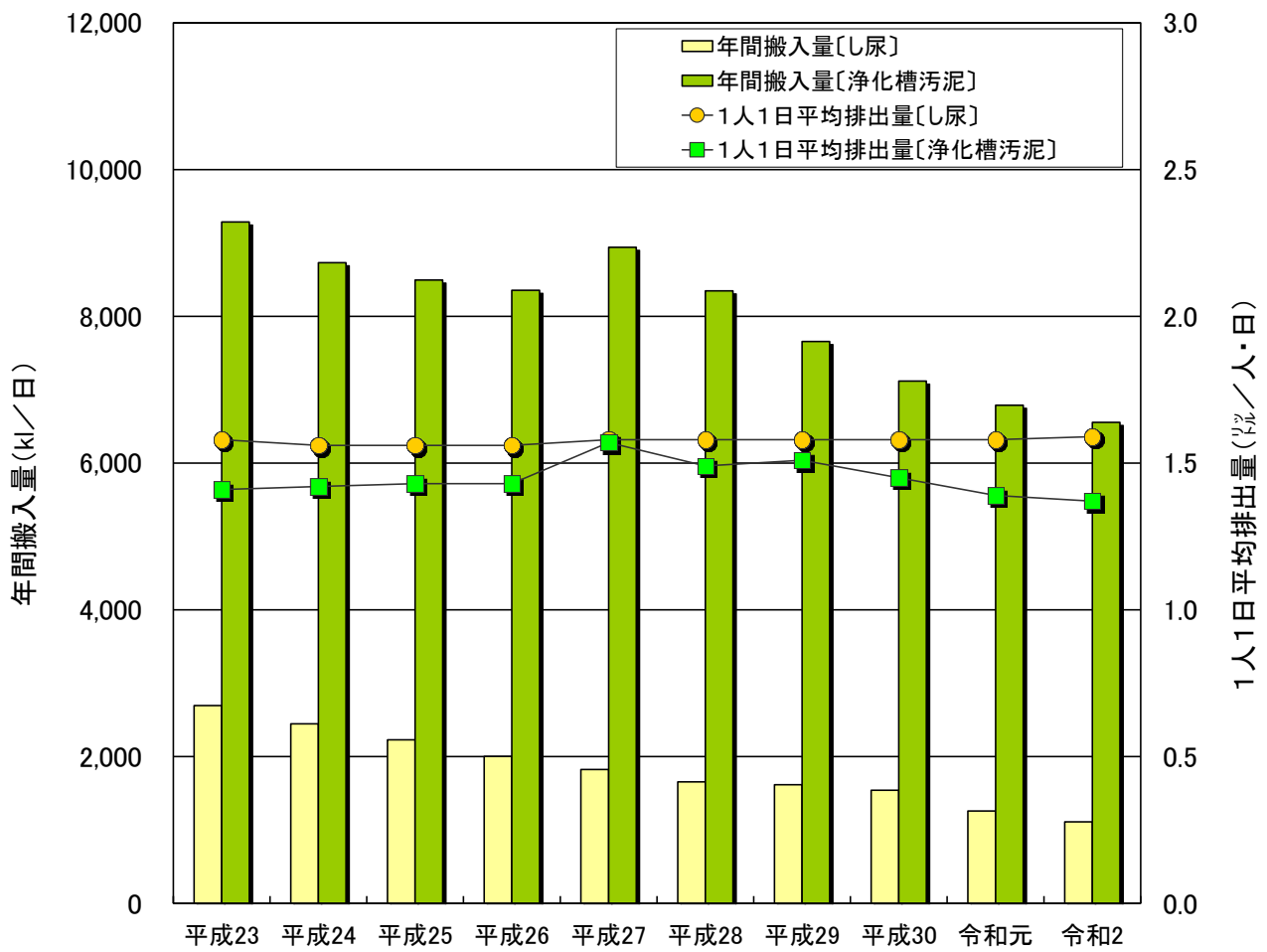
なお、1人1日平均排出量は、し尿が1.56～1.59^{リットル}/人・日、浄化槽汚泥が1.37～1.57^{リットル}/人・日で推移しており、平成27年度では両者は同程度の排出量となっています。

表4-1-21. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成23年度～令和2年度]

NO	種別	項目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	備考
1	し尿	年間搬入量	kl/年	2,696.3	2,447.8	2,229.8	2,004.3	1,823.3	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	9,286.7	8,730.4	8,494.2	8,355.8	8,941.2	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	11,983.0	11,178.2	10,724.0	10,360.1	10,764.5	(03)= (01)+(02)
4	し尿	1日平均搬入量	kl/日	7.4	6.7	6.1	5.5	5.0	(04)= (01)/[365or366]
5	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	25.4	23.9	23.3	22.9	24.4	(05)= (02)/[365or366]
6	計	1日平均搬入量	kl/日	32.7	30.6	29.4	28.4	29.4	(06)= (04)+(05)
7	し尿	過去10年間の増減指数	H23を100として	100	91	83	74	68	(07)= 当該年度の(01)/H23の(01)
8	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H23を100として	100	94	91	90	96	(08)= 当該年度の(02)/H23の(02)
9	計	過去10年間の増減指数	H23を100として	100	93	89	86	90	(09)= 当該年度の(03)/H23の(03)
10	し尿	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.58	1.56	1.56	1.56	1.58	(10)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
11	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.41	1.42	1.43	1.43	1.57	(11)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

NO	種別	項目	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	備考
1	し尿	年間搬入量	kl/年	1,655.8	1,615.4	1,540.9	1,257.9	1,111.5	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	8,346.5	7,657.1	7,118.3	6,789.0	6,555.2	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	10,002.3	9,272.4	8,659.2	8,046.9	7,666.7	(03)= (01)+(02)
4	し尿	1日平均搬入量	kl/日	4.5	4.4	4.2	3.4	3.1	(04)= (01)/[365or366]
5	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	22.9	21.0	19.5	18.6	18.0	(05)= (02)/[365or366]
6	計	1日平均搬入量	kl/日	27.4	25.4	23.7	22.0	21.0	(06)= (04)+(05)
7	し尿	過去10年間の増減指数	H23を100として	61	60	57	47	41	(07)= 当該年度の(01)/H23の(01)
8	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H23を100として	90	82	77	73	71	(08)= 当該年度の(02)/H23の(02)
9	計	過去10年間の増減指数	H23を100として	83	77	72	67	64	(09)= 当該年度の(03)/H23の(03)
10	し尿	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.58	1.58	1.58	1.58	1.59	(10)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
11	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.49	1.51	1.45	1.39	1.37	(11)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

図4-1-8. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成23年度～令和2年度]



1. 月別変動係数の状況

射水市衛生センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の月別変動係数の状況を表4-1-22及び図4-1-9に示します。

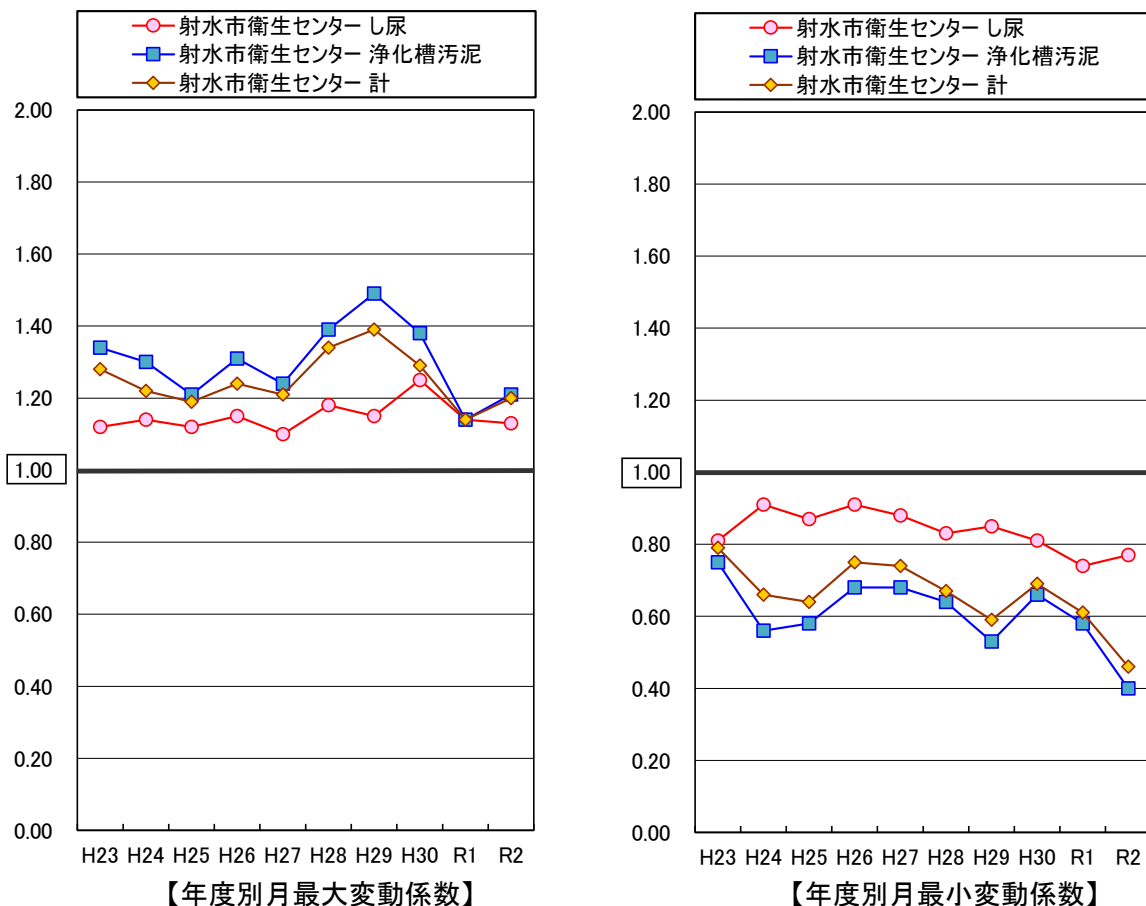
過去10年間（平成23年度～令和2年度）の月最大変動係数をみると、1.14～1.39となっています。

表4-1-22. 月別変動係数の状況 [平成23年度～令和2年度]

種別	区分	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	最大 最小
し尿	最大	1.12	1.14	1.12	1.15	1.10	1.18	1.15	<u>1.25</u>	1.14	1.13	1.25
	最小	0.81	0.91	0.87	0.91	0.88	0.83	0.85	0.81	<u>0.74</u>	0.77	0.74
浄化槽汚泥	最大	1.34	1.30	1.21	1.31	1.24	1.39	<u>1.49</u>	1.38	1.14	1.21	1.49
	最小	0.75	0.56	0.58	0.68	0.68	0.64	0.53	0.66	0.58	<u>0.40</u>	0.40
計	最大	1.28	1.22	1.19	1.24	1.21	1.34	<u>1.39</u>	1.29	1.14	1.20	1.39
	最小	0.79	0.66	0.64	0.75	0.74	0.67	0.59	0.69	0.61	<u>0.46</u>	0.46

注) 月別変動係数は、年間搬入量から求めた日平均搬入量を「1.00」としたとき、各月搬入量から求めた日平均搬入量を割合で示したものである。月別変動係数の最小値または最大値が「1.00」に近くなるほど、各月の搬入量にばらつきが少なくなる。

図4-1-9. 月別変動係数の状況 [平成23年度～令和2年度]



ウ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

(ア) 除渣後の混合し尿

令和2年度の射水市衛生センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後の混合し尿)を表4-1-23に示します。

搬入性状は、BODが3,200～7,375mg/ℓ、CODが1,628～4,715mg/ℓ、SSが1,990～12,812mg/ℓであり、設計当初に比べて濃度が希薄化していることがうかがえます。

表4-1-23. し尿及び浄化槽汚泥の性状 [令和2年度]

項目	単位	設計値(混濁)	検査結果	
除渣後の混合し尿	BOD	mg/ℓ	12,603	3,200～7,375
	COD	mg/ℓ	6,586	1,628～4,715
	SS	mg/ℓ	19,896	1,990～12,812

出典：射水市衛生センター水質分析記録表

(イ) 放流水

放流水の性状を表4-1-24に示します。

放流水の性状は、BODが1.0～8.1mg/ℓ、CODが5.4～12.0mg/ℓ、SSが1.4～9.0mg/ℓ、T-Nが1.3～5.9mg/ℓ、T-Pが0.0～0.6mg/ℓとなっており、設計値を満足する水質が保たれています。

表4-1-24. 放流水の性状 [平成23年度～令和2年度]

項目	単位	設計値	検査結果	
放流水	BOD	mg/ℓ	10	1.0～8.1
	COD	mg/ℓ	30	5.4～12.0
	SS	mg/ℓ	10	1.4～9.0
	T-N	mg/ℓ	10	1.3～5.9
	T-P	mg/ℓ	1	0.0～0.6

出典：射水市衛生センター水質分析記録表

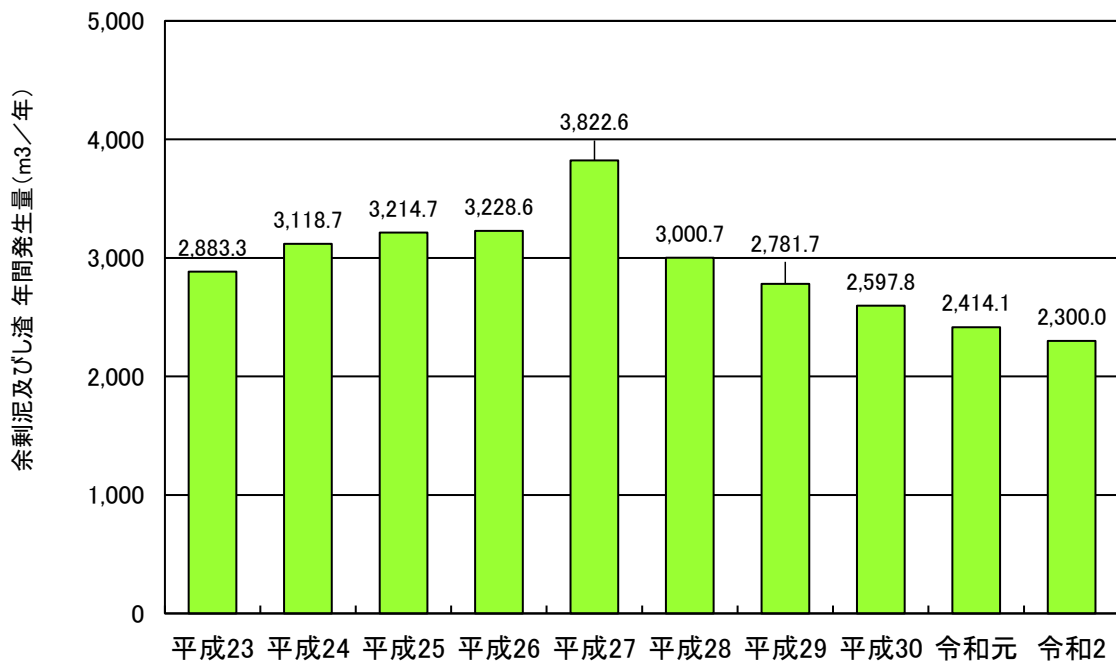
I. 処分量の状況

射水市衛生センターで適正処理後に発生したし渣及び余剰汚泥の最終処分方法を表4-1-25に、過去10年間（平成23年度～令和2年度）の年間発生量を図4-1-10に示します。

表4-1-25. し渣及び余剰汚泥の最終処分方法

項目	処分方法
余 剰 汚 泥 (汚泥脱水処理供給量)	脱水・乾燥・焼却 ⇒ 焼却灰は埋立処分
し 渣	脱水・焼却 ⇒ 焼却灰は埋立処分

図4-1-10. 過去10年間の年間処分量 [平成23年度～令和2年度]



出典：射水市衛生センター運転データ

オ. 年間運転管理費の状況

射水市衛生センターにおける過去10年間(平成23年度～令和2年度)の年間運転管理費(搬入量1kl当たりの処理経費)を表4-1-26及び図4-1-11に示します。

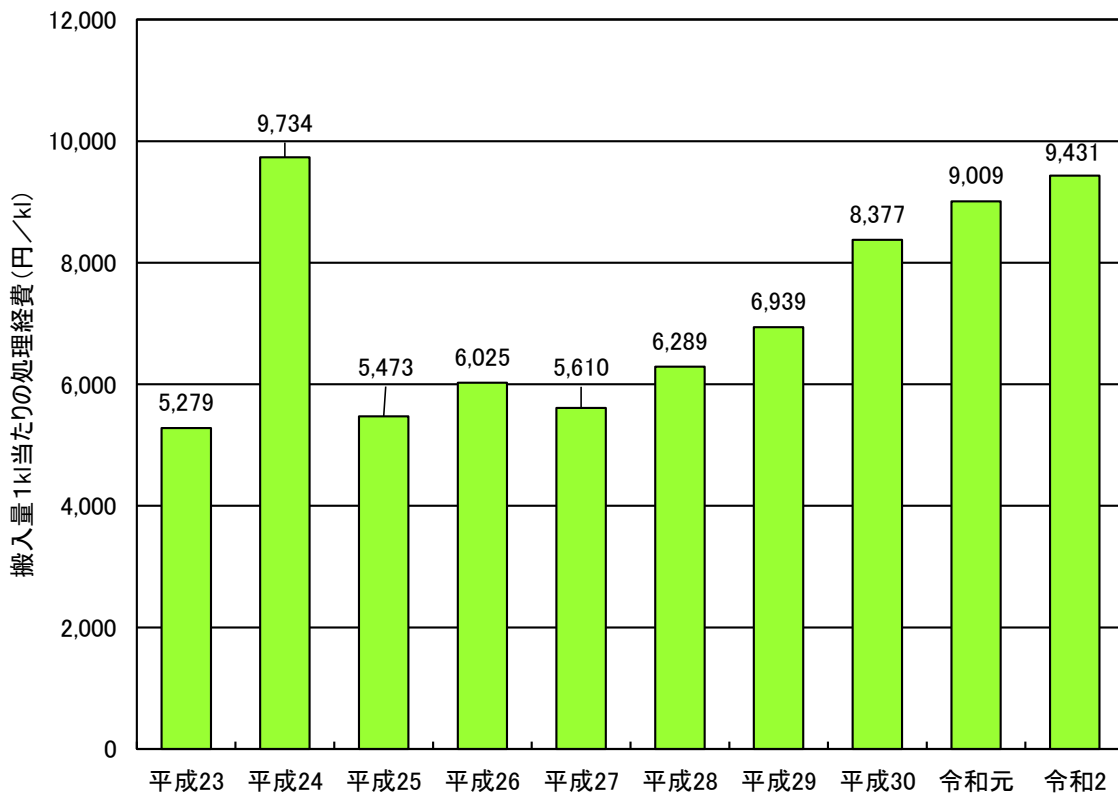
平成28年度以降、修繕費が増加したことや搬入量の減少に伴い、搬入量1kl当たりの処理経費は増加しています。

表4-1-26. 過去10年間の年間運転管理費 [平成23年度～令和2年度、搬入量1kl当たりの処理経費]

項目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
燃料費	円/kl	694	703	626	688	453	376	435	542	871	667
光熱水費	円/kl	1,454	1,543	1,587	1,757	1,714	1,673	1,835	2,219	2,296	2,314
薬剤費	円/kl	495	339	460	469	450	396	396	512	583	585
修繕費	円/kl	714	688	715	847	775	2,387	2,549	3,467	3,338	3,748
委託費	円/kl	676	908	692	801	789	832	898	904	1,106	1,140
その他	円/kl	1,246	5,553	1,394	1,462	1,428	626	827	733	814	977
計	円/kl	5,279	9,734	5,473	6,025	5,610	6,289	6,939	8,377	9,009	9,431

出典：予算整理簿

図4-1-11. 過去10年間の年間運転管理費 [平成23年度～令和2年度、搬入量1kl当たりの処理経費]



(6) 課題の整理

① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

本市では、令和2年度現在、行政区域内人口に占める94.5%の市民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの5.5%の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

各処理方式が河川等の水質汚濁に与える影響をBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、総汚濁負荷量全体の29.8%を占めています。

今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで 20mg/l 以下となるよう構造基準で定められており、これは、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し浄化槽法に基づく年1回の定期検査(法定検査)の受検をする等して、適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。

③ し尿処理施設の運営・維持管理

し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、平成23年度から令和2年度までの10年間で36%減少しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、平成17年11月の市町村合併以降も旧収集・運搬体制を引き継いでおり、射水市衛生センター(市所管)に搬入された後、適正処理されています。

しかしながら、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、処理施設のあり方について検討していく必要があります。

4.2 生活排水処理基本計画



(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

美しい水環境と快適に暮らせるまちを目指して

本市における過去10年間の公共用水域の水質（BOD）をみると(表4-1-1、P.76)、すべて環境基準を下回っており良好な水質を維持しています。

今後も、この水質を維持していくために、生活排水処理施設を計画的に進める一方、台所・洗濯・風呂・トイレなどにおける発生源対策を市民の理解と協力を得ながら積極的に取り組む必要があります。

こうしたことから、基本理念を「美しい水環境と快適に暮らせるまちを目指して」とし、本市の名前に「水」が含まれているとおり、美しい水環境のまちづくりを目指します。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針 1

生活排水処理区域の拡大

「美しい水環境と快適に暮らせるまち」を目指すには、生活排水を適切に処理し、汚濁負荷を低減する必要があります。

このため、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、施設整備完了地域における早期接続を呼びかけます。また、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

基本方針 2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、今後も継続して啓発・指導等を行います。

基本方針 3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少することが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

基本方針 4

し尿処理施設の適正な運転管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設（射水市衛生センター）により処理を行っています。

今後も、し尿・浄化槽汚泥の処理は必要であるため搬入量に見合った施設の更新により効率的かつ適正な運転を行います。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P.81、表4-1-4参照）とします。

(4) 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、現状と同様（P.81、図4-1-4参照）とします。

(5) 生活排水の処理計画

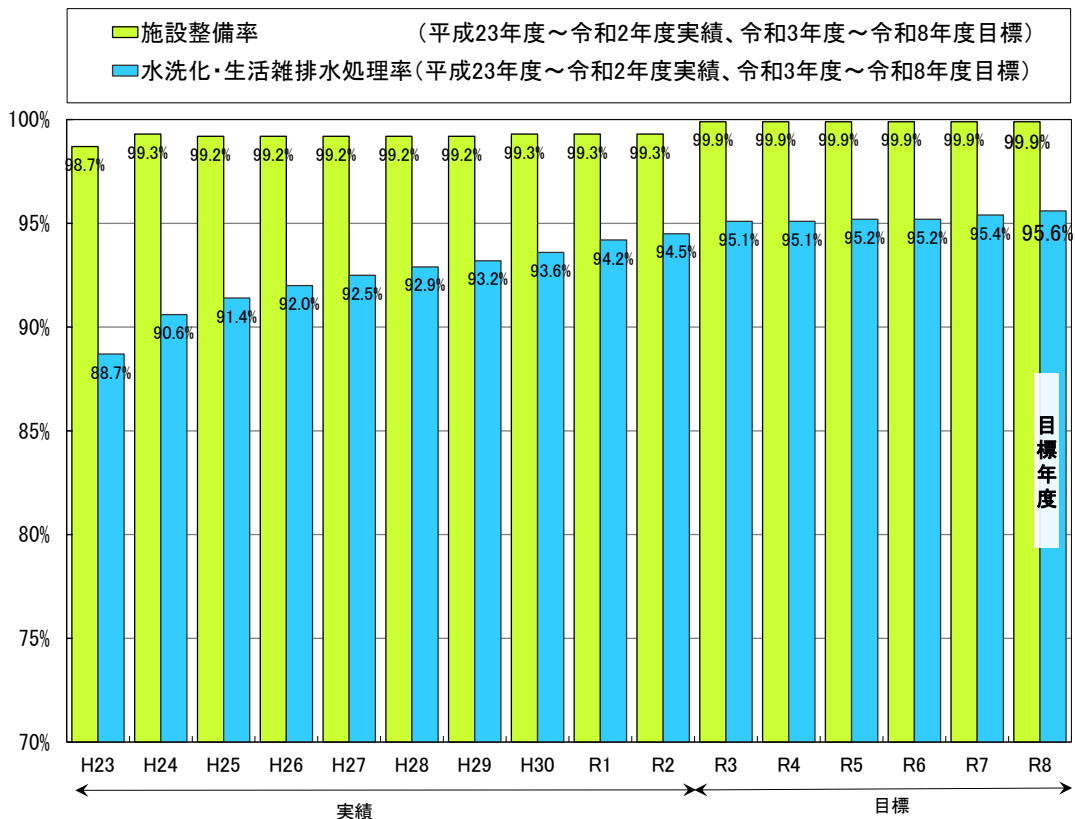
① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標（数値目標）を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標（数値目標）

計画目標	実 績		目 標	
	平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度 (前期)【参考】	令和8年度 (後期)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	99.2 %	99.3 %	— (99.8 %)	99.9 % (99.9 %)
水洗化・生活雑排水 処理率	92.5 %	94.5 %	— (93.1 %)	95.6 % (93.2 %)

注② 令和8年度の上段数値（ゴシック体）は今回見直した目標値を、下段数値（括弧値）は当初目標値を示す。

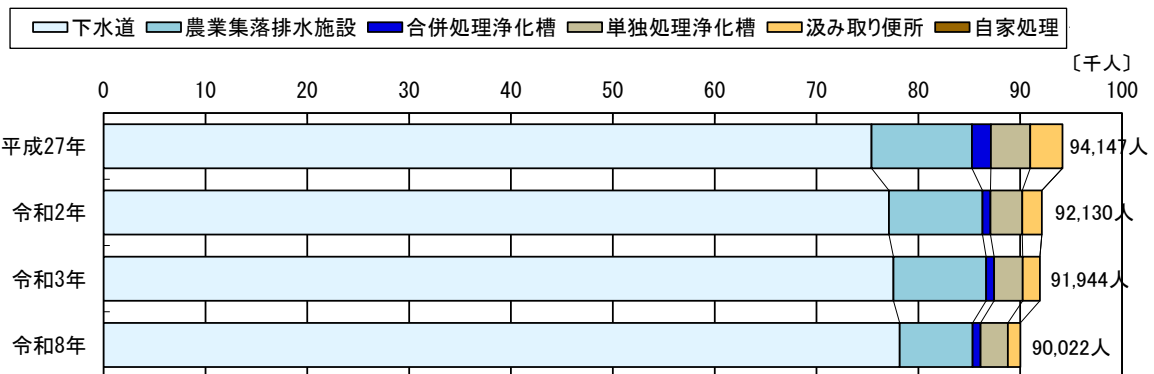


② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

射水市全域				単位	実績		目標			
					平成27年 当初の最終実績年度	令和2年 最終実績年度	令和3年 前期【参考】	令和8年 後期		
行政区域内人口				人	94,147	92,130	91,944	90,022		
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	65,400	64,123	64,794	63,748	
				特定環境保全公共下水道		16,531	17,605	17,389	18,553	
			小計			81,931	81,728	82,183	82,301	
			農業集落排水施設		10,074	9,336	9,225	7,211		
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		1,425	411	408	419		
		水洗化・生活雑排水処理人口 計			93,430	91,475	91,816	89,931		
		施設整備率		%	99.2%	99.3%	— (99.8%)	99.9% (99.9%)		
		計画処理区域内人口 計				人	94,147	92,130	91,944	90,022
		計画処理区域外人口 計					0	0	0	0
		水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	61,031	60,964	61,722
	特定環境保全公共下水道					14,372	16,141	15,839	17,291	
小計						75,403	77,105	77,561	78,177	
	農業集落排水施設				9,858	9,198	9,099	7,140		
合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外				1,425	411	408	419		
	下水道の処理開始公示済み区域内				435	370	370	370		
小計					1,860	781	778	789		
水洗化・生活雑排水処理人口 計					87,121	87,084	87,438	86,106		
水洗化・生活雑排水処理率				%	92.5%	94.5%	— (93.1%)	95.6% (93.2%)		
水洗化・生活雑排水未処理人口 [単独処理浄化槽]				人	3,867	3,128	2,801	2,689		
非水洗化人口 [汲み取り便所]					3,159	1,918	1,705	1,227		
[自家処理]					0	0	0	0		
計画処理区域内人口 計					94,147	92,130	91,944	90,022		
計画処理区域外人口 計					0	0	0	0		
し尿処理施設 計画収集人口				人	18,744	15,025	14,383	11,845		
し尿 汲み取り便所					3,159	1,918	1,705	1,227		
浄化槽汚泥 合併・単独処理浄化槽、農業集落排水施設					15,585	13,107	12,678	10,618		



③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

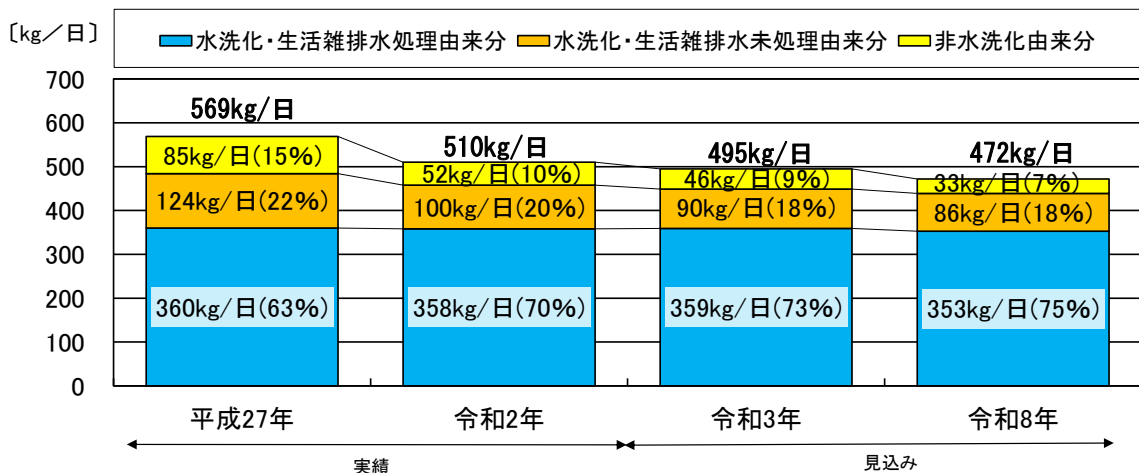
生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

令和8年度におけるBOD汚濁負荷量は、令和2年度に対して約7.5%削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

射水市全域		単位	実績		目標		
			平成27年 当初の最終実績年度	令和2年 最終実績年度	令和3年 前期【参考】	令和8年 後期	
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口		人	94,147	92,130	91,944	90,022
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	75,403	77,105	77,561	78,177
			農業集落排水施設	9,858	9,198	9,099	7,140
			合併処理浄化槽	1,860	781	778	789
		水洗化・生活雑排水処理人口計		87,121	87,084	87,438	86,106
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕		3,867	3,128	2,801	2,689	
	非水洗化人口		3,159	1,918	1,705	1,227	
	〔汲み取り便所〕		0	0	0	0	
	〔自家処理〕		0	0	0	0	
	計画処理区域内人口計		94,147	92,130	91,944	90,022	
計画処理区域外人口計		0	0	0	0		
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口		BOD汚濁負荷量 kg/日	569	510	495	472
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道 4g	302	308	310	313
			農業集落排水施設 5g	49	46	45	36
			合併処理浄化槽 5g	9	4	4	4
		水洗化・生活雑排水処理人口計		360	358	359	353
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕 32g		124	100	90	86	
	非水洗化人口		85	52	46	33	
	〔汲み取り便所〕 27g		0	0	0	0	
	〔自家処理〕 27g		0	0	0	0	
	計画処理区域内人口計		569	510	495	472	
計画処理区域外人口計		0	0	0	0		
BOD汚濁負荷量の削減割合【令和2年度を100%とした場合】		%	—	100.0%	97.1%	92.5%	

注記) BOD汚濁負荷量 (kg/日) は、表4-1-2 (P. 80) に示すBOD換算の汚濁負荷量 (g/人・日) に、上表の各生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。



④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、市街化区域は下水道の整備を実施しており、今後も下水道事業計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を推進していきます。

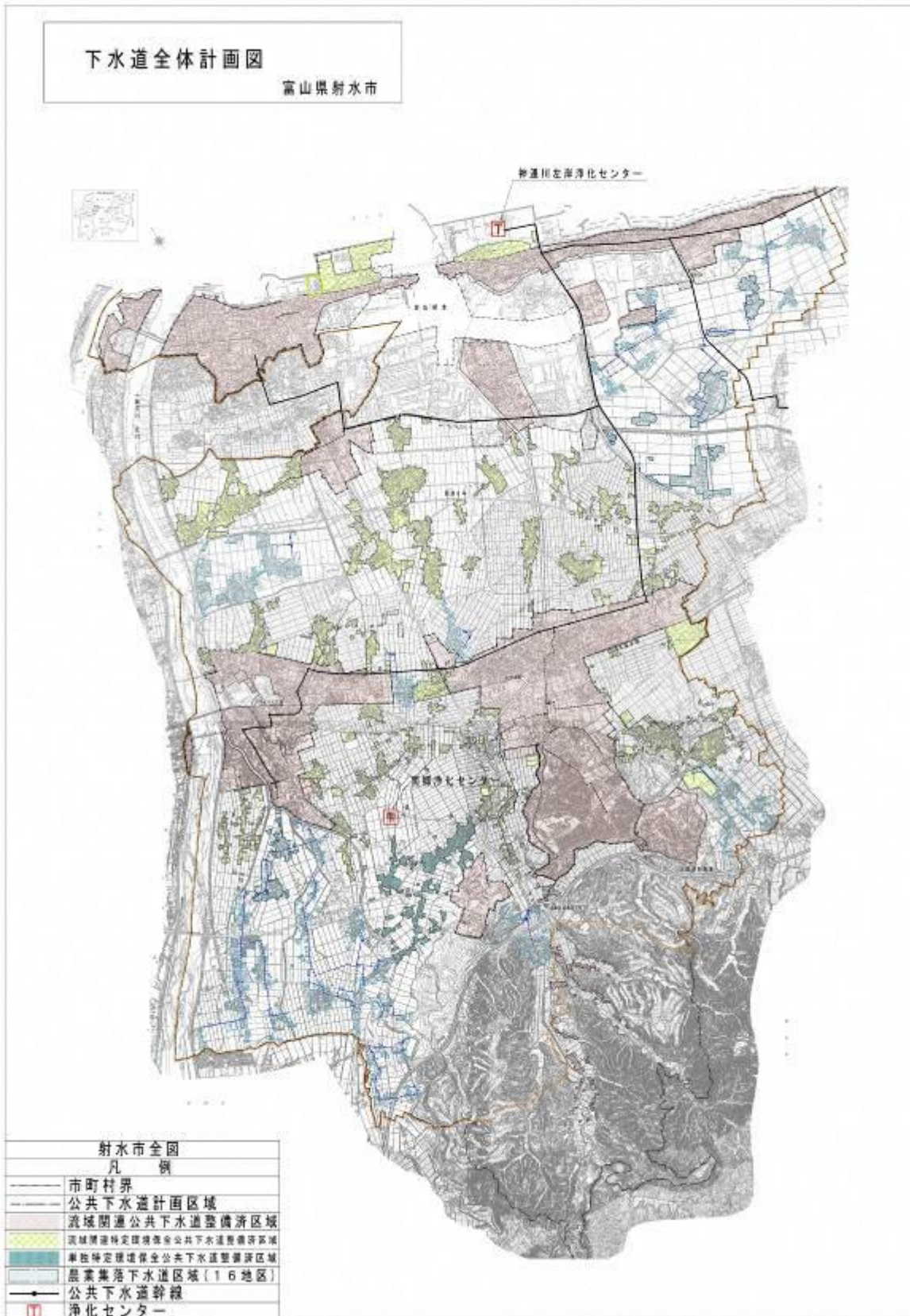
一方、市街化調整区域は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道や農業集落排水施設）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討した上で選択する等して、計画的な施設整備を進めていきます。

本市の生活排水処理施設の整備計画の概要は、表4-2-4に示すとおりです。

表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設区分	施設名		計画処理区域 【各種事業計画】累計値				計画処理人口 【各種事業計画】累積値			
			実績		見込み		実績		見込み	
			平成27	令和2	令和3	令和8	平成27	令和2	令和3	令和8
下水道	小矢部川処理区	公共	42.50ha	42.50ha	42.50ha	42.50ha	1,143人	1,064人	1,072人	1,051人
	神通川左岸処理区	公共	1,363.72ha	1,401.53ha	1,686.53ha	1,686.53ha	53,644人	53,120人	63,722人	62,697人
		特環	652.71ha	656.68ha	656.68ha	729.68ha	15,024人	16,207人	15,947人	17,150人
	大門東部処理区	特環	32.30ha	32.30ha	32.30ha	32.30ha	1,507人	1,398人	1,442人	1,403人
	太閤山処理区	公共	266.00ha	266.00ha	令和3年度に神通川左岸処理区へ接続		10,613人	9,939人	令和3年度に神通川左岸処理区へ接続	
農業集落排水施設	七美処理場		17.8ha	17.8ha	17.8ha	17.8ha	603人	568人	554人	537人
	塚原南部処理場		80.0ha	80.0ha	80.0ha	80.0ha	1,285人	1,200人	1,179人	1,142人
	本江処理場		23.8ha	23.8ha	23.8ha	23.8ha	660人	582人	587人	569人
	青井谷処理場		21.0ha	21.0ha	21.0ha	21.0ha	549人	499人	499人	484人
	太閤山東処理場		38.6ha	38.6ha	38.6ha	38.6ha	995人	911人	904人	876人
	串田中部処理場		45.0ha	45.0ha	45.0ha	45.0ha	984人	908人	890人	862人
	宮新田処理場		5.0ha	5.0ha	5.0ha	5.0ha	94人	78人	84人	81人
	大門西部処理場		50.1ha	50.1ha	50.1ha	50.1ha	1,309人	1,267人	1,237人	1,198人
	大門中部処理場		37.1ha	37.1ha	37.1ha	37.1ha	713人	674人	664人	643人
	大門南部処理場		20.5ha	20.5ha	20.5ha	20.5ha	230人	204人	205人	198人
	新開発処理場		9.2ha	9.2ha	9.2ha	9.2ha	323人	302人	297人	288人
	今開発処理場		11.3ha	11.3ha	11.3ha	11.3ha	375人	350人	344人	333人
	白城台処理場		8.0ha	8.0ha	8.0ha	令和6年度に下水道(神通川左岸処理区)へ接続予定	242人	217人	217人	令和6年度に下水道(神通川左岸処理区)へ接続予定
	加茂処理場		40.0ha	40.0ha	40.0ha		1,175人	1,093人	1,079人	
	八講処理場		1.0ha	1.0ha	1.0ha		39人	33人	33人	
白石処理場		24.0ha	24.0ha	24.0ha		498人	450人	452人		
合併処理浄化槽	下水道公示済み区域外						1,425人	411人	408人	419人
行政区域内人口							94,147人	92,130人	91,944人	90,022人
施設の整備人口							93,430人	91,475人	91,816人	89,931人
施設整備率							99.2%	99.3%	99.9%	99.9%

図4-2-1. 下水道全体計画図



出典：射水市上下水道部

⑤ その他

生活排水処理対策では、下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっていますが、これらの施設整備に相当の期間を要する地域では、各家庭・事業者における生活排水処理対策の実践が重要になります。

また、下水道等は生活排水処理施設の整備進捗だけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導活動を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者に対する啓発・指導活動も推進する必要があります。

このような観点から、各段階に応じた指導や啓発などの活動も積極的に進めていきます。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭・事業者における実践活動）

内	容
①野菜くずや残飯を流さない。	
②天ぷら油やサラダ油の廃油を流さない。	
③トイレットペーパー以外のものは流さない。	
④危険物・有害物を流さない。	
⑤ディスポーザを使用される方はディスポーザシステムで使用する（ディスポーザシステム設置には、市への届出が必要）。	
⑥飲食店等、油脂分を多く含む雑排水を排出される場合は、グリストラップの設置及び適正な維持管理が必要。	

出典：射水市上下水道業務課資料

表4-2-6. 主な指導・啓発活動の内容（関係部署との連携）

項	目	内	容
水洗化・生活雑排水処理の推進		○市職員による戸別訪問 ○水洗便所改造等資金貸付制度の継続な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度の継続な実施 ○広報いみず、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信 ○講習会の開催	
浄化槽の維持管理体制の確立		○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導 ○点検、清掃等に関わる業者への教育・指導 ○研修会、講習会の開催	
水環境保全施策の推進		○水質汚濁防止に関すること ・公共用水域における定期的な水質調査の実施と公表 ・工場・事業所由来排水の常時監視と指導の強化 ・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導 ○水資源の保全に関すること ・水源涵養のための適正な森林整備の推進 ・節水に関する広報啓発・指導 ○水辺環境整備に関すること ・河川改修事業計画における親水空間の整備 ・河川堤防、その他水辺環境の整備	

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

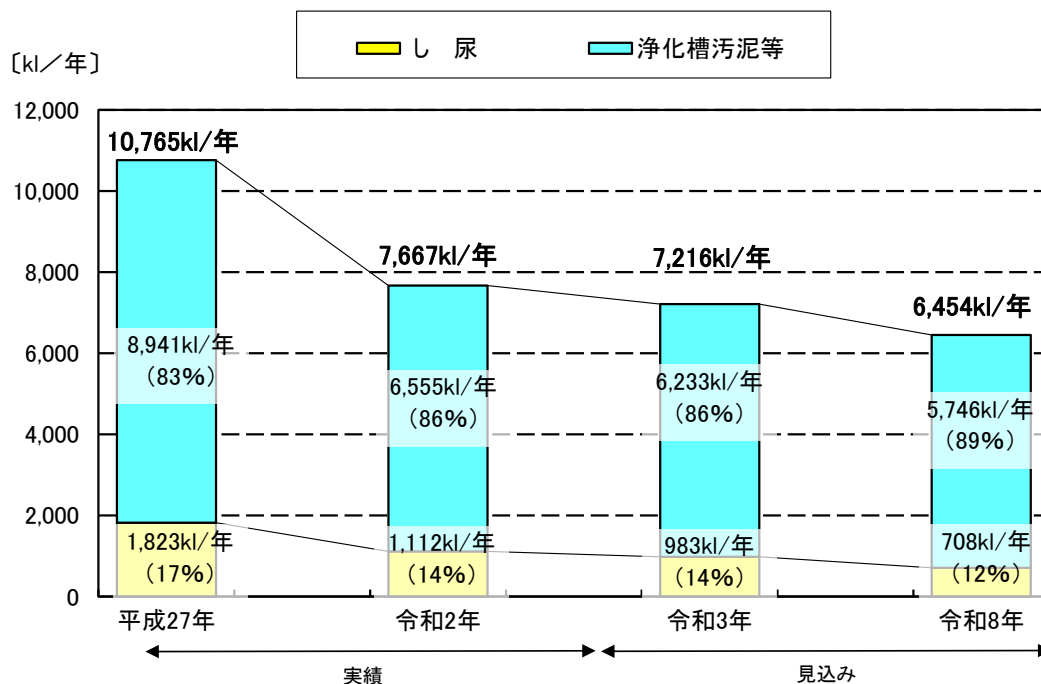
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

年間発生量は、令和2年度では7,667kl/年ですが、令和8年度では6,454kl/年に減少(約16%減少[令和2年度比])する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、令和2年度では21.01kl/日ですが、令和8年度では17.68kl/日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区分	単位	実績				目標			
		平成27年		令和2年		令和3年		令和8年	
		当初の最終実績年度		最終実績年度		前期【参考】		後期	
		浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合				
計画年間処理量	し尿	1,823	1,112	983	708				
	浄化槽汚泥等	6,765	5,066	4,572	4,443				
	農業集落排水汚泥	2,176	1,489	1,661	1,303				
	小計	8,941	6,555	6,233	5,746				
	計画年間処理量合計	10,764	7,667	7,216	6,454				
計画日平均処理量	し尿	4.98	3.05	2.69	1.94				
	浄化槽汚泥等	18.48	13.88	12.53	12.17				
	農業集落排水汚泥	5.95	4.08	4.55	3.57				
	小計	24.43	17.96	17.08	15.74				
	計画日平均処理量計	29.41	21.01	19.77	17.68				



1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。
令和2年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は83.1%と高くなっています。また、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、増加傾向となることを見込まれます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	実績	見込み	
	令和2年度	令和3年度	令和8年度
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	83.1%	86.4%	89.0%

② 排出抑制計画

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃汚水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。
また、収集・運搬体制は、今後も引き続き、現行体制で対応していきます。

④ 中間処理計画・最終処分計画

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設（射水市衛生センター）により処理を行っています。また、処理後の残渣物は、し渣（ごみ等の夾雑物）と余剰汚泥があり、これらは、射水市衛生センターにて焼却処理後、市所管の野手埋立処分場にて埋立処分しています。

処理体制は、当面の間はこれまで通りに安定かつ適正に処理していきますが、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、処理施設のあり方について検討していく予定です。



第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂

発行 / 射水市市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[E-mail] kankyou@city.imizu.lg.jp

[ホームページ] <http://www.city.imizu.toyama.jp>

令和4年3月

新湊東地域包括支援センターの運営法人の変更について

1 理由

新湊東地域包括支援センターは、平成21年4月1日から社会福祉法人喜寿会が運営しているが、同法人から令和4年度以降地域包括支援センター業務を受託できない旨の申し出があった。射水市地域包括支援センター運営協議会条例第2条に基づき、運営協議会で審議を行い承認されたため、下記の法人へ運営法人を変更するもの。

2 委託法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 射水万葉会
- (2) 法人所在地 射水市朴木211番地1
- (3) 新湊東地域包括支援センター設置予定地
射水市七美882番地1 ケアハウス万葉内

3 運営法人変更期日 令和4年4月1日

4 新湊東地域包括支援センター圏域

- (1) 担当地区 立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の潟町、海王町、片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区
- (2) 高齢者状況

(令和3年9月末現在)

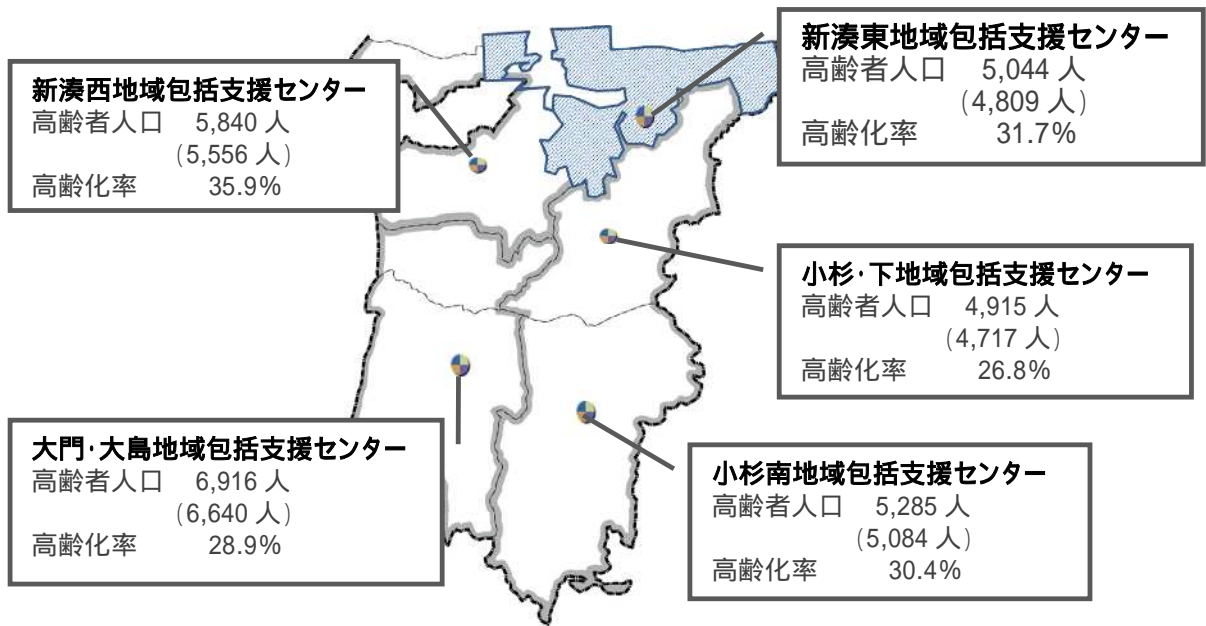
センター名	人口 a (人)	高齢者数(人)			高齢化率 b/a (%)	要支援認定者(人)		
		65歳~ 74歳	75歳 以上	計 b		要支援 1	要支援 2	計
新湊東地域 包括支援セ ンター	15,893	2,321	2,723	5,044	31.7	123	116	239
(参考) 射水市全体	91,860	13,916	14,084	27,979	30.5	467	534	1,001

5 人員配置

(単位:人)

	3職種			認知症 地域支援 推進員	生活支援 コーディネーター	計
	保健師等	社会福祉士 等	主任介護支援 専門員等			
配置基準	1	1	1	1	1	5

6 令和4年度地域包括支援センターの設置体制



(高齢者人口は R3.10.1 現在。括弧内は在宅者数)

7 参考図



射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業のスケジュール変更について

本市は、令和2年11月1日に社会福祉法人小杉福祉会と小杉ふれあいセンター跡地利活用事業に係る基本協定を締結し、これまで同法人とともに事業の円滑な実施に向け準備を進めてきた。

今定例会において、当該敷地を売却するための議案を提出しているところであるが、同法人から事業スケジュールの変更について申出があり、これを受け入れることとしたもの。

1 変更内容

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）を含めた複合施設の建設着工を令和4年4月から令和6年度の着工に変更する。

なお、保育園の建設工事（あいあい保育園の移転新築）については、今年度中に着工する。

当初事業計画

小杉ふれあいセンター跡地に、サ高住と保育園を設置し、サ高住部分については、コミュニティスペースを設け、カフェやフィットネスジム、浴場などの機能を備え、老若男女、障がいの有無を問わず、誰もが集うことができる地域に開かれた複合施設として、令和4年4月に建設着工し、令和5年度から事業展開をすることが示されていた。

2 変更理由

小杉福祉会の令和2年度決算状況が、新型コロナウイルス感染症の影響が想定より大きくなったこと等から、本件事業の資金計画を変更せざるを得なくなったため。

市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

1 市内感染者の発生状況について(12月6日現在)

令和3年9月定例会(9月21日開催)後の新型コロナウイルス感染症の市内感染者については10名であり、それまでの375名を含め、全385名となっている。

(1) 感染者状況(令和2年4月1日~令和3年12月6日公表)

年代	男性(人)	女性(人)	年代	男性(人)	女性(人)
10歳未満	11(2)	9(1)	50歳代	27(1)	24
10歳代	16(1)	22(1)	60歳代	14	16
20歳代	50	33	70歳代	5	10
30歳代	45	28(2)	80歳代	2	5
40歳代	38(2)	28	90歳以上	1	1

()は新規

(2) 市内発生の傾向

富山県においては、新規感染者数が8月下旬をピークに減少し、9月27日に警戒レベルを「ステージ2」へ、10月4日に「ステージ1」へ引き下げ、県内は落ち着いた状況が継続している

本市においても11月2日から新規感染者はゼロとなっている。

2 今後の感染症対策について

感染再拡大防止に向けた取組については、年末に向けた社会経済活動の活発化や気温の低下による屋内での活動の増加に伴う感染の第6波が懸念されることから、国が示している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、引き続きこれまでの感染症対策を徹底してもらうようお願いしていく。

- ・これまでのマスクの着用、手指消毒、3密の回避を継続
- ・特に冬場に向け密閉対策として、換気の徹底

富山県の感染者の状況(令和3年12月6日15時現在)

- ・感染者 4,868名(ゲノム解析結果:アルファ株200名、デルタ株238名)
- ・入院中 0名(重症者数0名)
- ・宿泊療養施設入所者数 0名
- ・自宅療養又は入院等調整中 0名
- ・退院者数 4,816名
- ・死亡者数 52名

新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況について

1 接種状況について(12月6日現在)

対象者	対象人数 (R3.4.1現在)	接種済人数(接種率)	
		1回目接種	2回目接種
65歳以上 (高齢者施設入所者含む)	27,979人	26,464人(94.6%)	26,368人(94.2%)
12歳～64歳 (エッセンシャルワーカー含む)	55,419人	48,469人(87.5%)	47,901人(86.4%)
対象者比	83,398人	74,933人(89.8%)	74,269人(89.1%)
人口比	92,130人	74,933人(81.3%)	74,269人(80.6%)

内訳(医療従事者、高齢者・障がい者施設従事者、高齢者居宅サービス等従事者等、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校関係)

11月で2回目接種がおおむね完了した。今後、接種医療機関の規模を縮小しながら、接種を継続していく。

2 追加接種(3回目)について

(1) 対象者 2回目接種が終了し、8ヶ月以上経過した18歳以上の者を対象に、順次追加接種を進めていく。

(2) 接種スケジュール

2回目接種完了月	主な接種済者	接種済者数	接種券発送日	接種開始日
R3.3月	医療従事者 1	312	R3.11.19	R3.12.6
R3.4月		975		
R3.5月	医療従事者 1 2	1,363	R3.12.28 R4.1.15	R4.1月
	高齢者施設入所・従事者	948		
R3.6月	高齢者(75歳以上)	13,726	R4.1.31 R4.2.15	R4.2月
R3.7月	高齢者(65～74歳)	12,349	R4.2.28 R4.3.15	R4.3月
R3.8月	一般(12～64歳)	9,923	R4.3.31 R4.4.15	R4.4月
R3.9月		15,000	R4.4.30 R4.5.15	R4.5月
R3.10月		15,000	R4.5.31 R4.6.15	R4.6月

1 病院、診療所の市内在住の医師・看護師等

2 歯科医師、薬剤師、救急隊員等

(3) 接種できる医療機関

	医療従事者 1	医療従事者 2	高齢者施設 入所・従事者	高齢者 (65 歳以上)	一般 (12 ~ 64 歳)
市民病院	○	○		○	○
個別医療機関 (33 ヶ所)	○(自院スタ ッフのみ)		○	○	○
集団接種会場 (ミライクル館)				○	○

(4) 予約受付方法

- ・市民病院及び集団接種会場については、いみず e - 予約システム又はコールセンターで受付し、個別医療機関の高齢者及び一般については、今後検討していく。
- ・接種券の発送は 1 ヶ月分を 2 , 3 回若しくは週 1 回に小分けし送付するものとし、手元に届いた方から予約可能とする。